

平成 24 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 前田耕一（市民クラブ） 25～33ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 従来の組織機能の検証について
- 2 組織改正の目的及び効果について

議案第84号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 歳入について
 - （1）第12款分担金及び負担金、第2項負担金、第4目総務費負担金について
- 2 歳出について
 - （1）第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目保育所費について
 - （2）第10款教育費、第5項社会教育費、第2目文化財保護費について

2 鈴木達夫（ぽぷら） 33～43ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 新組織（案）の中で、次の室の配置や分掌事務が妥当なのかについて
 - （1）「観光振興室」が市民文化部・関支所の所管でいいのか
 - （2）「協働事業」が市民文化部・文化振興局・共生社会推進室の分掌事務でいいのか
 - （3）「行政改革」が財務部・財政行革室の分掌事務でいいのか
- 2 子ども総合センターの機構改革について
 - （1）専任のセンター長を配置するのか、又その役割は
 - （2）「子ども輝きプロジェクト」との連携はどうするのか
- 3 平成25年2月の市長選挙との関連について
 - （1）組織・機構改革は新市長に委ねるべきという考え方にどう答えるか
- 4 部内局の増設について
 - （1）二層管理体制がマネジメント強化や部内協力にどう繋がるのか

3 服部孝規（日本共産党） 43～54ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 部・室制の3年間の評価・検証を読んでもなぜ、今、組織・機構改革が必要なかわからない。どこに問題があり、成果があったのか
- 2 部内に局を置くことについて「二層管理体制によりマネジメント機能の強化を図る」とあるが、今より組織が複雑になりマネジメント機能が低下するのではないか
- 3 華々しく打ち上げた「文化部」をたった3年で市民部と統合するが、単独より統合した方

がより効果があると考えているのか

4 図書館や歴史博物館を室からはずすが、この分野は重きを置かないということか

議案第83号 亀山市営住宅条例の一部改正について

1 国の基準と異なる市独自の基準は検討しなかったのか

4 森 美和子（公明党） 54～62ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

1 部・局・室の関係について

2 危機管理局に対する市の認識について

3 市民ニーズの多様化をどのように反映したのか

4 前回の改革で市民に親しみやすい部・室名にされたが、今回はどうなのか

議案第83号 亀山市営住宅条例の一部改正について

1 第3条の2 整備基準について

2 第6条 入居者の資格について

5 尾崎邦洋（緑風会） 62～70ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

1 今回、組織・機構改革を実施しようとする経緯について

2 平成21年12月の定例会で行政組織条例の一部改正を行った組織・機構改革の総括について

3 今回の組織・機構改革によって具体的にどのような効果が生まれるのか

4 今回の組織・機構改革にかかる費用の総額について

6 大井捷夫（新和会） 70～80ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

1 条例改正の背景と考え方について

2 現組織の問題点及び検証結果について

3 何故この時期に組織・機構改革を行うのか

4 部長、局長の二層管理体制を構築するとあるが、部長と局長の職務権限について

5 平成22年4月に組織・機構改革を実施し新たに設置した文化部を、今回、文化振興局として市民文化部の部内局としているが、再編した理由について

6 市民サービス、窓口一本化という面での配慮はあるのか

議案第76号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

1 条例制定の目的について

2 条例制定の内容について

3 亀山市としての独自の基準はあるのか

4 他市の状況はどうか

議案第78号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について

- 1 条例制定の目的について
- 2 布設工事監督者を配置する工事とはどのような工事か
- 3 政令で定める資格を参酌した理由は何か

議案第91号及び92号 指定管理者の指定について

- 1 指定管理者の公募に当り、国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿の指定管理に何を求めて公募をしたのか、併せて公募参加条件及びこれまでの入札参加実績の有無について尋ねる
- 2 指定管理者選定に関し、指定管理者選定委員会について尋ねる
 - (1) 指定管理者選定基準及び採点配分について
 - (2) 優先交渉権者として2者について選定した大きな要因はどこにあったのか
- 3 指定管理者としての2者については、どのような事業展開をしていくのか
- 4 今後、市は指定管理者として国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿の運営に当る2者に何を期待するのか

7 竹井道男（市民クラブ） 80～92ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 組織機能の考え方について
 - (1) 部・室制導入時の考え方である組織のフラット化に逆行していないのかについて
 - (2) 内部管理部門の再編の考え方について
- 2 職員自らが考え行動する組織の実現について

議案第84号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 普通交付税の減額補正について
- 2 臨時財政対策債の補正について

8 小坂直親（緑風会） 92～103ページ

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 機構改革の必要性和要旨について
 - (1) 市民の暮らしの質を高める目的とは
 - (2) 市民力で地域力を高める目的とは
 - (3) 組織マネジメント機能の強化とは
 - (4) 二層管理体制とは
 - (5) 文化行政とは

議案第84号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 歳入について
 - (1) 第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、生活保護費負担金について
 - (2) 第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、安心子ども基金保育基盤

整備事業補助金について

(3) 第21款市債、臨時財政対策債について

2 歳出について

(1) 第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、退職手当について

(2) 第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目環境衛生費、浄化槽整備事業補助金について

9 伊藤彦太郎 103～111ページ

議案第92号 指定管理者の指定について

1 道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の選定理由について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月11日】

1 片岡武男（市民クラブ） 116～129ページ

子供議会について

- 1 小学生対象の子供議会の開催について
 - (1) 過去の開催経緯について
 - (2) 今後の開催予定について

都市計画道路について

- 1 計画の進捗状況について
 - (1) 計画路線は何路線あるのかについて
 - (2) 計画見直しの路線はあるのかについて
 - (3) 新規必要と判断する路線について

陸上競技場について

- 1 西野公園運動広場にある200メートルトラックを400メートルトラックへの拡幅、あるいは陸上競技場の新設について

本年9月の想定外の大雨について

- 1 昭和49年発生 of 集中豪雨のほう が被害は甚大であったのに、想定外と判断する根拠について
 - (1) 昭和49年発生 of 集中豪雨による雨量を吸収可能とする排水の設計は、妥当な設計であったのかについて
 - (2) 道路を30センチ以上も嵩上げされた被害家庭の今後の対策について
 - (3) 11月臨時議会の補正予算で、市債を発行した必要性について

2 鈴木達夫（ぽぶら） 129～142ページ

亀山市の住生活環境について（主に市営住宅の現状と今後について）

- 1 市営住宅の建築基準について
 - (1) 市が建設する市営住宅と、買取りや借上げによる市営住宅の基準が違うのはなぜか
- 2 市営住宅の現状について
 - (1) 「亀山市住生活基本計画」の策定時と現在の市営住宅の居住ニーズの変化について
 - (2) 計画に対し、市営住宅対応は進んでいるのか
 - (3) 今後の展開について
- 3 「亀山市住生活基本計画」の進捗について
 - (1) 地域の特性を活かした住まいづくりについて
 - (2) 定住化促進に向けた住まいづくりについて

3 服部孝規（日本共産党） 142～154ページ

親の強い願いである一時保育や病児・病後児保育などの特別保育事業について

- 1 後期基本計画に「保護者の就労形態やニーズに応じた多様な保育サービスの提供に努め」とあるが、親の強い願いである一時保育などの特別保育事業は、いつになったら取り組むのか

消費税増税法案が可決されたが、増税による市民や市財政に与える影響について

- 1 消費税増税による市民の負担増はどれぐらいなのか
- 2 消費税増税による市の歳入、歳出への影響額はどれぐらいか

非常勤職員の待遇改善について

- 1 平成23年12月議会での一般質問以降、非常勤職員の待遇で改善されたものがあるのか

4 新 秀隆（公明党） 154～163ページ

市民の安心・安全対策について

- 1 市内道路の安全対策について
 - (1) 市内の危険道路状況及び対策について
 - (2) P T Aからの通学路に関する改善要望について
 - (3) 市内の道路整備について
 - ア 除草状況について
 - イ 枯れ葉の清掃対策について

空き家・空き地について

- 1 空き家・空き地の現状について
- 2 苦情による対応や対策について
- 3 今後の条例制定の考え方について

5 尾崎邦洋（緑風会） 163～174ページ

地域産業活性化について

- 1 輸送機械関連企業の技術躍進の推進について
- 2 高度人材の育成について
- 3 企業アドバイザーについて
- 4 亀山市産業振興奨励金について
- 5 環境保全に関する事項について
 - (1) 地域における防犯活動への協力について
 - (2) 犯罪捜査への協力等について

上水道整備について

- 1 現状について
- 2 今後について

平成25年度予算編成について

- 1 予算編成の基本的な考え方と目指す方向性について
- 2 予算規模概要について
- 3 平成25年度の税収見込みについて

行財政改革大綱について

- 1 行財政改革大綱の改定について
- 2 パブリックコメント（意見公募手続き）の結果と在り方について
- 3 基金の管理運用について（活用指針の作成）

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月12日】

1 竹井道男（市民クラブ） 188～202ページ

平成25年度行政経営の重点方針と予算編成の考え方について

- 1 議会への資料提出について
- 2 行財政改革大綱2年目の予算編成としての考え方について

亀山市人材育成基本方針と長期研修計画について

- 1 今回の改正での変更点について
- 2 人材育成で求める職員像について
- 3 まちづくり基本条例第9条職員の責務について
- 4 職員の意識改革について
- 5 平成25年4月改正の新組織への対応について
 - (1) 事務の効率化の取り組みについて
 - (2) ファシリテーターの養成について

2 森 美和子（公明党） 202～213ページ

防災・減災対策について

- 1 職員に対して行われた「防災対策アンケート」について
 - (1) アンケート結果による課題について
 - (2) 職員のコンプライアンス（法令順守）について
 - (3) 今後の対応について

国民健康保険事業について

- 1 医療費の現状について
- 2 医療費抑制の方法について（ジェネリック医薬品差額通知サービス）
- 3 特定検診について
 - (1) 受診者について
 - (2) 未受診者について

循環型社会の推進について

- 1 小型家電リサイクル制度について
 - (1) 制度導入に対する認識について
 - (2) 今後のリサイクルの推進について

3 宮崎勝郎（緑風会） 213～229ページ

市長の任期全うの想いと次期市長選の表明について

- 1 市長は、任期を終えようとする中、どのような評価であったか
- 2 次期市長選に出馬表明されたが、どのような想いを持っているのか
- 3 現在、総選挙が行われているが、地方の首長である市長は、どのように受け止めているのか

教育行政について

- 1 「みえの学力向上県民運動」のキックオフ宣言がなされたが、亀山市は、どのような計画を考えているのか
- 2 放課後子ども教室の成果と今後、さらにどのように取り組んでいくのか
- 3 いじめ問題の亀山市の状況と、今後の対策をどのように考えているのか
- 4 インフルエンザ、ノロウィルスの予防策として、幼稚園、保育園、小学校、中学校に対する対策をどのようにしているのか

防災対策等と安全対策について

- 1 台風17号により、市内において被害が発生したが、その被害状況について
- 2 被害にあった個々の対策は、どのように講じたのか
- 3 今後の対策は、どのように考えているのか
- 4 道路環境の整備は、どのように考えているのか

市民参画協働の地域づくりについて

- 1 地域コミュニティのしくみづくり支援事業についての推進は、どのようにされているのか
- 2 コミュニティのモデル事業の内容について

4 中崎孝彦（新和会） 230～238ページ

高齢者医療について

- 1 認知症高齢者の支援について
- 2 高齢者への訪問診療について

5 前田耕一（市民クラブ） 238～249ページ

亀山市スポーツ推進計画について

- 1 平成19年策定の亀山市スポーツ振興計画のうち、亀山市スポーツ推進計画で改定した内容について
- 2 スポーツ施設の現状について
- 3 競技スポーツの奨励について

ふるさと応援プログラムの策定について

- 1 ふるさと納税の実績について
- 2 ふるさと市民制度の創設について
- 3 「ふるさと大使」等の委嘱について

和賀白川線橋梁完成後の周辺道路設備について

- 1 野村楠平尾線の整備について

- 2 鈴鹿関線の整備について
- 3 和賀白川線の国道一号線以北の整備について

6 伊藤彦太郎 249～257ページ

民間保育所整備事業について

- 1 補助対象工事における亀山産の木材の使用について

行政情報番組について

- 1 インターネット配信をする考えはないのか

刈り草コンポスト化センターについて

- 1 今後の展開について

平成24年11月29日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

3番	尾崎邦洋君	4番	中崎孝彦君
5番	豊田恵理君	6番	福沢美由紀君
7番	森美和子君	8番	鈴木達夫君
9番	岡本公秀君	10番	坊野洋昭君
11番	伊藤彦太郎君	12番	前田耕一君
13番	中村嘉孝君	14番	宮崎勝郎君
15番	片岡武男君	16番	宮村和典君
17番	前田稔君	18番	服部孝規君
19番	小坂直親君	20番	竹井道男君
21番	大井捷夫君	22番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さんおはようございます。

ただいまから平成24年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書2件が提出されており、お手元に配付しておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

5番 豊田恵理 議員

15番 片岡武男 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いいたします。

もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月21日までの23日間と決定いたしました。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成24年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、去る9月30日、大型に発達した台風17号の接近に伴い、本市におきましても例年にならぬ豪雨となり、市内の河川の急激な増水により、椿世町など一部の地域において家屋の床下や床上に浸水があったほか、道路や河川などの公共施設や農業用施設に甚大な被害が発生したところであります。改めまして、被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧に鋭意努めてまいる所存であります。

さて、私は市長就任直後の平成21年3月定例会において、本市が社会経済状況の環境変化による大きな転換期に差し掛かる中、分権時代にふさわしい自治体経営と持続可能なまちづくりへ挑戦

する決意を申し述べさせていただきました。その上で、市政に臨む3つの基本理念として、市民に開かれた市政、政策の優先度の転換、協働する力を表明させていただき、以来、その理念に基づく市政の進展と市民の暮らしの質の向上に向け、全庁一丸となり最善の努力を重ねてまいりました。

市長としての任期も残すところ2カ月余りとなり、この3年10カ月を顧みますと、平成20年秋のリーマンショックを契機とする世界的不況の影響などにより、液晶産業の集積による強固な市税収入に支えられた行財政運営から、税収構造の変化に適応した行財政運営への転換が急ぎ求められ、私自身、激動期の激変緩和が最大の使命であったと考えております。

そのため、市政の透明性につながる情報の公開と共有を進めるとともに、選択と集中による大型事業の見直し、事業仕分けの実施、市債発行の抑制など、将来への備えを重視いたしてまいりました。こうした中で、三重大学との連携による地域医療の再構築、義務教育終了時までの医療費助成制度の創設、木造住宅の耐震化の促進など、市民の暮らしの質を高める施策を優先し、現在もその推進に努めているところであります。また、本市のまちづくりの基本原則を位置づける亀山市まちづくり基本条例の制定など、市民との協働によるまちづくりに向けた基盤づくりを進めてまいりました。

一方、4年間で取り組むとした私の政策公約「マニフェスト」に掲げた68施策につきましては、7割強の施策に成果があらわれ、持続可能な「小さくともキラリと輝くまち・亀山」の実現につながったものと考えております。

まさに今、本市は、少子・超高齢社会の進展、先行き不透明な経済情勢、安心・安全への市民意識の高まりなど、変化と厳しさの中にあります。また、国における社会保障と税の一体改革の行方など、今後の地方行政に少なからず影響を与える課題も予測されます。

こうした中、本年4月、これら内外の動向を踏まえ策定した第1次亀山市総合計画後期基本計画が始動し、また、先月には亀山市行財政改革大綱を改定、再スタートいたしましたので、今後ともこれらの計画の実現に向け全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出のうち、県と策定作業を進めてまいりました企業立地促進法に基づく亀山地域産業活性化基本計画につきましては、今月1日付で国の同意を得たところであります。本計画の策定により、立地企業等に対し一定の支援措置があり、PR効果も期待できますことから、計画に沿って積極的な企業立地を進めてまいりたいと考えております。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化のうち、亀山商工会議所を中心に進められております、市内のお店情報をインターネットで発信する「亀山あきないブログサイト」の整備につきましては、約60店舗が参加し、このほど運用が開始されたところであります。こうした取り組みが地域の商業を振興し、市民の暮らしやすさやまちのにぎわいづくりにつながっていくものと期待いたしております。

次いで、農林業の振興につきましては、農業の健全かつ持続的な発展を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しに取り組んでいるところであります。また、農用地の用途区分等を定める亀山市農業振興地域整備計画につきましては

も、現在、その計画変更に係る基礎調査を進めております。

一方、本市の特産品であるお茶につきましては、市内の生産者2名の方が、今月25日に松阪市で開催されました第65回関西茶業振興大会、第65回関西茶品評会の普通煎茶部門で、外観、水色において満点の評価を得られ、農林水産省生産局長賞と全国茶商工業協同組合連合会理事長賞を受賞されました。今後も、県下有数の産地として、良質な茶の栽培を行っていただくことを期待いたしておりますとともに、市といたしましても、特産品のさらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、上下水道の整備のうち、下水道事業の公営企業会計化につきましては、当該事業の一層の経営健全化を図るため、先般、亀山市下水道事業地方公営企業法適用基本計画を策定いたしましたので、今後は、この計画により、平成27年度からの地方公営企業法の適用を目指してまいりたいと考えております。

次に、新たな国土軸の形成のうち、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みにつきましては、先月22日に、本県と奈良県の行政と経済団体が一体となった建設促進会議が開催され、三重・奈良ルート建設促進に関する共同アピールが行われたところであります。こうした広域的な取り組みが展開されてまいりますことは、東京・大阪間の同時開業に向け、大きな弾みになると期待いたしますとともに、これらを契機に、本市が県内停車駅の候補地として早期に位置づけられるよう、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、関係機関に一層の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

一方、今月5日、6日の両日に、新名神高速道路三重県区間、国道1号関バイパス、名阪国道及び国道25号、鈴鹿亀山道路、国道306号の事業促進を図るため、国会議員、並びに国及び県の関係機関等に対し、関係自治体と連携しつつ、各同盟会を通じた要望活動を行い、早期整備の必要性等について働きかけを行いました。

次いで、道路網の整備のうち、市道和賀白川線につきましては、出水時期のため一時中断しておりました鈴鹿川を渡る橋梁の架設工事を先月初めから再開し、JR関西本線をまたぐ橋梁の架設を今月中旬に完了いたしました。引き続き、本年度中には忍山神社側の道路改良工事を発注し、工事進捗を図ってまいります。

次に、公共交通機関の整備のうち、より効率的・効果的な生活交通の確保を目指し進めております亀山市地域公共交通計画の策定につきましては、亀山市地域公共交通会議において策定調査を進めているところであります。昨年度の市民アンケート調査に引き続き、本年度はバス利用状況調査や地域懇談会の開催などを実施し、現在、地域公共交通整備の基本方針案、運行計画案等の取りまとめを行っておりますので、今後2回目となる地域懇談会の開催などを通じて、計画策定を進めてまいります。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」について、ご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティ活動の拠点となる関文化交流センターにつきましては、利用者の利便性向上を図るため、屋内へのエレベーターの設置及びトイレの洋式化を行う改修工事に係る工事請負契約を締結いたしましたので、現在、工事を進めているところであります。

なお、工事期間中はやむを得ず当該センターを閉館しておりますので、利用者の方々に大変ご迷

惑をおかけいたしますが、しばらくの間、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、当該センター3階に併設しております関図書室につきましては、一時的に関支所1階に臨時図書室を設け、運営いたしております。

一方、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、川崎地区及び昼生地区のモデル地区におきまして、まちづくり協議会設立準備委員会が設置され、今後の組織のあり方について協議が進められており、市といたしましても、支援を行っているところであります。また、去る9月26日には、川崎地区コミュニティセンターにおきまして、亀山市自治会連合会と亀山市地区コミュニティ連絡協議会との合同開催によるまちづくり研修会を開催し、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を促進するための新たな仕組みとなるまちづくり協議会の設立に向け、第一歩を踏み出したところであります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」について、ご説明申し上げます。

まず、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、ごみの減量化、リサイクルの推進につきましては、資源物の有効利用と環境への負荷の低減を図るため、来年4月からペットボトル及び食品用白色トレイの回収方法を、現行の各小学校等における拠点回収から、地域のごみ集積所における月2回の分別収集に変更することといたしました。これに伴い、現在、市民に対する周知・啓発に取り組んでいるところであり、さらに来月からは、試行的に地域のごみ集積所での分別収集を開始することといたしております。

次いで、防災力の強化のうち、消防力の充実・強化につきましては、その主要な課題は、新たな消防需要等を的確に把握し、地域の実情に応じた消防・防災体制を体系的に整備していくことと考えております。その取り組みといたしまして、第1次亀山市総合計画後期基本計画を踏まえ、市民の生命・身体及び財産を火災等の災害から保護するため、迅速かつ効果的に対応できるよう、消防力の充実・強化を図ることを目的に、現在、消防力の整備の方向を中期的に示す計画として、亀山市消防力充実強化プランを策定しているところであります。

一方、災害対応力の強化といたしまして、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくため、県内消防相互応援協定に基づく鈴鹿市との応援・受援訓練を初め、津市及び県防災航空隊との山岳救助訓練や、福井県内で実施された緊急消防援助隊の合同訓練に多数の消防士を派遣するなど、技術の向上に努めるとともに、緊急時の広域連携体制の強化を図っております。

また、防火対策の推進といたしまして、兵庫県姫路市で発生した化学プラント施設爆発火災を受けての特別査察を実施するとともに、秋の火災予防運動では、消防団による火災想定訓練を初め、防火フェア、住宅防火診断等により市民の防火思想の啓発に取り組んだところであります。

さらに、救急体制の強化といたしまして、迅速な救護活動が実施できるよう、さまざまな機会を捉えて救急車の適正利用を呼びかけるとともに、現場に居合わせた人による応急手当の実施率を高めるため、市内事業所の従業員などを対象に、応急手当普及員講習を計画的に実施し、応急手当の指導者の養成を図っております。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」について、ご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、亀山市地域福祉計画の諸施策の推進に資するため、先月3日に亀山市地域福祉計画推進委員会を設置いたしました。第1回の委員会では、サロン活動の充実や福祉委員、民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり、福祉の担い手の育成などについて

て活発なご意見をいただきましたので、今後の施策の推進に活かしてまいりたいと考えております。

ところで、先月21日には総合保健福祉センター及び医療センターにおいて、実行委員会の主催による「であい、ふれあい、ささえあい」をテーマとした「あいあい祭り2012」を開催いたしました。市内外で活躍されているボランティア団体や保健・福祉・医療関係団体、社会福祉協議会など約40団体が一堂に会し、健康・医療の相談や日ごろの活動内容の紹介、ステージ発表などを行いました。本年度は、実行委員会の下部組織に3つの部会を設け、事業の実務的な企画立案や連絡調整を行いながら、全ての参加団体が一層積極的に取り組むことで、子供から高齢者まで世代を超えた多数のご来場の方々に、地域での支え合いや健康づくりについて、意識を高めていただきました。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」について、ご説明申し上げます。

まず子育て支援につきましては、待機児童館において、今月1日現在、9名の児童をお預かりし、待機児童の解消に努めているところであります。また、市内における新たな保育所の整備といたしまして、今月1日に民間保育所整備事業の整備主体である社会福祉法人において建設工事が着手され、来年4月の開所に向けて事業が進められているところであります。

なお、当該事業に対する県補助金の補助率が変更となりましたので、本議会に関係する歳入の予算補正を提案させていただいております。

次に、文化芸術の振興につきましては、先月、文化会館等において初の実行委員会主催による市民文化祭が開催され、1,800名を超える方々に日ごろの文化芸術活動の成果を発表していただきました。また、東町商店街において開催された「アート亀山2012」では、全国の若手アーティストなど56名が参加され、現代アートの展示により亀山独自の文化芸術を発信していただきました。さらに、今月4日には、宿場大行列など多彩な催しによる東海道関宿街道まつりが、また25日には、文化会館において、市民・専門家・文化会館等の協働による亀山ミュージカル「遙かなる時代をこえて」が、それぞれ盛大に開催されました。今後も、こうした市民レベルの文化芸術に対する盛り上がりを大切に育みながら、平成26年の「かめやま文化年」へとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

自立した行政経営の推進のうち、地方分権の推進につきましては、地域主権改革により、これまで国の法令で全国一律に定められていた施設・公物の設置管理の基準について、義務づけ・枠づけの見直しが図られ、地方自治体の自主性・自立性を高める改革が進められております。これに伴い、必要となります道路や公園などの市の施設・公物の設置管理の基準を定める条例といたしまして、本議会に亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例ほか6条例について、条例の制定、または一部改正を提案させていただいております。

次に、行財政改革の推進につきましては、中期財政見通し及び第1次亀山市総合計画後期基本計画を踏まえ、さらなる行財政改革の強化を図るため、先月、亀山市行財政改革大綱の見直し及び後期実施計画の策定を完了いたしましたので、これらの着実な推進に努めているところであります。

一方、国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿地域振興施設につきましては、民間活力の導入による新たな経営形態への移行に向け、当該施設の指定管理者の公募を行いました結果、国民宿舎関ロッジに3者、道の駅関宿地域振興施設に4者の公募参加がありました。これを受け、亀山市指定管理者

選定委員会による審査を経つつ、指定管理者優先交渉権者を、国民宿舎関ロッジについては大阪府大阪市の株式会社エムアンドエムサービスに、また道の駅関宿地域振興施設については市内太岡寺町の株式会社安全に、それぞれ決定いたしました。その後、当該指定管理者優先交渉権者との協議が調い、指定管理者候補者として決定いたしましたので、本議会に、国民宿舎関ロッジ及び道の駅関宿地域振興施設に係る指定管理者の指定について提案させていただいております。

次いで、行政マネジメントの強化につきましては、平成22年4月に、分権時代にふさわしい自治体経営により、市民の暮らしの質を高めることを目的とした組織・機構改革を実施してから3年が経過しようとしております。この間、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定を初め、東日本大震災による危機管理に対する市民意識の高揚、地域主権改革の進展、市の財政状況の変化など、市政を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような情勢の変化を踏まえつつ、本市のまちづくりの基本的な考え方である市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進するためには、さらなる組織マネジメント機能の強化と事務の効率化を図る必要があると考えておりますので、本会議に亀山市行政組織条例の一部改正を提案させていただいております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月21日から11月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現状についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成24年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

全国的な教育情勢は、いじめを含め日々さまざまな問題が報道されておりますが、東日本大震災発生以降、国では、これまでの「生きる力を育む」から「生き抜く力を育む」という議論が進み始めています。そして、文部科学省からは、来年度からの新たな教職員定数改善計画案が発表され、防災教育の推進や学力向上、いじめ問題への対応など、義務教育水準の維持向上を図っていく概算要求も行われているところであります。

一方、県では、今月2日、子供たちの主体的な学びを県民総ぐるみで支援を目指し、「みえの学力向上県民運動」のキックオフ宣言がなされたところであります。

このような国や県の動きの中で、市としましては、子供たちはもちろん市民の皆様方の豊かな学びの実現に向けて、学校教育ビジョンや生涯学習計画等に明示しました取り組みを着実に推進する

よう努めているところであります。

去る9月には、保護者・地域住民の皆さんと学校が一体的に地道な取り組みを重ねた成果として、FBCフラワーブラボーコンクールにて、川崎小学校が2年連続で大賞を、亀山東小学校が三重テレビ賞を、神辺小学校が中部善意銀行賞を受賞しました。

また、放課後子ども教室につきましても、昨年度の川崎フレンズに続きまして、野登小学校区ののぼりくらぶが、本年度のすぐれた地域による学校支援活動推進に係る文部科学大臣表彰受賞が決定し、来月3日に文部科学省より表彰を受ける予定であります。

これからも、地域とともにある学校、質の高い豊かな学びを創造する学校を支える教育行政を推し進めてまいります。

一方、今月中旬に、亀山中学校の生徒が自転車で通学途中に軽トラックにはねられるという痛ましい事故が発生いたしました。このことから、登下校中における児童・生徒の交通安全指導の徹底を再度図ったところであり、これからも子供たちの安全確保に努めてまいります。

それでは、最初に学校教育についてご説明申し上げます。

まず、先日、市内全ての小・中学校を対象とした教育長による学校訪問を終えました。訪問では、通常の授業を参観したり、懇談の場を持ったりしました。管理職からは、学力向上や生徒指導上の取り組み及び教職員の過重労働対策などを聞き取ったところです。その上で、より一層、校長を中心としたチームとして機能するための組織づくりや、地域と一体となった特色ある学校づくりに邁進していくことを、教育委員会と学校で確認し合ったところでもあります。

次に、インフルエンザの流行しやすい時期になることから、全ての公立幼稚園及び小・中学校に対し、感染予防の対策を講じたところでもあります。また、各校における防災や危機管理マニュアルに沿った訓練等の取り組みを計画的に推進してまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、教職員の研究活動でございますが、先月17日、神辺小学校において「学び合う力の育成～書き込みを活用した国語科授業を通して～」、また関小学校においては「きこうなるほど わかったよ～みんなでわかる授業づくり～」を研究主題として、教育研究発表会を開催しました。250名を超える教職員がそれぞれ2校に分かれて、授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合いました。今後も引き続き研究を深め、授業改善に努めます。

また、先月25日と30日に、昼生小学校において道徳の授業研究を行い、PTAや地域の方を対象に、情報モラルに関する啓発を行いました。今後も、地域と一体となった道徳教育の推進に取り組んでまいります。

次に、いじめ問題についてでございますが、去る9月の文部科学省により全国一斉に実施されたいじめ問題に関する調査を受けて、教育委員会では、一つ一つの事案について学校から丁寧に聞き取りを行い、県への報告を行ったところであります。引き続き予防に努めるとともに、困難事案については、教育委員会も学校とともに、解決に向けて組織的に取り組んでいるところであります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、白川小学校耐震改修事業でございますが、現在、耐震工事設計業務に取り組んでいるところであります。白川小学校の耐震診断は平成21年度に実施をいたしておりますが、本年度に入ってから木造住宅の耐震診断と補強方法が見直され、補強基準が強化されましたので、現在、三重県建

築士事務所協会など関係機関と協議を行っているところであります。

次に、井田川小学校教室増設事業及び亀山東幼稚園進入路等整備事業でございますが、両事業ともほぼ計画どおりに工事は進んでおりまして、井田川小学校教室等増設工事につきましては、現在、2階躯体工事に着手したところであります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、放課後や休日における子供の居場所づくりの一環として進めております放課後子ども教室推進事業につきましては、先月から井田川小学校区において放課後子ども教室「井田川っ子スマイル教室」が始まりました。初回開催日には、14種の教室に約200名の児童が参加し、盛大に行われたところであります。

次に、家庭教育の支援に関してですが、家庭の教育力向上には、特に幼児期の家庭での過ごし方が重要であります。そこで、子供との接し方や心構えなど子育てに関する保護者の意識やニーズを把握するために、市内の幼稚園・保育園の保護者に向けて、独自でアンケートを実施いたしました。現在、集計作業を進めているところですが、今後は、調査結果を受けて、実態に応じた家庭教育支援の具体策を講じてまいります。

続きまして、図書館関係についてでございます。

図書館の本の展示スペースが手狭になってきたことや、学習室の利用者が増加してきていることから、先月図書館内部改修に向けた工事設計業務委託契約を締結し、現在、改修工事の設計協議を行っているところであります。

また、平成20年3月に策定しました亀山市子どもの読書活動推進計画についてであります。平成23年度までの検証を行い、現在見直しを行っているところであります。

以上、教育行政の現況についてご報告申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時52分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第76号から日程第25、報告第24号までの21件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第76号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてでございます

が、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、市が管理する道路の構造の一般的技術的基準、道路に設ける道路標識の寸法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、道路の構造の一般的技術的基準について、道路構造令で定める基準を参酌し、道路は、これまで政令に基づき整備を図ってきたため、今後も同じ基準による整備及び維持管理を行っていく必要があることから、政令と同じ基準を定めることといたします。

次に、道路に設ける道路標識の寸法について、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定める寸法を参酌し、道路の構造を保全し、かつ交通の安全と円滑を図ることを考慮して、従来の基準が望ましいことから、国と同一の基準とすることとし、具体的な寸法は規則で定めることといたします。

次に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で定める基準を参酌し、移動上または道路の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを原則とすることから、省令と同じ基準とすることとし、具体的な基準は規則で定めることといたします。

また、この基準はこれまで適用してきた三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定める整備基準との整合を図る必要があることから、同条例による整備基準と同じ基準を定めることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第77号亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の一部改正により、準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、河川管理施設等構造令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、政令で定める基準を参酌し、河川管理施設等については、準用河川の実態に応じた従前の基準により管理することが望ましいことから、政令と同じ基準を定めることといたします。

この場合において、市内に存する準用河川は小規模であるため、政令に定める小河川に係る河川管理施設等の構造基準と同様の基準を定めることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日とし、政令で定める基準が条例に委任されることに伴う経過措置を附則に規定いたします。

続きまして、議案第78号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正により、市の水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、水道法施行令で定める資格を参酌して条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、政令で定める資格を参酌し、市の水道の布設工事監督業務及び技術上の管理業務には、これまでと同等の知識・技能等が必要であることから、政令に定める資格と同様の資格を定め

ることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についてでございますが、市は、分権時代にふさわしい自治体経営により市民の暮らしの質を高めることを目的として、平成22年4月に組織・機構改革を実施いたしました。

その後3年が経過しようとする中で、地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化、さらには市の財政状況の変化といった市政を取り巻く現状に柔軟に対応するとともに、第1次亀山市総合計画後期基本計画に掲げている施策・事業を着実に推進するため、これまで以上に効果的かつ効率的な行財政運営を進める必要があります。

このことから、市のまちづくりの基本的な考え方である市民力で地域力を高めるまちづくりの実現を目指し、さらなる組織マネジメント機能の強化と事務の効率化を図ることを目的として組織・機構改革を実施しようとすることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、再編、統合等を図ることとするものでございます。

まず、内部管理部門を強化するため、企画総務部を、財務部門の管理を一元化するため、財務部を置くことといたします。

次に、市民生活に身近な事務を一体的に担うため、市民文化部を置くこととし、健康福祉部の分掌事務を改めることといたします。

次に、環境・産業部の名称を改め、建設部と上下水道部を統合することといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日とし、この条例改正による所管部の変更に伴う関係条例の一部改正を附則に規定いたします。

次に、議案第80号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、省令で定める基準を参酌し、技術管理者にはこれまでと同等の知識・技能等が必要であることから、省令で定める基準と同様の資格を定めることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日とし、この条例改正により条項の整備が必要となる亀山市総合環境センター条例の一部改正を附則に規定いたします。

続きまして、議案第81号亀山市都市公園条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、都市公園及び公園施設の設置基準並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、政省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、都市公園法施行令で定める基準を参酌し、市の都市公園及び公園施設は、これまで

政令に基づき整備を図ってきたため、今後も同じ基準による整備及び管理を行っていく必要があることから、政令と同じ基準を定めることといたします。

次に、特定公園施設の設置に係る移動等円滑化のために必要な基準について、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準を参酌し、移動上または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則とすることから、省令と同じ基準とすることとし、具体的な基準は規則で定めることといたします。

また、この基準は、これまで適用してきた三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定める整備基準との整合を図る必要があることから、同条例による整備基準と同じ基準を定めることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

次に、議案第82号亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正により、公共下水道等の構造の技術上の基準等について、下水道法施行令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、政令で定める基準を参酌し、市の公共下水道等については今後もこれまでと同じ基準による整備及び維持管理を行うことから、政令と同じ基準を定めることといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日とし、政令で定める基準が条例に委任されることに伴い、必要となる経過措置を附則に規定いたします。

次に、議案第83号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正により、市営住宅及び共同施設の整備基準及び特に居住の安定を図る必要がある入居者の世帯を含む市営住宅の入居者世帯の収入基準等について条例で定めることとされたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、公営住宅等整備基準で定める基準を参酌し、市営住宅等についてはこれまでと同じ基準による整備を行うことから、省令で定める整備基準と同じ基準を定めることといたします。

次に、特に居住の安定を図る必要がある対象世帯及び入居者世帯の収入基準について、入居申込者の現状及び市営住宅の戸数の状況等を踏まえ、従来と同じ基準を定めることといたします。

次に、入居者世帯の収入基準を条例で定めることに伴い、市営住宅への同居を不承認とする場合を定めることといたします。

次に、社会福祉法人等が社会福祉事業等を行うために市営住宅を使用する場合の使用料について、従前の規定と同様の額となるよう整備を行うことといたします。

なお、施行日は平成25年4月1日といたします。

続きまして、議案第84号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,412万5,000円を追加し、補正後の予算総額を223億416万2,000円といたしております。

まず、繰越明許費の補正でございますが、旧安藤家住宅修繕事業及び農業用施設等を初めとする災害復旧事業につきまして年度内に完成が見込めないことから、やむを得ず繰り越しするものでございます。

また、債務負担行為の補正につきましては、各種検診業務委託料、外国語指導助手配置業務委託料について、平成25年度の委託先の選定のため、追加するものでございます。

続いて、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

まず、歳出予算全般にわたりまして、各施設における管理費など額の確定したものについて補正を行っております。

総務費につきましては、勸奨退職者等の増加による退職手当を増額計上いたしました。

民生費では、民間保育所への入所者の増に伴い、民間保育所児童保護費を増額するほか、医療扶助費の増加に伴う生活保護費扶助費を増額計上いたしました。

衛生費では、浄化槽整備事業補助金の増額、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正を計上いたしました。

土木費では、狭隘道路後退用地整備事業や道路舗装事業を増額するほか、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金の減額補正を計上いたしました。

消防費では、退職手当を計上いたし、教育費では、小学校の空調機整備事業費確定に伴う減額のほか、旧安藤家住宅の修繕費などを計上いたしました。

一方、歳入でございますが、地方交付税におきましては、普通交付税の交付決定額について減額いたし、分担金及び負担金として、派遣職員の給与費等負担金などを計上いたしました。

また、国庫支出金は、生活保護費負担金、浄化槽設置整備事業費補助金などを増額いたし、県支出金では安心こども基金保育基盤整備事業補助金などを計上いたしました。

寄附金といたしましては、文化財保護費寄附金を計上し、繰入金は、地域福祉基金からの繰り入れを減額いたしました。

そのほか、補正財源として前年度繰越金を増額するとともに、市債として臨時財政対策債を増額計上いたしました。

次に、議案第85号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,291万円を追加し、補正後の予算総額を45億5,625万9,000円といたしております。

主な補正内容は、医療費の伸びに伴い、一般被保険者に係る療養給付費を増額するほか、後期高齢者支援金、介護納付金、並びに過年度負担金返還金について、確定額により増額計上いたしました。

次に、議案第86号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ120万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億8,210万1,000円といたしております。

主な補正内容は、電算システム導入経費のほか、平成23年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

次に、第87号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,002万5,000円を追加して、補正後の予算総額を8億1,872万5,000円といたしております。

主な補正内容は、国庫補助事業費の決定に伴う施設整備事業の増額のほか処理施設維持管理費の増額をいたしました。

次に、議案第88号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ430万3,000円を追加して、補正後の予算総額を15億940万8,000円といたしております。

主な補正内容は、消費税の中間納付額などを計上いたしました。

次に、議案第89号平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、舗装復旧工事などの負担金に係るもので、資本的支出を470万円減額し、補正後の予算額を6億3,400万円といたしております。

次に、議案第90号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、国民宿舎関ロッジ改修事業について、平成25年7月の指定管理者制度への移行までに改修工事を完成させるため、債務負担行為を追加するものでございます。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、並びに各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、議案第91号指定管理者の指定についてでございますが、亀山市国民宿舎関ロッジの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は、大阪府大阪市中央区北浜2丁目6番26号、株式会社エムアンドエムサービス、代表取締役社長 増田成樹でございます。

なお、指定管理者を指定する期間は、平成25年7月1日から平成30年3月31日までといたします。

次に、議案第92号指定管理者の指定についてでございますが、亀山市道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者となる団体は、亀山市太岡寺町1180番地、株式会社安全、代表取締役社長 北川亨でございます。

なお、指定管理者を指定する期間は、平成25年5月1日から平成30年3月31日までといたします。

続きまして、報告第21号専決処分した事件の承認についてでございますが、平成24年度亀山市一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年11月16日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

これは、衆議院の解散により、来月16日に執行が予定されております衆議院議員選挙に必要な投票立会人の報酬、ポスター掲示場設置等委託料など、選挙費として2,863万円を追加し、補正後の予算の総額を221億2,003万7,000円といたしたものでございます。

次に、報告第22号専決処分の報告についてでございますが、市営鹿島住宅に係る建物清掃請求等の調停の申し立て等を行うことにつきまして、平成24年11月14日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございま

す。

次に、報告第23号寄附受納についてでございますが、文化振興のため、現金200万円の寄附の申し出があり、これを受納いたしましたので報告するものでございます。

寄附者は、亀山市布気町の井崎能孝様でございます。

次に、報告第24号寄附受納についてでございますが、地域住民が安心して暮らせる地域づくりに向けた活動のため、ゴアクロス救急防護服30着及び安全帯76本の寄附の申し出があり、これを受納いたしましたので報告するものでございます。

寄附者は、鈴鹿市地子町1268番地、鈴鹿農業同組合、代表理事組合長 柿本良樹様でございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

なお、市長の提案理由におきまして、議案第87号につきまして、「議案」が抜けましたので、私のもとで「議案第87号」というふうに訂正させていただきますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは次に、副市長に平成24年度各会計補正予算について、補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、第10款教育費の旧安藤家住宅修繕事業170万円につきましては、建物調査に時間を要し年度内完了が見込めないため、また第11款の災害復旧費の農業用施設等災害復旧事業1億9,560万円、道路橋梁災害復旧事業2,350万円、河川災害復旧事業4,300万円につきましては、さきの台風被害による災害復旧において、件数が多大であり国の災害査定や地元協議などに時間を要し、年度内完了が見込めないため、やむを得ず翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正の追加でございますが、各種検診業務委託料2,414万2,000円、外国語指導助手配置業務委託料4,299万9,000円につきましては、いずれも平成25年度の業務の速やかな推進を図るため、委託業者を選定しようとするものでございます。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら順次ご説明をいたします。

初めに、人件費の補正でございますが、46ページの給与費明細書をお願いいたします。

中段の職員手当の内訳欄、退職手当1億7,863万6,000円の増額につきましては、当初の定年退職予定者11人に加え、勸奨退職などにより、本年度19人分の退職手当が必要となりましたので、不足分を総務費、消防費、及び教育費においてそれぞれ計上いたしました。

戻りまして、17ページをお願いいたします。

第1款議会費の行政視察旅費197万7,000円の減額は、市マイクロバスの使用や日程の短縮などによる減額でございます。

次に、下段の第2款総務費の庁舎管理費242万3,000円の減額は、契約額の確定に伴う各種委託料の減額補正でございます。

このほか、各施設における管理費などの額の確定したものにつきましても、各費目でそれぞれ減額補正を行っておりますので、個々の説明は省略させていただきますのでご了承を賜りたいと存じます。

次に、19ページをお願いいたします。

上段の北部ふれあい交流センター費86万1,000円は、北部ふれあい交流センターのエアコン取りかえ修繕に要する経費を計上いたし、次の防犯灯管理費補助金46万9,000円は、自治会が設置、管理する防犯灯に係る電気代補助の不足分を計上いたしております。

次に、23ページをお願いいたします。

第3款民生費の下段、一般事業でございますが、チビッ子広場整備事業補助金20万円は、井尻地区の広場改修に対し、補助金交付要綱に基づき交付しようとするものであり、高等学校等通学費援護金28万8,000円は、支給対象者の増により増額計上をいたしました。

次に、25ページをお願いいたします。

上段の学童保育所費303万8,000円は、国・県補助金の交付基準額の変更に伴い、学童保育に係る指定管理料を増額計上いたし、財源として、歳入予算において県補助金を計上いたしております。

また、中段の民間保育所児童保護費600万5,000円につきましては、市内私立保育所への入所児童数の増加に伴い、増額計上するもので、財源として、歳入予算において保護者負担金や国・県負担金を計上いたしております。

次に、下段の一般管理費1,486万9,000円の減額は、非常勤保育士の採用に当たり、人材派遣業者への委託は行わず直接雇用としたことによる減額であり、次の障がい児支援事業の1,486万9,000円につきましては、保育士の加配が必要と判定された園児数の増により臨時雇賃金を増額するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。

下段の扶助費3,470万円は、生活保護受給世帯の増加に伴い、歳入予算の国庫負担金を財源として、医療扶助費の増額のほか、それぞれ扶助費を補正いたしました。

次に、29ページをお願いいたします。

第4款衛生費の中段、浄化槽整備事業1,068万2,000円につきましては、当初見込みより多くの助成要望に応えるため、補助金の増額を行うものでございます。なお、財源として、歳入予算において国・県補助金を計上いたしております。

次に、31ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費の下段、農業集落排水事業では、農業集落排水事業特別会計の補正に伴い、繰出金583万9,000円を減額いたしました。

次に、33ページをお願いいたします。

第8款土木費の下段、狹隘道路後用地整備事業333万7,000円は、制度利用者の増加が

見込まれるため、報償費及び助成金を増額いたしました。

次に、35ページをお願いいたします。

上段の道路舗装事業1,200万円は、公共下水道事業特別会計による舗装復旧に合わせて、対向車線の舗装を同時に施工するため、舗装復旧工事負担金を増額計上いたしました。

次に、下段の公共下水道事業では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金を6,054万6,000円減額いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

上段の空調機整備事業につきましては、亀山西小学校ほか、小学校における整備事業が完了いたしましたので、関係経費を578万3,000円減額いたしました。

次に、41ページをお願いいたします。

上段の一般管理費240万円は、幼稚園教諭の育児休業等に伴い非常勤職員を任用したため、臨時雇賃金を計上をいたしました。

次に、中段の指定文化財維持管理費200万円は、寄附金を財源といたしまして、旧安藤家住宅の修繕経費を計上したものでございます。なお、年度内完了が見込めないことから、繰り越しをお願いいたしております。

次に、43ページをお願いいたします。

上段の一般遺跡調査事業139万7,000円は、埋蔵文化財詳細確認調査件数の増加に伴い、委託料などを増額計上いたしました。

次に、45ページをお願いいたします。

下段の第13款諸支出金の地域福祉基金積立金6万5,000円は、ふるさと納税による寄附がございましたので、基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が確定をいたしましたので、6,407万8,000円を減額いたしました。

次に、第12款分担金及び負担金の県地方税管理回収機構派遣職員給与費等負担金596万8,000円については、派遣職員1名分の負担金を計上いたしました。

次に、第14款国庫支出金につきましては、それぞれ補助対象事業費の決定などにより、補正を行うものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

第15款県支出金につきましては、下段の安心こども基金保育基盤整備事業補助金4,080万3,000円は、補助率が2分の1から3分の2に引き上げられたため、増額計上をいたしました。

その他の県の支出金についても、それぞれ補助対象事業費の決定などにより補正を行うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

第17款寄附金につきましては、ふるさと納税及び社会福祉資金として寄附をいただきました29万5,000円を社会福祉費寄附金として、また旧安藤家関係者から文化振興のため寄附をいただきました200万円は、文化財保護費寄附金として計上をいたしました。

次に、第18款繰入金の地域福祉基金繰入金2,500万円の減額は、歳出における民間保育所整備事業の財源として繰り入れを計上いたしておりましたが、県補助金の安心こども基金保育基盤整備事業補助金の増額決定に伴い、減額をいたしたものでございます。

次に、第19款繰越金4,991万2,000円につきましては、補正予算に要する一般財源として、前年度繰越金の未計上分を計上いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の第20款諸収入の上水道工事費負担金750万円の減額につきましては、本年度に施工を予定していた舗装復旧工事を平成25年度に変更したため、工事に伴う負担金を減額いたしました。

次の第21款市債につきましては、今回の補正予算に要する一般財源として、臨時財政対策債1億3,396万円を計上いたしました。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

50ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳出で、第2款保険給付費において、医療費の伸びにより、一般被保険者療養給付費1,600万円を計上いたし、第3款後期高齢者支援金等では4,712万2,000円、第6款介護納付金では1,612万7,000円を、それぞれ額の確定に伴い増額計上をいたしております。また、第9款諸支出金では、過年度の療養給付金等国庫負担金の確定などにより、償還金を7,366万円1,000円計上いたしました。

一方、歳入では、補正財源として、第11款で前年度繰越金1億5,291万円を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

62ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳出において、第1款総務費で、電算システム導入に係る経費23万7,000円を増額するほか、第3款諸支出金で、前年度決算の精算に伴う一般会計繰出金96万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入では、補正財源として第5款で前年度繰越金120万1,000円を計上いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

72ページになります。

歳出において、第1款事業費の4,070万円につきましては、汚水処理施設の維持管理費640万円の増額とともに、国庫補助事業費の決定に伴い、昼生地区の施設整備事業として3,430万円を増額計上いたしました。

次の第3款諸支出金1,067万5,000円の減額につきましては、市債の償還に対する県補助金の精算に伴い、農業集落排水事業債償還基金への積立金を減額するものでございます。

一方、歳入では、昼生地区の国庫補助事業費の増額に伴い、その財源となる第1款分担金及び負担金、第3款県支出金、第6款諸収入、並びに第7款市債をそれぞれ計上いたしております。そのほか補正財源として、第8款で前年度繰越金1,232万5,000円を計上いたし、第5款繰入金で一般会計繰入金583万9,000円減額をいたしました。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

86ページをお願いいたします。

歳出におきまして、第1款事業費の430万3,000円につきましては、消費税の中間納付額などを計上いたしました。

一方、歳入でございますが、第6款諸収入3,593万6,000円につきましては、流域下水道維持管理費負担金の精算による還付金や工事負担金などを計上いたしました。

また、第8款繰越金で、前年度繰越金2,891万3,000円を計上いたしましたことから、歳出補正額との調整により第5款繰入金で、一般会計繰入金6,054万6,000円を減額いたしております。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

99ページをお願いいたします。

収益的収入では、第1款水道事業収益20万円を増額いたし、次の100ページの資本的収入及び支出では、収入の第1款資本的収入では、工事負担金380万円を増額し、支出の第1款資本的支出では、舗装復旧工事負担金などで470万円を減額いたしております。

次に、国民宿舎事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

107ページをお願いいたします。

第2条でございますが、債務負担行為、国民宿舎関ロッジ改修事業につきましては、平成25年7月からの指定管理者への速やかな移行を図るため、本年度内において耐震補強工事を含めた改修工事の契約を締結いたしたく、平成25年度における債務負担行為の限度額を9,500万円と定めるものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

次にお諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明30日から12月9日までの10日間は、議案精査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明30日から12月9日までの10日間は休会することに決しました。

次の会議は12月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。
本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

(午前11時39分 散会)

平成24年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成24年12月10日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第76号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第77号 亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第78号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第80号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第81号 亀山市都市公園条例の一部改正について

議案第82号 亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第83号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第84号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第85号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第86号 平成24年度亀山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第87号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第88号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第90号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について

議案第91号 指定管理者の指定について

議題第92号 指定管理者の指定について

報告第21号 専決処分した事件の承認について

報告第22号 専決処分の報告について

報告第23号 寄附受納について

報告第24号 寄附受納について

第 2 請願の委員会付託

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君

7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達夫 君
9番	岡本 公秀 君	10番	坊野 洋昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	安田 正 君
企画部長	古川 鉄也 君	総務部長	広森 繁 君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏 君	市民部長	梅本 公宏 君
文化部長	最所 一子 君	健康福祉部長	山崎 裕康 君
環境・産業部長	国分 純 君	建設部長	三谷 久夫 君
上下水道部長	高士 和也 君	関支所長	稲垣 勝也 君
医療センター 事務局 長	伊藤 誠一 君	会計管理者	片岡 久範 君
危機管理局長	伊藤 隆三 君	消防長	渥美 正行 君
消防次長	早川 正男 君	教育委員会委員長	肥田 岩男 君
教育長	伊藤 ふじ子 君	教育次長	上田 寿男 君
監査委員	落合 弘明 君	監査委員事務局長	栗田 恵吾 君
選挙管理委員会 事務局 長	井上 友市 君		

●事務局職員

事務局 長	浦野 光雄	書 記	松村 大
書 記	山川 美香	書 記	高野 利人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。議案質疑の通告者をお願いいたします。質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田でございます。1年ぶりの質問の時間をいただいたことになっておりますので緊張しておりますけれども、答弁のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、今回の議案質疑につきましては2件ご質問させていただいてございますけれども、1件目として、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についてお伺いいたします。

今回の提案は、平成22年4月の組織・機構改革により実施してきた組織を改めて、15部局の組織に改正するとなっております。そして、改正の背景と趣旨の中では、地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化、市の財政状況の変化など、市政を取り巻く現状に柔軟に対応するとともに、総合計画の後期基本計画に掲げている施策や事業を着実に推進するために、これまで以上に効果的、かつ効率的な行政運営を進める必要があるとうたっております。

確かに言わんとすることは理解できないこともないのですが、現在の組織で事業や施策の着実な推進は不可能なのか、あるいは問題点があったのか、あったとすればそれは何なのか、検証がなされてきたのか疑問に思っております。私は職員の職務に対する姿勢や意識改革で対応していけるのではと考えもしております。

そこでまず最初に、改正から3年しか経過していない中で、その間の検証は十分になされてきたのかお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

行政組織条例の一部改正についてご質問をいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

平成22年4月に実施をいたしました組織・機構改革の検証につきましては、各部長から室長、室員の現場の声を聞き取り、組織の改善点を洗い出し、再度庁内において十分に審議を尽くしてきたところでございます。前回の改正につきましては、組織マネジメント機能の強化、職員みずから考え行動する組織の実現及び市民に親しみやすい部・室名にの、この3つの基本方針に基づきまして、組織・機構改革を行ってまいりましたので、この基本方針に沿って検証をいたしました。

1つ目の、組織マネジメント機能の強化では、副市長直属の部署、危機管理室とか関ロッジでございますけれども、これらを見直しまして、部長の管理下といたしました。決裁権の一部を副市長から部長へ移管したことによりまして責任の所在がより明確となりまして、部・室のマネジメント機能の強化につながったものと検証いたしております。

2つ目に、職員みずから考え行動する組織の実現につきましては、その中の一つであります文化

施策の一体的な推進におきましては、文化部を新設いたしまして3年が経過をする中で、文化スポーツの所管が教育委員会から市長部局へ移管されたことは市民に十分浸透してきておりまして、一定の評価をいたしているところでございます。

3つ目の市民に親しみやすい部・室名につきましては、基本的には市民にわかりやすく、かつ簡素な部・室名に改正できたものと検証しておりますが、まだ一部の室におきまして所管事務事業がわかりにくいのご指摘もありますことから、今回改正を行うものでございます。

こういったように、前回の検証では一定の評価をいたしてございますが、この3年間のいろんな経済状況の変化、これらを踏まえまして、さらなる改革を進めるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今、検証はどのようになされたということを確認させてもらったつもりですけれども、平成22年4月に現在の組織に改革したときの内容は具体的にお聞きしました。

それで、その組織が来年4月から新たな組織に変わるということでございますので、そこで当然、改正する以上は具体的に問題点が出ていたから今回15部を10部にと、大改革じゃないかと私は理解しているんですけれども、その辺の検証によって、どこがどう問題があったのかというようなところは何もなかったわけですか。具体的にちょっとお示しいただければありがたいんですが。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどご答弁を申し上げましたように、前回の機構改革の検証では、特に大きな問題もなく一定の評価をしているところでございますけれども、対応すべき点といたしましては、やはり前回、部を細分化したといったことで、横の連携といったものが弱くなりまして、縦割りが強くなったなあというふうに感じたところでもございます。

また、先ほども、前回、市民にわかりやすい部・室の名称ということで改革をさせていただいたんですけれども、まだ、さらなるわかりやすい部・室名といったことに変更する必要が生じておるといったことも一つの課題というふうを考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

よく理解できないんですけれども、時間の都合もあるんで。あと、きょうはこの件に関しての質疑がずっと続きますので、2点目の質問をさせていただきます。

そういう形で今回、15部から10部に、そして1局が5局に変更になるということで、この改正について私はわざわざ、先ほど申しましたように改正しなくても、職務に対する姿勢や意識の改革で職務遂行に相当の効果が期待できると考えてもおりますが、今回の改正では市民力で地域力を高めるまちづくりの実現を目指し、組織マネジメント機能の強化と事務の効率化を図ることを目的とするとなっております。もう少し、その実現を目指す中身として、具体的にこういうところがこ

うやって変わっていくんだということをお示しいただければ、あわせて得られる効果についてもお示しいただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革の目標につきましては、市民力で地域力を高めるまちづくりを目指してということで、スピード、コミュニケーション、透明性のある組織・機構を構築することです。

具体的には4つの基本方針に基づき進めてまいります。

1つ目につきましては、組織マネジメント機能の強化では、部内局の増設を図ることによりまして部長・局長の2層管理体制が確立をされ、より強固なマネジメント機能の強化と部局内の協力体制が整備をされます。また、部長級の権限を強化・拡大することによりまして、組織マネジメント機能の強化につながるものと考えております。

2つ目に、内部管理部門の再編でございます。具体的には、企画部と総務部を統合することによりまして、内部管理部門の強化を図ります。また、財務部門の管理一元化を図ることによりまして、財政運営の健全性を確保してまいります。

3つ目に、組織のスリム化を図ります。部・局・室の統廃合によりまして1部局6室の減少を図りまして、人員の適正配置に努めてまいります。

4つ目に、事業推進に対応した組織づくりといたしまして、安心・安全のまちづくりの整備、地域づくり支援部門の強化及び市民生活に直結する施策・事業の整備を掲げてございます。

次に、どんな効果が期待できるのかといったご質問でございますけれども、今回の改革によりまして部が15部から10部に減少となります。このことにより、部を代表します会議、例えば経営会議のメンバーも5人減少することとなりまして、効率的な市政運営ができるものと考えてございます。また、組織のスリム化によりまして1部局6室が減少することとなりまして、権限委譲や事務事業が増加した部署や育児休業等で欠員となった部署に職員の適正配置ができるものと考えてございます。そのほかにも、財務部の新設によりまして健全財政の確立なども期待する効果でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今の答弁を聞いておると、いいような言葉がずっと並んでおりますけれども、それでもこれだけいら必要はなくてもいいんじゃないかなという感じがしますのは、要は私自身が思うには、人材不足も一つの原因として、これを改正せざるを得ないんじゃないかと思っているんですけども、この辺につきましても、あと続けているいろいろご質問があるかと思っておりますので、それと時間の都合もございまして、このことについての質問は非常に簡単でございますけど終わらせてもらいます。この後、組織マネジメントなど、改正の内容の詳細につきましては、私の所属する市民クラブの竹井議員の質疑が通告されておりますので、この件に関する質疑は、私は終了したいと思います。

2件目として、議案第84号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、3点お伺いいたします。

まず1点目として、歳入のうち、第12款分担金及び負担金の中の総務費負担金についてお尋ねをいたします。

県地方税管理回収機構派遣職員給与費等負担金として596万8,000円の歳入補正がありますが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、補正予算に計上をいたしました総務費負担金につきましては、三重地方税管理回収機構への派遣職員に伴います給与費負担金でございます。

三重地方税管理回収機構への職員派遣につきましては、以前より、平成18年度から2年間、平成21年度から2年間職員を派遣してきたところでございますが、本年4月から新たに職員1名を派遣いたしましたところでございます。しかしながら、歳入予算を計上するに当たりまして、当初予算の編成時におきましては職員派遣に流動的な部分がございますので、前回、前々回同様に当初予算には計上せず、補正予算で対応したといった次第でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

聞いておりますと、大体2年、1年おいてまた2年というような形で派遣がなされてきたというように理解いたしますが、この12月の時点で補正となっておりますけれども、派遣は恐らく4月1日からの派遣となっているかと思うんです。そうすれば、6月か9月にも補正の機会があったんじゃないかと思うんですけれども、この12月になったというのは、何か特別な事情があるのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

派遣をしておる職員の給与費を負担金として収入のほうへ頂戴するといったものでございますので、ことしの年間の人件費総額を把握する上では12月が適切かといったことで、今回12月に補正をさせていただいてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

この派遣システムは、先ほどお聞きし中で2年行って1年なくて2年というような形で、そのサイクルでということで、過去もずっとさかのぼって確認してみますとそういうような状況になっておりますけれども、このシステムというのは、はっきりとルール化されているのかどうか。今後、

例えば1年ずつで行くのか、あるいは3年連続で行かなければいけないのかとか、その辺について具体的なシステム化はこの機構のほうで定められているのかどうか確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

過去を見ますと、2年間派遣して1年休んでまた2年間派遣をしておるといった状況でございます。本年4月から1名派遣をいたしておりますので、来年度につきましても2年目といったことで派遣をいたす予定でございます。

その後につきましては、他市との職員の交流といったこともございますので、非常に流動的であるというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

わかりました。

いずれにしても、2年、1年休んでまた2年という今の流れができておるのであれば、年度当初から予算化をして対応していてもいいんじゃないかと思っておりますので、こういう補正という手法をとらずにずばっと予算計上していくのが正当じゃないかと思っておりますので、またその辺のところの検討をよろしくお願ひしたいと思っております。今回の件としては理解しました。ありがとうございます。

続きまして、第3款民生費のうち、一般管理費で1,486万9,000円が減額補正となっておりますが、その内容についてお示しいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所費についてでございますが、昨年度まで、急な保育士の確保のために一部人材派遣を活用して保育士の補充をしてまいりましたが、近年、保育士の需要が非常に高まっておりまして、特に昨年度末にかけまして人材派遣を利用しても、必要なときに必要な保育士を即座に確保することが困難な状況となってまいりました。そのため、人材派遣の活用方法等について抜本的な見直しを含めて検討を行った結果、人材派遣の方式から新聞折り込みの求人広告を活用した直接雇用に切りかえて、複数の希望者の中からよりよい人材を確保できるようにするものでございます。

このことから、今回の補正予算では人材派遣委託料を減額いたしまして、そのかわりに直接雇用としての臨時雇賃金の必要な増額をお願いするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

補正予算の詳しい内容を見てみますと、臨時雇賃金で567万円の増額をなされております。そ

して人材派遣委託料として2,074万の減額ということは、この2,074万円、人材派遣を受けていた保育士の数字は何名なのか、そして臨時雇賃金として567万円上がっておりますけれども、この臨時雇いを新たに出された人数は何名なのか確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の補正では、人材派遣委託料を2,074万4,000円減額いたしまして、それを一般管理費の臨時雇賃金に567万3,000円、それから、障がい児支援事業の臨時雇賃金に1,486万9,000円、こういった割り振った形で増額の補正をお願いしております。これの想定する人数でございますが、一般管理費のほうでは保育補助員がおおむね3人程度、それから障がい児支援事業のほうでは、加配保育士で7人余りの予算の増額をお願いするものでございます。当初の予算の中では総額で計上しておりますので、それぞれ何人を見込んでいたかということはちょっと資料を持っておりませんので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今の答弁をお聞きしておりますと、10名が増員、直接雇用での増員になるのかな。そうすると、一般的に考えれば人材派遣で10人が今まで派遣を受けていて、それがなくなったということで減額補正になっているのではないかと理解するんですけども、当初予算を見ますと人材派遣委託料が2,083万でございます。ということは、年度当初から人材派遣はもう受けなくなったのか、その辺のところの確認をしたいんですけども、2,074万と2,083万じゃほとんど同額に近いですから、その辺のところはどのような形で対応されていたのか確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、1回目のご答弁で申し上げましたように、特に昨年度末、ことしの3月ごろにかけて、人材派遣を利用しても必要なときに集まらないということになっておりました。したがって、今年度につきましては人材派遣は活用していないということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

これはこの場所で確認していいのかどうか、ちょっと私自身も疑問を感じながら確認をしたいんですけども、今後の方針として、先ほどの話では保育士確保のためにいろいろ苦勞をされて、結局人材派遣という手法を使っての予定をされていたと。ところが、求人公告、一般募集で直接雇用したら結構反応があったから切りかえということでございましたけれども、今後も、やっぱりこの派遣というシステムを使われるのか使われないのか。

それともう1点、派遣によって委託をするのと直接雇用との、今回を見ますとほとんど差がない

ように感じますけれども経費にどのぐらい差があるのか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今後の人材派遣の活用でございますが、新聞折り込みの求人広告による方法は急な保育士の確保に有効であり、広告料を考慮しても費用対効果は十分認められると考えておりますので、当面はこの直接雇用の方式により保育士の確保を図ってまいりたいと考えております。

それから、派遣を利用する場合と直接雇用場合の経費の負担でございますが、単純に申し上げまして保育士に対する時間給でございますが、やっぱり直接雇用の場合の保育士につきましては一般の保育士が時間当たり1,000円、それから人材派遣になりますと、勤務時間数にもよりますが1,300円から1,500円というふうになってまいりますので、直接雇用のほうが少ない経費で雇用ができるという状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

先ほどの答弁にありますように、派遣を利用すれば、確かにある程度人材確保には楽な手法と言ったらいいんか、確実に確保できる手法かと思えますけれども、やっぱり経費的には高く感じると思えます。

そういう形で、これからは一般募集で確保できるところで切りかえていくようでございますけれども、現在の保育士の状況を見ますと、やっぱり担任の保育士さんも臨時職員というような形もある中で、この手法で臨時職員で今後も進めていかれるのか、あるいはこの保育士確保の手法として、一般的な折り込みチラシ等も含めていくということでございますけれども、正規職員にこの辺の部分を切りかえていってというようなことについてはどのように対応をお考えか。

それともう1点、募集方法、先ほどは新聞の折り込み等という話もございましたけれども、それ以外の方法というのは具体的にどのような方法をとっているのか、今回のケースの場合、どのような方法をとられたのか、その辺のところについて確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

確かに議員ご指摘のように、正規職員とそれから非常勤の保育士、この率におきましては非常勤が多いという実情がございます。この辺につきましては、私どもだけでなく市全体の取り組みとして、総合的に取り組んでまいりたいというふうと考えております。

それから、直接雇用の場合の募集の方法でございますが、現在はそういった求人広告会社へ広告を載せていただくことによって人材確保をしている状況でございます。今のところ、この方法で相当な人材が確保できるという見通してございますので、当分はこの方法で継続をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

今の答弁で、人材派遣という形での委託は利用しないという今後の方針をある程度示されたんじゃないかと思しますので、今後できるだけ直接雇用という形での対応を、募集は大変な部分もあるかと思しますが、そういう形で対応を今後進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、3点目としまして、第10款教育費のうち、文化財保護費200万円の補正について、この中身は指定文化財維持管理となっておりますが、その詳細についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

今回、補正計上させていただいております委託料並びに修繕料につきましては、亀山市椿世町所在の市所有の旧安藤家住宅について修繕等を行うものでございます。

旧安藤家住宅は、平成22年10月に亀山市にご寄附いただきました。このたびご寄附いただいた方から、新たに現金200万円の寄附の申し出をいただきましたので、これを受納いたしまして、寄附者のご意思を尊重し、寄附金全額を充当して修繕等を実施するものでございます。

委託料につきましては、修繕箇所を明確にするための建物調査にかかる経費でございます。その調査結果に基づきまして、雨漏り箇所の修繕、それからといのかけかえ、建物外周の破損箇所の修理、それからシロアリ駆除等を実施する予定をしております。

また、修繕工事につきましては、建物調査の後で実施することとなりますので、平成25年度に実施することといたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

200万円の補正予算で修繕、あるいは調査ということでございますけれども、その200万円というのは、この安藤家を寄附された方から別途200万円のご寄附があったので、その200万円のご寄附を使って修繕をされたいということは理解できました。

当然、30万円やったかな、調査の予算が組んであるわけですが、ということは、この後また続けてこの施設の修繕、あるいは改修に着手していく計画が当然あるから30万円の予算がついているんだと思うんですが、その辺のところの計画は具体的にあるのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

今回、この平成24年度に調査をしまして、その後、それほどひどい状況ではないわけですが、当面の傷んでいるところ、そういったところを修繕してまいりたいと考えております。私どもが先ほども申し上げましたが、想定しておりますのが雨漏り箇所の修繕とかといのかけかえ、シロアリ駆除、そういったところが今わかっている段階での修理箇所になります。

今後、調査結果によってまた対応していくわけですが、おおよそ170万円以内で見込

んでおります。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

170万円で今回修理をされて、それで当面この安藤家のほうの維持のための処理が終わるということでございますけれども、今回、たまたま安藤家をご寄附された方からの200万円のご寄附があったということで、そのお金を流用して修理をされたいということでもありますけれども、こういうところにふぐあいがあるからちょっと協力してほしいと、寄附が欲しいということで200万円をご寄附いただくのに行政から要望されたのか、逆にご寄附された方から、こんなになっておるからちょっとこの辺、こんだけ金を出すから改修をしてくれんかというような要望があったのか、その辺のところ、どちらが先か後かというのはここで言葉を求めるのは適当じゃないかと思っておりますけれども、もし支障がなければご答弁いただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

ご寄附をしていただけたということでございましたので、私どももお受けさせていただきました。そして今後は、そのご寄附いただいた建物を活用していくということも大事ですので、そういうことも視野に入れながら今回の修理を行おうとするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

よく理解できましたが、私がそれを確認させてもらったのは、今回雨漏りとか、といのかけかえ、シロアリ駆除等の本当に簡単な修理だったんで、それほど経費もかからないと思うんですけども、今後、もう少し大規模な修理とか入った場合、今手をつけてあるから、次に何らかの形で行政として予算措置して文化財の維持管理を行っていく場合は、優先順位がどうなるかというのがやっぱり気になりまして、それで確認させてもらったんですけども、ほかにも結構維持管理が必要な、いろんな文化財、あるいは施設もあるかと思いますので、その場合の順位をどうやってつけるかという場合、手をつけたところからやっぱり2回目、3回目と手をつける率が高いと思っておりますので、ちょっと確認させてもらいました。今回はこの200万円のご寄附があったので、その範囲で対応したということで理解させていただきまして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。ぼぶらの鈴木でございます。

私の質疑は、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正について、いわゆる組織・機構改革

(案) に対しての質疑をさせていただきます。2番バッターですので、細かな部分からこつこつと質問をし、次の方につなげる。3番バッターは大砲が控えておりますので、時間の許す限り通告により順次質疑をさせていただきます。

私の1番目は、新組織案の中で、次の室の配置や分掌事務が妥当なのかという質疑をさせていただきます。

まず、このパネルを見てください。この観光振興室が関支所、いわゆる市民文化部の関支所の中に所管をされていると。この部分で、私はこの観光振興室は文化振興局に入るべきではないのかと、提案者はどう考えているかという視点で質問をさせていただきます。

この機会に、私は亀山市の観光振興の一つの指標となると、亀山市観光振興ビジョンを読み返してみました。亀山市には旧東海道の3つの宿場、そして日本武尊に代表されるたくさんの歴史文化の遺産、そして石水溪を初めとする鈴鹿山系の豊かな自然等、多くの地域資源があると。この資源を十分に活用し、全市的な取り組みの中で観光振興に努める。そして観光資源の発掘、それでそれを磨き上げ、そしてたくさんの交流を深めることがその地域で暮らす方の一つの誇りであり、あるいは愛着であり、それが地域の方々の定住満足度につながると。いわゆるまちづくり観光、これを目指すんだというのがこの地域観光ビジョン、この骨子だと私は理解をしております。

その意味で今回、こういう形で関支所の中にこの室が位置づけされるということに関しては、亀山市の観光を関宿にどちらかといったら特化した、あるいはそれを前提とした組み立てがなされているのではないかと。今言った亀山市観光振興ビジョンが狭義に位置づけされてしまうのではないかと、そういうおそれはないかという質疑をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

観光振興室が文化振興局でないのかといったご質問でございますけれども、今年度スタートいたしました第一次総合計画の後期基本計画におきまして、基本施策の大綱、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興の中で、文化芸術の振興、歴史文化の継承、歴史的なまちなみの保存整備及びまちづくり観光の推進がそれぞれ基本施策として位置づけられているところでございます。

こうしたまちづくり観光の部門が関支所の所管となりますことに問題がないのかのご指摘でございますが、特に関地域とのかかわりが非常に深いことから、今回は関支所の所管といたしたところでございます。したがって、部署は関支所ではございますが、亀山市内全域の観光振興について関支所のほうで事務を行っていくといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

開会日にいただいた資料の中にも、現在の組織の評価・検証の中では、「亀山市の観光の中心が関宿であるともいうことができ」という書き込みもございます。それから、事実やはり亀山市の観光といえばまず関宿と、これも言えるでしょう。そして、今回関ロッジ、あるいは道の駅を指定管理者をお願いをして新たな展開を見せる中では、やはり注目度、あるいは仕事量もふえてくること

も十分理解できます。

しかし、今まで特にまちなみ文化財室が担ってきた地域の資源の発掘、あるいはその磨き上げ作業が、無論関宿もありました。しかし、この関宿については30年こつこつ、あるいはときには大胆に培ってくれたというのはわかりますけれども、同時に、やはり最近では亀山城多門櫓の改修、加藤家の改修を含め、あるいは亀山駅周辺のまちづくり、この連携をどういうふうにしていくかと。あるいは能褒野神社を中心に、峯城も含めて、特に井田川駅の改修がなされた中で、地域の方々、まちづくり協議会等も積極的にこの北東部の観光に対して注目を、あるいは力を入れてきたと。担当部もやはりこの駅、亀山城を中心とした一つのゾーン、それから北東部のゾーンも、今、やはりその磨き上げをかけてきたと。そういう意味からすれば、やはり大きくシフトが変わってきたなあというときに、今のご答弁で、やはり関宿に非常にかかわりが多いという、この考え方は少し見直す必要があるんじゃないかという思いがします。

そこで、ちょっと事務的な質問をさせていただきます。

今言いました、観光振興室が関支所に所管されるということなんですけれども、例えば関以外のさまざまな亀山市全体の観光の件等を議会等で質問する場合、一義的にはこの関支所長が答弁をされるということでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

観光振興につきましては、当然市内全域にわたり進めているものでございますので、旧亀山市域の観光施策でありましても、基本的には所管をいたします関支所長が答弁を申し上げるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

やはり私は、この答弁に関しては文化振興局長、この方にご答弁をいただくのが本来ではないかなあというような思いがします。

ここの項の最後の質疑をしますけれども、市長が新しくマニフェストの中で、文化の形を明確化、あるいは具現化するために文化部を設立されたと。そして、今回の組織の吸収というか分散も含めて、一方で亀山市の総合計画、先ほど紹介しました亀山市の観光振興ビジョンの中で、やはり今までのさまざまなストックを発掘して磨き上げて、そして交流を深め、定住政策に結びつけるということの中では、この新しく創設する文化振興局の中では、この観光振興室というのはその核となるべき大きな僕は役割を果たす室と思います。関支所所管ではなじまないと考えますが、提案者の説明をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

鈴木議員のお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

今回、従来の文化部、それから従来の市民部を再編いたしまして、市民文化部としてご提案をさせていただきます。

今、議員が幾つかご紹介をいただきました、それからご懸念をお示しいただいたわけでございますが、基本的には今後も、その文化行政をさらに次のステージへ上げていく必要があるというふうに考えておるところであります。それは今、これもお触れいただきましたが、市内各所で全市的に眠っておる地域資源や、それに対して本当にさまざまな市民の皆さん、あるいはグループの皆さんが、その磨き上げに動き始めつつある状況でございます。そういたしますときに、その従来の関宿を初めとする歴史的町並みの保存、さらには例えば峯城、あるいは金王道、あるいは日本武尊、その他もろもろを含めて、さらに市民活動や参画協働を強化していく中で、亀山のまちづくり観光をさらに拡充をしていくというような意図を持ったものでございます。

したがいまして、関支所の中に今お示しいただいております観光振興室が入っておりますけれども、従来のまちなみ文化財や共生社会、ここを背負います文化振興局の新たな設置、それらを含みます新たな市民文化部、これが地域づくりの支援や協働というものも、さらに総合的に展開ができるような体制へと前進をさせたいという思いを持たせていただいております。

より一層市民文化部の中で、文化振興局と特に関宿を中心といたしますまちづくり観光の拠点という観光振興室の役割、あるいは全市的な展開を新たな体制の中で模索していきたいと、こういう思いで今回新たな組織を提案させていただいております。何とぞよろしくご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、文化に関する答弁者が関支所長という答弁だったけれども、文化振興局長が答弁するべきじゃないかという2つの問題が出ているわけ。それをはっきり答えてやってください。質問者の意味をちょっときちっと捉えて。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議長からのご指名でございますのでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず、先ほど総務部長が答弁をさせていただきましたそのとおりでございます。当然観光振興につきましては一義的に所管をいたします関支所長が答弁をさせていただくということでございますし、当然観光振興室はその市域全体にわたってのまちづくり観光を推進する部局として機能いたしてまいりますけれども、関支所とその文化振興局の関係につきましては、より一層市民文化部という大くくりの中で展開をしていくと、こういう考え方で今回再編を提案させていただいたというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

やはり全市的な取り組みの中で、さらにステージを上げていくんだというご答弁であるならば、文化振興局が担うべきだという私見を述べさせていただきます。2番目の質問に入ります。

次は、協働事業が市民文化部文化振興局の所管になっているということです。

それで、現行の市民相談協働室においては、市民活動について4つの大きな柱を所管していると

私は認識をしています。1つ目は、市民協働センターみらいの運営、市民団体に対するソフト・ハードの支援、それから2番目は、当初地域通貨制度をもくろんでスタートしまして、今は市民活動応援事業という今年度から行われている市民参画型の地域制度の設計事業、3番目は地域コミュニティの仕組みづくりの支援事業、そして4番目は市民参画の協働事業の提案事業、大きくこの4つの柱を所管していますけれども、このうち新しく共生社会推進室の協働事業、どの事業を担うのか、どの範疇なのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在の市民部市民相談協働室の分掌事務につきましては、自治会、地区コミュニティなどの住民自治振興業務や地域コミュニティの仕組みづくり支援事業及び市民活動応援事業や協働提案事業などがございます。さらに今回の改正によりまして、防犯業務といったことや消費者保護事業を加えますと、非常に多種多様な分掌事務を所管することとなってまいります。特に、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業や市民活動応援事業につきましては、総合計画後期基本計画の戦略プロジェクトの推進力を高めるエンジンとして、非常に重要な役割を果たす事業でございます。

このような状況のもと、現在の室の体制におきまして、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業や市民活動応援事業を含む全ての分掌事務を行うことは困難であるというふうに判断をいたしまして、今回市民参画協働と市民活動に関する分掌事務を文化振興局共生社会推進室に移管をすることとしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁にも入っていたんですけど、もう一度確認したいんですけども、4つの事業を3対1に分けたと。それから所管する室を2つに分けた、ここのすみ分けの理由ですね。事業の性格からしてどのように分けたかという、ここだけちょっとはっきりしたいもんですから、4つの事業を3対1に分けた理由、事業の性格からしてどういうふうに分けたかをもう一度ご答弁いただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、4つの事業のうち3つを文化振興局の共生社会推進室に移管をいたしました。

理由といたしましては、人権、男女共同参画、国際化を推進する各種団体が、さまざまな取り組みを通じて、互いの課題だけでなく他団体にも通ずる課題に対する認識も深め、こうした取り組みをさらに広げていくためには、市民参画協働や市民活動の視点は非常に重要であるというふうに判断したからでございます。

また、市民活動応援事業を進めるに当たりましては、こうした団体とのかかわりを深めつつ、幅広く対象を拡大していくことが肝要であるとも存じているところでございます。

なお、現在の体制におきまして、市民参画協働や市民活動が地域課題解決に向けて重要な役割を

果たしておりますことは十分に認識しているところでございまして、こうしたことにつきましては市民文化部内の共通認識といったことで、市民文化部部長のマネジメントにより局・室間の連携をさらに強めて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

このすみ分けに対して、少し私は残念な答弁だと思っています。

私は勝手に、これを分けたことに関して自分なりに解釈をさせていただきました。

1つは、市内各地で点在する市民、あるいは文化的な、あるいはまちづくりに関する活動をされている個人、あるいは団体の方々のそういう造詣や趣、活力を広く市民の方々に発信し、元気さとか豊かさみたいなものを伝える。そして生き生きとした文化の薫りのまちにしていこうと。時にはこういう方々の活動が公益性とか、あるいは対象者の数が若干少なくとも、こういう活動に対してこれを守って育てていく、あるいは展開を図ることは共生社会の推進の本分であると、それが僕は3つのくくりだと思っている。

一方、今度は地域コミュニティづくりにしては、これは全く僕は視点が違うと思うんです。いわゆる多様化する市民ニーズに対しては、もはや行政のみでは対応できないんだと。その意味で、新しい公共の担い手として市内25のコミュニティを核に、例えば防犯・防災、あるいはごみ減量等の環境問題とか地域内の公園とか緑地帯とかの管理、あるいは見守りとか、地域教育に対する学校のサポートとか、あるいは地域行動計画に示されているとおり地域のサロンづくりとか、ひとり住まいの応援体制、あるいはこの前、交通のほうでもお示しがありました地域バスの運行等の事業、これらの事業や活動を市との一定の約束事の中で、あるいは一定のサービス基準のマニュアルをつくって、そしてそのことがより地域力を高め、そして生きがいにもつながると。なおかつ結果として、市の財政負担の低減にもつながると。

そういう意味では、3つの事業とこのコミュニティ活動の支援事業は、公益性の視点とか、対象者の数とか、新しい公共の視点からすれば協働事業とは意味合いが違うんだと、だから分けたんだというようなご答弁をいただくのかなあと。そういうご答弁でしたら、私は非常に評価をさせていただきたいなあという思いでここの質問をしましたが、どうも私の身勝手な解釈、早とちりとか思い違いのようですので、次の質疑に移りたいと思います。

次は、行政改革が財務部財政行革室の分掌でいいのかという問いかけでございまして。

従来、企画部が所管していた行政改革を、新しく財務部が所管するということが提案されておりますが、やはりこの組織図、ここにはないんですけれども組織図を見る限り、財政に特化した形で行政改革を捉えている感があると。提案者側はどう思うかということで、質疑をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在、行財政改革の分掌事務につきましては企画部の行政改革室で所管をいたしておりますが、今回の改正によりまして財務部の財政行革室へ移管するものでございます。

本市におきましては、平成23年2月に策定いたしました行財政改革大綱に基づきまして、開かれた市政への推進と行財政運営の強化を目標に、鋭意取り組んできたところでございます。その後、本年2月に策定をいたしました中期財政見通しでは、後期基本計画の第2次実施計画の事業推進に係る財源確保のめどが立たず、現在の事業規模の維持は極めて困難な状況となっております。このような状況も踏まえまして、本年10月改定いたしました行財政改革大綱では、政策の優先度により、限られた財源を有効かつ適切に活用しますことを喫緊の課題と位置づけまして、現在の取り組みについては実効性を高め、また新たな取り組みを取り入れることといたしたところでございます。

こうした背景を鑑みますと、やはり持続可能な健全財政を目指していくことが今後の行財政改革の大きな柱であると強く認識をするものでありまして、こうした考え方によりまして、税務行政も所管をいたします財務部の財政行革室の所管といたしたところでございます。

しかしながら、行財政改革大綱に位置づけております政策Ⅰでございますが、透明な市政運営の推進や、政策Ⅱの効果的・効率的な行政システムの構築につきましても欠かすことのできない政策でございますので、財務部財政行革室におきましてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

確かに新しく見直された行革大綱の中では、健全財政を確立して持続可能な市政運営が色濃く打ち出されたという認識であり、とても重要な視点だと私も思っています。

しかし、行革とは本来財政の視点のみだけでなく、市民サービスの向上をどう図るかという視点の中で、例えば国・県の権限移譲にどう対応するかとか、入札制度を初めとするさまざまな制度や市の取り組みが果たして有効に機能しているのか、あるいは他会計や外郭団体のあり方とか、あるいは市民活動、あるいは民間活力をどういうふうにしていくか等々、もっと高所から捉えるべきものが行革だと私は思うんです。

そんな中で、予算編成の事務を預かるいわば最前線の室が、広く総合的な視点で捉えなければならぬ行革の部分を担当していいのかというような疑問がございます。結局落ちつくところ、市民サービスの向上は薄れて、例えば標準的経費一律何%カットとか、そんな程度の行革になってしまわないのかなあという危惧がございます。やはり行政・財政改革は、政策、予算の組み立て、あるいは総合計画の進捗管理も含めて、新しく企画総務部が担うべきだと私は考えますが、提案者としてはいかがでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

行財政改革につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたけれども、現状の財政状況といったものを顧みますと、やはり財政の健全性が第一というふうに考えてございます。

そういったことでございますので、今回行革の業務につきましても、新たにできます財務部の財政行革室のほうで担当してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、次に移ります。

子ども総合センターの機構改革について質問をさせていただきます。

従来、センター長は健康福祉部長が兼任をされていたということですが、今度も、組織的には何も変わっていないんですけれども、専任のセンター長を配置するのかと、あるいは配置するとしたら現行組織にどんな反省、あるいは総括の中で配置されるのか。また、その専任のセンター長はどんな役割、分掌を担うのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成22年4月に子ども総合センターを設置いたしましてから3年が経過しようとしてございますが、この3年間につきましては健康福祉部長が兼務をいたしてまいりました。しかしながら、健康福祉部につきましては非常に裾野の広い部署でございます、健康福祉部長が兼務で管理することには限界があるものと存じております。したがって、今回の組織・機構改革により子ども総合センター長につきましては健康福祉部長との兼務を解消し、単独の配置を進めてまいりたいと存じております。

またセンター長の役割でございますが、子ども支援室と子ども家庭室の連携強化が図られることはもちろんのこと、子供に係る相談支援と保育所等の児童福祉事務部門を一元的に管理いたしまして、機関の枠組みを超えて教育委員会などとの連携を図っていくこととございます。さらに健康福祉部並びに教育委員会、それぞれの部局で類似事業もございまして、こうした見直しにつきましても今後の課題と認識をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今現在、七十数個の子育て支援策が亀山にあらうかと思えます。担当部、あるいは室もさまざまにまたいでおります。教育委員会、市民部、健康福祉部、それから健康福祉部の中にあっても、高齢障がい支援室、子ども家庭室、子ども支援室がまたいでいます。この辺、本当に整理ができるのかというような思いがします。

一例を挙げさせていただきます。市長への手紙の中で、こんな要望がございました。肢体がご不自由な子供さんが、市外の特別支援学校に通われている生徒が見えますね。それに対しても今のところ、その対応が一義的には県の出先機関であるから、教育研究室が担っているという、そういう縦割りの体制も見られていると。その辺の部分も含めて、たくさんある子育て支援が本当に精査をされ、まとまりのあるふうにするのかと。大幅な改善が図れると期待をしてもいいわけですね。

先ほどはたくさん類似事業も整理するんだという答弁がありましたのでいいんですけれども、この類似事業の見直しを含め、たくさん七十幾つもの施策を少しまとめると。担当室をしっか

り明確にする、あるいは教育委員会、今も言いました市外の特別支援学校についてもしっかりとそ
で対応できるんだということによろしいのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

この子ども総合センターにつきましては健康福祉部内に置いてございますけれども、やはり教育
委員会部局との連携といったものは非常に重要であるというふうに考えてございます。

先ほどの七十幾つの子育て支援策がございまして、一つずつ見直しを行いまして、こうい
ったものを総合的にマネジメントするのがセンター長の役割というふうに考えているところでござ
います。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

子ども輝きプロジェクトの連携はどうですかという質問をさせていただきます。

当然、専属のセンター長を配置してセンターの強化を図るという意味では、プロジェクトの目標
ももくろんだ形で機構変更をしたと私は理解をしております。プロジェクトの推進施策の中では、
教育委員会の役割が非常に大きくうたわれているような気がします。その意味で、この教育委員会
の役割、かかわり、この子ども総合センターのかかわり方、どういうふうな形で担っていくのかお
答えをいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

総合計画の後期基本計画の戦略プロジェクトの一つであります子ども輝きプロジェクトとの関連
につきましては、まず、子ども施策の一体的な推進が大きな柱であると考えております。現在、教
育委員会と子ども総合センターが中心となりまして、教育部門と児童福祉部門の連携や今後策定が
求められます市町村子ども・子育て支援事業計画に向けての協議を行っているところでもございま
す。

今後、認定こども園を初めとしますさまざまな手法を模索しながら、子ども施策の一体的な推進
に向け、組織のあり方につきましてもあわせて検討してまいりたいと存じております。また、来年
度専属のセンター長が配置されれば、子ども輝きプロジェクトの中心的役割を担うものと考えてい
くところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少しはしょって質問をします。

プロジェクトの中では、家庭における子育ての充実ということで、家庭内教育の向上を大きな視

点で捉えられています。そして、このところの教育委員会の現況報告の中にも、幼児期の家庭での教育に対し、幼稚園、保育園、共通した家庭内教育のカリキュラムづくりとか研修等に非常に力を入れているというご報告もいただいております。新たな取り組みとして評価をさせていただいておりますけれども、その意味で、この組織・機構変更時に思い切って、この子ども総合センターにおいて幼稚園も所管をするんだというような考え方というのは、あるいは議論があったかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

子ども総合センターの中で幼稚園についても行うのかといったことで、議論はいたしたところでございますけれども、これはさらに検討するものであるといったことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

あと2つほど質問を用意しましたが、この後6名の方が同じような質疑をしていただきますので、じっくり聞かせていただくということで、最後の質疑をさせていただきたいと思います。

今までいろいろ機構改革について質疑をさせていただきましたけれども、例えば関支所に観光振興室を入れたり、協働事業とコミュニティ支援のすみ分けの考え方が少し曖昧だなあと思いながら2つの室に分散したり、あるいは行革の部分を財務部に位置づけた。

どうも思うに、仕事量や人員のボリュームの関係の割り振りの、非常に強い感を私は抱きました。こういうものが果たして組織・機構改革と、改革という名を使っていいんだろうかと。単に私は変更とか配置がえ程度にしか思えないような気がするんです。

それで、この改革というものを広辞苑で調べますと「改革、改め変えること」、これは読んで字のごとく。その次に、「国家の基礎に動揺を及ぼさず、方法も暴力的ではない」と、それで矢印で「革命」と書いてあるわけです。言ってみれば、革命には至らずも相当な強い意志とエネルギーを要して物事のありようを変えていくことが私は改革だと理解しています。行政用語というのはとかく大げさな表現が多く、非常に大上段に構える感が過ぎると思うんです。

それで、総務部長も委員会の中で今回の組織変更についてはマイナーの変更だというご発言もございました。ちょっと理屈っぽい質疑なんですけれども、機構改革でなくて組織・機構変更にとどめるべきではないかと、提案者のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の機構改革につきましては、平成18年のように課・係制から部・室制といった市の組織全般にわたり変更するものではなく、部においては内部管理部門の再編、部内局の設置、室についてはスリム化を意識した3人室の統合だとか室名の変更などで、比較的小規模な機構改革といたしております。

こういったことで、議員の言われる機構の変更といったような考え方もあろうかというふうに存じますが、その効果として効率的な市政運営、職員の適正配置、健全財政の確立といった大きな効果も期待をいたしておりますので、やはり条例改正を必要とする機構の改革という認識でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私は、何でも無造作に改革、改革と唱えていたら、本当の改革が何なのか、これが忘れ去られてしまう、そんな思いがします。

私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時27分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についてであります。

この問題については、11月16日に総務委員会協議会がありまして、そこで組織・機構についてということで、12月議会に提案される議案のあらかたの説明を受けました。ところが、ここで私は言ったんですけれども、このとき出された資料には3年間の評価・総括がないということです。この問題を指摘させていただきました。

今回、総務委員会の資料として出されたものの中には、平成25年4月実施予定の組織・機構改革に関連する資料ということでそれらしきものが出てきたんですけれども、やっぱりないんですよ。というのはどういうことかということ、こういう機構改革をやる場合には、全体としてどこに問題があって、どこに成果があったのか、これをやっぱり示すべきだと。その上でもって、こういうふうに変えますというのが筋だと思うんですね。

まず聞きたいのは、なぜ今、組織・機構改革が必要なのか、あなた方が出した資料ではわかりませんので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

前回の組織・機構改革の検証につきましては、先ほど前田議員に答弁を申し上げところでござい

ます。3つの基本方針、組織マネジメント機能の強化、また職員みずから考え行動する組織の実現、3つ目に市民に親しみやすい部・室名にといった、この3つの基本方針によりまして改革を実施したところでございますが、全体として一定の評価をしているものでございますが、この3年間の社会経済状況の変化も踏まえまして、さらなる改革を進めるものでございます。

このように、今回、組織・機構改革を実施いたしますのは、現状の組織・機構に大きな問題があるといったことではなくて、状況の変化などに対応するために実施しようとするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今、その状況の変化、大きな問題点があるから変えるのではなくして、状況の変化で変えるんだとのことです。では、今の組織・機構が状況の変化にどう合わないのか、ここが問題ではないですか。そのことがちょっとも触れられていないですよ、どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

状況の変化といったことで、今回、組織・機構改革を実施する理由で大きく3つの要因があるというふうに考えてございます。

まず1つ目といたしましては、本年度スタートをいたしました行財政改革大綱の後期実施計画の中で、平成25年4月に組織・機構の再編を実施することとしております。

これにつきましては、権限移譲に伴います事務事業の増加や複雑化する行政課題に迅速に対応するため、組織の機能性や合理性、効率性を基本として、市民サービスを的確に提供できる業務執行体制の整備を目指すものでございます。

2つ目に、平成22年4月の改革から3年が経過しようとする中で、改革の評価・検証を行った結果、少し対応すべき点があったところでございます。

加えて、本年度第1次総合計画の後期基本計画がスタートをいたしております。ここに掲げられた施策事業を確実に推進していくためには、さらなる組織マネジメント機能の強化が必要不可欠であると判断をいたしまして、部内局の増設を図り、部長・局長による2層管理体制を構築するものでございます。

3つ目といたしましては、市政を取り巻く状況に大きな変化が生じたことでございます。東日本大震災によります危機管理に対する市民意識の高揚、地域主権改革の進展や市民ニーズの多様化、さらには市の財政状況の変化など、前回の改革当時では予想のつかない大きな状況の変化が生じたものと認識をいたしております。

これら3つの要因を総合的に勘案いたしまして、今回組織・機構改革の実施が必要というふうに判断をいたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは説明がつかない。例えば2層管理体制ということが非常に重要視されて言われておりますけれども、一体これはどこから出てくるんですか。どこにも書いてないですよ。今の部長の、こういう体制ではだめだと、部内に局を置かなきゃならないんだということがわかるようなものは何も出てないですよ。突然と2層管理体制というのが出てくるわけです。私が言うのはそういうことなんですよ。

だから、そういうものが問題点として、今の状況に合わないということの指摘があって、それをカバーするためにはどうしても2層管理体制をしなきゃならないというようなものがあるって、初めて2層管理体制が出てこなきゃならん。ところがそういうこと一切なしで、機構図を見ると2層管理体制やと出てくると。こういうのはやっぱり説明がつかないですよ。私はこの2層管理体制といますけれども、よくわかりません。これによってマネジメント機能の強化を図るとありますけれども、私はこれむしろ低下するんじゃないかと思うんですけど、その点の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

ご質疑は、部長と局長が配置される組織体制につきましては組織マネジメント機能が低下をするのではないかといったご懸念でございます。

まず、現組織の部長の人数は15名でございますけれども、これにつきましては、やはり5万人都市としては少し多いというふうに感じておりました。また弊害とまでは言いませんが、組織の横の連携が弱くなって、縦割りが強くなっているように感じているところでもございます。

こういったことから、今回、部・局及び室の統廃合を行いましてスリム化を図ることとしており、例えば経営会議などについても、少ない人数で効率的な市政運営ができるものというふうに考えてございます。

一方で、スリム化による弊害とまでは言いませんが、新たな課題として、部が大きくなればやはり部長の責任も大きくなり負担を強いるといったこともございますし、事務所が違ふといったこともございます。また、部長による日常的なマネジメントが行き届かなくなる、また決裁のおくれといったことも考えられます。こういった事務の停滞といったことも考えられますので、部の中に局を設置した次第でございます。

こうした状況のもので、今回、事務分掌規則の改正を行いまして、局長の直近上級の職員に部長を位置づけることといたしました。このことによりまして、局長の直属の上司は部長となりまして、休暇等の承認や、例えば人事考課制度の評価などは部長が行うこととなってまいります。

このように、部長と局長における指揮命令系統は明確となりますことから、組織マネジメントにおきまして混乱が生じることはないというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今、部長がいみじくも言われました。目が行き届かないですよ、これ。建設部に上下水道局を置

く、それで本庁と関支所を持つんですよ。それで一般会計・特別会計・事業会計の3つの会計をこの建設部長は見るわけですよ。それはもうかなり能力の高い部長ですよ。できるんですか、こんなことが。

それからもう1つ言うと、市民文化部、これも本庁があり、歴史博物館があり、関支所があるんですよ。こういうタコ足のような部署があつて、それを部長が把握するんですか。あなた方がやろうとしていることは、まさにマネジメント機能の低下ではないですか。あなたが言われた、例えば部が多過ぎるんじゃないかと、そんな根拠は、5万の市としてはちょっと多いんじゃないかと、そんな程度のことで減らすんですか、おかしいでしょう。そんなことは一言も問題点として上がっていないですよ。部が多いから減らす、部が多いということ自体、問題点として上がってないですよ。

もう1つ言えば、部が15から確かに10に減りますよ。ところが、局は1から5へふえるんですよ。だから部長級としては1名減るだけなんです、結局のところは。何が組織のスリム化ですか。もう一遍答弁してください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

ご質疑のありました、例えば建設部とか市民文化部につきましては、大変大きな部となつてございます。これぐらいの大きな部になりますと、やはり部長の責任といったものは強くなりますし、負担も大きくなるといったことで、今回大きな部につきましては局長を置いたところでございます。局長につきましては、当然部長を補佐・協力するものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

よくわかりませんね、部長と局長との関係というのはどういうことになるんですかね。ここをちょっと説明してくださいよ。例えば決裁はどうなるんですか。さっき鈴木議員が質問された中で出てきたのが、こういう資料を鈴木議員がつくって、やっていただきました。

市民文化部は、さっきのを聞いておると、関支所の部分については関支所長が答弁すると言つたね、局長級の。それから、文化振興局に関する部分は文化振興局長が答弁する。ということは、市民文化部長は、地域づくり支援室や保健年金室や戸籍市民室にかかわることを答弁すると。いわゆる部の中に縦割りをつくったわけですよ。縦割りの弊害をなくすためにこういう大きな部にしたと言われましたけれども、そうやないですよ。部の中に縦割りをつくっただけじゃないですか。これを全部一括して市民文化部長が答弁するんならわかりますよ。文化局の問題であれ、関支所の問題であれ、市民文化部長が全て答弁するというならわかりますよ。ところが、文化振興局長が答弁します、関支所長が答弁しますと。じゃあ、市民文化部長は何を答弁するのかって、従来の市民部が管轄しておった部分だけじゃないですか。これが縦割りの弊害をなくすことになるんですか。答弁してください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、決裁のご質問をいただきました。

決裁区分でございますが、局長は部長級に分類をされますことから、事務決裁規程におきまして、局に属する室からの部長決裁につきましては全て局長決裁で完結することとなっております。また、それ以上の副市長決裁、市長決裁につきましては、部長を経由して副市長、市長へと上がっていくといったことでございます。

次に、議会の答弁のご質疑がございました。

局長が配置をされております部につきましては、基本的に局長が所管をしております室の分掌事務は局長が答弁をいたしまして、それ以外の分掌事務につきましては部長が答弁をすることとなります。ただし議員のほうから、局長答弁でありまして特に部長に求められました場合は、当然部長が答弁をいたすものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そうすると、議員が部長に答弁を求めない限り部長は、さっきこれを示しましたけれども、この市民文化部やったらいわゆる旧の市民部の所管だけ答弁しやいいということですね。それで本当に市民文化部として全体を掌握していることになるんですか。わけがわかりませんわ、本当に。

市民文化部を今取り上げましたけど、一つだけ最初に出されたこの協議会の資料で、成果として評価してあるのは文化部なんですよね。文化部はその機能を十分に発揮しているというふうに評価しているんですよ。ところが、この唯一評価をしている文化部をわざわざ市民部と統合するんですよ。私は、文化部という単独の部だったからこそいろんなことができ、機能が十分発揮できたんじゃないかと思っているんですよ。それを市民部、それも市民部って結局年金や国保やら戸籍なんですよ。文化と全く関係のない部分ですよ。それを引っつけて統合するんですよ。これが果たして効果があるのかどうか。文化部としてやってきたことがより発揮されるというふうに考えるのか、この点についてお聞きしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

文化部を設置したことにつきましては、一定の評価をいたしたところでございます。

しかしながら、平成26年にかめやま文化年を迎えますことから、いま一段の飛躍を考えますときに、やはり市民参画と協働といったものも欠かすことのできないキーワードであるというふうに考えております。こういったことで、現在の市民部、文化部及び関支所を再編いたしまして、大きくくりの中でやはり市民参画・協働と文化を捉えて、新たに市民文化部を設置したといったところでもございます。

今回、文化部をなくすといったことではなく、現在と同様に部長級を配置いたしまして、文化振興局として設置をするものでございまして、機能はこれまで同様、十分に発揮されるものというふ

うに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

結局マネジメント機能という問題になってくるんですよ。このマネジメント機能とは一体何なんですか。ちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

マネジメント機能につきましては、やはり部長と室長等々の総合的な調整機能というふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

調整だけでいいんですか、その程度のもんですか、マネジメント機能って。

マネジメント機能の強化と言われるけれども、調整機能、それだけなら大した問題じゃないですよ。それを2層管理体制をすることによって強化を図る、逆に調整を難しくするんですよ、これ。部長がいて、局長がいて、室長がいるんですよ。今までやったら部長と室長で調整が可能やったんですよ。そこに局長が入るんですよ。より複雑に組織をして、そして調整機能を果たするのがマネジメント機能やと。これ逆行やないですか、言うのとこととやることが。組織を複雑にしておいて、調整機能が働かなくなるような組織にしておいて、そして強化やて。これはどう考えても低下やないですか。

市長、どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

まず、先ほどのご指摘のマネジメント機能の強化、これは申し上げるまでもありませんが、行政組織が持っております人、人材、それから財源、お金、それから行政サービスの提供、これらは限られた資源でございますので、これらをいかに総合的に効果的に組み合わせて行政目標を達成するか、経営目標を達成するか、このことを可能とする組織体としての考え方や機能を束ね上げると、こういう概念であろうかと思えます。そういう意味で、私どもトップはそうであろうかと思えますし、部・局長も経営層の一角を占めるような役割、あるいは中間管理職であろう室長の機能、それから全職員の役割を本当に適切に生かしていくという考え方であろうというふうに考えておりました、確かに今の市民の皆さんのニーズ、地域のニーズ、行政が抱えるニーズは大変複雑化しております、一つの問題解決だけではそれに応えることができないという状況の中で、私どもは現有の体制で精いっぱい今努力をいたしてまいったところでございます。

しかし、いろんな変化の中で、これをいかに的確にくみ上げて、それに応えていくかという中で、さきにご提示をさせていただいております後期基本計画をお示しさせていただき、行財政改革大綱をお示しさせていただいた。その目標達成のために、私どもは今の行政の体制をいかに的確に複雑な問題を解決できるかという状況を機能させていかななくてはなりません。そういう使命を持っておるといふふうに思っております。

したがって、役所の組織は少し複雑になって、あるいは縦割りが強化されておるのではないかというご懸念でございますけれども、複雑な課題をしっかりと組織の機能をつなぎ合わせて整理をして、その達成のために努力をするということが大変重要な基本にある考え方でございます、その中で今回これが適切というふうに考えて、ご提示をさせていただいたという背景でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

長々と答弁されましたけど、私はこう思うんですよ。要は部長というのは、全体の部の目標というのがありますよね、その達成のために全体としてどこまで進んでいるのかを見るとか、それからその部内で掲げている後期基本計画の中身、実施計画、それがどういうふうに進んでいるのか全体を把握する、これがマネジメント能力じゃないですか。単に調整やとかそんな問題じゃないですよ。市長が言われた、結局端的にはそういうことですよ。

そういう点において、今回のこの組織・機構改革が妥当なのかというと、さっきも言いましたように、典型的なのが市民文化部、余りにもひど過ぎる。例えばさっきも言いましたけれども、文化・スポーツ関係を持つんですよ。それから地域づくり支援関係、これも非常に今、市にとっては重要な施策ですよ。それから戸籍、年金、国保、医療費の助成関係、従来市民部がやっていた部分、これも持つんですよ。それから関支所の関係、これも持つんですよ。それから歴史博物館、これも持つんですよ。こういう多岐にわたるものを本当に1人の部長が把握できるんですか。ここが問われているんですよ、この組織で。こんな範囲を広げて1人の部長に背負わしてまでせんなんのですか。ここのところが私は一番わからない。それで中に局長を置くからというけれども、答弁はそれぞれ局長にさせるわけですよ。こういうやり方が本当に妥当なのかどうなのか、私はわかりません。

これをもう一度聞きますので、市民文化部は本当に部長が把握できると思いますか、全部。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多分考え方の違い、捉え方もあろうかと思っております。

いずれにいたしましても、この3年間で機構改革でやってきた幾つかの成果がございました。その過程でももちろん人材育成、幹部として、管理職として、その力量を上げていくというような取り組み、精いっぱいそれぞれの立場で研さんを積んできていただきました。

しかし、本当に今亀山市が置かれる中で、目指すべき姿に向けて、今文化のことをお話しいただいておりますが、危機管理についてもそうであります。より一層、この部・局長のマネジメントの能力、スキルを高めていかななくてはならないというふうに認識をいたしておるところでありまして、

その意味で、より多くの問題を解決する、より多くの室を束ねてその問題解決に引っ張っていきけるような、そういう人材育成の視点を持たずして組織の進化はないと、そのように考えておるところでございます。その点につきましては、多分考え方が違うのだろうということを思っておりますが、部分最適ではなくて、全体最適な亀山市の組織・機能の前進を目指しておるというふうに、深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私も全体最適を目指して質問してしているんです。例えば、さっきも言いましたように、部は確かに15から10へ減りますよ。ところが、局長が1から5にふえるんですよ。だからトータルすると1人部長級が減るだけなんです。1人減るだけなら何も部に張りつけたらいいじゃないですか。スリム化というけれども結局部長級の数には減らないんですよ、1名しか。わざわざ部を減らさなくたって、従来どおりの部で行って1名減ですよ、部長級。私なら、そういう部長を1名減で活用するなら従来の方が行きますよ。

それで、ただ1つだけ私も評価したいところがある。建設部の中の室、これはもうわかりにくかったですね。もうできた当初から私は、当時小坂副市長に言いました。みんな、3室ともまちづくりが合った。ああいうわかりにくい室というのは、ようやくこれ直りましたね。これは評価しますよ。

今言うたのは、要するに、そういう全体として部長の数がほとんど減らないのに、なぜこういう統合をしてまでやらなきゃならないのか。それで統合したことによって、2層管理体制というわけのわからん体制をつくる。これはやっぱりどう考えても納得ができませんね。それから、組織のスリム化ということを言われています。所属職員が少人数の室を解消して、トータル6つの室がなくなります。

そこで、幾つか聞きたいんですけど、その中で図書館・歴史博物館、これは今まで室でした。これは外します。この分野はもう重きを置かないという政策判断なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

現在、図書館におきましては、図書館の改修事業とか図書館情報システムの導入事業に取り組み、また歴史博物館におきましては、屋根のない博物館の創出を進めておりまして、いずれの部署におきましても、非常に重要な施策を推進をしている状況でございます。

今回の改正によりまして、図書館は生涯学習室の、歴史博物館は文化スポーツ室の所管となりますのは、改革の基本方針の一つでもあります組織のスリム化により室の統廃合を進めた結果でございます。したがって、決して図書館・歴史博物館という部署を軽んじたものではなく、あくまでも基本方針にのっとって進めたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そのあなた方が言う所属職員が少人数というやつ、これについてちょっと聞きますけど、所属職員というのは正規職員だけをいうのか、これが1点。それから何人を少人数というのか、この2点お聞きしたいです。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

基本的には正規職員が3人以下の室というふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

そこがおかしいんですよ、あなた方。今、亀山市役所の中では正規半分、非正規半分なんです。それで亀山市役所は動いているんですよ。ところがこういうことを判断するときになったら正規職員だけを数えるんですよ。本当に失礼ですよ。図書館を見てくださいよ、何人職員おられますか。歴史博は何人職員がおられますか。そういうものを全部含めて判断すべきですよ。本庁の中の一部の室で、例えば正規職員は3人しかいない、これを各室へ割り振る、これはまだ妥当性があるかもわかりません。でも、本庁の外にある全く業務が単独でやっている図書館だとか歴史博物館を、正規職員が少ないから室から外しますと、こんな判断妥当ですか。図書館はそれじゃ正規職員だけで回っているんですか。一遍聞きますわ、どうですか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

どなたですか。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

図書館につきましては、議員ご所見のように職員及び事務補助員で運営をしているといった現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

あなた方の論法って、いかにも勝手ですわ。仕事はみんな、正規も非正規も力を合わせて業務を運営しているにもかかわらず、こういうときになったら正規職員の数だけ数えて、あんなところは室から外しますよと、こういうことを平気でやるわけですよ。おかしいでしょこれ。

決裁権はどうなりますか。室長がいなくなるということになると、どう変わりますか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

決裁権につきましては、図書館につきましては生涯学習室長、歴史博物館につきましては文化スポーツ室長が決裁権を持つこととなります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それがマネジメント機能の強化ですか。今まで図書館では室長さんに権限があって決裁できていたものが、これから図書館では決裁できない。歴史博物館も決裁できない。これがマネジメント機能の強化ですか。図書館や歴史博物館の事業がよりよくなるんですか。全くわかりませんね、あなた方の答弁では。

残り時間が少なくなってきましたけど、私が組織・機構を考える場合、3つの視点というのを私自身考えます。

1つは、市民にとってわかりやすい名称、組織であること。それで利用しやすい組織であること。これは当然ですわね、市民の立場から言えばそういうことですよ。

それから2つ目は、職員にとってわかりやすいということ、それから働きやすいということ、こういう組織・機構である。つまり、1人の職員に余りにも大きな責任を負わせるというのは、これは適当じゃないですよ。

それから3つ目、意思決定がスムーズに行える、これも大事ですよ。ところがあなた方は今度2層管理体制にして、例えば市長決裁に行くときには室長、局長、部長、それから市長というふうになるわけですよ。1つふえるわけですよ、決裁が。こういうことをあなた方はやろうとしているわけですよ。私はこの3つの点から言って、今回の機構改革がどうなのかということをも市長に聞きたいです。この3つの視点から言って、本当にこういうことが生かされた組織・機構改革になっているのかどうか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3つの視点をお示しいただきましたが、基本的にはそのような考え方を私どもも理解をさせていただいておるところでございます。

そして、とりわけ今3つ目におっしゃっていただきました、意思決定のスピードがおくれるのではないかとございましてけれども、私3年10カ月就任させていただいてから、多分3年前の機構改革も含め、本当に意思決定のスピードということでは、この間、フラット化の中でございましたけれども、若干マネジメント寄りに戻しながら、かなりスピードアップが図られたというふうに考えております。しかし、その一方の弊害といたしまして、少し縦割りが逆に強くなったのかなあという感じをいたしております。したがって、意思決定のスピードは当然重要な要素でございますし、今回の機構改革で意思決定のスピードがおそくなるということはありませんというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、組織機能、それからそれに基づく機構の改革、あくまで現状の中で限られた資源でございますので、その中で私どもは市が目指すべき目標に向かって、本当に今おっしゃられた3つの視点も踏まえ、それ以外にもあろうかと思っておりますけれども、最善の努力をし

ていくと、前へ進めていくということに尽きようかというふうを考えておりました、そういう意味で、さらに今その通過点にあると、大事な局面にあるというふうにも感じておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

最後になります。

私はやっぱり、どうも聞いていてもわからないですよ。なぜ最初に3年間の評価・総括が出なかったか、この問題を考えると、やっぱり問題の立て方がまず人にあったのではないかと私は思うんですよ。

私を知る限り、5名の部長さんが来年3月に退職される予定やと。その5名の部長さん、ちょうどやめられるところが2カ所ばかり統合されるんですね。そういうような形で、結局、まず人があって組織をいじったのではないかとしか思えない。また、そう考えるとつじつまが合うんですよ。例えば部長という肩書の人を5人減らす、5人退職するんですよ。それで部長が減るのかといったら、局長ということで、トータルでいくと1名しか減らないということで、スリム化にもなっていない。そういう問題がある。

だから、やっぱり人の問題が先にあるって今回組織をいじったのではないかとと言われても仕方がないじゃないですか、これは。もしそう言われたくないんなら、もっとしっかりとしたものを出さないよ。でないと、そうとらざるを得ませんよ。そのことを指摘して、また委員会に委ねたいと思います。

次に、議案第83号亀山市営住宅条例の一部改正について、お聞きします。

これは、地域主権改革一括法による公営住宅法の改正によるものであります。全国的には1,684自治体中1,286の自治体、76.4%で、条例制定にもう着手されていますということです。これは議案を提案したというようなものも含めてですけど、そのうちの850の自治体が地方独自の基準を設定していると。

ところが、今回の亀山市のこの一部改正には、いわゆる国の基準をそのまま持ってくるんだということで、亀山市独自のものはないということですね。なぜせっかく地方に委ねられて、地方の事情に合わせたものがつくれるということなのに、国の基準と異なる市独自のものはないのか、入らなかったのか、検討もされなかったのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例の主な改正内容といたしましては、1つ目として、市営住宅の整備基準でございます。これは、公営住宅を整備する上での基本的な基準であり、政・省令で定める基準が亀山市として支障となる事項がございませんので、省令で定める整備基準と同じ基準を条例で定めることといたしました。

2つ目として、入居世帯の収入基準でございますが、この基準は平成21年4月の公営住宅法改正により引き下げが行われております。そのような中、今回の法改正により、特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯につきましては上限額が25万9,000円と定められました。この収入

基準についても、今回の改正により市独自で定められるようになったわけですが、当市の応募状況や収入の状況を検討した結果、対象範囲を広げるのではなく、従来どおり現状の収入基準が妥当であると判断をいたしまして、特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯を月額21万4,000円、一般入居者世帯を月額15万8,000円といたしたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きっちり時間まで答弁してもらいましたんで、もう委員会に議論をお任せしたいと思います。
私の質疑はこれで終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。
質疑の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

それでは、順次質疑をさせていただきます。

少し午前中ヒートアップしましたので、私はちょっと落ちついて聞かせていただきたいと思います。自分の中でも、午前中の質疑の議論を聞かせていただく中で、私自身もう一步混乱が広がってしまったので、少し整理をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

1点目の、部、局、室の関係について、これは午前中にも服部議員ほか皆さん聞かれたことではありますが、私の中で、今回の条例改正が出たときに、平成22年の機構改革のときに健康福祉部の中に子ども総合センターができて、そういうような状況を私の中では想像していました。

でも、午前中の議論を聞く中では、局ができたということは局長に権限があって、前回の子どもの総合センターの場合は部長がセンター長を兼務されていましたし、少しその中に違いがあるのかなあとということをお聞きをしたいんですが、1点、議会の答弁の部分でもお話がありましたが、そういうことは今回の提出資料には何もなかったんですが、部長、局長のその関係の中で、議会答弁に関して局長が答弁をされる。そうすると、センター長、それから関支所長、そういう形で議会の答弁に関してはそういう人たちが出てきて答弁をされるということの認識でいいのか、まず第1に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

議会の答弁でございますけれども、子ども総合センター長につきましては今健康福祉部長が兼務をいたしておりますので、議会答弁は健康福祉部長が答弁いたしておりますけれども、子ども総合センター長を新たに配置した場合につきましては、当然、議会の中で、センター長が子供に関する施策等々につきましてはご答弁を申し上げるといったことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員、どうぞ。

○7番（森 美和子君登壇）

今の答弁ですと、センター長を設置した場合ということをおっしゃいましたけど、設置しない場合もあるということですか。

それとあと局長、市民文化部に文化振興局と関支所、それから企画総務部に危機管理局、建設部に上下水道局が置かれていますが、その全部を今お聞きしたんですけど、子ども総合センターだけではなくて。もう一度ご答弁願います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

午前中、鈴木議員にもご答弁をさせていただきましたように、現在、子ども総合センター長につきましては健康福祉部長が兼務をしておりますけれども、単独の配置を進めてまいりたいというふうに現在考えておりますので、単独の配置ができましたら、当然議会答弁も子ども総合センター長が答弁をするといったことになってまいります。

また、危機管理局長、文化振興局長ほかの局長がございますけれども、全て局長が議会での答弁をするといったことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

そうしますと、部長と局長の関係というのが私の中で整理ができなくて、午前中のご答弁ですと、局長の直近の上司は部長であるというふうにご答弁いただいたんですけど、何かそこら辺のすみ分けが自分の中にできないんです。

そうであるならば、二層体制にする必要がなくて、各部長、今までのような状況、危機管理局長もそのままではあったので、単独で副市長から直結でされていまして、今までと何らかわりばえはないのかなって。局の決裁もあるということですので、何が違ってくるのかというところが自分の中で理解ができないんですけど、そこら辺をもう一回ご答弁願えますか。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず部につきましては、組織の中で一番大きなくくりでありまして、次のくくりとして部の中に局を、それで局の中に室を設置いたします。

したがって、部長は局を含めた部全体の管理を行います。局長につきましては、局内に室が

ございますけど、局内の室の管理を行うということで、部を代表します部長と局長の2人によります部内マネジメントの強化といったことを図るものでございます。

また今回、事務分掌規則の改正を考えておりまして、局長の直近上級の職員には部長を位置づけることといたしております。このことによりまして、局長の直属の上司というのは部長となりまして、休暇の承認だとか人事考課制度の評価などについては部長が行うこととなってまいります。

また、例えば部の使命・目標につきましても、部を代表いたします部長が作成するといったことになるものと考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

非常に部長の権限が広がるということ、強まるということもありますし、それから部長と局との関係というのが、局長は決裁権も持っていますし、それでいて部長が直属の上司で、じゃあ部長がだめやと言うたらそれはだめになるのか。そこら辺の何か上下関係は、そうやって直近の上司が部長であるとかというのは少し理解はさせてもらったんですけど、何かあんまりその中身的には、今のままで何ら変わりがないというふうに私自身は思います。

もう1つ室に関して、午前中も少し議論がありましたが、2つ、歴史博物館と図書館が室に、文化スポーツ室に歴史博物館が、生涯学習室に図書館が置かれるようになると。そうすると、室長と館長の関係についても少し整理をしたいなあと思うんですけど、これは午前中の議論ですと、館長というのはもうなくなってしまふのかなあと思ったんですけど、館長は室長が兼務をされるのかどうなのか、そこらの辺が午前中には少なかつたので、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、図書館と歴史博物館をそれぞれ生涯学習室及び文化スポーツ室の所管といたしましたのは、大きな室に統合いたしますことで室のスケールメリットが生かされまして、室内において議論が深まり、重要施策の推進にも寄与するという狙いもございます。

館長につきましては、それぞれの室長が兼務をするということで、現在のところ考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

そうしますと、今まで両方の館長というのは、多分、歴史博物館なり図書館にいらっしゃったと思うんですけど、兼務をされるということはその両方にはもういなくなって、時々回っていくという形になるんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

それぞれの館長につきましては、室長が兼務をいたすこととなりますので、図書館、歴史博物館におきましては、管理職として担当の副参事を置くことも考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

話を聞いているとすごく混乱するんですけど、午前中の議論にもありましたけど、人ありきの配置のあり方というのが、そう考えたほうがすごく自分の中にすっと入るといえるのか、この改革をする意味というのがそこら辺に非常に見え隠れするんじゃないかということを感じます。

次に移ります。

私が一番聞きたかったのは、この2番なんですけど、危機管理局に対する市の認識についてお伺いしたいと思います。

今回、スリム化ということと、それから二層体制という形の中で、危機管理局というのが企画総務部になるということになっておるんですが、平成18年の機構改革、この組織改革の中では新たに危機管理室が設置をされたんですね。このとき、私はまだ議員ではありませんでしたが、その当時の答弁を見ますと、「常に全庁的にわたる役割を担う部署であることから、助役の指揮命令のもとで対応することが望ましいということから、助役直属の室として設置をした」というふうになりました。

そのまんまの形で、平成22年4月の機構改革では危機管理室が危機管理局という形になっております。私は、この流れが亀山市における危機管理の位置づけと認識をしておりました。

なぜ企画総務部の中に位置づけられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

危機管理局につきましては、今回の組織・機構改革によりまして分掌事務を防災に特化させるとともに、企画総務部内の部内局に位置づけたところでございます。

議員からは、企画総務部内の局として配置いたしますことは、防災面において後退するのではないかとご懸念でございます。

今回、企画総務部内の局として配置いたしました理由につきましては、緊急時の初動体制におきまして、部長のマネジメントにより部全体で対応できるというスケールメリットを最大限重視したことによるものでございます。また、人材育成部門との統合を行うことによりまして、業務継続計画の策定及び推進が図られるものと考えております。

さらに、部長と局長の二層管理体制ということになってまいります。マネジメント強化も見込めますことから、防災体制のより一層の強化が図れるというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

この危機管理に関しては、ほかの局、市民文化部、それから建設部の局が、仮にそれはもう仕方がないとしても、私はやっぱりこの危機管理だけは副市長直属というところが一番大事じゃないか

なって。本当に横断的な対応をする危機に関しては、トップダウンが必要であるし、それから即断・即決でぱっと決まっていこうという、そこら辺が求められるのがこの危機管理ではないかと思うんですが、今のご答弁ですと、何か事務分掌的な、そこら辺の部分では部長がおっしゃるように組織マネジメントですか、そういうところではいけるのかと思いますが、私はやっぱり亀山市のこの危機管理のあり方という、そこら辺にまで言及されるんじゃないかというぐらい危惧をしております。

それは、いろんな今までもこの危機管理に対して議論をさせていただきましたが、東北の地震以降、全国的な危機管理体制の見直しとか、そういうことが行われる中で、亀山市は津波がないと。どっちかといったら全国的に津波対策というところに力が行っていて、でも亀山市は多分いろんなところからの受け入れ体制、それから山もありますし、そういったさまざまな部分での危機管理のあり方というのは亀山市でも本当に重要なものだと思うんですが、やっぱりそこら辺が、今までも甘いような気がずうっとしてたんですけど、もう一度、事務分掌的なことでは私は理解はできますが、この基本的な危機管理体制に対しては少し違うんじゃないかと思いますが、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の答弁を求めます。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

今、議員ご指摘のように、この亀山市にとりましての危機管理体制の強化、全庁的なものでございまして、全体的な役目を背負うものでございます。大変重要なセクションであるというように思っております。現実には現在の危機管理局が背負っておりますものは、当然今ご指摘の防災の面、それから耐震化も実際にやっております。それから、今北朝鮮のミサイルの動きがございまして、国民保護計画上の対応もございまして、あわせて、防犯につきましても現在危機管理局が、小さいチームでございましてけれども背負ってきておるということでもあります。

したがって、先ほど部長が答弁をさせていただきましたのは、本来、今議員ご指摘のように全庁的な危機管理、もう少し大きな意味での危機管理に対応する機能をより強化していきたいということで、少し今の体制からスケールメリットを最大限に重視した組織へと改編をするという趣旨がございまして。

したがって、もう一つご懸念の中に副市長直轄でということでございますけれども、例えば防災のことにつきましては、警報と同時に災害対策本部が設置をされるわけでございますけれども、これを今の危機管理局の体制で、特に今回、台風17号のような緊急事態の状況になりました折に機能が発揮できないという状況も経験させていただきました。

そういう中で、防災対策の仕組みともあわせて、さらに今議員ご指摘の部分は考えていきたい。その意味で、企画総務部全体の中に位置づけて機能強化を、スケールメリットを最大限発揮していくと。

ただ、トップマネジメント以下の危機管理体制を全庁的に考えていくという意味では、従来もそうでございますけれども、スピードも含めて大変重要なことでございますので、トップマネジメントの責務としてもそこはしっかり位置づけて、今の状態をさらにこのような形に改変する中でそ

こがしっかりとつながっていくというふうに考えさせていただいておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当に今まで小さな局で、少人数で頑張っていたいただいてきたなと私も思います。亀山市にとっても重要なセクションということは、私も理解をしております。

でもやっぱりこれを見ると、トップダウンじゃなくてボトムアップになるんじゃないかなと、私すごく危惧する部分ですので、多分平行線になると思いますので、私は総務委員会の議論を聞かせていただきたいなあと思います。

次に、市民ニーズの多様化をどのように反映したのかについてお伺いします。

今回の改革の背景に、市民ニーズの多様化とありました。多様化する市民ニーズを今回の機構改革はどのように反映されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革では、求められる組織としまして、市民にわかりやすく、かつ市民ニーズに的確に対応できる組織を掲げまして、その実現を目指しております。

具体的には、消費者保護や生活環境にかかわりますことは、これまでから担当室が不明確であったり業務が室をまたがるなど、市民の皆様からもわかりにくいというご指摘をいただいております。

こうしたことから、今回、例えば家庭用品の品質など消費者保護や防犯につきましては市民文化部の地域づくり支援室に、犬や猫の管理だとか蜂などの衛生害虫駆除、空き地対策といった生活環境にかかわりますことは環境産業部環境保全室にそれぞれ分掌事務を明記し、わかりやすく市民ニーズに的確に対応したところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

いろいろやられていくということで、内容的には私もまだわかりませんので、所管の事務分掌を見せていただいた中でいろいろと出てくると思いますので、そこで何とかさせていただきたいと思っております。

4番に移らせていただきます。

前回の改革で、市民に親しみやすい部・室名にされたが、今回はどうなのかについてお伺いしたいと思っております。

評価・検証の中には、一部の室において、まだ所管事務事業がわかりにくいとの指摘があったため改正したとありますが、特にどの室なのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

前回の組織・機構改革の基本方針の一つに、市民に親しみやすい部・室名がございまして、この方針にのっとりまして部・室名の変更をいたし、市民の方々からもご理解をいただけてきたところがございます。しかしながら、まだ一部でわかりにくいところのご指摘もございましたことから、今回、さらに部・室名の変更を行ったところがございます。

具体的には、建設部まちづくり計画室を都市計画室と改めました。同じく、建設部まちづくり整備室を道路整備室に改めてございます。市民部収納対策室を財務部納税室に、市民部市民相談協働室を市民文化部地域づくり支援室に変更するなど、合わせて8つの部・室の名称を変更いたしましたところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

特に、午前中もありましたが、まちづくり計画、まちづくり整備というのは非常にわかりにくくて、でも前回の機構改革のときに、本当にそれを3つが2つになっただけで非常にわかりにくいところを3年間走ってきたわけですね。

市民の皆さんは、この3年たって、その事務分掌まで覚えるところまでいかなくても、やっと何か落ちついてきた。そういう状況の中であって、私も市民相談を受ける中で、この室に行ったら、うちじゃない。この室に行ったら、うちじゃないと、結構点々と私もお電話をさせていただくこともあるんですけど、やっとそういう落ちついた中で、自治会長さん等がお世話になってくる室の名前が大きく変わっていくということは、混乱をするんじゃないかなということの危惧はなかったのか。

もう1つは、私、午前中の議論を聞いていて本当に思ったのが、市民の皆さんよりも職員の皆さんが非常に混乱するのではないかと、そんな危惧はないのか、最後にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

確かに3年間、まちづくり計画室だとかまちづくり整備室という形で走ってまいりましたので、自治会長さんにつきましては確かにわかりづらいかとも思いますけれども、室名を聞くだけで行く先が一目でわかるといった室名にしたいということで、今回改正をさせていただきました。

そういった意味で、来客の皆さん、職員につきましても特に混乱はしないというふうには考えているところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

混乱しないように、期待をしたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

議案第83号亀山市営住宅条例の一部改正について、お伺いしたいと思います。

これもちょっと午前中に触れられましたので、少しかぶるところがあるかと思いますが、これまでの自治体は、国から示された方針に基づいて国からの補助金や通達によって縛られた行政を行っ

てまいりました。だから、多少の無駄があっても責められることはありませんでした。これが地域主権改革の大きな意義と私は認識をしております。

今回の条例改正は、地方自治体が制度上、自立・独立した存在となって、地域の実情に合った住民サービスを条例で決めることができるようになったためと理解をしております。そのような中で、2点についてお伺いしたいと思います。

第3条で、今まで公営住宅法で定められたものがさまざまに条例で決められていくことがうたわれておりますが、これは既存の住宅、今ある市営住宅に対しても適用するのをお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今回の条例において定めます市営住宅の整備基準につきましては、建てかえや新築する場合の基準でございまして、既存の市営住宅の基準に適用されるものではございません。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今ある住宅には適用はされないと、今後建てられる住宅に関して適用されていくということで理解をさせていただきました。

ただ、既存の市営住宅を見ますと、必ずしも快適な住環境とは言えない中において、でも亀山市は今後新たに公営住宅を建設する予定はないと、今までの答弁の中ではされております。

今回の条例改正とは少し離れますが、やっぱりそこら辺を整理しないと、この住宅条例改正をしたって、市民の皆さんにはそれは適用されていかないということは、余り意味がないのかなあという形で思います。これは一般になりますので、この程度にさせていただきます。

2番目の、第6条の入居者の資格についてお伺いしたいと思います。

第6条では、特に安定を図る必要がある入居者世帯、これは障がい者を含む世帯、60歳以上または18歳未満の方で構成をされている世帯、それから小学校就学前の子供がいる世帯、この収入基準が定められています。

公営住宅法では、25万9,000円を上限として定められましたが、条例では今までと同じ21万4,000円になっております。この国の引き上げられた上限額で議論をされなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

入居者の資格の収入基準等につきましては、リーマンショックにより景気の悪化に伴いまして、平成21年4月の公営住宅法改正におきまして、一般入居者世帯、月額20万円から15万8,000円、特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯、月額26万8,000円から21万4,000円に収入基準が一度引き下げられたという経緯がございます。

そのような中で、今回の法改正によりまして、特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯につ

きましては、上限額が25万9,000円と定められました。当市としましては、この応募状況や、それから収入の状況を検討した結果、対象範囲を広げるのではなく、従来どおりの現状の収入基準が妥当であると判断をいたしまして、特に居住の安定を図る必要がある入居者世帯を月額21万4,000円、一般入居者世帯を月額15万8,000円といたしたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

一般の入居者に関しても触れていただきましたが、この一般の入居者に関しては、国の基準には参酌すべき金額とありましたが、これは幅を持たせるということは、これで上限なのか、幅を持たせるということはできないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

一定程度は、幅を持たすことはできるということになっております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

でも、議論をされなかったということで理解させていただきます。

では最後に、この条例改正、全国の自治体でいろいろと行われております。地方独自の具体例として、特に安定を図る必要がある入居者世帯の範囲を子育て支援や住宅の世代構成を図る観点から、例えば18歳未満の3人以上の多子世帯の追加や、中学生以下の児童がいる世帯に拡大をしたり、新婚世帯を追加したりと、まさに地域の実情に応じた条例改正をされておりますが、そういった議論はされなかったのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの議論の件でございますが、一定程度、こちらのほうでも議論をさせていただきました。

あと、全国的な傾向としましても、ほとんど8割、9割が現状の基準でやっておるということを確認しております、それで亀山市のほうもそのようにいたしましたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

全国と一緒にする必要はなくて、亀山市に応じた対応をしていくための条例改正だと私は理解しております。終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 森美和子議員の質疑は終わりました。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。

通告に従い、議案質疑を行います。

議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についての質問を行いたいと思います。

まず最初に、今回、組織・機構改革を行わなければならなくなった主な経緯についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革実施の経緯につきましては、前回の組織・機構改革から3年が経過しようとする中で、例えば文化スポーツの所管が教育委員会から市長部局の文化部へ移管されましたことは、市民の方々に十分に浸透してきたものと認識をいたしております。

また、アート亀山の開催や市民文化祭の実行委員会形式による開催など、スポーツ活動だけでなく文化活動におきましても市民との協働による活動がより活発に行われてきておりますことは、改革の大きな成果であると認識をしておるところでございます。

しかしながら、東日本大震災によります危機管理に対する市民意識の高揚でありますとか、市の財政状況の変化、さらには第1次総合計画後期基本計画のスタートなど、市政を取り巻く状況は前回の組織・機構改革時以上により大きく変化しているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、当市のまちづくりの基本的な考え方であります「市民力で地域力を高めるまちづくり」の実現を目指して、スピード、コミュニケーション、透明性のある組織機構へとすべく、平成25年4月、組織・機構改革を実施しようとするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

朝から5番目と、同じような質問になってくるとだんだん聞くことがなくなってくるんですけども、今回、機構改革をやるに当たって、現在の組織のどういう点が不都合があり、どの点が悪いために今回のこういうような改革が必要かというのを、具体的に、一例で結構ですので、何かありましたら挙げていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成22年度の組織・機構改革におきましては、分権時代にふさわしい自治体経営を行うことによりまして市民の暮らしの質を高めていくという目標を掲げ、組織マネジメント機能の強化、職員みずからが考え行動する組織の実現及び市民に親しみやすい部・室名にの3つの基本方針に基づきまして実施をしてまいりました。

その中で実現できたことではございますが、まず組織マネジメント機能の強化につきましては、決裁権の一部を副市長から部長に移管したことによりまして、責任の所在がより明確になりまして、部・室のマネジメント強化が図られたものと考えております。

次に、職員みずからが考え行動する組織の実現につきましては、文化スポーツの所管が市長部局へ移管されたことが市民の皆様にも十分浸透してきておりまして、スポーツ活動だけでなく文化活動においても、市民との協働による活動がより活発になり、文化施策の一体的推進が図られてきているものと認識をいたしております。

さらに、関支所長に部長級の権限を与えたことによりまして、意思決定の迅速化及び関係部局との調整の円滑化が図れまして、関支所の機能強化につながったものと認識をしております。また、懸案事項でありました関ロッジの指定管理者制度による民間活力の導入につきましては、関ロッジが関支所長の所管となったことによりまして、実現につながるものと認識をいたしております。

次に、市民に親しみやすい部・室名につきましては、一部の室を除きましてわかりやすく簡素な部・室名に改正できたものと認識をいたしております。

そのほかの3つの基本方針につきましては、一部課題が残りましたものの一定の成果を上げることができておりまして、このことが平成22年度の組織・機構改革において掲げた目標はおおむね達成できたというふうに考えているところでございます。

現在の組織・機構が抱える問題をというところでございます。

これも服部議員にお答えをさせていただきましたけれども、22年の組織・機構改革につきましては一定の成果を上げることができたというふうに考えておりますが、現組織の部長の人数については、5万都市としては少し多いのではないかとといったことで、横の連携が弱くなり縦割りが強くなっているというふうに感じたところでもございます。

一方で、新たな課題としまして、部が大きくなれば部長の責任も大きくなり負担を強いるといったこともございますし、事務所が分散をいたしております、部長による日常的なマネジメントが行き届かなくなるといったことや、決裁のおくれによる事務の停滞といったことも考えられますため、今回、部の中に局を設置したところでございます。

今回、問題点というところでご見解でございますが、大きく3つの要因がございまして、1つ目としましては、権限移譲に伴います事務事業の増加や複雑化する行政課題に迅速に対応するために、業務執行体制の整備を目指すものでございます。

2つ目には、後期基本計画がスタートいたしまして、施策・事業を確実に推進していくためには、さらなる組織マネジメント機能の強化が必要不可欠であると判断をいたしましたからでございます。

3つ目には、東日本大震災によります危機管理に対する市民意識の高揚、地域主権改革の進展、さらには市の財政状況の変化など、前回の改革当時では予想のつかない大きな状況の変化が生じたものと認識をいたしております。

このように、今回組織・機構改革を実施いたしますのは、現状の組織機構に大きな問題があるといったことではなくて、状況の変化に対応するために実施しようとするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

理事者側に注意を申し上げます。

議員の質問時間は限られております。よって、議員の質問の趣旨を的確に踏まえ答弁していただきたいと思っております。

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

よく最近ではP D C Aを回すとかいう話がありますけれども、まずプランをやる前に一番大事なものは現状の把握だと思うんですね。

それで、現在の組織にどういう問題点があるかということをお明らかにしてもらおうということで聞いたんですけれども、その中で、先ほどの答弁の中で、横の連携が悪くなってきていると。よりスピードを上げるために部を減らしてというようなお話だと思うんですけれども、15名だった人間が10名に減って、それでというか、何か15名でもそんなに大したことはないんですけれども、それは人数を減らして、スピードとかその横の連携が悪くなるということでは私はないと思います。

それと、部が大きくなれば不都合な点があるということですけど、局が今回部の中に入るということは、より一層部が大きくなるということに聞こえるんですけれども、その点について、先ほどの答弁の中にありました部が大きくなると不都合な点があると言いながら、局が部の中に入ったということはどういうふうに理解していいのか、その辺について聞かせてほしいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁をさせていただきました。部が大きくなれば部長の責任といったものも非常に大きくなってきますし、負担を強いるといったこともございます。また、事務所の違いといったものもございまして、部長によるマネジメントが行き届かなくなるといったことや、決裁のおくれといったことも考えられますので、部の中に局を設けたといった次第でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

何か局を部の下に入れるというのは、余り理解できませんけど、時間がありますので次のほうに移らせていただきたいと思います。

今回の組織・機構改革によって、具体的ないいところというのは先ほど来聞いておりますけれども、本当に具体的に一例挙げていただくと、どういう効果が生まれるのか、またどういう効果を期待しているのかというのを具体的な例でもってお示し願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革によりまして、どんな効果が生まれるのかというご質問でございますが、今回の改革では、部が15部から10部に減少となります。

このことによりまして、部を代表いたします会議、例えば経営会議のメンバーも5人少なくなるということになりまして、より効率的な市政運営ができるものと考えてございます。また、組織のスリム化によりまして1部局6室が減少することとなりまして、権限移譲で事務事業が増加した部署や育児休業等で欠員となった部署に職員を適正に配置できるものと考えております。

そのほかにも、財務部の新設によりまして健全財政の確立なども期待する効果として考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

今回の新しい改革の中で、危機管理局ですね。これは企画総務部の中に入ることなんですけど、先ほども質問が出ていたようなんですけれども、今、この三重県というのは、東南海・南海ですね、それに東海大地震が来ると予想されている中で、危機管理局が企画総務部の中に入るといことは、そういう危機管理というか、災害がもし起こったときなんかはやっぱり市長の直轄であるほうがそういった迅速な対応というのはやりやすいかと思うんですけれども、その辺についてのお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

災害等への対応として、災害対策本部が設置をされれば当然市全体で対応することとなってまいります。災害対策本部を設置するまでの初動体制だとか、現在いろんな異常気象だと言われておりますが、強風だとか雷だとか停電といった危機に対応するために、警戒体制に当たるといったことも考えられまして、こういった場合に、現在4名でございますけれども、4名体制で独立した局では十分な対応ができないといったことも考えられましたことから、こういった場合に企画総務部の部内局である場合、部でのスケールメリットといったものを活用いたしまして、しっかりとした対応が可能になるものと考えたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

スケールメリットというのは、一体どういうことなんですか。ふだんの仕事というのは、危機管理局の方は危機管理に関する仕事を行っているわけなんですけれども、総務の方は総務の本来の仕事を持っていると思うんですけれども、その中でのスケールメリットというのを具体的にちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

やはり警戒体制等々が長期にわたる場合につきましては、4名の体制では不十分であるといったことで、企画総務部内全職員で対応するといったことをスケールメリットとして考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

災害とかそういうようなのが起きる前、起きたときには災害対策本部ということで、これは市の庁舎、市の職員を含めて全員で対応するのが決まりになっていると思うんですけれども、それ以前のふだんの仕事の中でスケールメリットということは考えられないんですけれども、もう一度ちょっとその点についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、災害等の対応で災害対策本部というのが設置されましたら、当然市全体で対応してまいりますけれども、設置されるまでの間といいますか、初動体制だとかいろんな停電だとかといったことで警戒体制に当たるといったこともございますので、そういった場合に4名体制より企画総務部の職員全員でそういった警戒体制に当たるといったことでスケールメリットを考えたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

何かちょっとわかったようなわからないような話なんですけど、やっぱり責任ある部署で責任をやってもらおうとすると、市長直轄であるほうが、私はそういう危機管理のときには融通性があるんじゃないかなあというふうに思います。

次に、ちょっと細かい点についてお聞きしたいんですけれども、今回の事務分掌の中で企画と総務部が企画総務部になるとかいろんなこれ事務分掌を見ておきますと、健康福祉部の中で以前は健康福祉部は社会福祉に関する事項と介護保険に関する事項と、3つ目に保健衛生に関する事項というのがあったんですけど、今度の新しい健康福祉部の中には介護保険に関する事項という介護保険という言葉が消えているんですけど、これはどの部署を見ても出てこないんですけど、これはもうやめたということなんでしょうか、聞かせてほしいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

介護保険につきましては、ご承知のように鈴鹿亀山地区広域連合で対応をしておりますので、あえて今回の条例の中には記載をしなかったといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

これは亀山市に、じゃあ今までの介護保険に関する事項と書いてあったのは間違いだということなんですか、お聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

健康福祉部の所管に関するところでございますので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

改正前の組織条例の事務分掌の中では、介護保険に関することということで記載がございました。これにつきましては、介護保険事業につきましては鈴鹿亀山地区で広域連合を組織しております、実際にその事務はそちらの広域連合のほうでっておりますので、組織条例に書いてあったのは、

そういった介護保険事業との連絡調整というふうな意味で捉えております。

誤解を受けるそういった部分がありましたら、それも一つかというふうには感じております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

何か前回というか現状では、この社会福祉、介護保険、それに保健衛生ということで書いてあるんですけど、今回の事務分掌を見ると9項目あるんですね、いろいろやっていることが。

これの一番最初にある社会福祉に関することは、今回の健康福祉部の中の1番に地域福祉ということで、ちょっと地域と社会は違いますが同じような内容ですね。あと、介護保険を除いたということになると、3番目の保健衛生に関する事項というのは、今回新しいところで2番目から9番目ということなんでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

暫時休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、どうぞ。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

大変失礼をいたしました。

保健衛生に関する事項につきましては、第5号の保健予防及び健康づくりの推進に関する事項、第6号の地域医療に関する事項という形に分けて、今回改正をさせていただいております。

そのほか、社会福祉一本で整理をいたしておりましたものを1号から4号、7号から9号で、今回の改正で詳細に、よりわかりやすいように分掌事務を整理したところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

理解はできましたが、これは何か健康福祉部が今回の改正によってこれを書くとなると、社会福祉に関する事項と保健衛生に関する事項だけになるのを防ぐためかどうか知らないですけど、こそくな考えですけど、いろいろ細分化して書いたということですね。

それを言えば、従来やっておられるこちらの今問題にしてないところの事項も細分化することができると思いますがけれども、まあこの件に関しましてはこの辺で終わらせていただき、次に、今回の組織・機構改革によってかかる費用の総額、どれぐらいになるのかお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革にかかります費用の総額に関するご質問でございますが、部・室名の変更に伴います所属職員約130名分の名刺代、これ約10万円でございます。あと電話回線の工事費約10万円、新たな公印が必要となってまいりますので、制作費用が約10万円でございます。そのほか、庁内案内板や、例えばこの議場の名札につきましても書きかえをしなければなりませんので、その費用約50万円見込まれるところでございます。

また、振りかえ勤務で対応いたしますので、実際に時間外勤務手当では支払いませんが、引っ越しに係る職員人件費で約20万円を含めると、およそ100万円程度の費用がかかるものと考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

人件費の20万円というのは、大体この引っ越し等の費用というか、換算のめどになっている人数は大体どれぐらいで計算されているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご答弁をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の職員でございますけれども、今約15名ほどを考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

振りかえ休暇をとったということなんですけど、実際に現在市の職員の方というのは、時間外時間というのが結構ついて、時間外手当というのは毎月払われていると思うんですけども、本来やるべき仕事をやるための時間というのが、今回のこの引っ越しにかかる時間で消えるわけなんですけれども、実際は引っ越しにかかった時間というのは振りかえ休日で休めば済むんですけど、本来やるべきものが150時間、例えば1カ月働くべき時間で、それを超える分が時間外になっていったとして、150時間のうち例えば10時間とられたとすると、その分はやっぱり時間外として発生してくる費用だと思うんですね。

だとすると、これだけの組織改革としてどうしても必要な費用であれば、こういった費用がかかるのはやむを得ないことと思うんですけども、実際に市の職員がこういう引っ越しにかかわって、もしけがでもしたときはどうなるのかということも考えていただきたいと思うのと、それとこれ概算約20万というのはどこまで細かく計算されているのかわかりませんが、引っ越し業者に見積もりをとって、これとあわせてやるという方法もあると思うんですけども、そういったこともリスク管理の上で考えていただいて、今後そのような進め方をやっていただきたいと思えます。

次に、細かいことなんですけれども、平成22年の4月のときには環境・産業部のうちの環境と産業の間に点が入っていたんですけど、今回はこの点をとったわけですね。

それで、この事務分掌を見ると何ら変わったことがないわけですよ。そうすると、今回のことでこの点をとったことによってわずかな費用でも、仕事の中身は変わらずとも名刺代とかいろいろなところで、看板とかいうところがかかってくるわけですよ。やっぱり仕事の中身を重視していただいて、この貴重な税金をできるだけ使わないような方向で今後は進めてほしいということを申し上げて、私の議案質疑を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

12月議会、6番バッターとして質問の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

ことしも師走を迎えて慌ただしくなってきました。朝から同僚各位の質問がなされました。特に、今回は行政組織条例の一部改正という議案第79号に集中して行われました。極力重複を避けて行いたいと思いますけれども、ダブるところはお許しを願いたいというふうに思います。

平成18年4月に実施をしました組織・機構改革は、合併後の新市の地域経営力を高めてさまざまな市民ニーズを的確かつ迅速に対応するため、フラットでスピーディーでかつ効率的な組織の再編成を目指して、従来の課・係制から新たに部・室制へ移行を図られたところであります。

部・室制導入から3年が経過した中で、地方分権改革、市民参画の急速な進展によって社会経済環境は大きく変化をし、また平成20年4月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によって、文化やスポーツに関する事務を市長が執行することが可能となりました。このような状況の変化に的確に対応して、分権時代にふさわしい自治体経営により市民の暮らしの質を高めしていくことを目的に、平成22年4月、文化部の新設を初めとする組織・機構改革を実施されました。

あれから3年が経過しようとする今、新たな組織・機構改革を進められようとしています。今回の組織・機構改革に至った背景と考え方、それから私が通告しています2つ目の、現組織の問題点及び検証結果について、あわせてお伺いしたいと思います。

前回の組織・機構改革には5つの柱で示されたというふうに私は理解をしております。その1つとして、市長部局における文化施策の一体的推進、2つ目として、入札・契約及び検査業務の一元化、3つ目として、農業・林業及び商工業を一体化に捉えた産業振興の推進、4つ目として、関支所の機能強化、5つ目、市民の方にわかりやすい部名への名称変更の5つの柱をもとに組織・機構改革がなされました。

この3年間で、5つの柱の目的が達成されたのか、新たな課題は何なのかについて、あわせてお伺いをいたします。ご答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず条例改正の背景と考え方でございますけれども、これも先ほどもご答弁をさせていただいたところでございますけれども、前回の組織・機構改革から3年が経過しようとする中で、文化スポーツの所管が教育委員会から市長部局の文化部に移管されましたことについては、市民の方々に十分に浸透してきたというふうに認識もいたしております。

しかしながら、東日本大震災によります危機管理に対する市民意識の高揚だとか市の財政状況、さらには後期計画がスタートしたといったことで、市政を取り巻く状況については前回の組織・機構改革時以上に大きく変化をしております。そういったことで、平成25年の4月、組織・機構改革を実施しようとするものでございます。

それと、5つの検証と課題ということでご質問をいただきました。

その中で、まず1つ目の市長部局における文化施策の一体的な推進でございますが、文化部の新設から3年が経過しようとしておりますが、文化部の中の文化スポーツ室、共生社会推進室、まちなみ文化財室、観光振興室及び歴史博物館につきましては、現時点におきましていずれも所期の目的を十分に果たしているものと総括をいたしております。

しかしながら、平成26年に文化年を迎えますことから、いま一段の飛躍を考えますときに、やはり市民参画と協働は欠くことのできないキーワードであると認識をいたしてございまして、こうしたことが新たな課題であると認識をしております。

次に2つ目に、入札、契約及び検査業務の一元化でございますが、これにつきましては、契約監理室において一元的に所管することとなりましたことから、技術的視点を有する組織となり契約調達行為の適正化に資することができたものと検証をしております。今後におきましては、さらなる入札制度の改善が課題と認識をいたしております。

次に3つ目に、農業・林業及び商工業を一体的に捉えた産業振興の推進につきましては、農商工連携によりまして地域農産物に付加価値を与える取り組みが一層活発になったものと検証をいたしております。今後の企業誘致につきましては、環境保全室と商工業振興室が連携を図り、環境に十分配慮した取り組みが課題と認識をいたしております。

次に4つ目でございますが、関支所の機能強化でございますが、関支所長に部長級の権限を与えまして関ロッジを所管させましたことにより、懸案事項でありました関ロッジ、道の駅につきまして、指定管理者制度によります民間活力の導入が実現につながるものと検証をいたしております。

5つ目に、市民にわかりやすい部名への名称変更でございますが、基本的には市民にわかりやすく、かつ簡素な部・室名に変更してまいりましたが、まだ一部わかりにくいところのご指摘もございましたことから、今回、さらなる改正を行うことといたしてございます。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

答弁ありがとうございます。

今の検証の中で、入札、契約という点で、この後最後に関ロッジ、それから道の駅の契約についてはちょっと触れますけれども、物品、工事のみならず、いわゆる全ての契約事務につきましてはやはり一元化が望ましいのではないのかなあ、これは後でまた質問をさせていただきますけど、そういう点を感じております。

次に3点目は、今のお話でこの時期に機構改革をなぜ行うのか、明確な理由がはっきりしません。具体的な理由の説明を求めたいというふうに思います。

平成25年の4月の実施であれば、3月議会もあります。本年度で6名の方が部長職をやめられるということを知っておりますけれども、服部議員からもありましたように部長ありきといいますか、人事ありきでこの組織改革が、この面で改革を余儀なくされたという一因でもあるかというふうに私なりに理解しております。

それと、市長選が2月に行われます。新市長のもとで組織を新しい機構でこれから亀山の振興のためにやるんだということであれば、いま少し、もう少し議論をしてもいいんじゃないのかなあということを感じております。

その点、なぜこの時期に提案をされたのかお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、この時期に組織・機構改革を実施する理由でございますが、大きく3つの要因がございます。

1つ目としましては、やはり権限移譲に伴います事務事業の増加や、複雑化する行政課題に迅速に対応するため業務執行体制の整備を目指すものでございます。

2つ目には、後期計画がスタートいたしまして、ここに掲げられた施策事業を確実に推進していく必要があることでございます。

3つ目には、市の財政状況の変化など、前回の改革当時では予想のつかない大きな状況の変化が生じたものと認識をいたしております。

これら3つの要因を総合的に勘案いたしまして、組織・機構改革の実施を判断したものでございます。なお、来年3月議会定例会でも間に合うのではないかとのご指摘ではございますが、行政組織条例の議決をいただきました後に関連します多数の規則等の改正もでございます。また、市民の方々への周知や庁舎内の案内表示等、数多くの準備すべき事項がございますことから、本年この12月議会に議決をいただきますことが期限と考えているところでございます。

先ほど、市長選後でもいいのではないかとといったようなご質問でございますけれども、先ほどご答弁を申し上げましたように、今回の改正につきましてはいろんな準備すべき事項が多々ございますので、この12月議会の議決といったものが期限というふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

関連した多数の規則、あるいは一部条例の改正等もあるということで、事務的にはやはり今の時期にやったほうが良いということは理解をできますが、やはりこの条例ですね。そういう組織を動かすための中身、実質面のことでやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから、次に4点目でございますけれども、これも朝からの同僚議員からもありましたように、この行政組織を提出した理由は理解できましたけれども、答弁の中で組織マネジメントの強化とい

うことで、部長と局長の二層管理体制を構築するということでもあります。

どうも部長と局長の違いがはっきり理解できない。その違い及び職務権限について、いま一度明確に説明をしてください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず今回改正を予定しております事務分掌規則におきまして、局長の直近上級の職位に当たりますのは部長でございます。したがって、局長の休暇等の承認や人事考課制度の評価、部の使命・目標の設定などは全て部長が行うこととなっております。

また、部内におきまして部を代表いたしますのはあくまでも部長でありますことから、例えば部の代表で出席します経営会議につきましては部長の出席となるところでもございます。

また、服部議員にもご答弁申し上げましたが、決裁区分につきましては、局長は部長級に分類されますことから、事務決裁規程におきまして局に属する室からの部長決裁につきましては全て局長決裁で完結することとなります。またそれ以上の、副市長、市長決裁につきましては、部長を経由して副市長、市長へと上がっていくといったことになってまいります。

次に、議会答弁でございますが、これもご答弁申し上げましたが、局長が配置をされている部につきましては、基本的には局長が所管しております室の分掌事務は局長が答弁をいたします。それ以外の分掌事務につきましては、部長が答弁をすることとなります。ただし、議員各位から、局長答弁でありまして特に部長に求められました場合については、当然部長が答弁をいたすものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

森議員、それからさきの尾崎議員からも指摘がございましたように、危機管理局という部局が非常にスピード感を持って対応するという視点で、私も同じ意見を持っておるんですけども、やはり副市長直属の部署でなぜまずいのか。

もう1つは、建設部への上下水道局が配置をされます。庁舎において本庁と関支所と、今の状況であると考えますが、今の体制と変わらないと疑問が残ります。

また、これも服部議員のほうからありました企業会計という面でも、一般事務事業に支障を来さないのか、この点についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、危機管理局を企画総務部内の局として配置いたしました理由は、これも先ほどご答弁申し上げましたが、緊急時の初動体制等におきまして、部長マネジメントにより部全体で対応できるスケールメリットを最大限重視したことによるものでございます。

また、部長と局長の二層管理体制によりますマネジメント強化といったことも見込まれますことから、防災体制の一層の強化が図れるものと考えているところでございます。

また、建設部の部内局として上下水道局を配置いたしましたのは、事業部門として非常に関連が深いといったことでございます。

例えば、先日の台風によります水害への対応につきましても、道路を所管する建設部、都市下水道を所管する上下水道部の横の連携により対応することが重要と考えておりますし、新組織での建設部長と上下水道局長とのマネジメントにより適切な対応が可能になるものというふうに考えてございます。また、建設部内の技術職員の配置につきまして、柔軟な対応が可能になると考えております。

なお、企業会計という面で問題がないのかとのご懸念でございますけれども、上下水道局長に部長級の権限を与えておりますことから、問題はないものと認識をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

危機管理局というのは、創設はご存じだと思うんですけども、あれは9・11のアメリカのテロ事件に対応するということで、国が国民保護法というのをづくり、それを受けて各自治体が危機管理局を設置したというふうに私は理解しております。

そういう点で、やはり大きな災害が起こってからでは遅いという、あれが10年近くなる中でそういうのがだんだん薄れてきているような、そんな気がしてなりません。市長、その辺のところは十分、忘れたころに災害が起こるということに対応するためにも、肝に銘じてほしいということをお願いしておきたいというふうに思っております。

次に、5点目でございますけれども、部長と局長の位置づけについては今の説明で理解できましたけれども、22年4月に実施した改革の中で新設された文化部について、これも3年足らずでまた新たな組織にしようということでございます。

この文化部が文化振興局として市民文化部の部内局となりますが、一定の評価をしている文化部をあえて再編する、その理由についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

文化部の中の文化スポーツ室、共生社会推進室、まちなみ文化財室、観光推進室及び歴史博物館につきましては、現時点におきましていずれも所期の目的を十分に果たしているものと総括いたしております。

しかしながら、平成26年にかめやま文化年を迎えますことから、いま一段の飛躍を考えますとき、やはり市民参画と協働は欠くことのできないキーワードであるというふうに認識をいたしております。

このことから、現在の市民部、文化部、関支所を再編いたしまして、大きなくくりの中で市民参画、協働と文化を捉え、新たに市民文化部を設置いたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

文化振興については、振興ビジョンも作成されてやっと緒についた、私はそんな感じを持っております。市長が就任以来、何回も申されるように、やはり文化による町おこしというものに一点の狂いもないということで進めていただきたいというふうに思っております。

次に、最後に6点目でございますけれども、市民サービス窓口一本化という面での配慮はあるのかということでございます。

これも服部議員が言われた3つの視点という点で、やはり今回の条例の改正で、いろいろと話を聞かせていただきましたけれども、時代とともに柔軟に見直していくことは私も必要であると考えております。

しかしながら、市民からの視線は室名からどの窓口へ行けばよいか、わかりやすい室名にすることが大切であることは言うまでもございません。また、限られた庁舎で市民の方々がスムーズに手続等を行う動線を考える必要がある。窓口の一本化は、配置することが大切であると考えます。

最後に、今回の見直しにおいて、市民サービス窓口の一本化という面で、どのように配慮をされたのかお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、組織・機構改革の基本方針の4つ目に、事業推進に対応した組織といたしまして、市民生活に直結する施策事業の整備がございます。

この中で、生活環境にかかわりますことと消費者保護につきましては、以前よりその位置づけが不明確であることをご指摘をいただいております。こうしたことから、このたび生活環境にかかわりますことは環境産業部環境保全室に、消費者保護につきましては市民文化部地域づくり支援室の分掌事務として明確に位置づけ、市民サービスの向上に努めているところでございます。

また、室名におきまして、一部わかりにくいことをご指摘のありましたまちづくり計画室とまちづくり整備室につきましては、それぞれ都市計画室と道路整備室に改正を行うものでございます。

なお、窓口の一本化につきましても庁内におきまして議論を深めたところでございますが、庁舎が分散しておりますこともあり、今回は改正に至っておりません。しかしながら、それぞれの庁舎において窓口業務の連携を図りながら、常に市民の皆様の利便性の向上に努めるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

今回の議案質疑では、平成18年4月、部・室制が導入されてから平成22年4月、一部改正を経て今回の組織・機構改革に至った背景及び理由を中心に総括させていただきました。

平成25年4月の実施ということは、順調にいけば櫻井市政の2期目の始まりに当たります。この組織・機構改革が亀山市のまちづくりの基本的な考え方である、総務委員会にも示されました市民力で地域力を高めるまちづくりに大きく寄与することを期待して、私の質疑は、これでこの項は終わります。

次に2点目は、議案第76号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例についてであります。そこで、小さく1点目でございます。

条例制定の目的についてであります。このたびは、国の法令によって地方自治体への義務づけ、枠づけの見直しが図られて、事務権限の移譲、政省令で定める基準の条例委任によって政省令で定める基準を参考に、地域の事情、条件などを考慮の上、市で基準を設定し条例で定めると理解をしておりますが、まずこの条例制定の目的についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

条例制定の目的でございますが、平成23年5月2日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、道路法の一部改正が行われ、これまでは国が定めていた道路に関する基準の中で、市道に関する基準については市で定めることとされました。

このことから、今回、道路の構造の技術的基準等について条例で定める必要が生じたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

国の管理である国道あるいは県道は構造的に規模の大きなもので、市の管理であります生活道路とは構造的に規模も違うものであるというふうに私は思います。

亀山市としても、それぞれの市道に対する市単で対応できるもの等は市単の条例として対応したほうがよいのではないのかというふうに思います。ご所見をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

従来から使用してまいりました道路構造令、これによって基準を定めておったんですけれども、これは国道、県道、市町村道などの分類を行った上でそれぞれの構造などの基準を定めております。

今回の地域主権改革一括法に基づく道路基準に関する条例制定においては、従来の市道に関する基準について、亀山市の条例として定めるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

さきの市営住宅の件も、やはりこれはそれぞれの自治体、いわゆる亀山市は亀山市独自のものをつくったほうがいいんじゃないかというご意見もございましたように、私もこの件についてもやはり亀山市は独自のものをできるように、これは最後に申し上げますけれども。

次に、その内容について端的にお答え願います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

条例制定の内容でございます。

まず1つ目の道路の構造の一般的、技術的基準は、第3条、道路の区分から第43条の歩行者専用道路までの41項目の基準を定めております。

道路はこれまで政令に基づき整備を図ってきたため、今後も同じ基準による整備及び維持管理を行っていく必要があることから、政令と同じ基準といたしております。なお、軌道敷及び防雪施設に関する基準については、地域特性上該当がないことから規定をいたしておりません。

2つ目の道路に設ける標識の寸法は、道路の構造を保全し、かつ交通の安全と円滑を図ることを考慮して、従前から整備している一律の基準が望ましいことから国と同一の基準とし、具体的な基準は規則で定めることといたしました。

3つ目の高齢者、障害者などの移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、省令を参酌するとともに、県内の公共施設整備の基準となる三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定める基準との整合を図り、具体的な基準は規則で定めることといたしました。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

3点目で通告をしていますけれども、亀山市としての独自の基準は、今の答弁でもないということとございますけれども、やはりさきにも述べましたけれども、これまでの基準に準じて制定しているの、この条例制定による市民生活に直接影響がある生活道路、狭隘な場所等、亀山市として独自で定められるようになったのであるから、他市の状況も参考にして、市民にとってよりよい、亀山市にふさわしい基準の構築に努めてほしいということを要望しておきたいというふうに思います。

最後に、4点目でございます。

他市の状況について、近隣の市について状況をお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

他市の状況でございます。

道路構造等の基準に関しましては、他市との意見交換などにおきまして、県内の市のほとんどが、参酌の結果これまでの基準と同じ基準とし、大半の市が12月の議会に議案の上程を行うというふうに聞いております。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

時間も迫ってきています。

次に、大きく3点目でございます。

議案第78号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定についてであります。

1点目でございます。この条例制定の目的についてでございます。

議案第78号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定につきまして、今議会で提案をされました。これは地域主権改革一括法によって水道法の一部改正に伴うものと伺ってお

りますが、条例制定の目的について伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

今回の条例制定の目的につきましては、議員申されますよう、地域主権改革一括法により水道法の一部が改正されております。

具体的には、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、亀山市水道事業において、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者を置かなければならない水道の布設工事及び水道技術管理者の資格を今回提案しております。

今回の条例の第3条では布設工事監督者の資格を定めていますが、具体的に申し上げますと、市の技術職の多数を占めます大学の土木工学を卒業した場合は卒業後3年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。また第4条では、水道技術管理者の資格として、布設工事監督者たる資格を有する者と規定しておりますので、同じく土木工学科の大学を卒業した後、3年以上実務に従事した経験を有する者といたしたところでございます。

政令で定める基準を参酌し、同じ基準となっておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

布設工事監督者、それから水道技術管理者の資格というのは、政令で定める基準を参酌して今回条例で定められておりますけれども、地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということのできる活気の満ちた地域社会を目指して、国が地方に優越する上下関係から対等なパートナーシップの関係に転換することを目的につくられた法律の趣旨からすると、市独自の基準としてもよかったと考えます。

政令で定める基準と同じにした理由を伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

今回、政令に定められております基準と同様といたしました理由につきましては、布設工事監督者として必要な知識と経験を総合的に勘案して定めることが適当かつ合理的であると判断しております。

本市の水道事業は、取水施設から配水施設に至るまで多岐多様な水道施設で構成されておりますことから、布設工事の施工管理監督に関しては、高度な知識と経験が必要であります。また、過去に第何次拡張計画といった工事も実施してきておりますが、工事实績を検証しても、現行の資格基準において適正な工事の施工管理や監督、また安全性の確保ができていることから、政令で定める資格と同様といたしたところでございます。

次に、水道技術管理者の資格でございますが、水道技術管理者は水道施設が施設基準に適合しているかの検査や水質検査など、水道事業全般の管理についての技術上の業務を担当することから、現行法令と同様に、必要な知識と経験を総合的に勘案して定めることが適当かつ合理的と判断いた

したところでございます。

布設工事監督者と同様に、水道事業は取水施設から配水施設に至るまで多岐多様な水道施設で構成されており、水道技術管理者に課せられた技術的な業務を適正に執行していくには、高度な知識、技術力と経験が必要であることから、政令で定める資格と同様といたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

具体的に、現在、庁内でそれぞれの資格を持った職員さんは何名いるのか。また、その資格者の研修、またはさらなる養成はどのように進められるのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

技術職員の中でお答えをさせていただきますと、私どもで調べましたら、この経験年数等に該当する職員はおおむね15名の職員がこの資格に該当いたします。

また、水道法施行規則第14条第3号、これは厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した職員、これは経験年数を問わず資格が得られるものですが、15名のうち2名が水道の管理に関する講習課程を修了しております。

今後は、こういった資格者の研修や社団法人の日本水道協会等が開催する研修等に幅広く参加し、水道事業の知識等を修得してまいりたいということも考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

この点で1つお願いをしたいのは、工事が錯綜してきた場合に、工事現場監督者が見えないからその事業が、作業がおくれるといたしますか、遅延されるというようなことのないように、その辺は万全な体制で対応をしてほしいというふうに思います。

最後に、議案第91号、議案第92号、指定管理者の指定についてでございます。

これは共通しておりますので、関ロジ及び道の駅の指定管理に何を求めて公募をされたのか。あわせて公募参加条件に特別なものを課したのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

関支所長 稲垣君。

○関支所長（稲垣勝也君）

指定管理に何を求めて公募したかということでございます。まずそれについてお答えをさせていただきます。

関ロジは、現在、市内外からのお客様に宿泊施設や交流機能、またコンベンション機能を生かし、多くの方に利用されております。このことから、さらなる発展を目指し、民間活力を活用し、観光行政の柱及び交流の場として、効果的、効率的な運営を行うことにより地域製品の活用、雇用

を含めた地域への経済効果を期待して公募してまいりました。

一方、道の駅につきましては、憩いの場、情報発信の拠点、観光案内、地域特産品や土産物の提供、また農産物を初めとする地産地消の場として地域振興に発展する有効な手段として、この施設を民間活力を得て新たな展開に、効果的な運営を求めて公募したところでございます。

次に、公募の条件につきましてでございますが、関ロジについては広く提案を求めるため全国からの公募をいたしております。道の駅につきましては、地域密着型の施設ということを判断し、市内の事業者を限定させていただきました。

○議長（櫻井清蔵君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

あと残り1分ということでございますので、この指定管理者につきましては、条例制定のときにも十分議論をさせていただき、関ロジ、それから道の駅の新規参入者の方の決定の提案であります。そのときにも申し上げましたけれども、やはり指定管理者制度を導入決定にとどまることなく、現状に満足することなく、さらなる改革を含めて体制づくりが必要と考えます。

そのときにも申し上げた、一旦指定管理者に指定してしまえば、発注者側、市側としてはなかなか介入することができないという現実を見ると、やはり管理者それぞれの者と十分なる意見交換の場をつくって対応されて、一層事業展開が活性化していくよう努力をされたいということをお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時57分 休憩）

（午後 3時08分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたします。

最初に、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正について、大きく2点質疑をさせていただきます。

最初に組織機能の考え方について、2点質疑をさせていただきます。

1点目に、部・室制導入時の考え方である組織のフラット化に逆行していないのかについてお尋ねをいたします。

午前中、午後と多くの議員の方からも組織条例については議論がございしますが、私からも少しこの視点で入らせていただきます。

平成18年の部・室制導入時の考え方には、フラットな組織・機構づくりがございました。当然、

改革の基本としても3つテーマがあって、その中の2点目に、多様化する市民の期待に的確、迅速に応えるため、フラットな組織・機構を求めるというふうなことでございました。

平成22年、新しく市長がかわられた後に改正され、このときは部の数もふえたところでございます。そして今回、3年有余がたった後、今回の改正では組織のスリム化ということをやりたい込みながら、新たに局が出てまいりましたが、部・局・室の統廃合によって1部局6室を減少したというふうなことでございます。

ただ部の数は確かに5部減ったものの、これも議論がずっとございますが、局は4つふえて5局と、局というものが5つになったと。私は、これもほかの議員の方とも同様の感想を持ちますが、部内局の設置によって組織がちょっと複雑になってきたのではないかという印象を持ちます。

特に今、制定の改廃の背景及び趣旨でうたわれております二層管理体制、このことが組織マネジメントの強化を図るというふうな、一番これが今回の目玉といえますか、組織・機構改革の中の一層大きなテーマになっておるんじゃないかなと思います。

そういう意味で、改めてこの二層管理体制、先ほど服部議員からもいろいろご議論ございましたが、改めて、今市が言う二層管理体制がどのような考え方なのか。それから、部内局ができたことによって、室との違いについて改めて確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず二層管理体制の考え方でございますが、これにつきましては、特に重要かつ多種多様な分掌事務を担う部につきましては、部内に局長を配置することによりまして、より横断的かつきめ細やかな組織運営が可能になるものと認識をいたしております。

また、総合計画の後期基本計画におけます戦略プロジェクトにおきましても、十分に部内局において議論を深め、ボトムアップ型によります施策立案が図られるものと考えているところでございます。

また、局と室の違いでございますが、局には部長級の権限を持ちます局長を配置いたします。その局に属する組織が室でございます。したがって、室長の直近上級の職員でありますのは局長ということになりますので、休暇の承認でありますとか人事考課制度の第2次評価者に当たりますのは局長ということになってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

説明だけ聞くとちょっと疑問になってくるのが、二層なんで、2つに層があると。ところが、今の説明でいくと、部があって、局があって、さらに室があるんで、私は三層構造みたいな印象をつい持ってしまうわけです。

そうすると、これも服部議員のお言葉をかりれば、二層ではなくて、たまたま局を1個つくっただけではないかというふうな、これが分離すれば部になってくるんでわかりやすいわけですよ。15部あったのを10部にしたと。ただそれを、5つばかりを中に放り込んだことによって局というものが生まれてきたと。その局の位置づけが非常に不明確ではないかなあという印象を、ずうっ

と議論を聞いて思っています。

そういうことになると、二層というものは、管理上の二層ならわかるんですね。だから組織上の二層というものが、その下に室を置いたことによって非常にわかりづらくなった。例えば局だけであれば、もう局しかないんだと。室も何もなくて局だけでやるんならまだ二層ですよ、これは。室と局の関係は別にしても。そこに部長級を置いたことによって、非常にわかりづらい二層管理体制ができておる。

そういう意味から言えば、私がふっと思うには、例えば部長は全体をマネジメントするという答弁なんですね。局長がいても、その部は全部、全体マネジメントは部長がやるんだという答弁なんです。その下に局というものを置いて、さらに複雑多岐にわたった仕事を局長がまた別個持つと。そうすると、そこですごくわかりづらい。

単純に、例えば局長というのが室も何もなくて個人で、局長という個人はいないにしても、例えばその方が部長を補佐しながら横断的にその部を見る。例えば行革の視点で見るとか、市民視線でその部の仕事を見るというのであれば、これは管理が二層になると思うんですね。部長の下に新たに特命担当がいて、それが部全体の業務を見渡しながら二層体制をやるなら二層と思うんですけど、仕事を1個持たせて二層というところに非常に複雑さがあると。

そうすると、局長の権限、役割を改めて確認したいんですけど、今の答弁を聞いていますと、部長の下に局長がいて、直近の上司は部長と、こうなる。室長が見たときに、例えば部長側の室長がいるんですね。局長側の室長もいるわけですよ、二層だと。局長の下にも室がある、それから局長以外の部長配下にも室があると。極端に言えば、局長の室長は局長に物を言えと、こうおっしゃいますけど、部長級の局長が配置をされて、例えば部長側の室長ですね、変な言い方ですけど、危機管理局じゃない例えば企画総務部の室長はこの局長には何も相談できないのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

局長につきましては、その局に属する室の管理を行うものでございまして、部長側の室長の管理については局長は行わないといったこととさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そうすると、何のために局長、部長級を置くのかというのが疑問になっていくわけですよ。ただ室長でいいんじゃないの、それだったら。

これは服部議員の言葉をかりて、本当に申しわけないですけど、企画総務部の危機管理局をまたつくりますよね。この人は、危機管理局のことだけやるんですよ。それでいて部長級なんだとおっしゃって、決裁権も持たせていると。それは危機管理局だけのことをやる局長で、部長の補佐が例えばできたとした場合、これ2人でやるというんですね、今度、連携して。だから二層管理体制という。

ところが、ほかの室長が、済みませんこの件でご相談申し上げたいと、ばか言え、それは俺管轄

じゃないよ。それは企画総務部長のほうへ行けということになってくる。本当にそれでいいのかどうか。これをもって二層管理体制というのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

例えば今の危機管理を例に捉えてご質問をされましたけれども、企画総務部の室長は危機管理局長に対して相談とか、そういったことはできないというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

何かますます複雑になるわけですよね、そうやって。それは二層とやっぱり言わないんじゃないか。例えば、特化した局をつくったと。ただ特化はしているけれども、その中にはやっぱり入れ込んでおいたほうが全体目線からいけば正しいと。だから、市民文化部をつくって文化局と例えば新しい新たな文化振興をやるんだと。これはやっぱり特化させておきたいというんであればわかるんですよ。

でも、最初のお話は、複雑多岐にわたった組織運営上、特に幅の広い多岐にわたるものについてはそういう局をつくることによって二層で管理するから十分回るんだという話になると、私は局長の位置づけて非常に曖昧ではないかなあと感じる。

その意味から、もう1つ確認をさせてほしいんですが、経営会議のあり方の質問の中で、15人が10人になって非常にやりやすくなるんだというふうなお話がある。

私はここにもすごく疑問がありまして、部内局であっても局長は部長級なんですよ。そして、ましてや部長と局長が相協力をしてその部の仕事も助けていくという、もし局長の役割があるとなれば、やはり経営会議には参画しないことには、例えば危機管理局が何かもの考えた瞬間、それって以心伝心で企画総務部長ははっきりわかるわけですかね、その内容というものが。そうすると、口伝えに経営会議に持ち込んでくるというふうに考えれば、私はやっぱり部長級であるという視点があれば、やはり経営会議には特に参画はさせるべきではないかなという印象を持つんですが、本当に部内局というものは独立した単体で置いておくものなのか、部全体の業務も部長とともにやるというんであれば、私はその辺の視点はちょっとずれているような気がするんですが、改めて確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

経営会議に出席いたしますのは、現状では部長級が全員出席をいたしておりますけれども、あくまでも部を代表するのは部長というふうに今回も考えてございますので、現状では経営会議に出席するのは局長ではなく部長だというふうには考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そこはやっぱり見解が違うと思うんですね。

部長が代表するとおっしゃるのであれば、全部部長がやればいいんじゃないですかね。それで室長を置けばいい話で、二層管理体制といえども、多分、局と名前がつくというのはやっぱり特化されていると思うんですね。ちょっとこう、やはり同じ部の中でも少し重点的にやろうとか、例えばこの一、二年の重点事業なんだというふうになれば、その情報を部長を経由して経営会議に持ち込むのか、直接本人から話を聞くのかでは、これは大きく私は変わると思うんですね。

室に関しては関係ないと今おっしゃっているんで、局長から下は自分のところだけ見ていけばいいけれども、上へ見れば、部長とともに相協力するじゃないと二層にならないんですよ、これ。だから、そう思えば、ここはちょっと一般質問になってしまうんで、私はやっぱり経営会議のありようも少し今の見解では、二層管理体制とはずれがあるんじゃないかなという印象を持ちますので、ちょっと話をさせてもらいました。

それから1点だけ、最後に、二層管理になることで局長の本会議答弁というの、今センター長ならセンター長も本会議答弁という話がありますが、これ平成18年の部長制導入のときに、私もちょうど議長をしていて、本会議答弁は全て部長にしてほしいというふうに申し出をしました。やはり室長が出ることによって、部長の力量というか、幅広いものを持つその中でマネジメントできる力を発揮するには、やはり私は本会議では部長答弁が正しいだろうというふうに当時思って申し入れをした経緯もあります。

今はもうこれをどうされるかわからないですけど、担当の見解は、必要に応じて局長に答弁させるといことですけど、そうすると部長はその分だけ責任権限がなくなるわけだから、本当に部長としてのマネジメントというものが十分やり切れるのか。私はその本会議答弁だけ聞いていても、もう少し部長の権限や機能というものを強化する上であれば、補足で出るのはやむなしとしても、やはり部長がきっちりとそこをマネジメントする、そういうふうに考えるべきなのが筋じゃないかと思いますが、本会議における答弁についてちょっと確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

質問内容が、同じように繰り返しておると思います。

市長に答弁をしていただきたいと思います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

部長の権限、それから局長の権限についてのご所見でございます。とりわけ部長の力量、経験を高め、権限をまた拡大していくという大きな流れをまず基本に置いておるところでございます。

同時に、今触れていただきました例えば議会答弁につきまして、午前中も総務部長のほうからご答弁をさせていただきましたけれども、特化をしたそれぞれの局を所管する案件につきましては、責任ある立場として現在のところその局長が答弁させていただくというふうに考えさせていただいておるところでございます。

もう一方で、経営会議のあり方につきまして、これもお触れをいただいております。確かに、市としての庁議あるいは経営会議のあり方、あるいは部長会議、さまざまな会議体が組み込まれてお

るところでございます。それぞれの会議体のありようにつきまして、総合的に再構築しなければならないもの、あるいは従来のいいところと課題のところ、こういうものをしっかりまた整理もしていく必要があるかというふうに考えさせていただいておるところでございますが、全体として、それらの仕組みやあるいは今回の機構や、あるいはそれぞれの部局の機能が本当に限られた中でございますので、うまく全体的につなぎ合わせるができるように考えていかななくてはならないという認識を持たせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

議会への答弁でございますけれども、現状では参与の発令といったことで答弁をさせていただいておりますけれども、答弁者につきましては、今後議会ともご相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

二層というのが、私は整理がもう若干要るんじゃないかなという印象を持ちましたので、まだ3月までたっぷり時間がありますので、もう少し整理をしてほしいと思います。

次に2点目に、内部管理部門の再編ということでお尋ねをいたします。

今回、これも特徴的な部分としては、企画総務部というのと財務部というのがつくられました。ただ、これも室を足し込んでいくと、簡単に言えば企画総務部に市民部の税金の関係、市税の関係をくっつけて、それを2つに分けたというふうな印象なんですが、改めて企画総務部と財務部を設置した考え方について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず企画総務部設置の考え方でございますが、現在の企画部の中の広報秘書部門、企画政策部門及び情報統計部門と総務部の中の法制執務部門、及び人材育成部門と、さらには部内局として危機管理局を統合いたし、内部管理部門を一元的に管理することによりまして組織の活性化を図り、職員にとりましてもわかりやすい組織を目指してございます。

財務部につきましては、企画部の中の行政改革部門と総務部の中の財務部門、及び契約監理部門と市民部の中の税務部門及び納税部門を統合いたしまして、入りと出を掌握する財務部門を特化することによりまして、財政運営の健全性を確保する狙いがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

よその例をちょっと調べようと思って、北勢5市を調べました。

ほとんどが市税の関係は財務部門に入っているということで、そういう意味では財務部門の新設というのは、亀山が逆にやっていなかったのかなと、市民部に税務部門があるということで。お金

の入・出を一元管理するということでは、確かによその市とは同じような状況になるのかなというふうに思いました。

ただここまで、ある意味これはスリム化のほうだと思うんですけど、ここまで行くのであれば、さっき冒頭言いましたように、企画総務部に市民部の税の関係が入っただけなんですよね。入っただけと失礼な言い方ですけど、税が入ってきたと。それであれば企画総務部に1本にして、税もそこへ入れてしまって、大きく大きくくりの人の管理、組織の管理、それから当然財政の管理、一気に1部門、納税というのは大変ですけど、そこへ入れて企画総務部だけでよかったんじゃないかなという印象を持つんですが、そこまで大きくくりにする考え方はなかったのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

新たに企画総務部と財務部を統合という、さらなる大きな部への再編となりますと、部長の負担も今まで以上に大きくなりまして、これまで以上に高いマネジメント能力が求められることとなります。

また今後の財政運営も厳しさを増す中、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、財政運営の健全性の確保の観点から、財務部として独立した部の設置を考えたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

多分、そうおっしゃるだろうと思うんです。

ただ決算のときにも若干指摘はしたんですが、財政の健全性というか、多分、歳出構造の変革というんですかね、歳出抑制も今後入っていかなければならないと。そういう中で、決算とか私もいろいろ調べてみたら、結構不用額が発生してくると。

それを、補正を組まずに、当然緊急である市民にとって大変重要な仕事ということで使われているという部分も見受けられます。これは結構建設部なんか多かったと思う。これは当然許された流用ですので、これをどうこう言うことはありませんが、ただ緊急性があるとか必要性があるということで、補正で上げずに使っているわけですよ。そうしたら、補正に上がらないということは議論もされないということですよ、これ。その額が多分1億ぐらいは不用額にならずに使われているわけですよ。だからそれはきっちり使っていただいているわけです。

ただ、そういうところまで財務部はきっちりメスを入れていると。今でもメスは入っていますよね。それを補正も上げずにやっておるわけですよ。そういうところからいけば、財務部をつくったからといって、本気にこれが私は歳出構造の改善になることは非常に疑問がある。そうなると、やはり冒頭にある二層管理体制か何かも言われていますけど、きっちりと各部が管理していくような体制をつくらないといけない。

だから、財務部の持つ意味というものが、そんなに今頭で考えておられるようなことになるんだろうかという疑問があるんですが、本当に財務部ができてきっちりと歳出管理というものができるといえるのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

やはり財務部につきましては、現在の財政状況が非常に厳しい中で、総合的な財政運営計画の立案だとか、その最大の財源であります市税を一体的に扱う部署として、あらゆる経営資源を総合的に管理し経営に生かすことを主眼としております。

そういった意味からも、予算の執行、予算の編成、それら全てを財務のほうでさせていただきたいといったことで、今回提案をさせていただいているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

新たにできるわけです。またこれは様子を見ながら議論させてほしいと思いますけど、やはり各部がマネジメントやれるようにつくっているわけですので、その各部のマネジメントをきっちり管理していかないと、冒頭言ったような流用の問題というものは非常に大切なことで、やっぱり使うお金があればきっちり補正を上げて、そこで我々も議論ができる環境、そういうものもぜひ新しい財務部には目を光らせてほしいと思います。

次に、同じ例えば入・出という関係から考えれば、私はこれも以前からちょっと気にはなっておったんですが、保健と医療という関係ですね。特に、国保部門というのが非常にこれからさらに厳しくなってくると。そうすると、今は市民部に置いてある。実際の、もう1個で言えば健康のほうですね。それとか医療については健康福祉部が所管をしていると。

そういう意味からいけば、今回の組織改正の中で一元という意味では、やっぱり国保財政のことも今後考えていかなければならないということと同時に、やはり医療について、さらに健康管理については大事な視点でありますので、この辺の業務部門の一体というものは全く検討されなかったのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

県内におきましても、国民健康保険を健康福祉の分野で統合いたしております自治体は幾つかあるというふうに存じておりますので、検討いたしましたけど、本市におきましてはやはり庁舎が分散をしているといったこともございまして、市民サービスを考えますと、現在の体制を維持することが肝要であるというふうに認識したところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

そのように答弁されると思いました。

あいあいをつくったときに、もう既にその議論というのは私は終わっているんじゃないかと。それから、上下水道部も関の庁舎へ移しまして、いろいろなことがあって、じゃあそれによって市民生活にどれだけクレームが来ているのかということ、多分本庁一本であれば一番便利なわけですけれ

ども、ただやっぱりあいあいのこの前の行政チャンネル、あれは4番でしたか、ああいうことまでやっている。

そうなると、決してこれ分散しているから市民サービスが悪いということにならないので、これはちょっと一般質問になってしまいますので、やはり一体化、それからマネジメントを強化するというのであれば、ぜひこの辺も次の改正にはきっちり議論してほしいというふうな、そうしないと、国保財政のこれと医療というのは非常に密接だし、それにかかわる健康保険というんですかね。健康管理というのか、非常に重要な密接を持つんで、やはり入・出を一つの部門で管理しないと他人事になってしまうので、ぜひこれは今後検討をしてほしいと思います。

それから、次に大きな2点目に、職員みずからが考え行動する組織の実現についてお尋ねをいたします。

これも今回の資料に、評価・検証がございました。平成22年改正の評価があつて、そこに職員が主体性を高め創意工夫やマネジメント力を引き出すことができる組織づくりをつくるんだというふうなことが書いてありました。多分、ある意味これは職員のスキルアップや人材育成とも関連すると思いますが、ここの部分ですね。職員みずからが考え行動する組織の実現、これについてはどのような取り組みと評価をされていくのか、確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の組織・機構改革の検証では、人材育成につきまして詳細には触れておりませんが、基本的には平成19年に策定をいたしました人材育成基本方針に基づき進めてきたところでございます。

本方針では、人事考課制度の導入や長期研修計画の策定、病気休暇者の復職支援プログラムなど、ほとんどの項目を達成してまいりましたが、希望降任制度など一部未達成なものもございました。

また、本年3月、新たに人材育成基本方針を改定いたしました中で、職員に求められる能力について、組織運営能力や地域づくり能力を追加いたし、また管理監督者に求められる能力の中で、コスト意識を重視したマネジメント力を身につけることといたしており、引き続き新方針に基づきまして職員の人材育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

幾ら組織をつくっても、動かす人の力量が上がらないと組織図だけがあると、そういう世界になりますので、これはまた一般質問で入れてありますので、改めて人材育成については確認してほしいと思います。ちょっと組織との関連では、余りご答弁がなかったように思いますが、改めて確認をしたいと思います。

それから、次に大きな2番目として、議案第84号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、2点お尋ねをいたします。

普通交付税の減額補正について、お尋ねをいたしたいと思います。

今回の12月補正では、地方交付税6,407万円ほど減額補正が行われました。当初予算12億6,000万円から11億円、約12億円に減額になったということでありまして。これも合併以

降でずうっと調べましたが、12月に地方交付税が減額補正だったのは平成19年だけで、余り例がないことで、大体当初予算か、それより上回るというのが過去多かったんですが、この減額の背景について確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、12月補正におけます地方交付税の減額につきましては、当初予算で普通交付税を10億5,900万円と見込んでおりましたところ、算定の結果、交付額が9億9,492万2,000円に確定をいたしましたことから、その差額であります6,407万8,000円を減額補正するものでございます。

これにつきましては、普通交付税はその市町の財政力に応じて配分する方式に移行する過程の中で、普通交付税と臨時財政対策債の振り分け見込みが、交付額と当初予算額に若干の差異が生じたためと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

臨時財政対策債との振り分けで差異があったということでありまして、これは昨年でしたか、旧市町の配分も随分変わったというふうな報告がありまして、そういうことで理解をさせていただきます。

次に、今答弁ございました臨時財政対策債の補正について確認をしたいと思います。

今回、臨時財政対策債が1億3,396万円増額補正をされました。当初予算約9億1,000万円から、今回の補正で10億4,500万円程度に増額になりました。

今ご答弁がございました、地方交付税6,400万の減額補正との関連も一部あるのかなあとありますが、歳入不足ということで、当然これは上げられたものと思います。確かに、繰越金が災害で2億3,000万円ほど繰り入れたということで、余剰的な繰越金がほとんど枯渇をしているということでわからないわけでもありませんが、今回、不足財源として臨時財政対策債で補正をする内容について、背景について確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

臨時財政対策債の増額補正につきましては、9月補正での法人市民税の減額がございまして、これ2億7,500万円ほどございました。また、9月に発生をいたしました台風によります災害復旧事業、これ一般財源で2億3,000万円ほどございます。並びに、今回計上をいたしました退職手当が1億8,000万円程度でございます。

これらによりまして、12月補正において前年度繰越金を上回る財源不足が生じたため、やむを得ず発行可能額内の臨時財政対策債の借入れを行い、財源を確保することとしたものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

以前から、交付税と同じ位置づけだということで臨時財政対策債も起債をされているのは、理解はいたしております。

ただ、財政調整基金を見ますと、これも3月でしたか議論させていただきましたが、中期財政見通しが、古いほうのやつでは23億円ぐらいだったんですが、実際の決算では45億円まで倍増になっていたと。既定によって7億円入れましたので、平成23年の決算というか、平成24年当初でも52億円程度の財調残高になっていたと。

ただ平成24年度の予算では13億円程度、これ当初からの繰り入れがしてありますので実質は40億円程度になるんですが、9月末の現在残高が48億3,900万円、これはホームページに載っておりますので確認をしております。

そうすると、財政調整基金って何のためにあるのか、まず確認をさせてほしいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず財政調整基金につきましては、各年度の財政調整を行うための基金として持っているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

財政調整基金とは、今おっしゃいましたように、年度間での財源の不均衡をならすための積み立て、当然これは条例で繰り越した半額は積み立てるように自動的にかえましたので、そういうふうに積み立ててございます。特に財源不足や災害、緊急に必要な公共事業等、そういうところに当然使いなさいということですね。

そうすると、今48億円、13億円丸々放り込んでも39億円近い。中期財政見通しでは23億円程度でしたので、それでも相当量、予定より多くの財源を持っているという中で、なぜ財政調整基金が繰り入れできないのか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財政調整基金でございますけれども、平成24年度末残高につきましては、これから13億2,600万円の繰り入れを行うといったこともございまして、中期財政見通しと同額の約39億円となる見込みでございます。

既にお示しをしております中期財政見通しにおきましては、財源不足を補填するための財政調整基金につきましては年々減少を続けまして、平成26年度末での残高は約23億円と、財政調整基金の維持目標額である20億円まで残り約3億円のところまで減少するものと見込んでいるところでございます。

この状況の中で、さきの台風によります災害復旧のような予定外に多額の財源が必要となります

ことも考慮をいたしますと、財政調整基金からの繰り入れは可能な限り控えることで基金の確保を
してまいりたいというふうに考えているところでございます。

このことから、地方債ではありますが交付税の振りかえ分でありまして、元利償還金で100%
が交付税を参入される臨時財政対策債の借り入れを今回選択したということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

いつも臨時財政対策債の質問をすると、元利100%、後年度負担でこんな有利な起債はない。
借り入れというか、これは普通交付税と同じ意味なんだというふうなことはもう10年ぐらいです
かね、ずうっとお話しになっている。

ただ、これも補正予算書に平成24年度末の地方債残高見込み調書というのがついておりました。
起債総額が約196億円ぐらいあるんですが、臨時財政対策債の残高が約63億円、割合で言うと
32%になっております。これが平成23年度末は30%ですので、2ポイント上昇してきたと。

こういう図式の中で、特に公共投資が減れば、多額の公共投資が減れば結局財源不足としての臨
時財政対策債の積立残高がどんどんウェートが増してくると。それで100%間違いなく来ればい
いですけど、基準財政需要額には放り込めるけれども、財政力指数が限りなく1に近いときには結
構手出しがふえてくると。そう思うと、やはりこれは相当のバランスをとって臨時財政対策債もや
っていただかないと、ただ借りれるからいいんだといっても、後年の負担を考えれば、非常にここ
はやっぱりうまいバランスが必要でないかなというふうに思うんです。

そうなると、さらにこれ厳しくなる財政の中で、当然それは借りることになるんでしょうけど、
ただ財政力指数が落ちないときですよ。こんな経済、0.8も0.7もならないと思うんですよ。
そういう中で、結構ことしはこの臨時財政対策債に対する元利償還は逆に負担になってくるんじや
ないかなと。そのためにまた借金をしなけりゃいけないというふうな懸念を持つんですが、そのよ
うなことは全くシミュレーションされていないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、臨時財政対策債は交付税の振りかえ措置として不足
財源を補填するために借り入れを行っているところで、この償還額につきましては全額交付税参入
をされ、後年度に普通交付税として交付されるものでございます。

しかしながら、公債費が年々増加していく要因ともなりますことから、臨時財政対策債の借り入
れにつきましては、厳格に精査をいたし財政状況や財政調整基金の残高などを総合的に勘案しなが
ら慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。こういった考え方によりまして、実際
には平成22年度、平成23年度で約9億円の借り入れを控えたところでもございます。

なお、本年度につきましても、今後の財源を見ながらにはなりますが、3月で財源に余裕が出た
場合につきましては、借入額を控えるといったことも検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひいろんな中・長期的な視点も入れて、やはり借りられるから借りたらいんじゃないなくて、全体をどうしほますかということも非常に重要な視点なんで、ぜひまた努力をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

次に、19番 小坂直親議員。

○19番（小坂直親君登壇）

質疑の前に、市長の現況報告につきまして、さきの台風被害の被害者に対しまして、一言お見舞いを申し上げるとしか書いてありません。農地・農業施設の災害に対しまして、来年以降作付ができないという深刻な状況に、災害を被災された方に対して、具体的な災害に対する対応の報告がなかったことにつきまして、一言苦言を申し上げておきます。

先ほどより議員各位より多くの質問が出ておりますので、私なりにできるだけ重複しないような質問をさせていただきたいと思います。

通告に従いまして、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正についての件であります。

平成22年4月に、市民の暮らしの質を高める目的として組織・機構改革を実施してから3年が経過し、さらなる組織マネジメント強化ということで、再三多くの方が質問されていまして、必要性とその改革の要旨については改めてお伺いしませんが、特に前回の市民の暮らしの質を高める目的と。どのようにこの目的が達成されて、今回、市民力、地域力に高めると目標を変えられたことによって、今回はうたわれておりますが、その市民の暮らしの質がどのように達成されて、その達成度がどのようにとられて今回目標が変わったのか、まずこの件についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

前回の組織・機構改革の目標であります、分権時代にふさわしい自治体経営を行うことにより市民の暮らしの質を高めていくための3つの基本方針を掲げました。

1つ目の組織マネジメント機能強化では、副市長直属の部署を見直しまして、部長の管理下といたしました。決裁権を、一部副市長から部長へ移管したことによりまして、責任の所在が明確となり部・室のマネジメント機能の強化につながったものと検証をいたしております。

2つ目に、職員みずから考え行動する組織の実現につきましては、その中の一つであります文化施策の一体的推進では、文化部を新設いたし3年が経過する中で、文化・スポーツの所管が教育委員会から市長部局へ移管されましたことは、市民に十分浸透してきており、一定の評価をいただいているところでございます。

しかしながら、平成26年のかめやま文化年を目指し、さらなる市民参画と協働の進展を図る必要があるものと存じております。

3つ目の、市民に親しみやすい部・室名につきましては、基本的には市民にわかりやすく、かつ簡潔な部・室名に改正できたものと検証しておりますが、まだ一部の室におきまして所管事務事業がわかりにくいとのご指摘もありますことから、今回改正を行うものでございます。

このように、前回の改革の検証につきましては、全体として一定の評価をしているものでございまして、議員ご指摘の達成率につきましては、おおむね達成できたものと認識をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それは自己満足であって、決して市民の生活の質は上がったとは思えない。

副市長の権限を緩くしたのが市民の生活に上がるわけがない。権限を移して、決裁規程が変わったことが市民にどう暮らしの質が上がったのか、そんなもの評価に当たらない。

それから、文化部についても華々しくやってきても、今回は市民部のほうへ降格されるような措置をとっておってはならないと思うし、そんなことは僕は評価されていないと思う。そんなことが市民の質を高めて十分目標が整ったとは思わないので、平成22年の実施の改革と評価を検証に、特に改革しなければならない評価・検証は見受けられません。改革する必要はなく、今の組織をより改善し強化することでこれは解決できるというふうに私は思っております。

この改革は、暮らしを高めるから目標を変えたということです。変えるたびに組織・機構を今後でも変えるのか。社会情勢の変化ということですが、前は市民の暮らしの質から、今度は市民力で地域力を上げると、目標・目的が変われば組織は3年ごとに変えるのか、今後も。それでは市民のための行政機能の充実効果にはつながっていない。かえって戸惑う組織であって、行政の勝手な都合であって、市民サービスには決してつながる改革ではないと思う。今の目的達成がそれでできたとして今度変えるならば、改めてこの目的は達成できない、市民サービスにつながらないというふうに思いますので、再度、市民にわかりやすい、市民に的確な今回は組織であるということについてのご所見をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁を願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど3年前に組織の機構改革を行いました。そのときに、議員ご指摘いただきました市民の暮らしの質を高める、このことの目的のために、今ある行政の人材、人、それから行政サービスの質、それから財源でありますお金、予算、そういうところの人・物・金を本当に有効に活用しながら、それが暮らしの質を高められるような政策、優先順位を定めて、これに対して機能する組織や財源を、限りがございますので、それを最適に組み合わせて今日まで展開をいたしてまいりました。達成できたもの、できなかったもの、それぞれあろうかというふうにも認識をさせていただいております。

さて、今回新たに組織・機構の改革ということでご提案をさせていただいておりますが、基本的には従来の政策目標であります暮らしの質を高める、あるいは総合計画で掲げております市民力で地域力を高めるまちづくり、このことにつきまして、今の環境の変化の中で、よりの確にこれが機能できるように、おっしゃるように、名称としては、午前中もございましたが、組織の改善とか機能の強化という表現の部分で、今回機構改革と掲げさせていただいておりますのでございますけれ

ども、実をしっかりと機能させていくという強い意志で、今回機構改革の新たな案を提案させていただいておるといふことでございます。

いずれにいたしましても、こういうことをやることによって亀山の行政サービスの精度が上がっていくと、そのことによって市民の暮らしの質の向上、あるいは地域力が高まるような取り組みにつきまして、限られた中でございますけれども、やっぱり前に進めていくという思いを込めておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ようわからん。もう何言うておるかさっぱりわからんをやけど、改革の基本方針に、特に組織マネジメント機能の強化を1番に掲げているが、組織マネジメント機能のいかなる組織が、またマネジメント機能が低下しているのかということなんですけど、機能が十分発揮していない要因には、組織や職員能力が低下しているように、答えがあるようでございますが、私はやっぱりトップリーダー、トップマネジメントを指揮する市長、副市長の姿勢にも大きな要因があるというふうに思います。また、部局内の増設、二層管理体制による協力体制、部長権限の強化を図るとあるが、部長を5人も削減し、局をふやしても、組織マネジメントの機能強化につながるとは思いません。

市長、副市長のマネジメント能力の強化がまず第一の改革だというふうに思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の責務ということでは、先ほど申し上げましたように組織にあります人・物・金をしっかりと機能させて、目標に向かってその目標達成を目指す。そういう意味でトップマネジメントの力という意味では、もうご指摘のとおりでございます。今、最善の努力をいたしておるところでございますけれども、しっかりとその責務を果たしていくと、その強化をしていくということは当然の日々心に刻んでおる基本理念でもございます。

さらに、いろいろ課題はあろうかと思っておりますが、やっぱり限られた体制でございますので、その中で行政の中だけでなく地域の課題や大きな地域社会の流れ、国と地方の関係も変わってきておりますので、それにしっかりと環境に適応して対応していく責務もあろうかと、こう思っております。その部分も私を初め組織全体がオール市役所で、共通の認識の中でそれぞれの持ち場を努力していくということに尽きようかというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにいたしましても、どうも今回の改革は職員に能力不足があつて、組織マネジメントができていないから変えるんだというんじゃなしに、やっぱりトップマネジメントである市長、副市長がもっと指導力を発揮して、部下を指導して事務を改善すればいいのだと、改革までする必要はないかというふうに思います。

次に、基本方針に二層管理体制によるマネジメント機能を強化するとありますが、この件については、再三今まで議論がありましたんですが、私は同一業種、同一業務部門の系列、二層管理体制というのはチェック機能の二層化ということで、大変重要であるということでは理解はできるんですけど、専門事務以外の二層管理は、権限と責任、また技術と経験実績が全く異なる職員間にも疑問を抱く方が多いというふうに聞いております。

職員の職務命令権、責任の不透明さが出てきて、市民の負託に十分応えることができないと思うが、混乱と時間がかかるというふうに思っております。特に危機管理、それから文化振興部についてはいろんな問題があるかと思えます。

先ほど来ありましたんですけど、私は特に文化部の観光業務とまちなみ文化財は、これは切っても切り離せない、文化とまちなみの価値観があることによって観光というのはつながっておることを、部局間で離すということについては、私はもう前回の文化部創設のときから好ましくないという思いをしておったんですけど、今回それが文化財とまちづくりと、それから観光を離すことは、いずれもこれは密接な関連があるということからいささかな問題があるかと思えますが、そのことは個々に今答弁がございましたので、その辺の部門別外の二層、今言った三層となるようですけど、やっぱり業務が違うものを部長が経営会議へ出ていったんでは、15人から10人にして経営会議は成り立つというけれども、民主主義はやはりより多くの人、それぞれの部門の専門家の部長が寄りよって話し合うのが経営会議であって、15人を10人にしたらよりスリムで組織が成り立つんだというのは、私は逆行しておると思うので、やはり先ほど来話がありましたように、議案は余りにも見解の相違があってはならないと思うんです。やはり説得していただけるように、自分らでつくった議案については、議案に説得できる回答をせんと、見解の相違だけでは反対ということが起こるんで、やっぱり一般質問とは違って、議案についてはもう少し説得のある、せっかくつくった自信のある機構改革であれば、もっと説得のある、見解の相違では済まされやん回答をもらいたいというふうに思っております。

その辺については、先ほど来の質問であれしますが、私も市長がマニフェストで華々しくかけた文化部の創設の組織改革についてであります。市長の最も直近部署である総務部を、財政を持つ総務部を別棟の棟に追いやり、文化部を本庁のど真ん中に置き、市民の暮らしの質を高める目的達成のために設置した文化部は市民部と統合させ、本来の事務業務、施策と性格の異なる文化部を文化振興部として二層管理組織で体制強化を図るとあるが、市民部は本来市民の権利である戸籍を守り、また市民の義務である納税を課すという地方自治体本来の原点をつかさどる大変重要な部署であるというふうに思えます。

そこで、この文化振興部として、異種業務の二層管理体制としてつかさどるには余りにも曖昧、違和感を感じますが、そのお考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁を求めます。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中からこの文化部の扱いにつきまして、各議員からご質問いただいております。

今回、この文化行政についての基本的な考え方も含めて、どのような考え方かということであろうかと思えますが、文化の振興はやっぱり市の魅力向上や、市民の皆さんの愛着と誇りを高めて、

そこにつながるということから、文化の視点を幅広く市政の中に組み込むという視点から、平成22年4月に市長部局に、従来教育委員会にごぞいました文化財も含め、文化部として設置をさせていただきました。その後、昨年度策定をいたしました文化振興ビジョンに基づきまして、さまざまな重層的な施策の推進を現在しているところでございます。

今回、この文化施策をさらに次の段階へ高めていくために、市民参画と協働というキーワードは欠かすことのできないものという判断をいたしまして、現在の市民部、それから文化部及び関支所を再編いたしまして、大きなくくりの中で新たにこの文化行政をより強化していくという考え方に基づくものでございます。

したがって、この文化部門に関しましては、新たに設置いたします文化振興局長にマネジメントさせ、特化させるということは当然でございますし、より関連をする市民参画や協働という視点からも、従来の地域づくり支援やあるいは協働や、そういう概念の中でより一層パワーアップを図っていくことが可能というふうに考えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ぼやとした話をするのはいつもの話なんですけど、特に文化行政については、市長はどう思ってみえるかと思えますけど、副市長にお尋ねしますけど、副市長は県においても文化部長ということでございますけど、亀山市における文化行政、文化振興とはいかなるものを考えてみえるのか。副市長の立場でご見解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

前職もちょっと含めまして述べさせていただきます。

野呂知事の時代に、文化が持つ多様な力、文化力に着目をして、文化力を高める三重の文化振興方針の策定に私としてかかわらせていただきました。この文化振興方針によりまして、文化力という概念をつくったわけでございますけど、その中に人間力、地域力、創造力という概念を入れて、「文化力を高め、みえけん愛を育むしあわせ創造県を目指す」という大きな政策転換を経験させていただきました。

この方針を少し説明させていただきますと、文化・芸術、文化財、伝統芸能のほか景観、環境、自然にかかわる文化など、人間と自然とのかかわりや、風土の中で生まれ育ち身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住を初めとする暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわる総体として文化を幅広く捉えました。

このような文化の範囲を広く捉えましたため、幅広い施策領域を対象にした5つの文化振興のための基本的な考え方を示すとともに、文化振興の基盤づくりとして、県民にとって身近な活動の拠点と、それを支援する専門性の高い文化と知的探求の拠点との連携を強化するという重点方針を立てて文化振興を推進したわけでございますけど、後ほど文化と知的探求の拠点づくりは現在の新県立博物館の建設へと進展をいたしまして、さらに現在、図書館、生涯学習センター、文化会館、美術館などの連携による拠点形成への努力はなされておるといふふうに仄聞しております。

このような経験を踏まえまして、亀山市の文化行政を見ますと、何より文化力という考え方と市民力で地域力を高めるまちづくりという考え方が非常に近似しておりまして、実際にも地域の身近な拠点たる市の文化会館、歴史博物館などでは、文化振興の拠点として文化を担う人づくりや、多様な市民の活動を広げ高め支える役割を果たしていただいております。

また、歴史的重要な伝統的建造物群保存地区である関宿を初めとする歴史文化を守り伝える体制も整いつつあり、今後は、生かす、想像する方策を見出すことが肝要だと感じております。

今後とも多くの市民、団体、企業などの多様な主体の参画、協働を力とした取り組みによりその持続性を高めていくことと、新たな人材や創造性などの導入や交流を通じて、今ある文化を磨き、付加価値を高めて情報発信をしていくことが大事だと考えております。この端緒としまして、ことしシティプロモーションの事業に手をつけたところでございます。

したがいまして、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、市民部が広範な市民などとの参画や協働という関連性をつくり出す事務分掌をベースにいたしまして、文化の特性を踏まえ文化部と関支所を部内局とする市民文化部の創設は大変大きな意義があるというふうにご検討いただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

もっともらしい、部長が書いた答弁であったみたいで、あんまり個人の、副市長としての腹のこもった答弁でなかったんで残念に思いますが、組織を変えるというよりは、ここにちょっと私も初めてこれ出させてもらいます。

組織の宝はやっぱり人材なんです。人材育成、人材管理というていいますけど、「ジンザイ」には4通りあるわけです。一番大切なのは、人の組織の宝として、能力のある人をつくるのが人財という。

今皆さん方が言っておるのは、人材と、この材料なんです。やっぱり組織を構築するそれぞれのポジションである重要な人としての人材と。ここにあるのは、大半、多いのかしらんけど、ある人、おる人、ただおるだけの人が人財と。そして、人に迷惑をかける人を人罪というんです。こういう方が今人材として、やっぱり組織を改革する、組織を改める場合には、やはり組織の宝である、財産である、能力のある、こういう人をこれから育てていただくことが、そんな組織を変えなくても市の行政はうまくいくし、人材は育成できると思うんで、「ジンザイ」にはこの4通りありますけど、4通りに当たる人もおるかもわからんし、全て人材で処理するんじゃなしに、この人財をこれから育てていただくことを切に要望しておきます。

次に、議案第84号平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

国庫負担金、生活保護費負担金2,602万5,000円の関連する歳出、民生費扶助費3,470万円についてお伺いします。

生活保護世帯の増というような説明がございましたが、特に医療費扶助費5,000万円増加し、生活扶助、住宅扶助が減額となっているが、扶助費の補正内容と経過についてお伺いをいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

今回の補正では、歳出で3,470万円の増額とし、それに伴う歳入として生活保護法第75条第1項の規定による4分の3の率に当たる2,602万5,000円を計上しております。

このうち歳出は生活保護受給者が当初予算で相当数ふえると予測しておりましたが、実際には、伸びてはおりますものの当初の見込みより伸びが少ないことから、生活の基礎となる生活扶助、住宅扶助は減額したのに対し、医療扶助で5,000万円の増額としております。

この医療扶助の増額は、全国的な傾向と同じでございますが、市におきましても、最近精神疾患等の理由による入院やがん等による高度医療を受ける方、また終末ケアを必要とする方が増加しております、当初予算では不足を来す見込みであるということによるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

特に疾患が多いために5,000万円を入れたということなんですけど、景気も低迷が長引く中で、生活保護世帯が年々増加していると。当亀山市は、今ふえていないということだから、生活扶助と住宅扶助は少なかったということですが、実際にこういう状況の中で、亀山市において生活保護の相談件数がどのくらいあって、その相談された方の認定件数はどの程度なのか。また、実際のその生活保護世帯の実態の調査はどの程度やってみえるのか、簡単に結構です。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

生活保護の相談件数でございますが、ここ数年、年間100件を超えております。

そのうち実際に申請開始に至る件数は、年間30件程度でございます。ちなみに、本年4月から10月末までの相談件数は61件で、そのうち申請に至った件数は29件、その中でも取り下げをした2件以外は保護の開始に至っております。ほとんどが申請いただいたら保護の開始に至るということでございます。これにつきましては、事前相談の中で十分相談の上申請をいただいているということでございます。

それから、亀山市の生活保護の実態でございますが、平成20年度までは微増の状況でございましたが、それ以降増加傾向が始まりまして、21年4月現在と本年10月1日現在を比べますと、3年半ほどたっておりますが、その中で1.4倍にふえて、人数といたしましては58人が増加したということでございます。

なお、傾向としましては、その内訳におきまして、その他世帯がその3年半で5%から18%にふえておりまして、リーマンショック以降、雇いどめ等によりまして若い人の割合が増加している現状でございます。

ちなみに、昨年度の保護廃止世帯数でございますが、39世帯ございました。そのうち10世帯が就労等により収入増に結びついた結果、廃止となっているものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

次に、民生費県補助金、安心こども基金保育基盤整備事業補助金4,080万3,000円についてでございますが、説明では補助率が2分の1から3分の2との説明でございました。

これは待機児童ゼロ計画により、平成23年10月の待機児童より適用されたということであり、市の補助金の上限額は1億4,000万円と定めているが、この額は補助金の額1億6,000万円の2分の1、8,000万円に対し市が6,000万円を支出ということになっております。

今回、補助基準額が1億8,120万5,000円の3分の2、1億2,080万3,000円に対し補助金4,080万3,000円の増額ということですが、一般財源充当予算の処理について、どのようにこの歳入に対して歳出を処理されたのか。当市の1億4,000万円の補助根拠がどこにあったのかも不明瞭だと思います。今回の補助基準額の算定基準額は上限額で算定されているが、実績で変更が出て補助金が変わる可能性を含んでいるが、補助金が減額されたとき再度補正するのかお伺いをいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず一般財源の予算上の処理でございますけれども、今回の補正予算の歳入におきまして県補助金であります安心こども基金保育基盤整備事業補助金の交付決定に伴いまして4,080万3,000円を増額計上いたしております。一方で、歳出におきましては、増額した県補助金の充当先である民間保育所整備費補助金の額は当初予算額1億4,000万円のままで変更いたしておりませんので、県補助金増額分の4,080万3,000円が一般財源として余裕ができたことになり、財源更正を行っております。

具体的な処理でございますが、まずは歳出の民間保育所整備費補助金の財源として、当初予算で2,500万円計上いたしておりました地域福祉基金からの繰入金を、今回その全額について減額補正を行いまして、残りの1,580万3,000円につきましては今回の補正予算で必要となった一般財源として活用したところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、1億4,000万円の根拠ということでお触れをいただきました。

これは川崎愛児園を例に予算設定をしたものでございまして、県補助金を8,000万円と見込んだところでございます。これに対しまして、市の補助金は社会福祉法人に対する助成条例では、事業費から市以外の補助金等を控除して得た額の2分の1を限度に予算の範囲内ということで定めることになっておりますので、財政状況等も勘案して6,000万円としたものでございます。

県の補助金につきましては、補助基準額に対象経費区分がございまして、その区分ごとに積み上げることとなります。そこで、施工実績によりまして県補助金が減額されることも考えられます。したがって、再補正ということにつきましては、県への変更交付申請をするかしないかにもよりますが、歳入の減に伴いまして歳出の一般財源に不足を来す場合は、予算執行事務の中で対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

なぜなら、この施設は90人定数の確保、太陽光発電の設置、放課後児童クラブの併設等、細かく補助基準額の限度額が決められており、十分なその限度額に対して今確認できておるのかということでございます。

また、県の交付決定が既に来ておりまして、申請に基づく決定であります。これは平成25年3月31日に完成できるものとなっておりますが、補助基準に基づく過程とはいえ、完成しなかった場合の責任はどのような形でとられるのか。補助金の返還も含めてですけど、聞くところによると地元トラブル等、書類、また施工業者の手続ミス等によって工事が一旦中断しておるとも聞いておりますが、その辺の確認は十分とれるのか。

もし完成しなかった場合の責任は誰がとるのか、どのような責任をとるのかだけ確認させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ご指摘いただきました補助対象経費区分ごとの額でございますが、これは確定しておりませんので、完了後の実績報告書等によりまして定まってくるものと考えております。今後、随時に情報を得まして、県との協議等調整をしてみたいと思います。

それから、県の補助金でございますが、これは市に支払われますので、それを踏まえまして10月31日付で県の補助金を含んだ形で市助成金を1億4,000万円として交付決定指令書を交付しております。

この市補助金につきましては、3月31日までに事業を完了して実績報告をすることになっておりますが、万一事業がおくれる場合は、県とも協議の上、市補助金の取り扱いを決定してみたいと考えております。なお、県の担当者からは、あらかじめ繰り越しの手続等が認められない限り出来高払いになると伺っておりますが、そのことも踏まえまして、市補助金の取り扱いを決定してみたいと思います。

それから、工事の中断ということでしたが、現在のところ、ほぼ工程どおりに進捗していると事業主から伺っております。地元等、それからご意見をいただいているときもありまして、真摯に対応していただいております。予定どおり完成するものと認識をしております。

なお、この事業につきましては、法人の事業に対しまして市が補助するものでございまして、事業者の責任におきまして行っていただいております。工事のおくれは、市の保育行政への影響とか、それから入所を予定される保護者、子供への負担も考えられますので、期限内の完了を指導していきたいと考えております。万一できなかった場合の責任ということでございますが、先ほどご説明をさせていただきましたように、補助金の面で出来高が基準になり、減額されることも想定されますので、行政といたしましても助言・指導に取り組んでみたいというふうに考えております。工事完了は施工業者の責任ということにはなりますが、法人、それから市にも相応の責任もあるというふうにも考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

どうも曖昧なんですけど、民間とはいえ1億4,000万円という補助をしておる以上、補助金が減額されれば当然一般財源に影響を及ぼすんであって、そんなことを民間のことやということだけでは、出発点からいろいろ問題があり過ぎるので、やっぱりこれは私の取り越し苦労にならないように、また市民に迷惑かけないように完成されるよう望んでおきます。

それからその次に、市債、臨時財政対策債については、今先ほど竹井議員が申し上げられましたんで、もうほとんど重複しますけど、ただ1点、この臨時財政対策債については、団体ごとに発行可能額が算定されますが、亀山市の発行可能額は幾らであって、またその積算基礎は何なのかということをお伺いしますのと、時間がありませんので、あわせて次の給与費明細書の退職手当1億7,863万6,000円についてお伺いします。

当初11人の予定が8人増の19人となり、勧奨退職者が増したとのことでありますが、なぜふえたのか。要因と背景については、中途退職の状況、人事管理には支障は来さないのか、定員適正化計画との整合なり人事管理の基本方針に問題はなかったのか。また、行政評価等人事考課制度等による問題はなかったのか。

定年については、地方公務員法に基づき市の条例においても60歳と定めています。しかし、勧奨退職は管理者から勧奨を受けて退職するものであり、勧奨とは勧め励ますこと、積極的に勧めること、退職を促すことであります。平成24年度職員退職勧奨実施要領を適用して毎年実施されておりますが、対象者は勤続年数期間が20年以上、45歳以上の者とあるが、対象者全員に勧奨勧告を促した結果なのか。実際には自己都合、自己責任の判断による退職をするものであり、本来の勧奨制度の趣旨とは異なると思うが、今後の人事管理、組織機能の強化とあわせて、退職手当金や財政見直しにも大きく影響を及ぼすと思いますが、今後の対応について、また今後の見直しについてお伺いをいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず臨時財政対策債の発行可能額でございます。

本年度につきましては10億7,179万5,000円となっております。今回補正をいたしました予算額につきましては10億4,476万円ということでございます。

その積算基礎でございますが、平成22年の国勢調査による人口をもとに基準単価を乗じて算出する人口基礎方式と、基準財政需要額から基準財政収入額及び人口基礎方式で算出した額を減じたものに係数を乗じた財源不足額基礎方式の合計額が発行可能額となっているところでございます。

それと次に、退職手当のご質問でございます。勧奨退職者がふえた原因と背景でございます。

今年度の退職予定者は、当初11人でございましたが、8人増加をいたしまして19人となっております。8人増加した内訳を申し上げますと、5人の勧奨退職者、3人の自己都合等の退職者でございます。

次に、人事管理と基本方針に問題はないのかというご懸念でございますが、職員退職勧奨制度に

についての募集を6月に実施した後、次年度の職員採用計画を策定いたしますので、採用計画は勧奨退職者数を含めた形になっております。

したがって、単年度で見ますと問題はございませんが、定員適正化計画におきまして職員数を現状維持としておりますので、急激に勧奨退職者が増加いたしますと少なからず影響はあるものというふうに考えてございます。

しかしながら、職員勧奨退職制度につきましては、新陳代謝により組織の活性化を図るために必要であるというふうに考えております。したがって、今後もその年の退職者の状況を踏まえ、職員の適正な定員管理を考慮した上で、実施の是非を決定してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、行政評価と人事考課制度に問題はないのかというご質問でございますが、人事考課制度につきましては平成21年度より本格導入いたしておりますが、現在のところ給与には反映いたしておりません。また、行政評価につきましても、同様に給与に反映いたしておりませんので、特にこれらの制度が影響しているということは考えてございません。

次に、退職者全員に勧奨退職を促した結果かということでございますけれども、職員退職勧奨制度につきましては、毎年6月に庁内掲示板におきまして対象職員全員に募集を行っているところでございます。

なお、本制度にて退職する職員につきましては、健康上の理由、第2の人生設計など、各個人がみずからの進退について十分熟慮した上で判断されたものと認識をいたしております。

次に、退職手当費が財政見通しに大きく影響を及ぼすということで、今後の対応、見通しでございますけれども、特に定年退職者が増加いたします平成26年度から3年間につきましては、当初予算に対して退職手当費が占める割合は大きくなる見込みでございます。

対応方法といたしまして、退職手当債や基金の活用といったことが考えられますが、退職手当債につきましては人件費削減のための人員削減が前提となってまいります。現在、そのような削減計画はございませんので、退職手当債を発行する考えは持ってございません。

また、基金につきましては、財政的に余裕がない中で新たに退職手当基金を設けるといったことではなく、必要が生じた場合には財政調整基金の活用を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

勧奨とは、自治法、地方公務員法で退職を60歳でなかったのを60歳で定年制度をつくったことによって、勧奨をなくするという制度でつくったんだけど、どこもかもこの制度を残しておくわけですけど、今も言われたように、個人の病気、将来設計のためにやめる人は、これは自主退職であって、執行部が行政で、おたくやめて進みなさいと、勧奨というので推し進めたわけじゃないんで、自己判断でやめていくんだったら普通退職でいいわけですね。

勧奨にして、ほぼ3割か4割退職費を増額してやるからやめなさいと言ったわけではないので、もらえるからやめるというその立場が全然違うと思うんですよ。勧奨であれば、上乘せするからどうぞやめてくださいと、それが勧奨であって、今の市の勧奨は自己判断、自分の都合で勧奨を受けられるからやめようというのであって、本来の勧奨の制度には反するだろうというふうに思いま

す。

ちょっと調べておって、合併後に期日前にやめた人が既に68名も見えると。これはかなり大きい数だろうと思います。ことしもそんな方が見えるようでございますが、それに対して当初予算が16億円に対して勸奨で16億、倍かかるわけですね、経費が。既に34億というこの勸奨のための経費がかかっておるわけですので、この辺については今後の財政に大きく影響を及ぼし、それから先ほど言いました人事管理に、適正化にも問題があるかと思うんで、やはり職員の適正管理をしていただくことが今後このようなことにつながらんように、本来の定年制度に基づき退職されるのが一番望ましいのではないかと思いますので、人事管理、組織の改革ばかりじゃなしに、ここで言う人材の育成に十分努めていただくことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時31分 休憩）

（午後 4時41分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

今回、議案第92号の指定管理者の選定ということで議案質疑を通告させていただいております。

今回、道の駅の関宿地域振興施設の指定管理者の選定ということで、まず選定理由についてということで通告させていただいておるんですけども、まず最初に今回応募された4事業者いらっしゃると思います。

この指定管理者とするに不適合とされる事業者があったのかどうか、まずその点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君）

道の駅の指定管理につきましては、公募要領の条件といたしまして市内に事業所があるというふうなことでございますので、全てが該当しておるといふふうに理解させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。まず不適合な事業者というのはないということで確認をさせていただいたと思います。

それでは、通告にも選定理由ということで上げさせていただいておるんですけども、今回、選

定理由というのがインターネット、市のホームページにも載っておりまして、そこらにもいろいろ書いてありました。私らに対する提出資料にもありましたけれども、まず今回の優先交渉権者ですかね、選定された業者さんです。こちらにつきまして、その選定された理由として、「ターゲットとなる顧客をしっかりと捉え、その集客方法も明確であり実現性が高いものであった」とあります。さらに、「また市内に美術館を有するなど、関宿だけではなく亀山市全体を巻き込んだ観光施策の展開が期待される」と、あと「なお、指定管理期間中における納付金提案額は4団体中2番目に高額であった」とあります。

これでお聞きしたいんですけれども、まず今回理由とされた「ターゲットとなる顧客をしっかりと捉え、その集客方法も明確であり実現性が高いもの」というふうにありますけれども、このターゲットとなる顧客をしっかりと捉えというのは、一体どのように捉えていたのか。具体的に、その提案内容を示していただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

指定管理者選定委員会を所管いたします企画部のほうから、お答えさせていただきます。

この民意ターゲットというようなことですが、その部分につきましては、その集客方法についてそれぞれ雑誌への掲載、営業スタッフによる独自の企画を折り込むという提案であり、実現性の高いものということで、提案内容に書かれていた、あるいはプレゼンをしていただいた内容を評価したということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

流れで聞こうと思っていました実現性の高いものというあたりも言っていたわけですが、雑誌への掲載云々とかいうのがありました。

その辺も含めてなんでしょうけれども、今回、こういった提案がされたということで言われておるんですけれども、逆に言えば、ほかの事業者にも顧客の分析がなかったというふうにも読み取れますし、あるいはそういった取り組みが提案されていても、その集客に対する取り組みというのが不明確で実現性が低いと、そんなふうにも読み取れるんですけれども、その点についてはどうでしょうか。ほかの事業者さんについては、そこまでのものではなかったと、こういうふうと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず選定委員会については非公開ということもございまして、そういった中ではお示しをさせていただいた評点で確認していただきたいということが基本でございます。

それから、評点につきましては、おおむねその点数の70%を超えるところについてが一つの基準というようなことで、それぞれのところについてはほぼ70%を超えておりましたので、こういった部分についてはそれぞれが評価を入れさせていただいて、その中で先ほど言ったところが特に

優秀であったという考え方の中で、選定委員さんにおかれましては評価をされたというふうにご考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

選考委員さんの評価がそうやったからということではあるんですけども、選考委員さんの評価というのはもちろん評点にあらわれてはきておると思うんですけども、やはり基本的には、これは選考結果を受けて、それを市が判断すべきことではないのかなと思うんですけどね。それに対して、集客方法云々とかありましたけれども、これはそうすると評点のみで判断したと。

この集客方法が具体的にどういうものであったから、市としてそれに対して、それはもっともだ、これやったら集客できる、ここまで考えたわけではなかったということなんですかね。その点、確認させてください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず情報公開というか情報の開示の関係で、私のほう申させていだいたんですけども、議会のほうにもお示しをさせていただきましたが、道の駅ですと「安全」、それ以外にはB、C、Dというふうに書かせていただいておりますので、そういった部分の中で、B、C、Dの方々につきまして特定されるようなお答えが、この場でということでございますが、できないということでお答えをさせていただきました。

ですので、「安全」につきましては、「安全」が今後道の駅を運営していただくということで、その提案内容も含めて今お答えをさせていただいたというようなことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

何かB、C、Dのほうから言ってもうたらあかんのと違うかというようなぐらいのことまで懸念されておるようですけども、私、事前にこのB、C、Dのそれぞれの事業者さんに確認させてもらいました、名前出されたら困りますかと。何にも問題ないですという言葉が言われました。

これに関して、ということはこの集客方法の実現性ですね。これについても一度、再度これは確認できませんか。どういうふうな形で、特に今回優先交渉権者になった「安全」さん、こちらの集客方法が何ですぐれておったのか、その辺の市としての見解をちょっとお聞きしたいと言ったわけなんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

道の駅関宿の地域振興施設における指定管理者優先交渉権者の選定に当たりましては、公募要領に記載をしておりますとおり、審査の視点をもとに指定管理期間の中で市が示す目標と要求水準がどのように確保できるか、また事業計画や収支計画など提案された内容が着実に実行できるかとい

う点を書類審査とヒアリングを通じて行ったところでございます。

特に、私が選定委員会の委員長で、そのほかに亀山市行政改革推進委員会の委員長や市内の公共的団体の代表者3名を含めまして6名で選定に当たったわけでございます。そういう中で、さらに採点につきましては、応募者の財政状況、財務状況でございますけど、専門のコンサルタントに分析をいただきまして、その結果も含めまして慎重に審査をさせていただきました。

そういう結果が、お示ししております24項目につきまして、それぞれ6人が配点をして総合的に、「安全」のほうが一番高得点を得られたということでございます。

それと、私もヒアリングの中で、議員もおっしゃいましたように、観光を目的としたいわば集客ですね。集客につきましては、観光を目的とした週末の家族連れと観光バスをメーンターゲットと考えられておられまして、その集客方法についてはそれぞれ雑誌への掲載や営業スタッフによる独自の企画、いろいろバスツアーを企画されるという提案が現実性の高いものであったと評価したわけでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

週末を利用したバスツアー、観光バスなんかどうかわかりませんが、それを使われるということですけども、これ週末と言われましたけど、はっきり言って今でも週末となると道の駅の駐車場はかなり混雑しているわけですね。さらに、観光駐車場がありますけれども、ここの観光駐車場ももちろん混雑しておるんですけども、とにかくそこに行くまで、特に地藏院の前あたりで定期的に渋滞が起こっておる。この辺の問題に関しても、合併の前から指摘されていまして、それこそ合併特例債を使ってこの辺の別のところから入れるような道をつくるとか、インフラの話もあった。それがどこかに行ってしまう。さらにその駐車場の問題もある。

こんな中で、果たして本当にこの週末を利用したバスツアー、どんと引っ張り込む、こういったことが現状に即しているのかどうか、さらなる混乱を生まないのかと、こういうことも懸念されるわけです。

もう1つ、集客方法、これは結構なことですけども、以前から関は観光化とか、とにかくお客を引っ張り込めとかとにかく利益を上げるとか、そういうことに対して、町並み保存をしておる中で、それに対して抵抗を感じる方が結構いらっしゃる。中には、当然集客は大いに結構なことやという方も少なくない。こんな中で、バスツアーでどんとそのバスを入れて観光客を誘致というふうになっても、ほかの事業者さんですけども、それはやはり関の状況を知っておる人らにとってはやはり言いにくい部分がある。やはりそういった抵抗を示す人らに対する配慮からなかなか言わない部分があると、こういうことが私らはちょっと感じるんですけどね。

その点は考えなかったのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。その辺のインフラ整備とかをどう考えているのかともあわせて。

○議長（櫻井清蔵君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

今の公募要領の中で審査をしておるわけでございますので、インフラをどうのこうのというふう

な議論は、今回の選定の中には当然含まれておりません。

それと、提案者からは地域の方ときちっと話し合いをして、地域と連携をしてそういうふうな事業を進めていくという姿勢もきちっと持ってみえました。それは選定委員会の中で十分確認をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

そういうふうなことなんだろうとは思いますが、先ほどそういう集客云々の話はさせてもらいましたけれども、今回、行財政改革室と関支所が中心になってやられたということなんですけれども、私、事前にいろいろ確認しておってちょっと驚いたのが、とにかくこの現場でその辺の話が一番把握しているであろう商工業振興室、観光振興室、まちなみ文化財室、農政室、こういったあたりの室長に確認したところ、この選考に関しては全くのノータッチだったと、関与がなかった、こんな話が聞かされました。

本来、この道の駅を考えるのであれば、関ロジならわかります。行財政改革という視点が先に立つのは。もうとにかく経営難やと言われて、とにかく存続させることが関のためやとか、そういうふうなことも私も言ったことがありますけれども、とにかく存続ということが立っていた関ロジに比べて、まだ道の駅は経営としては余裕がある。

ここで考えるべきは、やはり地域振興という上でこういった4室の意見も聞いて、こちらやったら私が先ほど言ったようなインフラの問題であるとか関の考え方とか、その辺も十分認識していただいているんじゃないかというふうに思ったんですけれども、なぜこの4室が関与していなかったのか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君）

関係部局との調整ということでございますけれども、今回の道の駅の公募に関しましては、行政として基本的な事項である休憩施設とか憩いの場、情報発信、地産地消の場など、地域振興の基本的な方針を打ち出させていただきました。

そのことによって、関係部局との個々の調整はしてはおりませんが、指定管理が確定した後は具体的な事業展開について、指定管理者と関係ある部局とそれぞれ協議を進めたいと思います。

なお、本年の5月に私どもの部長会議の場で、指定管理の導入に向けて施策について、また側面支援のほうよろしく願いますという議題をもって関係部局、市全体への協力の依頼もさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

これから関与してもらおうということですが、やはりこれは選定の段階で、どの業者さんが一番適切かというのをこういう形で選ぶのであれば、私は最初から入ってもらわなければならないと思います。

ます。

そんな中で、ちょっとまた個別の理由とかなんですけれども、今回、これちょっとBの提案ということで後にあるんですけれども、先ほどの亀山市全体を巻き込んだ観光施策という話もあるんですけれども、このBの提案としまして非常に具体的に示されている。

ただそれに対して、類似施設の運営実績や組織体制に弱さを感じたとあるんですけれども、まずこの類似施設の運営実績なんですけど、このBの事業体、これは観光協会です。これもちゃんと名前を出していいというふうに確認いただきました。これ観光協会、そもそも道の駅を一番最初に運営していたのが、関町時代に観光協会でした。さらに、現在も関の駅の売店を運営しています。位置的にも非常に近いですし、来訪者を迎え入れるという形では同じです。

もう1つ、組織の弱さ。先ほど最初にお聞きしました不適格な事業者、これはないということでした。そうしますと、もちろん組織の弱さというのはあるかもしれませんが、これから法人格もとって、こういったこともしていくというふうになっていたところなんですけど、観光協会は、不適格であるというわけではないということであるんだったら、別にこの組織の弱さは理由にできないんじゃないのかなというふうに思うんですけど。この点はどうなんでしょうか。

そもそも、なぜこの実績というのが必要であるというふうに感じられたのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君）

公募の目的としましては、現状の中で指定管理期間、持続的に安定した経営、運営形態を求める。それを現実的に求めるというところで、やはり実績等という点について評価をさせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

安定した経営形態、もちろんそれは大事な話ですけれどもね。ただ安定した経営形態、先ほど言ったように行革の観点なんです、どちらかといえば、地域振興施設という意味であれば、その安定した経営はもちろん大事ですけれども、それ以上に大事なことがあるんじゃないでしょうか、そもそも地域振興という部分で。

もう1つ、先ほど、美術館を有しているから亀山市全体を巻き込んだ観光施策と言われましたけれども、この観光協会なんかはまさしく亀山市全体を巻き込んだ観光政策をなりわいとしておるわけですよ。ここを外して、こういう美術館を有している、この辺でこの理由とされるというのは、この観光協会の存在意義というのは一体どうなるんだろうというふうに思われます。

先ほどもちょっと言いましたけれども、今回この理由を見て、ドライブインをつくるのかと、こんな話がありました。先ほどの関の観光化云々に対する抵抗、こういったことも含めての話とは思いますが、こういったことに対する地域振興という部分が、この理由によって逆に弱くなってしまったというか逆転になってしまったような、そんな気がするんですね。

あと今回もう1つ、Dの業者さんに対してこんな評価があります。大胆な発想であったが、地域

振興施設としての機能面での物足りなさがあったとあります。このDの業者さんですけれども、これ今回の優先権者の方が2,100万円、このDの業者さんは4,100万円です。2,000万円多いわけですよ、5年間で。そうしますと年間400万円です。この400万円を地域につき込めば、何も関に限ったことじゃないと思います、別にどこでもいいと思います。亀山駅の駅前の“駅”サイティングまつりに使ってもうてもいいと思いますし、井田川とかのまちづくりとか、あと加太のほうのかんこ踊りとか、坂下のまちづくりとか石水溪とか、いろいろあると思いますけれども、この400万円さらに余分に入ってくる可能性がある。これを400万円丸々つぎ込めば、十分地域振興になってくるんじゃないのか、こんなことも考えられるんですけどね。

この2,000万円がひっくり返った。これだけの地域振興の効果、これを今回の優先権者に見出しているのかどうか、その点をちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君）

今の納付金の点で、株式会社安全さん、今の指定管理者の候補者と2,000万円の違いがあるということは事実でございまして、ただ総合的に評価をさせていただいている部分が多く、私のほうから言うのもなんですけれども、その結果というふうなことで、あとやはり公募要領の中の採点基準評価項目の中で、その経済性云々というふうなところにおきましても、その割合としては10%、あと経営計画とか運営形態、そういうものに重きを置いて審査項目とさせていただいている点から、そういう結果になったと判断しております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

また経営形態という話が出ました。

ただ先ほどから、集客方法云々の話もありましたけれども、やはり集客イコール収益なわけですよ。その辺、経営云々もありますけれども、やはりその結果として出てくるのがこの収益であって、この4,100万円、2,000万円多くの額を出せるというこの点が全てを物語っているんじゃないのかなとすら私は思うんですけどね。

それでもやはり経営形態がどうのと言われると、そうなってくるともうどうしようもないんですけども、やはり私としてはこれはなかなか納得しがたいなというふうに思われます。

先ほどからちょっといろいろ言うていきますけれども、あともう1つ、Cの業者さん、これ今回の優先権者さんと同様にターゲット云々、集客法の云々の話はきちっとしておるけれども、その目標利用者数が消極的であるとかいうふうに書いてありました。逆に言えば、これは現実を非常にちゃんと見ておるといふことにもなっておると思います。

私これA、B、C、Dの全ての方の提案をちょっと見せていただきましたけれども、この中でも特にCの事業者さんが一番冷静に状況を見ているなというふうな印象すら持ったぐらいです。ただ、A、B、C、Dそれぞれの事業者さんがそれぞれのよさを出しておられた、それは十分わかります。ただその理由として、先ほど指摘したような、なかなかわかりにくいというか、ちょっと釈然とせん部分が非常に目立ったと。

それで、今回やはりその辺が実際、選考委員会でどういうふうな見解が示されたんだろうということ、その辺の議事録の公開もお願いしたわけですが、情報公開で行って見せてもらって、ちょっと驚いたんですけど、まず最初のページがこれですね。これはこっちは何も書いてない。まずその参加者云々で、打ち合わせのところまで、ここにとにかく今から始めますというのが書いた後、いきなり黒塗りで、その後、あとずうっとこれですわ。真っ黒。こんな状況ですよ。後でまた字が書いてあるなどというのが出てきたら、第2回の会議の冒頭だけで、またその後はこの真っ黒のこの状況です、選考委員さんの。

これに対して、情報公開の側の言い分としては、まずは前から言われているように、両方そんなんですけれども、事業者さんの利益が損なわれる可能性がある。ノウハウも言われておるはずやろうからと、こういうことでした。もう1つが、率直な意見の交換、また意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると、こういうことでした。

これなんですけれど、まず1番目に言わせてもうた事業者さんの利益、ノウハウの問題、これも私、3社ともに聞かせていただきました。今回の優先権者さんに対しては、これはこのノウハウでやってもらうということですので、これは開示されて当選だろうということなんですけれども、3社とも示せるものを私は示しただけなので、別にどんだけ選考委員さんのものを公開してもらっても構いませんよと。というか、逆に何でそんなものが問題になるのかすらわからないというような反応でした。それが一般的な反応ですわ。

もう1つ、この率直な意見の交換、または意思決定の中立性、わからんでもないんですけれども、でもこの委員さんですね。やはり見えていますと今までも名立たる委員会の委員さんを務めてこられた方で、実際個人的に知っておられる方もいろいろと見ましたら、でもやはりこういう方だって今までのほかの委員会でも物おじせんとしっかり自分の見解を持って自分の意見を言える方です。こういう方に、率直な意見ができないとか、意思決定の中立性が不当に損なわれるというのは、これは逆に失礼に当たらないのかなとすら思います。

もう1つ、それであってもここまで真っ黒にする必要があるのかという気もしますし、何より今回6人の委員さんがいらっしゃるんですけれども、一般の方なら百歩譲って、それでもまあやむを得ないかなというふうになるんですけれども、委員さんのうちの3名が行政の職員です。安田副市長と、あと広森総務部長、梅本市民部長、この3人、6人のうちの3人が亀山市の職員です。この職員の方が、公開されてしまうと中立性が保てない、あるいは率直な意見が言えない、そんなことなんでしょうか。私はそうじゃないと思いますよ。やはり亀山の誇る管理職の方ですよ。こういった方が半分いらっしゃる。

既にもう企業の利益とかいう部分では、3社とも別にオーケーをもうてる。こんな状況やったら、やはりこれぐらいの選考委員会の議事録ぐらいは、全部とは言わんにしても、これよりもうちょっと公開していただけないのかなと思うんですけれども、この点、市長、どうでしょうか。

公開、もうちょっとしていただけないのかどうか、その点だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長、答弁願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回の選定のプロセスにつきましては、中立性、公平性を基本にその事務を執行させていただいた。それにつきましては、議会並びに市民の皆さんにお示しをさせていただいておるところでございます。

情報公開の運用につきましては、条例に基づきまして、現在、今お触れいただいた状況でございます。その考え方でおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

公開する気はないということで、ただこれを市民の方が感じ取ったときどうなるか、どう思われるかということ、私は決して、言わんという意味はわかりますけれども、とてもやないけど納得されるものではないと思います。

ただ情報公開しない、その辺は公開しないと言われていたことに対して、もうこれ以上言っても水かけ論になるだけだと思いますんで、この辺は総務委員会の協議になると思いますけれども、その辺をまた見守りたいと思いますけれども、現時点では、やはり私はこれは納得できるものじゃないということだけ申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第76号から議案第92号まで、及び報告第21号の18件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第22号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告、また報告第23号及び報告第24号は寄附受納した報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第79号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第91号 指定管理者の指定について

議案第92号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

議案第76号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第77号 亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

議案第78号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について

- 議案第 80 号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
 議案第 81 号 亀山市都市公園条例の一部改正について
 議案第 82 号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
 議案第 83 号 亀山市営住宅条例の一部改正について

予算決算委員会

- 議案第 84 号 平成 24 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について
 議案第 85 号 平成 24 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 86 号 平成 24 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
 議案第 87 号 平成 24 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 88 号 平成 24 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 89 号 平成 24 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
 議案第 90 号 平成 24 年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第 2 号）について
 報告第 21 号 専決処分した事件の承認について

○議長（櫻井清蔵君）

続いて、日程第 2、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、本日までに受領いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。それぞれの審査につきましては、所管する常任委員会に付託いたします。

なお、本日の質疑において、議案第 79 号亀山市行政組織条例の一部改正については、8 名の議員において質疑が行われました。この案件につきまして、総務委員会に付託予定しておる中、次のことについて行政側に申しておきます。

1. 庁議、2. 経営者会議、3. 部長会議のことについて、行政の考えの基本的な考え方についての資料を総務委員会に提出することを申し上げます。

請願文書表

受 理 番 号	請 7
受 理 年 月 日	平成 24 年 11 月 16 日
件 名	学校給食の食材の産地公開の拡大を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市南野町 6-38-2 子供の未来を考える会 亀山 代表 櫻井 恵美子

要 旨	食材が人体に及ぼす影響は、年齢は低いほど大きいとされており、学校給食の食材の「産地」に対する関心は高くなっている。現在、月1校の持ち回りで行われている学校給食の「食材」の産地の公開を、全学校で定常的に実施し、産地公開する食材の品目を増やすことを求める。
紹介議員氏名	尾崎邦洋、中村嘉孝、竹井道男、鈴木達夫、服部孝規、伊藤彦太郎
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 8
受 理 年 月 日	平成24年11月19日
件 名	亀山西小学校区学童保育所（おひさま）の公設を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市羽若町508 おひさま運営委員長 稲垣 賛郎
要 旨	未来を担う子どもたちの健やかな成長の場として、亀山西小学校になるべく近い場で、耐震性のある安心かつ安全な公設の学童保育所の設置を求める。
紹介議員氏名	前田耕一、中村嘉孝、伊藤彦太郎、尾崎邦洋、鈴木達夫、岡本公秀、服部孝規、新 秀隆、
付託委員会	教育民生委員会

○議長（櫻井清蔵君）

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたします。

明11日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 5時16分 散会)

平成24年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成24年12月11日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	最所 一子君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	三谷 久夫君
上下水道部長	高士 和也君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 松村 大
書 記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 片岡武男議員。

○15番（片岡武男君登壇）

皆さん、おはようございます。

市民クラブの片岡でございます。

昨日の議案質疑で、私がこの9月の予算決算委員会で発言しました「見解の相違」という言葉を市長と議員さんにも使われてしまいました。

通告に従い、厳しい口調の一般質問ですが、明快な答弁を求めます。

議長、想定外の大雨は補償問題も含めた議論になりますが、時間の都合で変更して、一部次回になると思います。この問題は、見解の相違では済ませませんので、よろしくご配慮をお願いします。

まず一番初めの小学生対象の子供議会であります。

私が平成15年に議員になってからは一度も記憶にありませんが、過去の子供議会の開催経緯をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

15番 片岡武男議員の質問に対する答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、子供議会の開催については、自治体等の記念行事として、全国的に昭和50年代から実施されてきました。議会や行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など、児童・生徒が身近なテーマについて質問や提案をする形式がとられ、実施をされているところでございます。

平成23年には、全国で788市あるうち135市で子供議会が開催されているようであります。県内では、名張市でPTAと青少年育成市民会議が中心となって、また志摩市では教育委員会が主

催して子供議会が開催されています。

今までの亀山市での子供議会の開催状況であります。旧亀山市では、子供議会を昭和50年代に開催されたように聞き及んでいるところでもあります。また、旧関町では、平成14年度に関中学校の生徒会を中心に開催をされたところがございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

関中学校で平成14年、亀山では昭和50年代と言われました。実は私の子供で昭和43年生まれの当時6年生の次女がこの議場の議席から質問させていただきました。どうも今の話を聞いておると、それから何もしておらんのかなと思われま。

今回、なぜこの質問をするかと申しますと、公立の高等学校は授業料が無償化となりましたが、子供たちが卒業後の自分の未来と自立を考えるためには、選挙制度を勉強してもらい、希望ある社会の姿を描くことが大切だと思うからであります。

私は、これから子供たちに、自分なら亀山でこれからどうして働きながら生きていけばよいのかと思えることができる子供を育てて、将来を託したいと思うがために、子供議会の項目で発言するものであります。

この10月28日に投票がありました鹿兒島3区の衆議院の補欠選挙の公費予算として2億8,000万円が必要だというのが法令遵守ですか。こんな法令遵守で無駄な公費を使うとは何事ですかと私は言いたい。11月16日には解散で失職することは皆さんもご承知と思いますが、私にはばかばかしい金の使い方だと思っております。

昨年4月24日の愛知6区の補欠選挙では、これは決算で1億6,000万円。今回の衆議院選挙の予算として、先日、総務省に確認したら691億円。691億円の血税が使われるんです。亀山市の一般会計なら3年分安泰な予算と違いますか。これも子供たちに教えてやってほしいのです。事業仕分けより選挙制度改革のほうが多くの経費が削減できるのです。国会議員がみずから身を切る改革で法律を変えてほしいんです。

東京都知事選と都議会の補欠選挙は、知事が辞職したために選挙となり、予算として50億円が必要だと東京都庁に確認しましたが、こんな選挙をするなら、してほしいと思います。本当に無駄な税金が使用されることを子供たちや大人の方にも知っていただきたいからであります。

比例代表では、補欠選挙ではありませんが、衆議院では6人も繰り上げ当選がされていますが、繰り上げ当選が必要ですかと私は言いたい。こんなばかんな血税の使い方があるのですか。こんな身勝手な法律が国会には必要なんですかと、子供たちに教えてやっていただきたいのです。

それと、国会議員の報酬と旅費規定を衆議院事務局に確認しましたが、12月1日現在の在職者に支給される期末手当が、11月16日に失職しても満額支払うことは皆さんもご承知ですか。鹿兒島3区の補欠も、19日間しか在席しないのに3割が支給されるということも確認しましたが、この支給規定は、民間会社勤務では考えられない無駄遣いがあります。

最高裁判所で1票の格差が憲法違反の判決を受けていながら、今回の選挙に間に合わない。解散2日前に0増5減というのは、立法府の国会議員がすることですか。国民新党の提案では、議員を半減ですが、私は3分の2ぐらいに削減して、地方議会が導入している通年議会を審議をすれば対

応は可能だと私は考えていますが、違いますか。皆さんもそのように思われませんか。

私は、これは法令遵守と司法判断を無視してもよいという戦国時代にタイムスリップしてしまったような国会運営であると声を大きくして言いたいのであります。

地方も財源要求をしなくても、生活に必要な分は自分たちで確保するという努力を含めて、選挙制度改革も抜本的改革をして、3回投票に行かなければ次回の投票権を剥奪し、再度投票権が欲しければ、投票に行きますと宣誓書を提出すればよいと私は思っております。

この選挙権を復活する法律と65%以上の投票率がなければ選挙無効という法律の制定も必要だと私は強く思っております。

総理大臣に解散権があるから、解散を強要されるのです。衆議院は3年任期として解散権を剥奪する法律をつくれれば、税金の無駄遣いは可能と違いますか。衆議院、参議院の同時選挙と地方選挙も、市長、議員の統一選挙とすれば、国、地方の大幅な歳出削減も可能であると私は思っているから、これも子供に教えてやりたいのです。

国会で3カ月間審議しても結論が出ない問題は、国民投票でよいと私は思っております。投票はしても、市役所1カ所でよいと思っています。私は、統一選挙の投票日は日曜日として、翌日の開票日は祭日の振りかえと決定すれば可能となり、業務の遅延はないと思っています。

それと、補欠選挙も廃止がいいと思っています。衆議院も比例代表がありますが、参議院の比例代表は、次点者の繰り上げ当選は6年間有効なんです。私は比例は無用だとの考え方でございます。全ての選挙で、辞職、失職を問わず、次点者の繰り上げ当選とすれば、税金の無駄を削減できるのです。子供たちに将来の希望を持たせる教育をしてやっていただきたいのです。

四日市市長選挙の投票率は34.9%で、桑名市長選は53.25%でしたが、これは市議会議員の補欠選挙があったからです。この投票率が民意とは私は思っておりません。これだけ無関心な有権者がいるのに、棄権防止の法律も考えられないのに、選挙に対する税金の無駄遣いは何ですかと、私は言いたいのです。

この問題は、全国市議会議長会からも選挙制度改革には強烈なアピールをしなければならないのです。議員共済年金も、自分の報酬から納入した金額の8割の一時金と国で決定され、議員定数も削減と、地方は身を切る議論ばかりであり、問題提起が必要だと思っているからであります。

私も副議長を受けて1年間の経験から考えたことは、改選時期が各市ばらばらなので、他市の議長、副議長からも聞きましたが、統一地方選挙にすれば1年間の任期が同一時期となり、議論をまとめやすいと思うからであります。

ぜひ子供のためにも、無駄な税金使用を是正される運動をしていただきたいと、議長に市議会議長会の議題としていただくように要望をしておきます。

今回は子供議会としての質問であり、答弁は伺いませんが、国が改革をできないのであれば、地方から改革をするべきと考えましたので、このような質問をさせていただいています。皆さんはどのようにすれば、議会改革、借金増加防止対策が図れると思っておられますか。私は、できることなら選挙制度改革を所管事務調査研究のテーマとして、国が実行してくれない法律改正を地方で議論するべきで、これが問題点だと思っております。

今後の開催予定の質問に移ります。

今、家庭でもお金がなければ使うのは辛抱しています。行政でもまだまだ削減の必要は多くある

と思われます。行財政改革の必要性を再認識して、無駄の排除を徹底的にさせていただきたいのであります。

そして、子供にも、自分に与えられた小遣いで辛抱すること。子供たちに、大人の借金をなぜみんなに負担してもらうのか説明をしながら、大人も徹底して歳出削減して、子供たちにも、これなら仕方がないという認識と理解をしてもらう教育をしてやってほしいのです。

今後の亀山市での優秀な人材発掘と育成の観点から、まず小学生を対象にして、子供の本音を吸収する気持ちで、子供議会を開催する気があるのかなのか確認をいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

子供たちが、自分たちが暮らす地域の身近な問題や亀山市の将来のまちづくりについて考えたり意見を述べたりすることは子供たちにとって貴重な体験であります。また、子供議員が模擬議会に参加することにより、一般市民の皆さんにも議会を身近に感じてもらうよい機会になると考えます。

しかし、子供議会は一部の限られた子供しか参加が望めないことや、開催日程等の課題もあると考えています。今後は、議会の意向もお聞きするとともに、現在子供議会を開催している各市の取り組み状況やその効果について調査をいたしたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

調査してと言われるけど、昭和50年代からやってへんのやろ。何でやる気にならんのか。それがために僕はこうやって言っておるの。今の国の状態、これが本当にいいと思って、子供に教えていくの。それで、私は子供議会を何としてもして、次長が言われるように人数が限られるて、何にもこの場所でせえと言わへんに。場所は何も違うところでも、人数が多くてええやないの。そんなことが考えられやんの。もう一回答弁を求めます。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

子供たちは、総合学習やいろんな場で議会制度とかいうのを学んでいるところであります。今、片岡議員がご提起をされましたように、議会の仕組みとか、どうあるべきなのかは、子供議会を開かなくても学ぶところはあるんだろうというふうに思っています。

しかし、先ほど私が申し上げましたように、子供議会そのものの体験をすることで、貴重な体験になるんだろうとも考えているところであります。昭和50年代から始まった子供議会も、県下では2市で開催をされていますが、それについて、どういう効果があるのか、子供たちがどんな思いでそれを経験しているのかということも少し調査をしたいというふうに思いまして、答弁をさせていただきました。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

一応前向きな答弁やというようにとっておきます。

それで、私の任期中に開催されやんようであれば、再度、もったきつい言葉で申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大きい項目2番目の都市計画道路の質問に移ります。

まず一番初めに、現在工事が進捗中、計画はなされたが手つかずの県道、市道の道路路線は何路線あり、その始点と終点の町名をお伺ひいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

現在都市計画決定されている路線は全部で20路線、約66キロございます。現在、工事進捗中のものは、県決定2路線、市決定1路線で、県決定のものは安坂山町を通ります第2名神自動車道、西丸町から関町会下までの西丸関線、市決定の野村町から住山町までの和賀白川線です。

次に、未着手の県決定の路線は5路線で、井田川町から関町新所までの国道1号線、長明寺町から田村町までの長明寺鈴鹿線、太岡寺町から関町沓掛までの国道1号関バイパス、関町会下から関町木崎までの四日市関線バイパス、関町会下から関町鷺山までの四日市関線です。

未着手の市決定のものは3路線で、布気町内の布気白木線、関町木崎から関町新所までの木崎新所線、関町木崎から関町鷺山までの木崎鷺山線です。

一部完了の県決定のものは5路線で、太森町から下庄町までの川崎下庄線、東台町から天神4丁目までの北山芸濃線、御幸町から井尻町までの駅前高塚線、東町1丁目から亀田町までの東町野登線、川合町から太岡寺町までの国道1号亀山バイパスです。

また、一部完了の市決定のものは2路線で、和田町から布気町までの和田太岡寺線、和田町から田村町までの和田能褒野線。

完了した市決定の路線は2路線で、北町から本町1丁目までの北町本町線、小野町から太岡寺町までの小野白木線でございます。以上です。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

ようけあるなあ、20路線で。これだけ計画してあつたら何ぼ金があつても足らんと思ひますけれども、本当にできるだけ早いとこ、せつかく計画したんやつたら進めていただきたいと思ひます。

その中には、僕のところに來とる能褒野から和田能褒野線が途中でとまっておるのもありますけれども、全然計画も進みそうもありませんけれども、違う方法もまた考えてもらうと。それには、今のみどり町の道路を拡幅してくれと言つてもしてくれやんので、そういうこともまたこれからお願ひしていききたいと思ひます。

次の質問として、都市計画道路に指定されると、どのような制約があるのか。何か制約があつて、何もいらえやんとか、そういうことがあるようなことを聞いていますので、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

都市計画道路は、都市計画法に基づき、県、あるいは市が計画路線の種類、名称、位置及び区域を定めるものでございます。計画決定された区域内では、同法の第53条、第54条によりまして建築の制限が行われ、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造で、階数が2階以下ということで限られることになるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今の話を聞いておると、木造とか鉄骨とかブロックとか、そんなんやったらつくってもええて。そんなんでもええの。そんなことしてつくってしまつたら、前へ進まんのと違うのかなと。そう言われると、例えば僕らが土地を持っておつたときに、そういうものをつくってしまつたら、今度は補償せんらんとなくなってくると思うけれども、そうやけれども、こういう制約があるのやったら、そういうものはつくるべきじゃないと。私はこれからして行ってほしいと思います。

計画路線は、当初計画から順調に進捗しているのか。和賀白川線は進んでおると言われるかしらんけれども、ほかの路線についても進んでおるのか進んでおらんのか。和賀白川線といたつて、白川まで行かへんのやで、私は進んでおると言えるとは思いませんけれども、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

都市計画道路は、一般的に地域内の生活道路としてではなく、広域的な道路ネットワークや都市構造といった観点から計画をして位置づける性格のものでございます。ネットワークとして位置づけますが、全体を同時に進めていくものではなく、道路整備は多額の工事費を必要としますので、県施工、市施工といった、事業主体や事業区間を個々に定めて進めていくものでございます。計画決定から完成までに長年を要するものもございまして、現在の進捗率は、改良済みと既成済み、つまりおおむね改良できているものを合わせまして約半分強でございまして、35キロ程度となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

半分強、まだ4割の余、残つておるといふことで聞いておきます。

それから、当初計画があつたのに、その後、何か問題が発生して計画から外れた路線はあるのかないのか。当初計画どおり全てまだ残つておるのかという意味なんですけれども、そういう路線計画、問題があつて、やめてしまつたと。や一めたというようなことがあるのか、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

計画から外れた路線はございません。ただ、問題が発生した路線ということではなく、県の都市

計画道路見直しガイドラインを用いた場合の見直し検討候補路線は4路線ございまして、亀山市の都市マスタープランにもお示しをいたしております。

また、事業着手後の進捗におきまして、地権者のご協力などに苦慮している場合があります。そのため、地権者のご理解、ご協力が得られるよう鋭意努力をしている次第でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

ガイドラインで見直しが4路線ありますと。都市計画道路ではないけれども、長明寺の交差点でもなかなかいろいろなことがあるというのと一緒に、やっぱり地権者の了解を得るまでにはいろいろあると思いますけれども、せっかく計画してもろうて、こうやって線を引いたなら、ちゃんとやってもらうように頑張ってくださいと思います。

それから、次の質問に移りますけれども、都市計画道路の見直しを現在、今は県のガイドラインと言われましたけれども、庁内で検討されておるのかおらんのか。庁内で市道路線を廃止するとか、この路線はルート変更するというのがあるのかないのかわかりませんが、それがあのかないのか、その辺の路線についてお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

都市計画道路の見直しにつきましてはまだ検討中であり、現時点では明確に廃止やルート変更する路線の抽出には至っておりません。しかしながら、都市計画道路の完成までには一定の期間を要することから、長年未着手のものについては、一度全て検証する必要があるものと思っております。

そのため、現在の交通量や将来推計、道路ネットワークとしての検討や、三重県の見直しガイドラインの活用などにより、都市計画道路の見直し検討を現在進めております。この中で、まずは見直し対象路線の抽出を行い、今後、候補路線を明確にした上で、必要に応じて見直しや廃止なども含めた検討をしてみたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

見直し、廃止とかいうことも考えられると。ちょっとテーブルにのっておるみたいな答弁でございます。

計画から3年たっても用地買収の進捗が図れない場合は中止して、用地買収が終わってから初めて工事を発注するべきであると思っております。なかなか進めない路線に先行投資するのでは税金の無駄遣いだと思っておりますので、交渉が不調なら、早いとこやめるならやめる、違うルートを考えるなら考えるということ、私として提案しておきます。

都市計画道路で最後の質問は、私のメインテーマであります新規都市計画道路に移ります。

道路問題ではないんですが、11月27日に長田県議が一般質問でリニアに触れられ、鈴木知事の答弁では、「10年後を目標に、12月には国、JR東海へ要望活動をする」でありました。質問が終わり、長田県議が挨拶が見えまして、私は、知事が10年後と答弁したのなら、なぜ9年後

の三重国体を目指さないんですかと再度確認しますと言って、県議会の議事堂を後にしてきました。

この11月4日と5日に議長の代理で出席しました道路要望で、知事から、鈴鹿亀山道路を早急に都市計画道路決定して、行動せよ。三重県もバックアップすると力強い回答を聞いてまいりました。私はこの知事の発言は、9年後には三重国体が開催されるために、県営の鈴鹿スポーツガーデンと中北勢バイパスの接続開通と判断して聞いていましたので、一刻も早く都市計画道路決定をして、物流、経済、観光発展へと導き、税収増加を図り、不交付団体を目指して、自立可能な鈴鹿・亀山としていただける施策であると思ったからであります。

東京では、ある代議士は、名古屋の万博、岐阜国体も終わり、次は三重県内の道路であると聞いてきましたし、また別のある代議士は、都市計画道路決定した道路は強制執行して、一刻も早い開通を目指せ。投機的な用地があり、進捗が図れない路線もあるが、投機目的の施策は排除しても、強制執行も視野に、即刻工事に着手し、完成させることが必要であると聞いてきました。帰る際には、公共道路の必要性を理解してもらい、全面協力への理解を得られるように頑張りなさいとも聞いてまいりました。

また、東京の国交省での要望箇所の多さ、まあええ経験をさせていただきました。市長にお伺いしますが、鈴鹿亀山道路は要望項目でしたが、この要望を実現するために、市長がみずから先頭を切って土地の所有者の方に説明をして、亀山市の税収増加と発展が目的と理解していただくためにも、税収が増加すれば皆様にも還元できる施策として、公共道路を理解してもらう必要があると私は思っております。この鈴鹿亀山道路を市長として、9年後の三重国体までに完成させるには英断と実行力と財源が必要になりますが、この12月議会で市長の決断が必要と私は思って今回の質問としたんですが、市長の決断をお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

片岡議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のように、鈴鹿亀山道路は、高速道路などと一体となって高速交通体系の一翼の役割を果たす地域高規格道路として、新名神、それから東名阪自動車道と国道1号北勢バイパスを結ぶ延長約10キロメートルの道路でございます。平成6年に候補路線、それから平成10年に計画路線、平成16年に調査区間の指定を受けておりまして、期成同盟等を通じて、長年亀山市としても要望活動を展開いたしてまいりました。

ご案内のように、新名神や近畿自動車道の紀勢線が着実に進捗をしております中で、今、議員お触れいただきましたように、先月、県への要望の場におきまして、鈴木三重県知事のほうから、鈴鹿亀山道路は防災や企業立地の観点から県全体の問題として考えていくといった大変前向きなご発言をいただきました。

今日まで、亀山市といたしましても事業化に向けて積極的に要望してまいりましたし、私自身も市議会、平成6年の折から期成同盟会が設置をされて、感慨深い思いをさせていただいたところでございます。しかしながら、延長10キロ、それから総工費で恐らく500億円を超えるような大

型プロジェクトでございまして、事前調査、それから評価、環境アセス、それから都市計画決定、そして事業主体の決定や、それから予算化というプロセスを経て、事業着手までにはまだまだ多くの段階があるものというふうに考えております。

市長の英断をということなんですが、どちらかといいますと、思いとしては、当然大変重要な路線で、今後もその思いでございませけれども、事業化後もその完成までには多額の事業費とそれなりの期間を要するものと推察がされますので、三重国体のときに必ず完成といったものではないと思っておりますし、長期的な観点の事業となることを、県としてもその考え方を伺っておるところでございまして。都市計画決定までに六、七年かかるんではないか。数年かかるんではないかという考え方も伺っておるところでございまして。

しかし、いずれにいたしましても、亀山市といたしましては早期の建設に向けまして、引き続いて県や鈴鹿市や期成同盟会の皆さんとの連携を密にさせていただいて、この路線の早期完成に向けた積極的な要望を展開してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にも引き続きのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに500億とかいう話もちょっと聞いていましたけれども、それと防災道路としてもというのはこの前もちょっと聞いていましたけれども、私はどうせするんなら三重国体までにするつもり、というのは、国会議員も、愛知万博も終わり、岐阜国体も終わり、今度は三重県の番やと言うてみえましたんで、今回、一応は前向きな答弁やと思っておりますけれども、市長みずから、議員も一緒かしらんけれども、実現に向けて頑張っていただきたいと思っております。

次の陸上競技場のことでございまして。

亀山市には陸上競技場の中に400メートルのトラック競技場がないが、9年後の三重国体までにつくる計画はないのかと11月15日の教育民生委員会協議会の所管説明で確認しましたが、まだ何の計画もないと。亀山に何をつくるのか、誘致するとかいうことも何もないというようなことでございまして、再確認の質問をいたします。

この2月19日に開催されました美し国市町駅伝の壮行会が前日に市役所内で施行され、議長の代理挨拶の中で、私も駅伝の経験で、1区とか中間、アンカーも走った経験がありますが、私は、選手にはきょうが本番の最後と思い、死ぬ気であしたを走れとプレッシャーをかけました。当日、伊勢市まで応援に参加しましたが、亀山市として初めて7位に入賞してくれて安堵いたしました。後で、片岡さん、えらいことプレッシャーをかけましたねと言われましたので、駅伝は個人競技ではないので、自分の持っている力以上のエネルギーを爆発させて、相手より前へと戦うのが駅伝選手だからと答えました。そのときに、亀山市には400メートルトラックの陸上競技場がないが、スピード練習をするには必要であり、前田議員とともに設置に向けて提案して頑張りますと話をいたしました。それは、市長、教育長、みんな聞いてもらっておると思います。

国体を開催する目的の一つにはインフラ整備のためにもというのがあり、毎年別の場所へと移動して開催されると私は思っております。担当部署には、陸上競技場の改修、新設には関心がなさそうなので、市長か副市長にお伺いしますが、亀山市として、400メートルトラックの競技場を国

民体育大会の選手強化の一環として、西野公園の増設か、別途に駐車場を完備した施設をつくる気があるのかないのかお伺いします。西野公園の場合は、県営とかそんなんじゃないかと、観覧席まである、そんな大きいのが欲しいとは私は言いませんけれども、要は400メートルトラックをつくる気があるのかないのか、西野公園の場合。それをお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

運動施設の整備についてのご答弁をさせていただきます。

運動施設につきましては、施設の老朽化や使用者のニーズに対応するための工事や修繕を計画的に行っているところでございます。また、国体の開催に向けましては、既存の施設の活用により開催可能な種目を想定いたしております。新たな運動施設の設置や拡張につきましては、厳しい財政の中でございますので、難しいと考えているところでございます。

また、県下には400メートル級の陸上競技場が9市1町にございます。ですので、市民の皆様には大変ご不自由をおかけいたしますけれども、県営施設や鈴鹿市の石垣池公園など、必要に応じて近隣の施設をご利用いただきたいと思いますところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

一番最後に言うけれども、何にも関心がない。よそへ行けて。それやったら、東野公園は地元から参加できる、小学校と同程度の施設だと思っております。尾崎議員からも本会議で東野公園では駐車場もなく、路上駐車撤去の指摘も受けるような東野公園ではどうするのかとも言われておりましたが、東野公園は、亀山市の人口で利用可能な施設と思っております。東野公園で利用価値を上げるなら、北側の田んぼを買収して陸上競技場と駐車場を確保しなければ、地元の一部の方しか利用できないと思っておりましたけれども、何にも考えやんと言われたんで、これ以上言うても仕方がないかしらんけれども、陸上競技場の確保の気持ちがない。よそへ行ってください。そんなこと言うのやったら、言いにくいけれども、美し国駅伝はもうやめるやわ、亀山市が参加することを。私はそう言いたいわ。

それと、三重国体では何も誘致せず、交通渋滞がない、市民生活を優先してください。駐車場も確保できないのなら、今後の東野公園は全て市民に限定した施設として運営していくつもりなのか、市民だけが使う施設として運営していくのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

東野公園につきましては、休日のスポーツ大会などで駐車場が不足する場合には、本年9月から近隣の民間駐車場をお借りし、対応をいたしておるところでございます。

また、東野公園では、来年に全国中学校ソフトボール大会が開催される予定でございますので、

市外からもたくさんの方にお越しいただくことになると思っております。一方で、市民の皆様方も市外の施設をご利用いただいている現状でございますので、今後も市内外を問わず、たくさんの方にご利用いただきたいと思いますと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

確かに、指定管理者に移したで、利用してもらわんことにはお金も入ってこんというのわかります。そうやけれども、私が言うておるのは400メートルのトラック、昔、僕らが走っておったときみたいに堤防を走って、直線1キロでもスピード練習できんのならいいが、今、そういう場所がないで僕は言うたん。それを考えてほしいの。そうやけれども、今の話を聞いておったら、何もないと。今回の回答を聞いていますと、今後の亀山市ではスポーツ人口の増加施策は考えられず、子供たちの体力増強を図るなら学校の運動広場の拡張しかできない施策であると思えます。

先日、松阪市の中部台公園へ行きましたら、あの大きな施設の中にアリーナ、いわゆる体育館をつくられていましたので、企業もああいうこともしてくれるということも覚えておいてください。前市長の、スポーツ施設は県営のスポーツガーデンがあるので、亀山市では不必要だと言われた否定的な言葉を思い出しますが、今回も全然スポーツ施設充実には関心がないのにはがっかりしました。陸上競技場ができないのなら、私が皆さんに推挙されて市議会議員への挑戦中に、先ほども言われましたけれども、石垣公園まで行けと言うのなら、鈴鹿市と合併をしなければ亀山市民が大きく羽ばたくことはできないし、行政コストの削減のためには大きく合併をして、事務の効率化で人件費を削減し、債務負担の少ない自治体をつくる必要があります。それを子供たちも希望していると確信して発言したのであります。この問題は進展がないので、これで終わります。

最後の質問の本年9月の想定外の大雨についてですけれども、時間の関係で、市債のことについて今回はしゃべらしてもらいます。

一番初めに、歳入の問題で11月臨時会で言われましたけれども、予算決算委員会で予備費として4,000万円しか計上されていないが、なぜ補正を組まなくてもよい予算としないのかと提案したことがございます。私は、できるだけ借金をしていただきたくないから提案したのですが、市民からはなぜ借金をするのかと言われておりますが、市債発行のメリットはどこに担保されるのですか。金利も市場の預金価格の0.2%の金利なんですか。それなら、私も市債を借りてもええと思えます。

1回目に、借りておる市債の金利は何%になるのか、お伺いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

11月の臨時会でお認めをいただきました補正予算にかかります災害復旧事業債の借り入れ利率につきましては、来年の3月以降に借り入れを行う時点のものとなりますことから、現時点で確定した数値をお示しすることはできませんが、11月現在の国の財政融資資金の利率は0.5%でありますことから、景気や社会情勢の大きな変動がない限り、同程度になるものというふうに見込ん

でおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

0.5%って、定期で100万円、500万円としても、こんな0.5%という金利はつかへんに。市債を発行するメリットは何があるんですか。子供たちへの債務負担行為を心配するからお伺いするんです。要は市債を発行するメリットは何があるんですか。0.5%の金利を払わんならんのやで、何のメリットがあるのか、教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市債の発行につきましては、臨時突発的に多額の出費を余儀なくされる場合だとか、将来の住民にも経費をご負担いただきまして、あるいは将来の収益によって返済することがむしろ公平である場合などにおきまして、地方債を財源とすることができることとなっております。地方財政法第5条におきまして、災害復旧事業費については地方債をもってその財源とすることができることとされているところでございます。11月議会でお認めをいただきました災害復旧事業債につきましては、今年度の負担となる元利償還金のうち、補助分ですと95%が後年度に交付税措置をされる非常に有利な地方債であるといったことで、これによって市の財政的負担も軽減されるということで理解しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

95%、交付税を認めてくれると。それでしたら、市税の増収を図りましたと。そうしたら、不交付団体になったときには返還しなくてもよいんですか。それをお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

借り入れにつきましては来年3月以降になりますが、借り入れを行いました災害復旧事業債につきましては、交付税の交付、不交付にかかわらずお借りをしておりますので、元金及び利子の償還というのは当然必要となってまいります。ただ、その償還した元金、利子の額につきましては、後年度に地方交付税措置がされるといったことになってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

どっちにしても借金したら返さなあかんわな。そんなんやったら、亀山市には1人当たりどれだけの債務があるんですか。この間、ちょっと広報の中にも入っていましたが、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成23年度決算におけます市全体の地方債の残高につきましては329億9,401万円となっておりますので、これを、24年の4月1日現在の人口5万1人で割りますと、市民1人当たりの地方債残高につきましては約66万円ということになってまいります。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

もらったやつも329億円の66万円とありますけれども、例えば66万円の債務を私が借金しておると。市税等の滞納延滞金の金利は14.6%ですね。これを5年間借りたとしたら、私はどれだけの利子を払わなければならないのか教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

5年間借りたら利子は幾らというようなご質問でございますけれども、市民1人当たりの地方債の残高66万円に、延滞金の率14.6%を掛けますと、年間で9万6,360円、約10万円でございますけれども、満期の一括償還で5年間返済がないものとしますと、5年分の利子につきましては48万1,800円になると存じております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

私、これをなぜ聞いたかという、確かに市税とかそんなんの、14.6%も金利の取られるものについては、子供たちにも借金するなど。市税、そんなものはちゃんと払っていかなあかんでという中で、市民からはこれだけの金利を取るのやろ。僕が決算委員会でも言うたように、5%にならんのか、そういう意味で言うたんです。5年間で48万円。66万円が48万円の利子。僕は、それがために借金をしていただきたくないと言うたんでございます。

その次は、私も田んぼの崖崩れを、父親と公助もなく、一輪車とかもっこに土を入れて、復旧した経験がございます。市債発行よりも、債務負担増加防止のために私は提案したことがありますけれども、予備費として10億円から20億円ぐらい積み立てる気があるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予備費の考え方につきましては、予算編成時に予期しなかった支出が生じた場合や、歳出予算計上額が不足した場合に充てるために、用途を特定せずに歳入歳出予算に計上いたしまして、執行機関にその使用が委ねられたものでございまして、地方自治法では予備費は一般会計においては必ず設けなければならないとされているところでございます。

予備費の額につきましては、法令上の基準等はございませんが、予備費の本質から考えますと、

1,000万円から5,000万円以内に計上するのがよいというふうにされてございます。予備費の用途につきましては議会の議決を得るものではないことから、予算を多額に計上すべきではないということで認識をいたしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

予備費は1,000万円から5,000万円と言われました。きのうの議案質疑を聞いていまして、26年度には財調も23億円まで減ってくると答弁されていましたね。そうすると、予備費としてよう積み立てやんのなら、財調を積み立てやんことにはあかんのと違うかと。そういう意味で私は言いました。予備費を積み立てやんのなら、財調を積み立てる方法として、減っていただけじゃなしに、何か考えてみえるんですか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

財政調整基金につきましては、昨日もご答弁させていただきましたけれども、中期財政見通しでは、26年度末で約23億円ということで減少をしていくわけですけれども、財政調整基金の積み立ての方法といたしましては、決算剰余金の2分の1を次年度において積み立てをしておるといったことで、そういったことで対応をしていきたいというふうに思っておりますし、予算の執行の中で不用額等々で財源が確保できましたら、当然財政調整基金のほうへ積み立てを行っていききたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

片岡議員。

○15番（片岡武男君登壇）

今回、いろいろ聞いたけど、何もいい話は出てこなし、亀山市も金がなくなっていくといっても、財調を積み立てるとか、財調が減っていくだけの話で、スポーツ施設は何もつくる気がない。金がないで、ようつくらんというのならわかります。そうやけれども、それならそれで、これからはそういうスポーツ施設、市民の憩いの場というんじゃなくて、体力増強、選手強化ということも考えられませんかやで、もう言うても仕方がないで終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

15番 片岡武男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぽぶらの鈴木でございます。

昨日に続きまして、一般質問をさせていただきます。

私の今回の質問のテーマは、亀山市の住生活環境について、主に市営住宅の現状と今後について質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の建築基準ということで、今回、市営住宅の整備基準に関する条例改正案が提案されました。昨日も審議されたわけでございますけれども、議案質疑の中で質疑をさせていただくのが本来ですが、質疑の範囲を超える場合が心配になったので、今回、一般質問の中で少しこの案について確認をさせていただき、次の質問につなげたいと思います。よろしくお願ひします。

従来、市が直接建築をしてきた市営住宅は、国の定める整備基準に沿って建設されてきたと、そのように理解をしますが、今回の条例案では、第3条の9第2項の中で幾つか、買い取り、または買い上げの場合はこの限りではないというただし書きがございました。具体的に言いますと、1つ目は、熱の損失防止やエネルギーの合理化を進めるための基準、2番目が遮音を確保する基準、3番目が給配水やガス設備の配管に関する基準、4番目が化学物質の発散による衛生上の支障の防止や、5番目にバリアフリーの基準がこの限りでないという規定がございました。

このように、市が直接建設する住宅において必要な基準や措置が、買い取りや買い上げの場合、この限りでないということで本当にいいのかなという思いがしました。入居者の居住性や安全性に問題はないのかということに対して、答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどご指摘をいただきましたとおり、条例案の第3条の9第2項を初め、幾つかの基準におきまして、買い取り、または借り上げによる市営住宅についてはこの限りではないとさせていただきます。

これらにつきましては、各条項の前段にそれぞれの項目の具体的な基準について規則で定めると規定させていただきます。これに対して、買い取り、または借り上げについてはこの限りでないというものでございます。

その規則では、国土交通省が技術的助言として示しております住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の等級などを規定するものでございますが、これらの等級につきましては、住宅市場を先導するという趣旨もございまして、一般に建設される建築基準法に適合した住宅よりも、さらに頑丈で、さらに省エネルギー化、ユニバーサルデザインに配慮する基準、化学物質の発散による衛生上の支障の防止基準についても高い基準となっているものでございます。

現在、本市が推進しております借り上げ公営住宅事業につきましては、既存の一般的な民間賃貸住宅を借り上げるものでございまして、国土交通省が技術的助言として示しております品質法の等級を漏れなく満たすことは現実的に困難と思われまふ。しかしながら、当然建築基準法には適合いたしておりますので、安全性や居住性につきましても十分に担保されているものであるというものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

借り上げ住宅も当然建築基準法に適合しているから大丈夫だと。居住性や安全性もしっかり担保できていると。ただ、民間が国交省の定める品確法の等級を漏れなく満たすことは現実的に無理があるという答弁と理解をしました。わかりましたというか、そんなものかという思いなんですけれども、ただ、文言の中に、室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための規定、これがこの限りではないという文言を見ますと、一步引くといいますか、大丈夫なのかなあと、そんな思いがしました。現実的に、私自身で調べますと、空気環境をよくするために、よく言われるシックハウスのもとであるホルムアルデヒドの基準が非常に厳しくなっているというような理解をさせていただきました。

この項で、私、もう一つ指摘をさせていただきたいのは、今回、市営住宅の基準だけでなく、道路の構造の基準とか、河川管理施設の基準とか、都市公園の基準などが、今回の、いわゆる国の政令とか省令を参酌して、あるいは準拠して、よりよい地方の実態に合ったものをつくりなさいと。定めなさいという中では、本来、こういうものは国の法令の精神、基準よりも上回るものを地方自治体が制定するのが地方主権改革一括法や、1999年の地方分権一括法の精神であると。今回、提案された中でも一つだけ、都市公園については、国の基準よりも県のユニバーサルデザインのまちづくりが上回っているから、それを基準にしたと。本来こういうものが市が準拠して制定する条例になるべきだという意見だけ、ちょっと余談ですがつけ加えさせていただきます。

それでは、単純な質問をします。

市営住宅を新たに整備する場合、今のご答弁ですと、市が建築、直接建設するよりも、民間に住宅を建設していただいて、その後、公営住宅として借り上げるほうが値段的にも安く、あるいは今のご答弁で、居住性や安全性も確保できるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅を建設する際に、市のほうで建てるということになりますと、当然新しい基準で全部満たすということになります。民間で建設いただいたものを借り上げるということになりますと、その規定の限りではないというふうにしておりますもんで、建てたものを借りるのと、性能的には確かに市のほうで建てたほうが性能は高いという形にはなりますが、現在、私ども推進しておる借り上げ公営住宅のほうになりますと、当然建てていただいたものを借りて、それをまた安価に借りられるし、また既存の今建てていただいている住宅をそのままお借りできるというような制度にしてございますので、それを活用しておるということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

そこで、今度、国の補助金について質問させていただきたいと思います。

国の公営住宅法第4条によれば、国の地方自治体への財政的な支援の義務、いわゆる補助金につ

いてうたってございます。この第4条をまとめてみますと、国・県は地方公共団体に対し、公営住宅の供給に関し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えなければいけないという文言がございます。

そこで、市が直接建設する場合と民間業者に建設をいただいて借り上げる場合の国庫補助の割合はどうなっているか。また、市の負担部分についてはどうなっているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

補助金でございますが、市が直接建設する場合、おおむね建設費の2分の1が国から補助をされます。一方の民間事業者に新築をしていただいて借り上げるという場合ですと、住戸部分を除いた供用部分、あるいは共同施設の整備費の約3分の1が国の補助、3分の1を市が補助、残りの3分の1が民間の事業者が負担ということになるのが一般的でございます。したがって、例えば1億円の住宅を建てる場合、市が直接建設する場合の市負担は5,000万円、一方、民間が建設する場合ですと、1億円のうちで供用部分、共同施設の整備費が3,000万と仮定をいたしますと、そのうち3分の1で1,000万円が市の負担となる計算が成り立ちます。このように、民間に建設していただき借り上げる事業のほうが建設費に係る市の負担は低くなるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今までの質問が、どっちが安いんだ、国の補助金は幾らだというちょっと嫌らしい質問になってしまいましたけれども、もう一つだけ、今後市営住宅の建設予定がないという質問がないままに、一つだけ、仮の話で申しわけございませんが質問させてください。

今言われるように、市が直接建設した場合は、建築基準法のみならず、品確法において数々の制約を求められると。一方、民間建設の場合でも、供用部分については一定の補助金をいただける。それから、答弁にはなかったんですけども、民間建設の場合は、市はその場合は家賃収入はないにしても、一定の、4分の1ぐらいだと思いますけれども、家賃は補填をされると。また、ここの建設に対するイニシャルコストだけでなく、例えばその後の家賃回収とか、補償の関係といった管理部門、それから修繕とか草刈りですね。今も草刈り、かなり300万ぐらいかけていると思うんですけども、草刈り等のメンテナンスの関係、それから市がどの部分にどの程度かかわりを持つたらいいのかという考え方の問題、その他、もろもろ総合的に判断した場合、あるいは全国の市営住宅の建設の動き等を鑑みた場合、仮に新たな市営住宅の建設が必要になった場合には亀山市ではどんな手法で建設をするのか。具体的に言うなら直接か民間活用か、今の時点の判断を答弁願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、建設費だけを見ますと民間のほうが市の負担は低くなります。民

間に建設していただく場合ですと、建設後からの借上げ料も発生しますことから、単純にこの比較だけでは結論は出せないものでございますが、建設後のメンテナンスや入退去時の修繕などを総合的に検討いたしますと、民間の借上げのほうが有利であろうと考えておりますので、当面は民間賃貸住宅の借上げを進めていきたいと考えております。

先ほどのご答弁の中で3分の1の補助金の話がございましたが、これは民間で建てていただいたときには、市と同じ基準で建てていただかないとこの3分の1の補助金はないということだけ申し添えておきます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

さて、今から本論に入らせていただきます。

次に、市営住宅の現状についてということでございます。

亀山市住生活基本計画の策定時と現在の市営住宅の居住ニーズといいますか、この変化ということを知りたいと思います。

この計画策定は、平成21年3月でございます。計画の4つの柱の1つに、この住宅困窮者等に対する住宅セーフティネットの確立ということで、主に市営住宅対応について目標数値が示されております。計画では、平成18年から平成27年、10年間の間に新たに200戸の供給が必要であろうという試算でございますが、しかし、この算出根拠となる人口統計や経済情勢は平成18年当時のデータと大きく変わってきたんじゃないかな。例えば平成20年秋のリーマンショックを初めとする現下の経済状況とか、その他の経済状況ですね。あるいは雇用情勢とか雇用体系を考えますと、ここで言う住宅困窮対象者の数には相当な変化があると思うのが私は一般的だと思います。

このような中で、この供給目標、戸数ですね。200戸が今の時点で適切な数字であるとお考えなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

この供給目標戸数200戸の根拠となる197世帯につきましては、ご指摘のとおり平成18年当時の人口推計、経済状況をもとに算出をいたしております。それ以降の社会情勢の変化、あるいは平成21年4月の入居収入基準の改正もございました。

それでは、実際にこの数字がどうなのかと言われますと、確実なことは申し上げられませんが、一般市民の課税データの年次的な推移、母子世帯数の推移などから、この200戸という対象世帯数は少し増加しているのではないかと推測をいたしております。

しかしながら、市営住宅の応募倍率につきましては大きな変化はございません。これにつきましては、一つには、民間賃貸住宅の家賃の相場がやや低下したことや、本市が三重県や不動産関連団体などと取り組んでおりますあんしん賃貸支援事業によりまして、住宅に困窮する世帯に対する手当てが一定程度なされているものと認識しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁について、課税データの推移や母子世帯の数もふえているという答弁でございます。

少し私が調べたデータを紹介させていただきます。課税標準額、これは控除額を引いた後の額なんですけれども、所得段階別データによれば、平成18年から平成23年までに所得が100万円以下の方が715人ふえてみえます。これを多いと見るか、少なく見るかは別として、715人の方が100万円以下の分類の中でふえていると。それから母子世帯も、平成18年のデータはなかったんですけれども、平成19年から今は70世帯もふえて、現在は300世帯を超えてきております。それから生活保護の受給者も、平成18年から比較して約1.7倍の150世帯を超えてきたと。それから、国民健康保険の加入者の平均所得は、平成18年はわからなかったんですけれども、平成20年で161万2,000円だったんです。これが平成24年の当初では103万9,000円と、ここまで落ち込んでおります。それから、平成23年度において所得ですね。控除前なんですけれども、100万円を切っておられる方がこの国保の加入者の40%にも及んでいると。

それらの状況を考えますと、当然公営住宅法の目的である第1条、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸をします。これに該当される方はかなりふえているはずなんです。

今のご答弁ですと、いろいろ施策はしたけれども、確かなことは把握してないが、どうも世の中不景気だから対象者はふえているんだと。ただし、応募の倍率に大きな変化はありませんよという程度の認識で本当に大丈夫なのかなというような思いがするんです。ことわざに、「あつものに懲りてなますを吹く」という言葉がございます。私は、この状態を、大変大変だ、えらいこっちゃえらいこっちゃと騒いで、必要以上に用心をなさいと言っているつもりはございません。ただ、この数字が、一定の自助努力が働いて歯どめをかけているという状態だと思います。もちろんこういう歯どめをかけている部分は、社会形成していく中で非常に大切であるという認識も持っております。

ただ、先ほど示した数々のデータからすれば、この状態が、一気に水道の線が切れて水が噴き出すと。いわゆる応募者が殺到する状況も私は十分予想されているというようにも思うんです。

そういう中で、行政は今の現状をしっかりと把握して、今の状況をしっかりと察知をして、いち早く手を尽くすと。これが非常に重要であると思います。

公営住宅法第3条を読みます。地方自治体は常にその区域内の住宅事情に留意し、いわゆる地方自治体は常にその区域内の住宅事情に留意しなければいけないという文言がございます。住宅事情の把握、今現在の状況について、これは早急に調査し、市長を初め、全庁的な共通認識とすることが大切だと私は考えますが、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

要支援世帯の現状把握というものは、住宅の施策をするにおいて大変重要なことだというふうには認識をいたしております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

大変重要なことですので、早急に、当時とは違うんだという認識の中で現状把握をし、これが市全体の共通認識になっていただくことを期待させていただきます。

次に、平成27年までの目標、200戸という目標がございますが、現在のところの供給実績はどうか、答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

現在までの供給実績戸数でございますが、既存の市営住宅の空き家募集が72戸、借り上げ公営住宅による供給戸数が20戸で、合計92戸といった状況でございます。計画よりは少しおこなっているのが現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

全体で200戸、その中で入れかえ等により130戸が72戸、借り上げ70戸に対して20戸と。平成18年から平成27年ですので、この平成24年度が終わったら、あと3年なんです。この3年で本当に目標達成できるのか甚だ不安といたしますか、ちょっと無理かなという思いがします。

次の質問です。現在、市営住宅の管理戸数が約400軒と私は理解していますが、そのうち、老朽化等により新たな入居者を募集していない、停止している住宅が見受けられます。

そこで、いま一度確認をしたいんですけれども、亀山市の各市営住宅の戸数、敷地面積、そして新規の募集の有無について、答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

亀山市の市営住宅の現状ということで、まず亀田住宅ですが、木造平家と簡易耐火平家を合わせて11戸、敷地面積が約7,300平方メートルでございます。

次に野村住宅ですが、木造平家が5戸、敷地面積が約6,000平米でございます。

次に和田住宅ですが、簡易耐火平家が62戸、敷地面積が約1万平米でございます。これらの住宅は老朽化も激しいことから、新たな入居者の募集はいたしておりません。

次に、住山住宅でございますが、市内で一番戸数の多い住宅団地でございます。簡易耐火平家及び一部2階建てが173戸、中層耐火3階建てが12戸、敷地面積が約9万平米でございます。老朽化も進んできましたことから、中層耐火の12戸以外は新たな入居者の募集は見合わせております。

次に、和賀住宅が中層耐火3階建てで12戸、敷地面積が約660平米、鹿島住宅が中層耐火3階建てで30戸、敷地面積が約3,900平米、高塚住宅が耐火2階建てで14戸、敷地面積が約3,300平米、栄町住宅が中層耐火3階建てで24戸、敷地面積が約3,600平米、羽若住宅が

中層耐火3階建て及び2階建てで22戸、敷地面積が約4,200平米となっております。これらの住宅は新耐震基準以降の建設であり、鉄筋コンクリート造でございますので、空き家が発生をいたしましたら修繕をいたしまして、引き続き活用してまいります。

それから、井田川駅前住宅、これは借り上げ公営住宅ですが、20戸ございます。

また、関町新所には、公営住宅法によらない単独住宅ということで、木造平家で3団地24戸、敷地面積が、一部借地を除きまして約3,100平米となっております。この単独住宅につきましては、老朽化が激しいことから、新たな入居者の募集は行っておりません。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁、私なりに数字をちょっとまとめたいと思います。井田川駅前住宅の民間借り上げ住宅を除けば、市内に389戸の市営住宅があると。しかしながら、この389戸のうち275戸については、くみ取り方式も含めて、老朽化も進み、もうこれは募集していないんだと。取り壊しを予定している。そうしますと、募集しているのは110戸ぐらいしかないわけです。こんな中で、先ほどの目標と実績、既存の入れかえが130戸に対して72戸、借り上げが70戸に対して20戸と。それからもう一つ、借り上げ住宅についても、単身者用は充当できるけれども、ファミリー向けの募集をかけても、一向に貸してもらえない物件が今のところないんです。そういう意味からすれば、やはり今の時点で何らかの対応が私は必要だと思いますけど、何か腹案があるんですかね。これ、目標達成なんかできないんですよ。

私は、住生活基本計画の目標達成という意味だけでなく、住宅困窮者のセーフティーネットの視点から、何らかの腹案があるのかということを確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

まず平成27年度までの供給目標戸数200戸の達成見込みでございますが、現在まで92戸の供給実績ということで、このままですと、目標戸数に達するのは困難な状況になるとは認識しております。

それから、現状の既存の住宅を借り上げる事業が当初に思っていたほど進められていないという現状がございます。公営住宅として借り上げることを事前に確約し、民間事業者に建設していただいて、公営住宅を供給する事業、いわゆる全国的に一般的な借り上げ公営住宅事業でございますが、そのような手法による供給についても早急に検討いたしまして、住宅セーフティーネットの確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今度は別の視点から質問をさせていただきます。

パネルを用意しました。小さくて見にくいと思いますが、タイトルは、「街中に位置する市営住宅」ということでございます。

市の全体の中で、国道1号線、それから旧国道1号線、駅がこの辺にあるんですか。亀山駅、そして医療センター、あいあい、それから国道306号線ですね。それから、関でもこの3つの団地は町なかに近いということなんですけれども、いずれも、今、市営住宅が建設されているところは町なかにあり、市の中心部に位置し、非常に好条件の一带の中で建っておると。そんな中で、亀田、住山、そして和田、野村、これらが取り壊しを将来するんだということで新規の募集をしていないということでございます。取り壊しをする場所が、先ほどの答弁ですと、非常に大きな敷地面積を持ちながら、なおかつこの中心部の利活用の非常にいい位置に存在をしていると。大きな可能性を秘めた土地であると私は考えますが、これらの用地の将来的な活用方針、あるいは展望があるのかどうか、お聞きしたい。取り壊した後の町なかに位置する良好な土地の利活用に対して、今の時点でのお考えがあるかどうかということを知りたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市営住宅用地の今後の活用方針ということでございますが、現在のところ、具体的な活用方針、活用計画などはございません。今後、全庁的にしっかりと検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

はい、そうですかということではなくて、もう少し具体的に丁寧に議論をさせていただきます。

もちろん現にその土地に、あるいは住宅に愛着を持たれ、お住まいになっている方が見えますので、やはり失礼のないように質問をしたいんですけれども、例えば亀田の住宅が今、落崎と尾崎、2つに分かれているんですけれども、近くにはあいあいがあり、医療センターがあり、コンビニがあり、今、2つで5軒の方がお住まいになっているんです。敷地面積を見ますと、7,300平方メートル、2,200坪ぐらいあるんです。それから、最大の住宅であります住山団地、全体では登記簿面積で6万2,000平米、実測ですとどうも9万ぐらいあるということもお聞きしました。ここは、計画道路の沿線ということで、これだけまとまりのある土地は将来利活用しない手はないと私は思います。その他、野村団地にしろ、和田団地にしろ、改築の問題とか土地の有効利用、さまざまな課題を抱えているということは理解をしていただけると思うんですけれども、市長に2つ質問したいんです。

1つは、今紹介しました昭和30年代に建てられ、老朽化が進んだ、特にくみ取りによる汚水処理の市営住宅の現状を見て、あるいは前段で質問をさせていただきましたとおり、現状よりかなり過小に計画している今の住生活基本計画すらも実現が危うい中で、新たな市営住宅の建設は避けられないと私は思っているんです、手法はともかくとして。そういう意味で、新たな市営住宅の建設の予定はないのかということが1点。

もう1つは、取り壊し予定の全ての敷地面積を合わせますと、8万8,495平米でございます。実際には、実測をすれば10万平米、いわゆる10町歩あると思うんですね。この有効活用を考えるつもりはないのかということも2つ目の質問です。市が保有する極めて優良な土地の利活用につ

いては、行財政改革の視点においても、避けて通れない。来年から新しい市長、市長選を控えて、どなたが市長になられるかわからんけれども、これは、次の市長の方には重要な課題だと認識をしていますが、この2点について、市長のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、この市営住宅につきましては、議員のご所見も先ほど承ったところでございます。市の方針といたしましては、これは住生活基本計画、並びに後期基本計画でも平成28年度の数值目標を設定させていただいております。こういう中にありまして、現状しっかりニーズも踏まえながら、その観点から、現時点では民間の賃貸住宅を活用して供給することということを基本方針にしておりまして、当面は市で建設する予定はないという考え方でございます。

その中で、2点目とも関連をいたしますけれども、市営住宅の現在の、今ご紹介いただいております用地につきましては、今ご指摘のように市の中心部、ある程度まとまった一団の土地であるという好条件でございまして、それを保有しておるといふことは亀山市としては大変貴重な財産であるというふうに認識をさせていただいております。

これらの土地の活用方針と今後の展望ということなんですが、幾つかの選択肢が、先ほどのご提案も含めてあるんだろうというふうに思っております。公営住宅を含めた公共施設の必要な更新用地という選択、あるいはこの市の用地で民間事業者が住宅事業を展開いただくという選択、あるいはこの用地の民間への売却という選択等があるかというふうにも考えております。

都市の価値の向上、それから安心感の向上などによります住みやすい都市づくりを目指すためには、本市として重要な資産であるというふうに認識をいたしておりますので、これはさまざまな観点から、中・長期的に全庁的に検討していかなければならないテーマであろうというふうに考えさせていただいております。

ただし、少し触れておられますけれども、現に今お住まいの皆様方がいらっしゃいますので、その方々の居住の安定の確保を優先させていただくということと、その方々のご理解をいただくというのが大前提でございますので、そういうことに配慮をして、将来展望等々、有効活用等を考えていかななくてはならないものというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少し理解できなかったんですが、新たな市営住宅の建設の予定はあるのかという質問に対しては、今の時点、新たな建設をするものではないという答弁をいただきながら、次の質問、土地利用は何かという質問に対しては、公営住宅を含めた、あるいはPFIとか民間のものを含めた形、あるいは売却も考えると。1番目の質問に対しては、建設するつもりはないと言いながら、2番目の土地利用については、公営住宅を含めたこともPFIも含めた利活用も考えると。この辺、ちょっと合わないんですけど、ちょっと整理していただけないでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたように、現在の亀山市としての計画、総合計画の後期基本計画も含めて数値目標を掲げさせていただいておりますし、基本的には、従前から申し上げております民間の借り上げ等の住宅を活用して、公営住宅として提供するという方針を現在持たせていただいております。

ただ、中・長期的に少し時間軸のある話でございますが、そういう中で、今ご指摘の現存する市営住宅につきまして、その用地の活用については考えていく必要があると。選択肢があるという考え方を申し上げたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

やはり後期基本計画、今、私、持ってないんですけども、美しい都市環境の創造の中で多分これは位置づけられていると、住環境の向上という部分で。その中にも、やはり平成21年に作成した住生活基本計画に基づいてという書き込みが多分あると思うんですよ。それが現実的に、今の目標数値と進捗が全くない。全くとは言いませんけど、非常に鈍い、実現不可能な中では、やはり今の現状の衛生的な下水処理も含めて、十分でない現行の市営住宅は建てかえが必要ですよ、絶対に。建てかえて、もう少しコンパクトできれいな住宅にしないと、やはり生活の質の向上とか、文化の薫りのする亀山になじまない。

それから、土地利用についても、例えば今、老朽化の進むたくさんの保育園、機能性が非常に低い保育園を、例えば一つの例ですよ、一つにまとめるとか、あるいは売却するとか、中・長期的に考えるとはいいますけれども、そういうことが、今から次にやりますけれども、定住化に対する大きな要素になっていくと思うんです。ここで中・長期的なというよりも、むしろ喫緊の課題だと思うんです。ですから、今の市営住宅の現状、そして需要と供給の関係、そして土地利用の関係、これは次の新しい市長さんには大きなテーマとして扱ってもらわないと困ったもんだになってしまうというような思いもしまして、この項のまとめとして、もう一度、公営住宅法を読みますよ。いいですか。

目的、この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉を増進する。もう一つ、地方自治体の義務です。供給の義務です。地方自治体は、常にその区域内の住宅事情を留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは公営住宅の供給を行わなければならないと書いてございますので、ここの項の締めとしたいと思います。

次に、亀山市住生活基本計画の進捗について質問しますけれども、4つの目標が上げられていますが、まず定住化の促進に向けた住まいづくり、2つ目は地域の特性を活かした住まいづくり、3つ目は、先ほど質問した住宅困窮者等に対するセーフティーネットの確保、そして4番目が地域の良好な住宅のストック、維持、保全、創出があります。

時間の関係上、この定住化の促進に向けた住まいづくりについてに関連して、現在の進捗状況を

伺いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

定住化の促進に向けた住まいづくりにつきましては、亀山で充実した住まいづくりということで、具体的にはマイホーム取得支援に関する事業、高齢者・障がい者宅の住宅修繕事業、建築協定制度といったことでございます。マイホーム取得支援に関しましては、以前からいろいろとご論議をいただいたこともありますし、戸建て住宅を建築して定住される方に一定の奨励金を交付する制度なども検討してまいりましたが、現在のところ、マイホーム取得支援に関する事業といたしましては、平成23年度から事業開始をいたしております空き家情報バンク制度を推進しているところでございます。

また、高齢者・障がい者宅の住宅修繕事業につきましては、健康福祉部のほうで実施をいたしております。

建築協定制度につきましては、現在のところ、アイリス町において運用している状況でございます。事業者と居住者によりまして、よりよいコミュニティの形成に向けて取り組んでいただいている状況でございます。

また、計画の中の今後考えられる施策、手法の例には記載されておりませんが、住環境の向上を目的として、住宅リフォーム助成事業を進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

答弁ですと、この計画、具体的に今やらなければいけないことが3つあったと。1つは、マイホーム取得支援事業、2つ目は高齢者・障がい者の住宅修繕事業、3つ目が建築協定事業ということで、この2番については健康福祉部、それから3番については今アイリス町で実施しているということなんですけれども、1番のマイホーム取得支援事業については、当初戸建て住宅を建設し、定住を予定されている方に一定の奨励金を交付する制度も考えたが、現実には空き家バンク制度で肩がわりしているということなんですけれども、ちょっと思い出したんですけれども、平成21年の6月に市長就任されまして、初めて本格予算を組まれたときに、ライフサポート事業ということで総額2億3,000万円ぐらいだと思ったんですけれども、2億1,000万円くらいかな。内訳は、南野町の旧国鉄官舎16戸を市が買い上げて、耐震をして、将来戸建てを予定する若者に低家賃で貸して、次の資金のステップにしてもらうんだという大胆な提案でございました。当時思い起こすに、議会としてさまざまな議論があったと思います。政策の切り口、あるいは視点については一定の評価があったものの、2億数千万円のお金を捻出するのなら、もっと有効な施策はないのかと。大方こんなような議論だったと思います。

市長、あれからはや4年たちますけれども、この部分は一向に変化、あるいはどうするんだというアナウンスもないと思うんです。マイホーム取得支援事業がメインであった定住政策、奨励金交付のあり方、その考え方に何か変化があったのか。もう奨励金制度はやめるんですかという質問をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私の市長就任直後にご提案させていただきましたマイホームの取得支援事業でございますが、当時、今お触れいただきましたようにさまざまな議論がなされたことを記憶いたしております。早いなあというふうに今改めて感じさせていただいております。

その後でございますが、戸建て住宅を建築して定住される方々に、市の中心部で住宅取得をされる方々に奨励金を交付するような制度等の検討を内部でもさせていただいてまいったところでございます。それは事実でございますけれども、事業としては取り組むに至っていないという状況でございます。

しかしながら、もう一方なんです、これは先ほどの公営住宅の状況の実態をしっかり把握せよというご意見というのはよく受けとめさせていただいておりますが、平成22年度以降、本市の持ち家の戸数は順調に推移してまいっておるところでございます。とりわけ働き盛りの世代の人口も流入しておりまして、徐々に増加しておるといふ現状というふうに捉えさせていただいております。本市として今日まで取り組んでまいりました施策というのが、十分ではないかわかりませんが、総合的に機能して、一定の定住化の促進が図られておるといふ状況にあらうかというふうにも考えておるところでございます。

現在、空き家情報バンク制度などをご案内のように推進させていただいておりますが、今後、大きな定住化、人口の流入、あるいはその動向等々、しっかり分析しつつ、大きな状況変化が生じるならば、新たな制度の検討をしてみたいというふうにご考えておるところでございますし、本当にそういう意味で、マイホームの取得支援という形では、先ほどお話しありました、いろんなものをしっかりいろんな角度から組み込んでいくということが大切であらうというふうにご考えさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私の質問は、奨励金という形でやるのはもう考え方を变えたんですか。あるいはほかの側面でこの定住化を図るんですかという質問をさせていただいたつもりでしたが、答弁はちょっと不明確だと思います。

時間がありませんので、当時、ある議員の提案に対して市長はこう答えております。今回のライフサポート事業は、理事者として最善を尽くして提案をしたが、審議の過程でいただいた、もう少し広い意味での体系はもう一度つくり上げると。少し時間をいただいて、早い時点で全体像をお示しさせていただくという答弁なんです。今のご答弁ですと、庁内では検討はしたよと言いつつも、その結果に対する、どうなったのか。早い時点で全体像を示すということが、もう4年たっても何も示されていない、この部分については、やはりそういう答弁では非常に私は曖昧さを感じるし、優先すべき政策の明確化にもなっていない。選択と集中が、あるいはその実践が本当になされているのかなあという疑問を持ちまして、あと1秒ですので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず子育て中の保護者の強い願いである特別保育事業の充実を求める質問であります。

「特別保育」という言葉は耳なれない言葉かも知れませんが、普通保育に欠ける児童を日曜、祝日を除く毎日、朝から夕方まで保育所の開設時間に預かって保育をしているというのが、いわゆる通常の保育であります。これ以外の保育を言います。具体的に言うと、延長保育。これは通常の開設時間を超えて預かるという保育ですね。それから、一時保育。これは専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育が必要な場合。それから、休日保育。休日に仕事があるなど、休日でも保育に欠ける児童を保育する。それから、病児・病後児保育。病気をした児童などで集団保育が困難な児童を一時的に預かる保育。そのほかにも、障害児保育とか、地域子育て支援事業などが、これ厚生労働省のホームページを見ますと載っております。

私自身、先日、ある体験をしました。私の身近なところで、家庭で幼児を育てている若い夫婦が、母親のほうはどうしても医師の診断によって安静にしていなきゃならないということで、たちまち子供を見る人間がいなくなって、あすからどうしようということが起こったということです。親にも頼み、いろいろして、ところが、親も仕事を持っているんで、なかなか急に休みなんかとれないし、どうしようということで本当に大変な思いをしたわけですがけれども、たまたま亀山市の中で一時保育をやっているというところで、一つ、民間の認可保育園でしているのと、もう一つは、認可外ですがけれども、1カ所やってみえるということで、勤務場所等の都合で認可外の保育所にお世話になって、非常にありがたかったわけですがけれども、同時に、亀山市のこういう一時保育に対するおくれという実態を私自身痛切に感じたということで、今回この問題を取り上げたわけであります。

本当に当事者になってみるとよくわかりますけれども、本当に今まで家庭で保育しておったのができなくなる。その子をどうするかという日々の、あしたはどうする、あさってははどうするという、本当に大変な思いをされている方が、過去にも見えたんだろうし、これからも出るんだろうというふうに思います。

そういう意味で、この問題、非常に重要な問題だろうというふうに思いますので、まずお聞きしたいのは、亀山市の特別保育の実施状況はどんな状況なのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市内の保育所における主な特別保育の実施状況でございます。

まず延長保育につきましては、公立の保育所で2園、私立の保育所で3園。それから、一時預かりにつきましては、公立はなしで、私立の保育園で1園。それから、地域子育て支援センター事業につきましては、これも公立の保育所ではありませんが、あいあいとアスレで実施をしておりますし、私立の保育園3園で実施をいただいております。また、夜間保育とか休日保育、病児・病後児保育につきましては現在のところは実施していないところでございます。

なお、来年度開所予定の私立保育所では、延長保育、一時預かり、それから特定保育、休日保育が実施される予定でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

非常に進んでいない状況だろうというふうに思います。どうしても保育所の場合、市内で1カ所あればいいという話にはならなくて、その勤務先とかの関係、住んでいるところの関係とか、やっぱりある程度地域に幾つかないとなかなか利用できないというような問題もありますので、やっぱり何カ所か、こういうものをつくっていく必要があるだろうというふうに思います。

一つ、これは県の資料で、県がことしの3月に特別保育実態調査報告書というのをまとめております。そこからちょっと質問したいんですけども、この中で、一時保育について県はこう書いているんですね。保育サービス提供者調査、つまりこれは保育所、保育園とか、そういうところによると、多くの自治体や保育所で今後一時預かりを充実させたいという意見が上げられたと。これは近年の虐待や育児ストレスなどの問題、核家族化への対応などから、現在のニーズの高まり、必要性を認識している結果と考えられるというふうな、こういうコメントを県の報告書で書いてあります。

この中で、特に一時保育、先ほど私、体験したと言いましたけれども、一時保育について、現在のニーズの高まり、必要性を認識している結果というふうな指摘がされています。このことについて、先ほど亀山市は、認可園で考えれば、私立の1園だけという実態。この辺のところをどのように、県のこういう指摘と実態との差を考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

一時預かりにつきましては、先ほど園数は申し上げましたが、現在のところ、認可保育所では私立保育所1園、これは野登でございますが実施しているのみでございますが、来年度開所予定の私立保育所でも実施していただく予定となっております。

また、認可外保育所以外では、市内でも2カ所、これはちびっこかめやま園とシルバー人材センターの託児ルームひよこでございますが、これがございます。

また、居住地によりましては、他市の保育所の一時預かりもご利用可能でございますので、必要に応じてご紹介をさせていただいているところでございます。

ご紹介いただきました県の実態調査での他市との比較ということもございますが、これで亀山市の場合、民間を含めまして4カ所で実施をされるということになります。地域的にも、野登を初め、栄町、若山町、川合町ということで、市の中心部ではございますが、相当数が受け入れ可能となっております。

今後ですけれども、当面はこういった私立保育所や、また認可外保育施設等でのお願いをしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

民間任せでいいのかという問題なんです、これは。確かに4カ所と言われましたけど、例えば一時保育なんていうのは、本当に病気なんかの場合ですと見通しが立たないんですね。だから、例えば1週間で済む場合もあれば、1カ月かかる場合もあるし、その辺のところが本当に見通しがつかない。そういう中で受けていただかなきゃならないということになるんで、非常に民間の経営から考えたら、採算がなかなか合いにくい。コンスタントに需要があるわけでもないというような問題もあるんですね。こういうときにこそ、私は公立の果たす役割があると思うんですよ。公立は、そこまでシビアに採算を考えなくてもいいわけですよ。むしろそういうときにこそ公立がやっぱり、採算が合わなくても住民にとって必要なものはやるんだというのが、私は公立保育園の役割だと思う。

ところが、今聞きましたら、公立保育園というのは延長保育を2園やっているだけで、あとは一切やっていないんですよ。何で公立で進まないのか。その理由は何なのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この特別保育につきましては、子育て応援プラン後期計画の中でもその数値目標を掲げて、実施に努めているところでございます。このプランの目標では、一時預かりが3園、それから休日保育が1園、また病児・病後児保育が1園、こういった目標を立てております。こういった目標の達成に向けて努力をさせていただいておりますが、現在のところ、先ほどご紹介をさせていただきましたように、私立保育所、それから民間も含めまして、相当数これが充足されているという状況にあるかと思っております。

今後、この計画値以上の需要があるといったご指摘もあろうかと思っておりますので、その辺は十分把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

特別保育事業につきましては、ご紹介をさせていただいておりますように、公立保育所での実施、また私立保育所、それから認可外保育施設、民間、こういったいろいろやれるところがあるわけでございます。公立の保育所につきましては、やれないという理由、主にでございますが、公立保育所では遊戯室を保育室に充てるなどしてございまして、ほとんどの園で定員を超過した状態の中、通常

保育で児童を最大限受け入れる、そういった対応をいたしております。スペース的な問題が一番多いということでございます。したがって、通常保育以外に保育室等を必要とします一時預かり等につきまして、現在のところ実施していない状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、この特別保育の問題で、今、亀山市が抱えている保育行政の問題点が明らかになったと思うんですよ。20年近く保育所の建てかえをしなかった。そのために、ニーズに合った保育所というのがつくられてないんですよ。例えば何年かに一度でも建てかえをしておれば、その都度、その時々ニーズに合わせた施設をつくれるはずなんですよ。ところが、それを一切してこなかった。だから、今、特別保育と言われても部屋がない、こういう問題になるんですよ。これは本当に、この20年間公立を改築しなかった。改築というか、建てかえですわね。しなかった。このことのツケがあらわれているというのが一つですよ。

それからもう一つは、正規職員を非正規に置きかえてきた。このことのツケがあらわれています。これは、県の報告書にもあらわれています。多くの保育園で一番のネックは何かといたら、職員の問題だと書いていますよ。それはやっぱり、この間ずっと、本来担任をするような保育士まで非正規にかえてきておるわけですよ、亀山市でも。そういうような体制を組んできて、特別保育をやるうたってなかなかできないわけですよ、職員数の問題で。だから、やっぱりこの2つを何とかしないことには私は進まないと思う。幾ら何とかプランに掲げようが、何をしようが、進まない。だから、やっぱりこの根本の問題をやる必要がある。

その点で、ことしの2月に亀山市立保育所在り方検討委員会が最終報告を出した。この中でどのようにうたわれているかということ、市立保育所の老朽化による大規模改修、建てかえという項目があって、その中で、市立保育園は古いもので建築年から40年が経過し、老朽化してきているため、大規模改修、建てかえを検討する必要がある。園庭、駐車場などを含めて、保護者のニーズに応じた十分なスペースを確保し、整備する必要があると、こういう指摘を受けておるわけですよ。この点がやられていない。

身近で第一愛護園ですね、南崎の。あそこなんか、すぐ近くに土地開発公社が持つ旧の簡易裁判所の土地がありますよ。あそこへ建てかえたらいいんですよ。そういうことが十分できるにもかかわらず、やらない。そういうものを建てかえて、その中に一時保育であるとか、休日保育であるとかというようなことができるような、そういう園舎をつくる、スタッフをそろえるということできかなり解決できるんじゃないか。亀山の中心部にそういう園ができれば、随分変わってくるんじゃないかというふうに思います。

そういう点で、私が言いました建てかえの問題、それから非正規が多い問題、こういう問題について、市長、今後どういうふうに変えていくのか、どういう方向へ持っていくのか、この辺の市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

亀山市が抱えております課題につきましては、今お触れいただいた2つの要因というのも確かに認識をさせていただいております。これは今日までに続きます大きな流れの中での現在の状況というふうに思っておるところでございます。

その上で、今、特別保育につきましてお話をいただいております。今回、子育て応援プランの後期計画の中では平成26年度が最終年度でございますが、それに向かって数値目標を設定して、その実現、課題の解消をしていこうという方向で動き始めて、今日に至りました。その過程で、基本的には特別保育の充実に関しましては公立保育園で補わなければならないというふうには認識をさせていただいております。そして、亀山市内に公立、私立13園、来年度1園、民間でまた申請されるわけでございますが、公立と私立がそれぞれの特徴を生かして、お互いに共存していくということが現実的で理想であろうというふうに考えておるものでございます。

現実、今、公立は採算をシビアに考えなくてもいいということでございましたが、そういう中で、民間では多分採算が合わないであろう、例えば障がい児の保育につきましても、亀山市は非常に充実を今日してきたところでございますし、昨年度は、これは緊急的な対応でございましたが、議員もご提案いただいておりますが、電力不足の中での自動車産業の雇用の形態の変更につきまして、亀山市としては緊急回避的に公立保育所で休日保育を対応させていただいたというようなこともあります。

いずれにいたしましても、今後、これもご案内のように本年の8月に成立いたしました子ども・子育て関連3法を受けまして、新年度早々に国において有識者、地方公共団体、事業主代表や子育て支援当事者等による子ども・子育て会議が設置をされて、年度半ばまでにはその基本方針が示されるというふうに伺っております。

亀山市としては、今おっしゃられるように、どれぐらいの潜在ニーズがあるのかを一回しっかりと把握させていただいた上で、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することになっておりまして、この中では、通常保育以外の特別保育、特定事業につきましてもしっかりと計画として組み上げていくような考え方を持たせていただいております。

したがって、この動向も踏まえながら、今後の亀山の保育のあり方につきまして、その中で、特別保育も含め協議をしていくべき課題というふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

改めて、私、議長から申しておきたいと思っております。

答弁者に申し上げたいと思っております。質問者の質問内容を的確に捉え、簡潔に答弁をしていただきたいと、そのように思っておりますので、その旨、心得てください。

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今の市長の答弁、根本的に間違っていますよ。保育園とか、保育という問題、どこから出発していますか。児童福祉法ですよ。児童福祉法で保育に欠ける児童は市町村がちゃんと見なきゃならんという、これが大もとですよ。公立の保育園がありながら、公立ではやりません。私立に皆任せますって。これが法の趣旨を生かした公立保育園のあり方ですか。おかしいでしょう。公立もやりま

す。民間もお願いします。これならわかりますよ。あなたの今のやってきたことは、私立にお願いします。民間にお願いします。公立はできません。こんな話、通らんでしょう。もう一遍答弁をお願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私が申しあげましたことは、公立と私立それぞれの特徴を生かして、それがお互いに補完関係の中で、亀山市の子育てのニーズに応じていくということが大事であるということを申しあげたところでございます。確かに特別保育ができない課題というのは、施設の問題もございまして、議員ご案内のように、一時保育や特定保育につきましては、その保育士は大変心身に負担がかかるという状況でございまして、乳幼児保育の高い専門性等も含めて、これは亀山市だけではなくて、全国の地方自治体、国のほうも認識をしっかりとってもらっておるというふうに私は思っておりますので、そういう中で、この改正が本当にいい方向へ、亀山の課題解消に向けていけるような状況をつくっていくという思いで申し上げさせていただいたところでございます。

その点につきましては、ぜひ深いご理解をいただいて、本当にそういう地域の限られた資源の中で、それぞれのよさをうまくつなぎ合わせてこの課題を乗り越えていくということが重要ではないかというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もう話になりませんわ、はっきり言って。公立だからこそこできることがあるんでしょう。あなたが言うそれぞれの特色、公立だからしなけりゃならない、公立だからできる。採算性ということ、私立の場合はどうしたって経営問題がありますよ。そこまでとられなくていいんですよ、公立の場合は。だから、できるという部分があるんですよ。それがそれぞれの特性じゃないですか。公立がやらずして、みんな私立にお願いします、民間にお願いしますが亀山市の保育行政やとしたら、笑われますよ。ぜひ改めていただきたい。

もう時間がないので、次に移ります。本当に情けないと思います、この市長はね。

次に移ります。消費税増税法案の問題について、これはもう国会で通りましたけれども、増税による市民や市財政に与える影響についてお聞きしたいと思います。

さきの国会で消費税率を5%から平成26年4月には8%、27年10月には10%と、2段階で上げる法案が賛成多数で可決、成立をしました。

私は、今現在、国民の所得がこれだけ減って、消費が落ち込んでいるときに、こんな13.5兆円もの増税をやったら、日本経済の底が抜ける、こういうことになるんじゃないかと思う。財政再建と言われますけれども、財政が再建できるのかというと、増税しても、消費税以外の税収が減るという問題が起こってくるわけです。実際に3%から5%に1996年に上げたわけですけども、この年から2010年までの数字を見ますと、1996年当時、国の税収全体90.3兆円ありました。これが2010年には76.2兆円にまで落ち込んだわけです。これは、消費税率を上げても、結局そのことによって所得税やとか住民税などが減ってしまう。だから、税収全体で

はやっぱり落ち込むんです。減るんですよ。だから、財政再建にもつながらないんですよ。ましてや、消費税を転嫁できない中小・零細企業、これは本当に深刻な事態になるということが言われています。

民間の研究機関でもいろんな試算を出しています。基本的に言っているのは、駆け込み需要はあるかもわからない。しかし、その後、景気悪化が続くというのが大体一致した見方です。

一つ例を挙げると、みずほ総合研究所は、駆け込み需要のために個人消費が13年度に0.79ポイント押し上げられるけれども、14年には1.87ポイント、15年には1.86ポイント、16年には2.36ポイント下がるというんです。こういうような実態が現実問題として起こり得るわけですよ。そういうことを考えると、やっぱり非常に問題が大きいんじゃないかなというふうに思います。

だから、各種の世論調査を見ても、半数近い人がこの増税に対して反対だという世論調査結果が出ていました。総選挙の争点にもなっています。この選挙結果によっては増税中止ということもあり得るんじゃないかなと私は思っています。

そこで、一つお聞きしたいのは、消費税増税による市民の負担増はどれぐらいになるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

消費税増税による市民の負担増でございますが、内閣において試算され、新聞等で伝えられております内容から、消費税率が引き上げられた場合、夫婦のどちらかが働く子供2人の標準世帯で、年収が500万円から550万円だいたしますと、消費税が8%になった段階で、年間約7万3,000円、10%になりますと年間約11万9,000円となり、現在より負担増になると試算されております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きょうはパネルまで用意しなかったんですけども、皆さんにはお手元に資料をお配りしました。これは内閣が試算をしたもので、朝日新聞の9月23日に載ったものであります。それをそのまま転用させてもらっています。

これによると、先ほど言われたように、40歳以上の片方が働いているという、それで年収が500万の場合、8%になると7万円少しの増税になる。それから、10%になると年間で11万円ちょっと、12万円近い負担増になるというんですね。ただ、これだけではとどまらないという問題があります。この10%になる時点でどういうことになっているかということ、やっぱり社会保険料とか、住民税控除の廃止であるとか、児童手当の移行というような、こういうこともあわせて行われますので、そうなるかどうかということ、11万9,000円、消費税の増で上がりますけれども、そういうものも全部ひっくるめて家計全体で負担がどうなるかということをお聞きしたいんですけども、年収500万の世帯では33万8,000円の増になるんです、年間に。

これは大変な増ですよ。33万8,000円、こういう数字が出ています。

それから、もう一つお聞きしたいのは、日本の消費税というのは例外なくかかるという制度であります。だから、地方自治体の物品購入とかサービス、こういうものにも当然かかってくるわけがあります。そこで、消費税増税による市の歳入であるとか、歳出の影響額、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

消費税増税によります本市財政への影響でございますが、仮に平成24年度の一般会計の当初予算をもとに試算をいたしましたところ、歳出におきまして、需用費だとか、委託料、工事請負費などで8%の値上げでは約2億円程度、10%の引き上げとなりますと約3億円程度の消費税の支払い額が増額になるものと見込んでございます。一方で、歳入につきましては、地方消費税交付金だとか、地方交付税などに増額されるといったことも考えられますので、現時点では財政運営に対する影響は少ないというふうに考えております。

なお、今回の税制改正によります地方消費税の引き上げ分につきましては使途の明確化をすることとされておりまして、社会保障財源に充てられることとなっておりますが、制度設計が明らかでない現時点で実質的な影響額というのを類推することは非常に難しいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

確かに歳入については、まだ不確定な要素がありますね。例えば地方消費税が税収としてふえたとしても、交付税が減るという問題が出てきますよね。だから、差し引きしてどうなるのかという問題もあるんで、税率がアップしたら税収がふえるという、必ずしも市の歳入がふえるという単純なものではないというふうに思います。

はっきりしているのは歳出ですよ。歳出は、今言われたように8%で2億円、10%になったら3億円、消費税の分だけで増になると。きょう、もう一つ資料をお渡ししたのは、消費税増税に伴う、いわゆる市民が負担をするようなものですね。例えば具体的に言いますと、水道料金がそうですね。水道料金も消費税が含まれています。それから、下水道料金も使用料の中に含まれています。農集の施設使用料も含まれています。医療センターの関係でいうと、個室使用料であるとか、死亡診断書等の手数料も消費税が含まれています。文化会館の利用料金、それから中央コミュニティセンターの利用料金、各種運動施設ですね。西野、東野、それからBG、こういったところのいろんな施設の利用料金に全部消費税が入っているわけです。これだけのものが全部、5%から8%、10%になれば市民の負担がふえるという、こういう問題が出てくるわけですね。

ただし、これについては条例改正が必要になるんで、自動的に上がるということではなくして、議会で審議を当然されるだろうし、そこでどうなるかということがあるんですけども、少なくともここに消費税が含まれているということですね。だから、消費税が上がることによってこういうものが上がる可能性が十分あるんだということ。こういう問題が生じてまいります。

そこで、一番こういう問題の中で身近な問題として、水道料金と下水道料金についてお聞きしたいと思うんですけども、消費税が上がることで、どれぐらいの負担増になるのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高土上下水道部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

市民の生活に直結いたします水道料金、下水道使用料の関係でございますが、消費税増税法案が可決されましたことによりまして、水道料金、下水道使用料、それと農業集落排水使用料が対象となってまいります。各料金、使用料は消費税を5%含んだ内税方式で金額を設定しておりますことから、先ほど議員申されますよう料金の改定の必要が生じてまいります。

まず水道料金におきましては、1カ月、平均的に使っていただいております家庭につきましては、25立方メートル、口径13ミリ、多くの方が使用しております口径でございますが、現在2,440円。これが8%の場合は2,515円、75円の消費税が負担増となってまいります。また、10%になりますと2,555円ということで、115円アップとなってまいります。同じく下水道の使用料、今現在、さきの25立米を換算いたしますと、月額3,140円が3,230円となり、90円の増加となってまいります。また、10%になりますと、全体で150円の増額ということで、3,290円となってまいります。それと、農業集落排水使用料、これは人数で使用料をいただいております関係上、3人世帯で換算をいたしますと、月額3,670円が3,780円となり、110円の増加となります。10%になりますと3,850円となりまして、180円のアップとなると見込んでおるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私がざっと計算しましたけれども、今の5%から10%になるということで、水道料金の場合、月額で115円アップですね。それから、公共下水道、農集を除いて公共下水道ということでの料金ですけども、この場合ですと、月額で150円アップになる。いつも料金は水道料金と下水道料金がセットで引かれていますので、これを足すと1カ月265円。これが12カ月掛けると、年間で3,000円近い負担。つまり消費税が上がるだけですよね。あくまでも本体の料金は変わらないということを前提にして、消費税のアップ分だけで年間水道料金、下水道料金が3,000円負担増になっていく。こういうことが起こるわけですね。

だから、本当にありとあらゆるところで負担増が起こるということですね。本当にこれで日本の経済はもつのかなあとか、個人の生活はもつのかなあというのが本当に率直な感じですよ。

どんな国でも経済を発展させるためには、やっぱり基本は内需を活発にさせるということだと思います。国の資料を見ても、いわゆる国民総生産の6割を占めるのは家計の消費だと。6割を占めています。もし、この6割を占める家計消費が、例えば消費税の増税で1割下がったら、全体として6割ですから、6%国民総生産が減るという大変な事態になるわけですね。だから、そういう意味でも非常に私は問題だろうと。家計を直撃する、こういう問題だというふうに思います。

今、デフレという問題がよく言われていますけれども、やっぱりこれは1997年を境に、実収入が102万円減っていると言われます。そんな中で、リストラなんかが行われる。雇用が減っているという問題があるわけですね。そのことによって収入が減り、雇用が減ることによって、何が起るかという、物が売れなくなる、価格が下がる、こういうことが起こっているわけですね。今度は物が売れなくなって価格が下がるとどういうことになるかといったら、企業の業績が悪化する。設備投資が減少する。そのために、また賃金を下げる。この悪循環が今起こっているというんですね。これが、いわゆるデフレ不況という問題やというふうに私は思うんです。

だから、やっぱりこのデフレを脱却するためには、内需を活発にする。そのための国民の所得をふやすということですね。この道しかないだろうというふうに私は思っています。

そのためには、2つやることがあると思うんです。1つは、消費税の増税をやめるということですね。もう1つは、大企業が260兆円もの内部留保、ため込みを持っています。これを雇用や中小企業に還元をする。こういうことをやれば、デフレ脱却につながっていくわけですよ。これしか道はないんじゃないかというふうに思うんですけれども、市長、こういうデフレ脱却のために、また今、いろいろ挙げましたけれども、市民生活が大変になる。それから地方財政も大変になる。こういう事態の中で、消費税の増税はやっぱりやるべきじゃないということを政府に言うべきだと思うんですが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本年の8月国会におきまして、消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が民自公3党の賛成多数で可決、成立をいたしました。国によりますと、我が国の急速な少子・高齢化社会に対応する社会保障改革とその安定財源の確保がその目的であるとされておるところでございます。今、確かにデフレ脱却、あるいは雇用の確保、大変重要な問題というふうに捉えておりますし、前段のご質問にありました今の保育園のあり方等々を含めて、国と地方の関係が変わる、税財源も少し地方はその手当てをされる。こういう仕組みがやっぱり市民生活に直結する地方自治体の機能として強化されるべきであるというふうに考えておるところでございます。

先ほど本市の財政運営上の影響は限定的でありますとか、あるいは現時点では社会保障の制度設計が不明確でありますとか、総務部長が答えさせていただいたとおりでございますが、一方で、消費税の使途の明確化と経済の急変時に増税を見送る景気条項も盛り込まれておるところでございますが、現段階で、社会保障の制度設計や1年半後の経済情勢が大変不明確な中で、これを予測し、市民生活への影響につきまして、私の立場で今コメントすることには限界がある状態でございます。しかし、いずれにいたしましても、地方自治体の長といたしましては社会保障制度の多くを運営する立場でございますので、今その議論が進められておるといふふうに考えておりますが、どのような制度と影響になるのか、しっかりと見きわめさせていただいて、今後の動向につきまして注視をしていく必要があると。その中で、さまざまな考え方、対応があろうかというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これも、何か第三者的に、傍観者的に物を言っているような気がしてならないですけど、間違いなく増税になったら商店は影響を受けますよ。それから、市民の暮らしもかなりの影響を受けますよ。それでも、自治体の長として静観ですか。注視するというんでいいんですか。私はやっぱり自治体の長として、こういうことは避けてもらいたい。やるべきではない。経済全体から見てもやるべきではない。そういうことをやっぱり表明されるべきだろうと思います。まず何よりも市長がやるべきことは、市民の暮らしを守ること。営業を守ること。これが第一。私はそう思いますよ。だから、その立場から物を言うべきだろうというふうに思います。

私は、消費税増税に頼らない道で検討すべきだろうというふうに思います。そういう意味では、アメリカとかヨーロッパでやっているような富裕層への課税、日本の場合は、所得1億円を超えると、税と保険の負担割合がだんと下がるんですよ、不思議なことに。1億円まではずっとふえていくんです。1億円を超えると、負担率がむしろ下がっていくんですよ。こういうような不公平な税の負担の仕方、こういうものは見直す必要がある。基本は、やっぱり能力に応じた負担ですよ。ある者がちゃんと出すということですね。能力のある者が負担をする。こういう方向でやらない限り、消費税に頼るようなやり方は間違いだろうというふうに思います。

そのことを述べて、最後の問題に入らせてもらいます。

最後は、非常勤職員の待遇改善の問題であります。

この問題については、去年の12月議会の一般質問で、保育園の職場を例に、正規職員と非正規職員が同じ仕事をしながら、賃金や労働条件で余りにも差があるということのを例を挙げて取り上げました。この間、非正規の待遇改善については、単価をアップしたりとか、幾つか改善もされてはきているんですけども、やはりまだまだ差は大きなものがあるというふうに思っています。

去年の12月議会のときに総務部長が答弁されたのは、例えば非常勤職員のキャリア形成によって経験加算給を支給していくといったことも検討していく必要があると、このように答弁をされました。つまり採用されてから、何歳になっても、何年経験を積んでも、全く賃金が上がらない。一方で、正規職員は昇給していくんですね。このことによってどんどん差が開いてくるという問題、このことを指摘して、そのことに対して、総務部長はそういう答弁をされました。

もう一つは、市で働く非正規職員の場合には、正規職員の場合には親が亡くなったり、そういう場合の忌引というのが特別休暇としてあるわけですね。そういう特別休暇というのが全くない。親を見送るのに正規も非正規もない。これが私の考えです。

県は、こういうことを受けて、4月から学校の臨時事務職員に忌引を正規並みにするというのをやりました。それから、同じく4月から津市では臨時職員に1日から7日の忌引などの特別休暇制度をつくった。これは、人としてやるべきことだと。親を見送るのに、正規であるとか非正規であるとかという問題ではないと思います。

そこで、お聞きします。平成23年12月議会での一般質問以降で非常勤職員の待遇で改善をされたものがあるのか、もしくは検討されているものがあるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

非常勤職員、並びに臨時職員の待遇改善に関しましての状況でございますが、昨年12月議会におきまして、非常勤、臨時職員の制度全般におけます今後の見直しの必要性と、その例といたしまして非常勤職員のキャリア形成によります経験加算給について検討していくことをご報告申し上げます。そのような中で、現在、特別休暇の拡充を検討しているところでございますが、具体的に申し上げますと、先ほど言われました親族が死亡した場合の休暇、いわゆる忌引休暇につきまして、来年4月導入に向けて検討をしているところでございます。また、賃金面におきます経験による加算給につきましては、現在、保育士、幼稚園教諭の職種におきましては、任用1年経過後における加算だとか、職責に応じた加算を実施しているところでございます。他の職種での導入も含めまして、制度全般につきましては、今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

きょう初めていい答弁が返ってきました。特別休暇、本当にやっていただいて、評価したいと思います。やっぱり忌引というようなものまで正規と非正規で差があるというのは、どう考えても人の道として、私はおかしいだろうと思います。そういうことをやっていただくということと、それから、経験に応じて加算をしていくということですね。これはやっぱり単にその人たちの生活を支えるということだけでなくして、働く意欲という問題です。何年勤めても給料は一緒というのと、なかなか大きな額は上がらないと思いますけれども、やはり年数に応じて上がっていくんだと。それはもちろん頑張っているということが前提にはなると思いますけれども、そういうものがちゃんと担保されることによって働く意欲が生まれてくるんだらうというふうに思いますので、亀山市の場合、非正規が本当に半数を占める、全体の半分が非正規やという中で、この点は本当に重要視する必要があるんだらうというふうに思います。

そのほかにも、ボーナスの問題もありますね。私自身も津の市役所に勤めておったころに、一番つらかったのはボーナスの日ですよ。昔は口座振込はなかったですよ。そうすると、職員は袋に、ボーナスですと結構厚みがありますよね。そういう給料袋を課長が渡してくれるわけですよ。ところが、同じ職場にいて臨時職員とかという人は全くないわけですよ。あのときほど、正規の職員としてつらい思いをしたことはないし、何とか本当に、ふだん同じようにチームワークで仕事をしながら、これだけの差をつける必要があるんだらうかという思いをしました。せめてものというような気持ちで、例えば昼一緒に食事に行って、我々で負担するとかというようなことをささやかながらやりましたけど、本当にそういう意味で、同じ職場の中で働きながら余にも格差が大きいということについては、正規職員も心を痛めているんだらうと私は思いますので、ぜひこういう問題についても引き続きやっていただきたいということを思います。退職金の問題も含めて、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

最後に、市長、こういう問題を引き続きやっていくということでの市長の前向きな見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど初めて評価いただきましたけれども、そういうことを段階を経ながら、今ご指摘の非常勤職員、並びに臨時職員の待遇改善につきましては、今後もさまざまな検討を重ねて、改善をしていくという思いを持たせていただいております。

○18番（服部孝規君登壇）

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 新 秀隆議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従い一般質問に入らせていただきます。

まず市内道路の安全ということで、これもやはり毎回続いております私自身の市民の安心・安全対策についてということでございます。

まず道路の安全ということにつきましては、市内の危険道路の状況ということで、つい先日のことでございますが、12月2日に発生いたしました中央自動車道の笹子トンネルでの約130メートルの天井板が落下したという事故によりまして、9名ものとうとい方が亡くなられたことにつきましては、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

そこで、今回、トンネルの天井板の落下を受け、同タイプのトンネルを調査しているとメディアでもございましたんですけど、これは全国で49カ所ございまして、そんな中でも、三重県に1カ所、国道42号線の尾鷲の矢ノ川トンネルというのがあるんですけど、それが対象でございましたんですけど、三重県といたしまして、矢ノ川トンネルを早急に点検と同時に、鈴木英敬県知事の指示のもと、早速に翌日の5日には矢ノ川トンネルから県内119カ所のトンネルの点検が実施されたとも伺っております。

そこで、亀山市内においてのことでございますが、笹子トンネルのようなタイプの大規模なトンネルは確かに亀山市内にはございませんが、一般にコンクリートの耐久年数というのは約50年と言われておりますが、今回、事故の対象となりました笹子トンネルも高度成長期以降につくられて、35年経過という年数でこのような事故が発生したということが発覚しております。50年ということでございますが、やはりコンクリート、またそれに付随する器具等の耐久年数の問題も安易に

50年とは言えないなということもひとつ思いました。

今回の笹子トンネルの落盤事故で、多くの、老化現象とは言い切れないものの、課題として残されております。そこで、亀山市内を考えてみますと、昨年6月に亀山市内での各橋梁耐震化計画、また長寿命化修繕計画等ございました。実施の内容をいろいろご説明いただきましたが、現在の橋梁を含めた市内の危険道路、またトンネルを含めて、そういう部分について、亀山市として点検、また危機についてどのようなお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

トンネルのほうから少しだけお話しさせていただきます。

国土交通省に確認をしましたところ、亀山市内で国土交通省が管理をしますトンネルは、国道1号線と名阪国道に6本ございますが、いずれも今回事故が発生したトンネルと同様の構造を持つものはないと伺っております。

天井板を有するトンネルについては緊急点検を実施することが決定していますが、亀山市内にある国交省が管理しているトンネルについては該当しないというふうにお聞きしております。

橋梁の関係でございますが、亀山市内において三重県が管理する道路橋梁は118橋ございます。このうち耐震基準を満足している橋梁は22橋で、残る96橋につきましては耐震基準を満たしていない、または耐震性の検証がなされておられません。また、緊急輸送道路にかかる橋梁を優先して耐震対策を実施していただいておりますけれども、そのうち市内では3橋の耐震性が確保されておられません。池の側橋とか、辺法寺橋とか、安知本橋でございます。今年度は、緊急輸送道路にかかる橋梁耐震事業として、池の側橋の詳細設計を進めていただいております。

市道として管理する橋梁は全部で312橋あります。現在進めている道路橋梁耐震は、長さが15メートル以上の橋梁114橋と、緊急輸送道路に関係した橋梁2橋を対象としておりまして、合わせて116橋ございます。そのうち、既に現在の耐震基準に適合していて、耐震補強が不要な橋梁が27橋あります。また、昨年度末までに耐震補強工事が完了した橋梁が17橋ありますので、昨年度末時点で耐震性を確認している橋梁数は合わせて44橋となります。116橋から44橋を減じた72橋が現行の耐震性能を満足していない、また満足していることが確認できていない橋梁でございます。

（発言する者あり）

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今、国交省が管理しておる橋は6橋ということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

県管理、国管理ということで、ちょっと6本、7本というところはまた確認いたしたいところでございますが、それでは、先ほど来からおっしゃってございました、やはりまだ橋に関しては72橋が対象でございます。私どもが言うておる防災、減災のためにも、この辺はしっかりとフォロー

していくと。また、早速県に確認いただきまして、そういうふうな体制が大切ではないかなと思います。

今は大きなインフラの部分でございましたが、2つ目に入りますが、PTAからの通学路に関する改善要望事項、自治会もちょっと絡んでくると思うんですけど、かなり要望としてはたくさん出ておまして、厚みにすると、本当に1束でおさまらないぐらいは毎年拝見させていただいたりするんですけど、以前にも一度お伺いさせていただきました。以前中日新聞にも出ておまして、9月30日、そして11月9日、亀山のこともクローズアップされておりました。こちらでは登下校の子供の交通事故が相次いだのを受けて、文科省、国交省、警察、3省が全国の公立小学校などに求めて、通学路の安全調査というので、危ないと思われる場所の調査を確認したということで、亀山市内には112カ所、11小学校の要望でもあったところを加味しておりますが、既に調査済みの27カ所を含めて、以前、議会でも確認させていただきましたが、対象というのは、見通しの悪いカーブや街灯のない道路のほか、白線が消えかかっている場所等を含むというところでございます。そして、11月に記載されておりましたのは、実際に亀山西小学校の児童は路肩を一緒に並んで登下校しており、PTAや地元自治会が道路の拡張を毎年要望しているが、整備は進んでいないとまで書かれておりますんですが、この辺につきまして、要望事項、またそれに対する件についてお伺いさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

PTAからの通学路に関する要望につきましては、毎年度、各学校、幼稚園単位での要望を亀山市PTA連合会が取りまとめ、教育委員会へ提出をいただいております。それを受けまして、PTA及び学校関係者立ち会いのもと、教育委員会と市、県、警察等の関係機関が合同で要望箇所の現地確認を行っております。そのそれぞれの担当機関が要望に対する対応策や改善策を検討していただいた上で、それぞれの要望に対する回答を教育委員会にいただき、亀山市PTA連合会を通じて各学校、園単位のPTAに回答を行っているところでございます。

今年度は、京都府亀岡市の通学途中の事故を受けまして、先ほど議員が申されましたように、文部科学省、国土交通省、警察庁合同の通学路の緊急合同点検の依頼がございまして、例年のPTAからの要望に加え、各学校から通学路における危険箇所も合わせまして137カ所の報告を受けたところでございます。

内容でありますけれども、市に対する要望が、通学安全灯と歩道橋、カーブミラーの設置、歩行者の通行部分のカラー舗装など60件、県に対する要望が、自歩道、ガードレールの設置、道路の幅幅など38件、警察に対する要望が、信号機の設置、横断歩道、「止まれ」の標示の塗りかえなど39件でありました。

今年度、この中で早期に改善することができるものが、市の関係で23件、約38%、県で5件、13%、警察で11件、28%で、その内容としましては、道路の外側線の設置・引き直し、歩道橋の塗装、横断歩道・「止まれ」の標示の塗りかえなどがございました。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

要望事項につきまして、今お伺いいたしまして、30%から40%未満というところではございますんですけど、こちらのほうがPTA連合会を通じて伝わっていくということでございましたが、改善要望の結果状況、全部が全部生徒まで伝わるかどうかという問題は別としまして、フィードバックをどのようにされていくのかとか、また改善を満たせなかった部分についてもどのように伝えていくのか。この点、2つ一緒にお願ひできますでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

まず、改善されなかった場合の対応についてお答えを申し上げます。

関係機関から、早期の改善が難しいとの回答をいただいた場合でございますが、学校での児童・生徒への安全指導や注意喚起を行うことで対応を行っているところであります。また、場合によってはPTAや地域の皆様のご協力をいただき、危険箇所での見守り活動を行っているところでございます。

回答の周知でございますが、通学路に関する要望の回答につきましては、市、県、警察とも検討結果を文書で教育委員会、亀山市PTA連合会を通じて、各学校、園の単位PTAに回答をいたしているところでございます。

また、要望時にかかわっていただきました各学校、園のそれぞれの自治会長など、地域の方々への連絡につきましては、各単位PTAから行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

連絡は、先ほどのようなルートで行っているというところでございますが、やはり学校によっても、温度差と言うたらちょっと失礼かもわかりませんが、しっかり伝わっている、伝わっていないと。直接教育委員会のほうに連絡が来たりとかいうことはないのか。また、もし来た場合には、どのようなご指導をされているのか、その点、お伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

要望事項の回答事項について、どうなっているのかというご照会を教育委員会にいただいていることはございませんが、通学路の安全確保はとても大切なことから、今後、要望にかかわっていただいた地域の関係者の方々に、通学路の要望の回答がしっかりと伝わり、地域や保護者、学校が一体となって取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

子供とPTAと学校が一体になって、指導、また安全対策について、しっかり導いていただい

というふうなご報告をいただきました。

続きましては市内の道路整備というところがございますが、危険箇所が、学校単位だけではなく、学校の通学路から外れる場合でも、ちょっと危険な場所とか、そういうのがあると思うんですけど、自治会の連合会等、そちらのほうからも要望が上がっていることもあると思いますが、その辺についてお伺いしたい点がありますので、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

毎年、自治会連合会のほうから、市民部市民協働相談室を通じてご要望がございます。それについては、各要望先が多岐にわたりますので、個々にご連絡をし、そこの部署のほうから要望を出していただいております。その結果については、また市民部のほうへ返していただいております。自治会連合会のほうへ戻しておるといふような状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

吸い上がってくるのはそのような形ということはあるんですけど、その中で、今はもう冬になってきて、枯れ草等の部分はなくなってきているんですけど、草が生えることによって、4メートルの道路が草が生えれば、3メートルぐらいになってしまう。7メートル道路が4メートルぐらいになってしまう。そうすると、車が対向できないほどのスペースにもなってしまうということで、非常に草木の問題につきましては、除草の件につきましては、これは時期的なものなんですけど要望が上がってきて、担当部署につきましてはかなり汗をかいていただいているところだとは思いますが、こちらについて、実際自分的には、要望というか、提案的なことの話も個々にさせていただいてはいたんですけど、実際に法的な問題、また地権者の問題、こちらのほうがあるもので、勝手なことはできないというのはもちろんわかるんですけど、ガードレールがあれば、ガードレールの下までは舗装できないのかとか、ガードレールのところでゴムラバーとか、樹脂材でコーティングするとか、そういうふうなこともできないのかということ、やっぱり先ほどのような法的な問題、地権者の問題等があるということでしたが、その辺の詳細をちょっとお伺いできますでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

市内の市道の除草について、ちょっとご説明をさせていただきます。

市道の除草につきましては、集落と集落を結ぶ幹線道路を6月と10月の2回、業者委託で対応をいたしております。

また、市といたしまして、これとは別に2つの事業を展開しております。1つ目は、道路ふれあい月間におきまして草刈りなどの清掃活動を行っていただく自治会に対し報奨金を支出しまして、事業を推進しております。報奨金につきましては、1自治会3,000円が基本となりますが、参

加した1名につき100円を上乗せして計上いたしております。自治会で回収していただいた草などについて、環境センターへ車で持ち込んでいただいた場合は1台につき2,000円を計上し、報奨金としてお支払いをいたしております。今年度の参加自治会は152自治会で1万1,551人の方にご参加をいただいております。報償金の合計は179万7,100円となっております。

2つ目は、市道草刈活動支援事業でございます。この制度は、市道の草刈り活動を行っていただく自治会に対しまして、側面的な援助を行うことにより、道路の美化と愛護精神の高揚、並びに活動の継続を図ることを目的といたしております。その際、草刈り面積に応じて報償金を支給いたしております。今年度は32自治会で約23ヘクタールでございます。報償金が237万5,000円の実績がございます。こういうのがございますんですが、さらなる活用をご期待しておるところでございます。

道路ののり面に草が生えないような対策というお話ですけれども、道路のり面とか、のり肩に防草シートを設置するとか、またコンクリートで草が生えないようにするというような、そういう対策はございますけれども、これには大変多くの費用がかかると。なかなか難しいという状況でございます。のり面の侵食の防止には草や木も一定の効果があるというふうなことも考えておりますし、ただ通学路の歩道の路面は草が生えないような対策を行っているところもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

やはり予算の問題ということで言い切られてしまいましたんですけど、何遍も草が生えて、年2回と先ほど言っておりました6月から10月の間でございますが、全員で、まちの皆さんが出て、道路ふれあいデーとか、いろいろありますが、自分の団地とか、そういうところはやりますけど、ちょっと離れた関係ないところまではなかなか手が伸びないと思います。そういう面につきましては、やはりシルバーさんとか、いろいろ手を使ってやると確かに草刈りが大変やなあ。でも、予算が大変だから、アスファルト、コンクリートができないといいますけど、一回やってしまえば、次から刈らんでもいいんじゃないかなと思うので、そういう予算の考えもちょっと持っていたきたいなどは思っておるんですけど、こちらに県のほうの回答書を一部抜粋させていただいてきたんですけど、草刈りににつきましては、県も予算上、業者への委託による草刈りは困難な状況であります。自治会委託による草刈りであれば対応が可能ですので、ご理解をお願いします。県からして、自治会に、皆さんよろしくね。金がないから、何とか皆さんでお願いしますねというところなんですけど、それについて、先ほども団体でやるときとか、170万とか、237万円の補助も出たり、そういうふうなことは伺ってはおりますけど、定期的に、今後そのような、NPOとは申しませんが、結構しっかり草木が生えてきて、通路が危なくなると、お孫さんを持つ世代の方が非常にパワフルに、わしが刈ってやるという形でやってくさっている方もお見えなんですけど、そういうふうな方をまとめるというか、市として、そういうふうな指導的な、またチームづくり的なことはないのかな。その点をお伺いしたいところなんですけど、ちょっとお時間のところで、その部分につきましては、枯れ葉の清掃対策、こちらのほうも一緒に含めて、非常に緑があったり、イチョウが生えて黄色で景観はよろしいんですけど、そのあたりに住む住民の方は、家の中、また車庫の中いっぱい入ってくるとか、またちょっと雨が降ったり雪が降ると、草の上ののるとす

ごく滑って危険性もあると。そういうふうなこともありまして、草刈り、除草等、枯れ葉の対応について、2つまとめて一緒にお願ひできますか。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

樹木の枯れ葉対策のほうからちょっとお話しさせていただきます。

市道の樹木の枯れ葉対策としましては、街路樹管理委託におきまして、樹木剪定時に処理を行っておりまして、例えば和田江ヶ室線の高木剪定などは11月から12月に行っております。また、路面清掃委託もいたしております、6月、9月、12月、3月、この年4回の清掃作業時に枯れ葉の処理を行っております。

そのほかには、平成24年4月より施行しております亀山市道路環境美化ボランティア推進事業がございまして、これは市が管理する道路の里親のボランティアによる環境美化活動を支援することにより、道路環境に対する市民意識の高揚を図り、市民と市が協働して美しい道路環境の創出を図ることを目的とした制度でございます。今年度参加していただいた団体は、姫垣外苑クラブ、北東部まちづくり推進協議会、きぼうの会の3団体でございます。このような制度を活用していただくことで、市内の環境美化に取り組んでいただければと考えております。

草刈りについては、先ほど説明させていただきました。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

それでは最後に、トータル的に市内の道路の安全対応、先ほどからPTAのこと、お子さんのこととか、また地域の除草作業で、道が狭くなって、草さえなければ事故がなかったとか、タイヤを溝にはめなくて済んだとか、そういうふうな話が私の耳にもいろいろ入っております。

最後に、ここの部分で市長に最終的に伺いたいんですけど、その前に、先ほど部長のおっしゃられていたものはアダプトプログラムとかいう、こういうものに値するものなんでしょうか。そここのところだけ確認させていただいて、後に、市長の全体的な見解をお伺いして、この部分は終わりたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願ひます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新議員のお尋ねにお答えをいたします。

市内の道路の安全対策としての草刈りと管理、大変財政状況が厳しい中でございますが、公としてやるべきものはしっかりと進めていきたいと思っておりますし、先ほど少し部長のほうから答弁をさせていただきました。本当にこの亀山市の地域社会を行政、それから市民の皆さん、団体の皆さん、企業の皆さん、本当にお互いに相互補完し合いながら、全体として環境美化や安心・安全につなげていこうという取り組みも今日までそれは積み上がってきておまして、大きな力であろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、特に今の交通安全対策につきまして非常に重要な案件というふうに私も受けとめておりますので、引き続きまして、関係機関と連携をしながら、強く要望をさせていただいて、課題の解消にしっかりと臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

市長みずからしっかり考えていただくということで、新聞報道等載るような事故が絶対起こらないように、子供たち、また市民をしっかり守っていただける安心・安全の亀山市を構築していただきたいと思います。

この部分は以上でございまして、次に、空き家・空き地についてでございますが、今回は空き家のことについて、危機管理のほうで以前に前田 稔議員が確認させていただいた点があると思うんですけど、ちょっと家が倒れてくるどうのこうのという前の段階の、今回、私の観点でお伺いしたい点がございます。

まず、空き家のことでございますが、どこの空き地か全然わからないとか、またその空き地に何かおられてとか、そういうことにつきまして、非常に迷惑をこうむっておるというお話も市民の方からたくさんお受けしております。その辺につきまして、今回、私がお伺いしたいのは、空き地・空き家の把握されている状況、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

空き家・空き地の現状の把握でございますけれども、各地域で散見されます空き家につきましては、消防本部が平成23年度に実施した調査により空き家の軒数は340軒で、そのうち侵入防止や周囲の燃焼物の除去など、改善指導が必要なものは25軒、そのうち8軒は既に改善をされています。

それと、このような物件以外に、調査以外の物件でございますけれども、把握しておりますのは、複数の部署で受け付けた自治会等からの相談で、空き家、空き地合わせて、平成23年度に6件、平成24年度に10件の情報提供がございます。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

個人的なこととか、個別的な土地は、別にこの場では言っていたかなくても結構なんですけど、情報が6件ございますという内容的なことだけお伺いできますか。苦情の内容と申しますか、そういうふうな。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

平成23年度に情報提供がありました6件につきましては、建物が壊れかけているといったとこ

ろ、それと空き地につきましても、やはり草木が茂っていると。平成24年度には10件の相談がございました。これもやはり壊れかけた家、草木が茂っているというようなことの内容でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

苦情の内容的なことは、細かいところは別といたしまして、そういうふうなものが上がってきたときに、市として対応できる部分、対応できない部分、いろいろあると思うんですけど、今できる部分の対応、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

市民の方から、空き地の青草や樹木の伐採の相談がありました場合、まずは自治会長さんにご相談をいただくということをお話しさせていただいております。自治会で地域の問題として解決をお願いしております。

その上で、所有者がわからない場合につきましては登記簿情報をお伝えし、さらに解決できなかった場合につきましては、市民相談協働室の担当職員が現地確認の上、土地の所有者の方に対して、伐採及び除草の依頼文書を送付いたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

伐採依頼をお願いしているということですが、全く無視されているというのが今の現状で私どもはお伺いしているところでございます。以前にも、これは亀山市のほうから回答をいただいていた空き家の管理についてということなんですけど、こちらのほうに、市の回答といたしまして、十数の自治体が空き家管理についての条例を制定しておりますが、これらの先進自治体の条例制定における効果の情報等を聞きながら、条例制定の必要性について検討してまいりますというふうに市のほうから回答をいただいておりますが、この辺につきましても、時間的なところでちょっと話を先に言わせてもらいますと、近いところでは名張市というところで空き地、空き家の条例がいろいろ出ているんですけど、今回、私がお受けしている物件では、名張市でもちょっと無理かなというような条例の中に当てはまってきます。本来、不法投棄とか、その辺をすると、5年以下の懲役とか、1,000万以下の罰金、これが法人であれば1億になるというぐらい大変なものなんですけど、これもやはり河原とか、何でもない空き地に放ってあるとそういうふうなことが問われるんですけど、自分のところの地所において、近隣にはすごく景観が悪くなるような、そういうもので、これが実態で出てきております。

また、東京の足立区のほうでは、本年10月24日に議会のほうでも認められました。確かに亀山市と足立区と比較してはいけないかも知れませんが、こちらはごみ撤去とか、そういうのに対して100万円まで支援しようというふうな条例が制定されております。世帯数で31万世帯、亀山市は2万弱世帯、人数でいっても67万人ほどの人口と5万弱の人口では、年度の歳出の予算に

おきまして190万円と2,370万円というふうな差は確かに私もわかるんですけど、亀山市として、今後、先ほどのような自治会連合会に回答を出された内容を踏まえて、今どのような動きをされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

現在、議員もご紹介いただきましたが、三重県が立ち上げました廃屋に関する研究会、こちらのほうに亀山市も参画をさせていただきまして、各市町の状況や問題点、対応策等について、県下の市町とともに研究をさせていただいて、検討もしておる最中でございます。内容につきましては、そういった生活環境上の問題、生活安全上の問題に対応するための事例の検討とか、そのような規制措置としての処分のあり方、先発して適正管理条例を制定された市町における効果についても検証しておりますが、諸課題を整理するのに時間を要することが予想されます。平成24年度中にこういう研究会での研究レポートをまとめる計画で進められております。これまで5回の会議を終えたところでございまして、廃屋を対象として研究されてきた成果をもとに、空き地対策とあわせて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

いろいろ条例の中身を紹介したかったんですけど、お時間が押してきました申しわけございませんでしたが、またいつかの機会にご披露したいなと思うんですけど、先ほど危機管理局長からお話しいただきましたように、やはりそのような形で条例についてもいろいろ動いているということ、本当にその辺につきましては、いろいろ情報を得て、我々も動けるのであれば自分自身は動いてみたいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

2番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時43分 休憩）

（午後 2時53分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。

通告では、地域産業活性化についての質問を先に行う予定で、上水道整備については後に行う予定をしておりましたが、順序を入れかえまして、先に上水道整備についてを行いたいと思います。

それでは、通告内容に従い質問します。

上水道整備について、インフラ整備の観点から質問したいと思います。

通告では、現状についてと今後についてと分けて質問する予定でしたが、あわせて行わせていただきます。

亀山市も、他の市町と同様に少子・高齢化が進み、企業も以前ほどの活力もなく、雇用も冷え込み、一時は5万人いた人口も今では5万人を割るようになってきました。

亀山市のこれからの課題として、人口、税収入の減少、少子・高齢化への対応など、さまざまな問題を抱えております。こういった環境の中で、インフラ整備、特に上水道整備についての質問をします。

私がサラリーマンだったころの話ですが、事業の拡張を検討したとき、工場内には拡張の余地がなく、亀山市内という条件で探した結果、たまたま知人の所有地を候補地として選び、検討を進めていったことがあります。結果的に事業の拡張は諸般の事情により行われなかったのですが、知人の所有地の前にある道路には上水道が整備されてなく、近くの上水道管が整備されている道路から自前で引いてこなければならぬとのことでした。企業であればそれも可能かもしれませんが、個人で標準的な収入の方なら、自宅の建設は考えられても、上水道工事費の負担があるとなれば断念する方も出てくる可能性もあると思います。

市の幹線道路である和賀白川線、野村布気線の整備は進んできていますが、上水道管を布設する計画はないと聞いております。こういった道路が整備されれば、道路周辺には企業や個人など民間の動きが出てくると考えられますし、そうでなければ、亀山市の活性化計画もないと同じように感じられます。

それでも、従来どおりの方法で上水道管の布設は民間で行わせるのか、まず市長からお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

水道事業等々についての先行投資の考え方について、従来の方針を変更してはいかかかということでございます。お尋ねの水道事業への先行投資の考え方ではありますが、水道事業は、その施設に先行投資を行って数年後の料金収入でその費用を補う、いわゆる先行投資型の事業であるということでございます。そのため、今お触れいただいたような路線上の開発等の担保が、民間開発等の担保が確保できない事業の展開を先行的にして、必要以上に設備投資を行いますことは余計な維持管理が発生するなど、その事業自体の経営を圧迫して、最終的には水道料金にはね返って、ユーザーの方の負担の増加につながるということも予想されるところでございます。

そういうことを考えますと、本当に従来の方針、それから現在の亀山市の置かれた社会経済情勢、先行き不透明な中で民間の活力については、少し冷え切っておるという状況は認識をさせていただいておるところでございますが、その水道事業等々につきまして、従来の方針を変えて、先行投資を進めていくという考え方につきましては現時点では非常に難しいものというふうに考えておる

ところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

水道事業は、独立採算制の水道会計に問題があるのではないかなというふうに感じておりますが、住民にとって死活問題になるような大切な事業が、一般行政と同じように扱われないという点が私は問題だと思っております。水道事業においても、将来、例えば住居地域や商業地域など、企業や個人住宅の建設が見込まれる地域などにおいては、やっぱり一般会計から出資や増資を行って、企業の進出や個人住宅の建設などに積極的な支援を行っていただければということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、次の質問ですが、参考に、水道管の布設工事費についてお尋ねしたいんですけれども、道路の建設中に上水道管の布設工事を行うのと、道路が完成した後に行う上水道管の布設工事では、1メートル当たりの工事金額としてどれぐらいになるのか、お聞かせください。なお、道路の完成後に行う工事費については、単に上水道管の布設工事費だけでなく、道路を工事前の状態に復旧するまでにかかる費用をプラスしてお示してください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高士上下水道部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

議員ご質問の管布設費用についてでございますが、配水管75ミリを想定させていただきまして布設工事費用として試算いたしますと、道路改良工事の施行時と同時に配水管の布設を行う場合は、概算メートル当たり2万2,000円、現道及び道路改良完成後に配水管布設を行った場合は、舗装復旧費用及び供用開始しておりますので、交通誘導員といえますか、そういった費用が発生してまいりますので、メートル当たり概算2万9,000円となります。道路改良工事と同時に施行したほうがメートル当たり約7,000円、率に直しますと約30%安価になります。また、金額の差額とは別に、舗装等を新しくした場合は3年間の掘り返し規制といった規制もかかる場合がございますので、新設した施工後、配水管等を早期に布設することができない場合もございますので、その点をご理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

そうしますと、工事費だけで約30%が、工事後の道路にやるのより、やる前のとやった後では30%の費用がかかってくるということと、せつかく道路ができて、民家とか工場が建つにしても、3年間経過しないとできないとかいうことになると、やっぱりこれは、一方で住宅をふやしたり、また企業の誘致とか、いろんなことをやっていく上でも問題ではないかと思うんですけれども、この3年間というのは絶対に置かなければいけないのか、また条件が緩和できるのか、その点についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高土部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

3年間の掘り返し規制につきましては、道路管理者との協議によるものというふうに判断をしております。

先ほど私が3年間と申し上げましたのは、縦断的に占有する場合、道路と縦断的ですね。その場合については一応原則として3年間掘り返すことができないと。しかしながら、一方では、水道につきましては個人の生活なされる大事なライフラインでございますので、横断的に引っ張る場合につきましてはこの規制は今のところかからないものというふうに判断をしております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

また、こういう話を聞いたんですけれども、市の上水道管がないばかりに、企業や個人が自己負担して引いた上水道管を後から来る企業や個人が利用しようとする、先に自己負担して上水道管を引いた方の同意が必要であるということをお聞きしました。これがまず事実なのかをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高土部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

給水申し込み時にその他関係者の同意が要ることにつきましては、過去に自己費用で配水管を設置した方の管により新たに給水される方は、自己費用で配水管を布設された方に水圧、水量の影響が生じるおそれがあることから、同意を得ていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、お聞きしたいんですけど、後から来た人というのは、先に自己負担して上水道管を引いた方の同意が必要ということなんですけれども、こういうような話し合いの場には、市が両者の間に入って、同意を得るようにしているのか、それとも当事者同士での話し合いになるのか、その辺のところをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高土部長。

○上下水道部長（高土和也君登壇）

そういった配水管から新たに給水をされる方につきましては、当事者同士でお話をさせていただくといったことで同意を得ていただいておりますというふうに理解をしております。市はその中には入っていないといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

この当事者同士の話し合いでも、必ずしも同意が得られないというケースもあるかと思うんですけども、そういう場合でも、あくまでも両者の中に入って解決するような方法を探るかというようなことはやっていないのかどうか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

現実としまして、そういったところで同意が得られないといったところで、新たに管を布設するといったところにつきましては、市のほうも、一部市の費用、または新たに給水をされる方の自己負担とともに、その周辺の土地利用等への影響も考えまして、市の費用を合わせて、土地利用を合わせまして改良させていただいておるといったところもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

そうすると、同意が得られないとか、そういうようなケースには市のほうで引いていただけるといような話だというふうに聞こえてきたんですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

市のほうのお金でということではなくして、市のお金も合わせてという意味でございますので、当然個人負担は発生してくるものと。また、そういった土地利用が図れる地区については、個人さんが希望されている関係よりも大きい関係のことになりますもので、そういった費用は市のほうで持たせていただくといったことでございます。ですから、個人の負担も必要でございますし、またそれ以上の関係については市の費用を出しているところもあるといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それは、あくまでも同意を得た上でないと工事ができないとなると、今の話は、同意を得た後の話だと思うんですけど、同意が得られない場合はどうするかという話なんですけど、それについて、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

暫時休憩します。

（午後 3時11分 休憩）

（午後 3時19分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

申しわけございません。過去に自己費用で配水管を設置した方の管より新たに給水される方は、その人の同意が必要でございますので、書類上、どうしてもその方の同意が必要といったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それが法的に要るものであれば、どうしても同意を得なければいけないということになると思うんですけど、もしそうなったときでも、当事者同士に任せるといえるのでは進展がないと思うんですよ。そういったときには、私はやっぱり市が中に入ってやるべきだと思いますし、もし同意が得られないということになったときには、じゃあもうその先に布設した方の同意を得ずに、その先へ戻って、亀山市の配管から、じゃあうちへ直接引いてくれということが起こるとも限らないわけですよ、費用がかかってもいいからと。そういうことをやっていたら、どんどん同意が得られなきゃ、亀山市の道路の下は水道管でいっぱいになるような可能性もあるじゃないですか。その辺のところ、法的に要るものか要らないものか、まずはっきりさせていただきたいと思います。時間の都合もありますので、できるだけ早くお願いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

高士部長。

○上下水道部長（高士和也君登壇）

同意が得られない場合にどうするのかと。また、新たな管を市道に布設するのかといったことでございますが、そういった場合につきましては、個人の申込者の費用と、またさきに申しあげました市の費用を一部合わせまして、新たな管を布設していくといった方法で今現在進めております。

こういった同意が必要な配水管の解消につきましては、今現在、公共下水道事業、並びに農業集落排水事業に伴い配水管改良工事を行っている箇所や、給水者の自己負担と、先ほど申しあげました市の費用負担を合わせて、都市的土地利用へ転換を図れる地区についても改良を行っておりますことから、年々減少している状況でございます。

法的根拠につきましては非常に曖昧な点がございますけれども、法的根拠につきましてはないようにも伺ってはおりますけれども、今までの過去の経過・経緯も含めまして、このように関係者の同意を得ているといったところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

余り自信のない答えのような気がしますけれども、法的には要らないというお答えでしたので、そのようにお伺いして、これについてはまた委員会等で詳しく聞きたいと思ひまして、次の質問に

移ります。

次に、地域産業活性化についての質問ですけれども、このたび企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく三重県亀山地域の基本計画として、亀山地域産業活性化基本計画が出ました。この亀山地域産業活性化基本計画の中で確認しておきたい点がありましたので、今回確認させていただきたいと思います。

なお、委員会の今期のテーマと重なるような気もしているもので、できるだけ差しさわりのないところで、言葉の意味等についてお伺いしていきたいと思います。

まず最初に、自動車等輸送機械関連産業の集積という中で、当地域の製造業の下支えとなっている既存企業をベースとした輸送機械関連企業の技術躍進を推進するとともに、電気自動車、燃料電池車等の次世代自動車や航空宇宙関連企業の誘致及び集積を図るとありますが、既存企業をベースとした輸送機械関連企業の技術躍進を推進するという点で、具体的な亀山市の取り組み内容があれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この亀山地域産業活性化基本計画は、当地域の特色を生かした産業集積や既存企業の事業高度化の促進による地域産業の活性化を目的といたしまして、三重県と共同により策定をいたしましたものでございます。このため、この計画には、三重県及び亀山市のほか、当地域の産業活性化に向けた取り組みを行います関係機関の取り組みも含まれているところでございます。

ご質問いただきました輸送機械関連企業の技術躍進の推進に関してでございますが、当地域には多数の自動車関連企業が幅広く立地しておりまして、本計画では、自動車等輸送用機械関連産業を今後より一層の産業集積や事業高度化を目指す指定業種の一つということで位置づけをしているところでございます。

自動車関連企業では、軽量化や省エネ化に向けた新たな素材利用や加工技術の確立に加えまして、電気自動車などの次世代自動車の普及に向けた新たな事業展開により、技術の応用や革新が迫られているところでございます。

ご質問の輸送機械関連企業の技術躍進の促進に向けた具体的な取り組みでございますが、県内では、昨年度より三重県と三重県工業研究所が連携いたしまして、自動車の軽量化、省エネ化などにつながります基盤技術の高度化を目的として、新たな素材、加工技術、設計技術などに関する研究会を設置いたしまして、県内企業を対象といたします研究会活動を行いますとともに、自動車メーカーや自動車部品の1次メーカーと県内企業との商談会などを進めておりまして、当市に立地する関連企業の方々にもご参加いただいております。

三重県では、この取り組みを引き続き進めるとともに、亀山市といたしましても、県や支援機関と連携を密にいたしまして関連企業への確な情報提供を行い、関連企業のさらなる成長につなげてまいりたいというところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの答弁をお聞きしておりますと、関連企業への確な情報提供を行うというようなことだけが亀山市の事業になっておるような気がして、ちょっと残念な気もするんですけども、それでは、現在、どのような方法で関連企業への確な情報提供を行っているのか。また、今後について、どのように新しい取り組みを考えておられるのか、この辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、亀山市では直接情報提供というのはしてございませんでして、三重県が直接企業さんに対して案内をしているという状況でございます。しかしながら、今後、亀山市といたしましては、商工会議所と連携をいたしまして、会議所の持つネットワークを活用いたしまして情報提供を呼びかけていくというふうに考えております。また、新しい取り組みといたしましては、技術を紹介する企業展への出展の支援、企業間交流の促進などを考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、続きまして、人材の教育と確保に関する事項の中の高度人材の育成についてお伺いしたいと思います。

企業研究支援機関、高等教育機関の連携を進め、物づくりの技術力を支える人材の育成や企業の確な人材確保を支援するとしておりますが、ここで言う高度人材というのは、どういう人材なのか。また、研究支援機関、高等教育機関とは、具体的にはどういった機関なのか、お聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、高度人材でございますが、専門的な知識、技術を生かして、市場開拓や技術開発などを行う方などを指しておるものでございます。

また、具体的な機関につきましては、三重県産業支援センターや高度人材センター、三重県工業研究所といった県の支援機関や鈴鹿工業高等専門学校などでございます。これらの関係機関が産業界と連携いたし、セミナーの開催、研究者の派遣などを行いまして、人材の育成を図るものでございます。

また、亀山市といたしましては、市内企業にこれら支援機関の取り組みの活用を促し、中小企業等に求められる人材の育成・確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

どんどん走ってまいりますけれども、3番目に、その他の円滑な企業立地及び事業高度化のため

の事業環境の整備に関する事項の中で、企業アドバイザーの設置として、本計画に掲げる産業の集積や地域産業の活性化を促進するため外部から専門家を雇用するなどして、定期的な企業訪問による企業ニーズの把握や企業と連携機関との仲介など、総合的な企業支援を行うとありますが、これまでの三重県及び亀山市としての取り組みと今後の計画についてお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市といたしましては、技術革新や人材育成に加えまして、販路拡大や経営基盤の強化など、多岐にわたる中小企業等の経営課題に対応するために、企業アドバイザーを設置することによりまして、専門的な見地からのアドバイスやビジネスマッチングの促進、必要に応じまして、支援機関や各種制度の紹介といった総合的なコーディネートを行う必要があると考えているところでございます。

三重県では、三重県産業支援センターにおきまして、専門家による相談、派遣事業を実施しております。亀山市におきましては、昨年度から商工会議所と連携をいたしまして、中小ものづくり経営革新事業において専門家による相談会を実施し、個別の事業者支援について行っているところでございます。

また、今後はこれらの制度のさらなる活用、拡充や企業アドバイザーの設置などによるコーディネート機能の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

内容的にはよくわかったんですけど、商工会議所と連携をとって、この事業につきましては委託ということになっておりますけど、情報を流すとか、委託とか、そういった内容がほとんどで、亀山市としての独自の取り組みというのを今後考えて進めていっていただきたいと思います。

次に、亀山市産業振興奨励金についての質問に移ります。

市内に事業所の新設、増設、移設を行う企業に対し奨励金を交付するというもので、その奨励措置の対象事業として、物品の製造にかかわる事業、物流機能を有する保管施設事業、その他、規則で定める事業などが定められております。そして、その奨励措置対象条件として、事業者区分、立地区分、投下固定資産総額、新規雇用者等の条件がありますが、新規雇用者等について、どういう意味なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

産業振興奨励金の奨励措置対象条件といたしまして、新設、増設、移設に伴います新規雇用者等の数を規定しているところでございますが、この新規雇用者等とは、奨励対象となる事業所の新設、増設、移設に伴って新たに雇用する者でございまして、これは新規に採用された者及び市外のほかの事業所から異動によって配属された者を言うものでございます。ただし、中小企業の増設、移設

につきましては、増設、移設した事業所で雇用する者を言うものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

以前、サラリーマン時代、この制度を活用して、事業というか、事業所の移設等を考えたことがあったんですけども、その検討段階で、新規雇用者等というのは、どうしても新規の卒業者を採用するとか、その辺の条件にしかとれなかったように感じて、この点がちょっとひっかかったところを覚えております。

市内に事業所の新設、増設及び移設が行われたとしましたら、立地等による固定資産税とか、また亀山市内に住んでいただければ、住民税とかいろんな増収が見込まれますが、新規の採用が、逆に人数が規定の人数に行かなくても、そこに事業所が活動する限り、雇用は後からでも必ずついてくるというふうに思います。この奨励措置に対する対象条件を人数等についてはもう少し緩和するなど、今後、柔軟な制度とする考えはないのか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新規企業の立地でありますとか、市内立地企業の活性化については、やっぱり雇用の確保、それから地域産業経済の振興、市税収入の増加等による市の財政基盤の強化など、さまざまな面で大変重要な本市の政策課題であるというふうに認識をいたしております、特に雇用の確保ということは、その中でもより重要であるというふうに考えておるところであります。

今、奨励金の制度自体の要件緩和も含めて、どうだというご提案でございますけれども、市内におけます企業活動の維持、活性化、新たな事業展開を誘発、促進でき得る、より効果的な支援制度となりますよう、要件の緩和等も含めて、現在検討しておるところでございますが、さらに研究を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ぜひ市民にとって有利なように事が運べるようなことについては柔軟な対応をしていただきたいと申し添えて、次の質問に入らせていただきます。

次に、環境保全に関する事項に関しての質問です。

地域における防犯活動への協力の中で、事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行うとあります。この中で、ちょっと読んでいて感じたのは、まず活動に必要な物品とはどういったものなのかというのと、ここで言う事業者とは、単なる企業の事業主なのか、それとも自治体も含んだ意味で言っているのか。また、3つ目には、なぜまた事業者が負担しなければならないのかという、以上の3点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

計画書におけます地域における防犯活動への協力に関する記載につきましては、この計画書のもととなります企業立地促進法に関する基本方針及び実施要領におきまして、工場周辺の環境の保全など、地域社会との調和への配慮などについて計画書に具体的に記述することというふうに定められておりますことから、三重県警察本部とも協議を行いまして、県内の各地域の計画書と共通した文言で記載しているところでございます。

ご質問いただきました事業者等が提供する防犯活動に必要な物品についてでございますが、地域住民等が行う防犯活動時に使用する被服やライトなどがそれに当たると考えております。

また、提供を行う主体でございますが、事業者等と表現してございますが、この事業者等には、事業者のほか行政も含んでいるところでございます。したがって、事業者の方だけの負担ではなく、行政も負担する場合もあるというようなところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

私を感じるのは、今現在、亀山市にある企業は、大なり小なり地域の活動にはこれまでから協力してきておると思っています。そう思いながら、こういうような文書を見たときに、何かやっていない企業でもあるのかなというような疑問も感じたもので、今回質問させていただきました。

続きまして、最後の質問なんですけど、犯罪捜査への協力等ということで、事業者等は、事件、事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い、新たに必要となる警察活動に要する経費を措置するとありますが、捜査活動など犯罪捜査に協力するのは事業者だけでなく、日本国民として、個人でやることも当然のことと思いますが、事業者は、企業立地を通じた産業の集積に伴い、新たに必要となる警察活動に要する経費を措置するという中の記述にある「警察活動に要する経費を負担する」という意味ですね。これについては、どういう意味なのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

犯罪捜査への協力等に関します記述につきましても、先ほどご答弁させていただいたように、実施要領におきまして、犯罪及び事故の防止、並びに地域の安全と平穏を確保するために効果を有する取り組みについて記載することというふうに規定されておりますことから、事業者等は、必要となる警察活動に要する経費を措置すると記載させていただいているところでございます。

この事業者等には三重県も含みますことから、警察活動に要する経費については、三重県が警察本部に関する予算措置を行うということでございます。また、この表現も県内の各地域と共通した

記述となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、これで質問を終わりたいと思います。いろいろお騒がせしました。

○議長（櫻井清蔵君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時45分 休憩）

（午後 3時54分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

今回は、大きく2点についてお尋ねします。

1点目で、平成25年度の予算編成について。まず、その中で、予算編成の基本的な考え方と目指す方向性ということで、現在、来年度予算編成に向かって、各部局からの予算要求があり、見積書も出されて、部長間の査定、そのうち市長査定と、そういった順序を踏んで、当初予算が内示されて、復活予算等々もそういった流れで着々と準備作業が進められている現状だと思います。また、ほぼ大枠がある程度決まっているところだと推察するところでございます。

来年の2月で市長の任期が切れるということで、市長選がある場合は骨格予算が通例と、そのように聞いておりますが、今回は骨格予算にするのか、それとも通常予算にするのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度、来年度の一般会計当初予算につきましては、現在、年間総合予算として、標準予算と政策予算に区分し、積み上げ方式により予算編成作業を進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今の答弁では、骨格予算でないと、そのように理解してよろしいの。そういうことですか。確認でちょっと言わせてもらいました。

確かに首長の交代が想定される場合は骨格予算ということですが、今回の場合は通常予算と、そのように理解させていただきます。

当亀山市におきましては年々税収が落ち込んでいるのが現状でございます。限られた財源の中で諸施策を実施していくために、行財政を取り巻く厳しい状況を十分認識しながら、従来にも増して施策の厳選、徹底して事業の必要性を十分精査する必要があると考えます。しかしながら、コスト削減と事業の廃止等にばかり重点を置いておけば、市の発展や活性化にもつながらず、その辺のバランスが大変難しいところだと考えます。

そこで、現時点の平成24年度予算を大きく捉まえて、今度の平成25年度予算の基本的な考え方と目指す方向性についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

昨今の経済状況につきまして、世界景気の減速などを背景といたしまして、大変弱含みの動きとなっております。この流れは当面続くものと予測がなされておるところでございます。

本市におきましては、市税の減収に加えて、人件費、扶助費、公債費の義務的経費の増加によりまして、厳しい財政状況が続くものと見通しておるところであります。

このような中での平成25年度の予算編成の考え方でありませけれども、これら情勢の変化に的確に対応しながら、第1次総合計画の実現に向け、後期基本計画を着実に推進するとともに、財政の健全化に向けた選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質の維持向上をする施策、事業の優先など、限られた財源を有効かつ適切に活用することといたしておるところであります。

つきましては、この厳しい財政状況に職員一人一人が危機意識を持って、重点的事項として掲げました第1次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な推進、中期財政見通しの整合の3点に基づいて予算編成を行うとして、バランスのある予算編成の作業を現在進めているところございまして、将来の亀山市を見据えた安定的かつ持続可能な健全財政に努めてまいらなくてはならないと、このように考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。昨年の当初予算編成方針と余り変わっていないように少し理解させていただきました。後期基本計画を着実に推進すると、そのように理解いたしました。

ところで、前回、市長は、4年前ですけど、マニフェストを掲げられ、ちょうど4年近く経過したわけでございます。4年間やってこられたということでございます。今後、来年から向こう4年間、ローカルマニフェストといいますか、政権公約、今盛んに選挙で各党が出しておるようなものがございますけど、今後、向こう4年間に向かって、市長はマニフェストを作成されるおつもりがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

10月19日にこの4年間のマニフェストをレポートという形で総括をさせていただきました。この総括を踏まえまして、現状の課題や変化、これをしっかり認識させていただいた上で、新たな政策公約、マニフェストを作成してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。時期はわかりませんが、きちっとマニフェストをつくられると、そのように理解させていただきました。期待して待っております。

それと、マニフェストのことですが、たとえ無投票当選、どうなるかわかりませんが、市民との契約という形で選挙があるか、その辺はあれなんです、マニフェストをつくる、そういうことは非常に大切なことであると、そのように思います。市民から、市長、あるいは行政が何をやっているか、いろいろ見えやすいこともあります。やはりつくるとは大変重要なことだと思います。

次に行きますが、予算規模の概要についてお尋ねしたいと思います。

現時点での予算総額につきましては、まだ完全に把握しにくいと、そのようには思いますが、わかる範囲で、今年度に比べ、次年度、平成25年度の予算規模の概要について伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

来年度の予算規模でございますけれども、現在、標準予算の要求を受けたところでございますので、平成25年度の予算総額といったものは把握し切れていない状況でございます。今後、本格的な予算編成作業に入ってまいります、中期財政見通しでお示しをしております平成25年度の歳出の予算額217億4,500万円でございますけれども、これを基準として、市税収入はもちろんのこと、国政の動向も十分注視しながら予算編成を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。今の時点では、まだ把握し切れてないと。ただ、217億近い予算だろうと、そのように理解させていただきます。

次に、財源の配分ということでございますが、昨年もシーリングのこともちょっとお尋ねしたんですが、それについてお尋ねしたいと思います。大変厳しい財政状況のもと、中・長期的な展望のもとで、全ての事業を一旦ゼロベースに見直すことも必要なことだと考えますし、また歳出全体の徹底した洗い直しをすることも必要と。また、行革大綱の改定版にも書いてありますように、行政評価、また事業仕分けをツールとしながら、事業の見直しを行うとともに、各部でシーリングを実施すると、そのような表現がございました。今回、どのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成25年度の当初予算におけます標準予算の目標額の設定につきましては、一律に削減をするといったものではなく、過去の決算額や事業の精査、また省エネルギー対策などを踏まえた上で基準額を設定いたしまして、財政構造の硬直化を招く大きな要因となります標準予算のうち、経常的な経費につきましては、前年度、平成24年度、本年度でございますが。これに対しまして、約3億円の削減目標を設定いたしまして、部単位で目標達成に取り組むことといたしてございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。削減目標を決めると、そのように理解しました。

高度成長期のときのように、自然増収により余裕があった時代と財政構造が現在かなり異なっている今の状況下で、一律カット方式とか、そういうことや、シーリングにおいては各部署の優先順位を求められるんだと思いますし、小さなセクションではなかなかシーリングも難しいと、そのようにも思います。やはりその標準予算において、特に今言われましたんですけど、削減目標を決めて設定していくと、そういうことは大切なことだと理解しました。

次に、先ほどから標準的予算とか、いろいろな表現が出たわけでございます。そういった中で、標準的予算と政策的予算とが分類されておるわけでございますけど、歳出構造の刷新といった面からも、平成25年度予算編成に当たって、標準予算と政策予算との当局の考え方について伺いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

来年度、平成25年度の標準予算と政策予算の考え方でございますが、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、財政構造の硬直化を招きます大きな要因となります標準予算のうち、経常的な経費につきましては、目標を設定いたしまして、削減に努めております。

このほか、各施設の営繕工事や扶助費など、標準予算の規模が膨らむ要素が多にある中で、中期財政見通しとの整合を図りまして、標準予算の額が全体のおおむね80%ぐらい、第1次実施計画事業を予算化した政策予算でございますが、これがおおむね20%というふうに考えておりまして、それに沿った予算編成を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

確かに政策予算が年々減っていくというのは仕方ないことだと考えます。後期基本計画の具現化というのは、大変必要だと考えておりますが、こういった厳しい財政状況の中、政策的経費については、市長が先ほど言われました選択と集中の徹底によりまして、めり張りのきいた予算編成が必

要だと思えます。

歳出の規模を歳入に見合った規模にする、よく言う均衡財政といいますか、今、世間でも言われておりますプライマリーバランスということを確認すべきと、そのように考えます。また、弾力的で強固な財政基盤を開拓する努力も今後は必要なことだと考えておるところでもございます。

次に、議会からの提言の尊重ということについて、少しお尋ねしたい。

本年度も各常任委員会よりいろいろ提言書が提出されているところでございます。その内容を十分しんしゃくし、実施できるものは可能な限り予算に反映されたいと、そのように考えるところでございますが、お考えを伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

各常任委員会からの所管事務調査報告から、本年度、平成24年度におきましては、安全・安心なまちづくり、子育て支援、これからのごみ処理のこの3点につきまして提言をいただいたところでございます。

平成25年度、来年度の予算編成に当たりましては、これまでの議会からの提言につきましては、その趣旨を十分検討の上、的確に対応するよう各部長に対しまして通知をいたしておりますので、反映できるものにつきましては、予算化をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。1年間、各委員会で各委員さんが一生懸命つくった提言書でございますので、反映できるものは反映していただきたいと、そのように要望するものでございます。

次に、平成25年度、来年度でございますが、税収の見込みについてお尋ねします。

平成25年度もことしと同じように減収だと考えるところでございますが、ことしに比べまして、税収の見込み、現在どれぐらいの予測を立ててみえるのか、伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成25年度の市税収入の見通しでございますが、主要な税目のうち、個人市民税につきましては依然として厳しさが残るものと思われ、個人所得の伸びは見込めず、平成24年度当初予算額に対しまして、横ばい、もしくは減少と予測をいたしております。

法人市民税につきましては、本年度企業の決算状況から大幅な減少となったところでございます。現在、主要な事業所50社に対しまして決算見込み額調査を実施しておりますが、現下の経済情勢が続くとした場合、平成24年度当初予算額に対しまして大幅に減少すると予測をいたしております。

固定資産税につきましては、土地・家屋が評価がえの翌年度であることから、土地は横ばい、家屋は前年中の新築、増築分の増加を見込んでおります。

また、償却資産につきましては、平成21年度をピークに新規設備投資を既存資産の減価償却が

上回り、右肩下がりで推移しております。

現在、主要な事業所32社に対しまして、平成24年中の資産増減調査を実施しておりますが、一部報道では液晶関連企業の大型投資がなされると報じられております。この投資が見込まれますことから現有資産の減価償却は進みますが、一旦下げどまりすることが予想されます。

このようなことから、現段階では、現在の予算額約102億円を下回らないものと予測いたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

やはり来年も減収になるんじゃないかと、そのようなことでございます。予算の部分は確保できるかなど、そのように理解させていただきました。

一般の平成23年度の9月の決算委員会等々でございました決算状況からもわかりますように、市税、国保とも大幅に減収となっております。また、滞納繰り越しも増加して、特に外国人や市外の方々の滞納もかなりふえているということが前回の決算委員会でも理解させていただいたところでございます。

こうした大変厳しい中、平成25年、来年でございますけど、収納対策の強化策、また滞納対策に関する、何か特別な方策か、考えるものがありましたら、伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

収納率向上に向けた対策といたしましては、財産調査の強化を図り、納付催告の方法も、文書催告、電話、訪問など多面的に実施いたし、適切な滞納処分を行ってまいります。

なお、納付できる資力がありながら、行政不満などの理由により納付しない方、催告などを行っても納付の意思が得られなく、相談にも応じない誠実性のない方は市税納付の公正公平性の観点からも、滞納処分について厳正に対処していかなければなりません。こうした滞納者には、法令に基づく預貯金調査を初めとして、各種財産調査を実施いたします。特に累積滞納事案につきましては、滞納額減少のための不動産公売による差し押さえ財産の換価や預金差し押さえなどを促進、強化し、県の地方税管理回収機構への移管についても、市の滞納整理等判定委員会で検討の上、積極的に行い、累積滞納事案の解消を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、近年、外国人の所在不明により不能欠損となる事案が増加しておりますことから、実態把握のため、転居先市町村への照会、調査を的確に行い、迅速な市税徴収を行ってまいりたいと考えております。

一方で、本人や家族の病気や失業、家庭事情等に伴う借金など、何らかの事情で納税の意思がありながら、納付が困難な納税者をきちんと区別する必要がございます。こうした方々には、電話や窓口での納付相談において分納などの納付可能な方策を検討し、早期に滞納が解消できるよう丁寧な対応に努めてまいりたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。いろんな方策をとってみえるということ、理解しました。

市のほうでは、滞納処分判定委員会ですか、そういうのを立ち上げられてやってみると。とにかく年々増加する収入未済額の解消を目指して、例えばここまで滞納がふえたりする中で、収納対策プロジェクトといいますか、収納対策本部のようなものを立ち上げて、市税等の収納向上計画、例えばアクションプランとか、そういうのですね。他市町村でもかなりこういったことを立てているところも多いと聞いております。亀山市も、収納に関して、その序列は先般確認したんですけど、県内ではかなり上のほうと聞いておりますけど、やはり今後、これだけ滞納がふえた中では、プロジェクトチームというか、そういうのも今後は立ち上げて、本格的に滞納を解消していくと、そのような方向性も大事だと思うんですが、それについて、お考えを伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

収納対策プロジェクトなど設置の考えはというようなご質問でございます。本市では、収納対策の強化として、外部の専門員を委員とする、先ほどもご紹介をさせていただきました亀山市滞納処分等判定委員会を設置いたしております。この委員会では、市税や保育料などにかかる高額滞納や相続関係困難事案等の滞納処分方法の決定や三重県地方税管理回収機構への移管判定、不能欠損に関する事などについて協議、検討を行っているところでございます。

また、市税徴収の基本方針として、徴収年間計画表を作成し、徴収業務の進行管理を図り、滞納処分件数や滞納徴収額及び収納率等については成果目標値を定め、進捗状況の管理を行っております。

そのほか、本年度は市税以外の市が保有する私債権の未収金について適正管理を行うため、亀山市の私債権の管理に関する条例を制定し、現在、その運用に努めております。

毎年累積する滞納市税の解消に向けて、今後も亀山市滞納処分等判定委員会や三重県地方税管理回収機構を有効活用し、効果的な市税徴収を行ってまいりたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

収納率の向上やら滞納対策の難しい面も多々あると思いますけれど、例えば不能欠損になる前に、早期に納付交渉を行うことも必要だし、催告書の発送回数もできたらふやすのも一つの方法だと思います。ほかにも、先ほどいろいろご答弁もあつたんですが、方法としてはいろいろあると考えます。例えば早期滞納の電話催告、これもされているようです。口座振替の加入促進や特別徴収の推進や差し押さえの強化、公売の実施やら、近ごろではインターネットの公売も聞いておると思います。これは亀山市はやってみえないようなことを聞いていますけど、財産の換価も進め、滞納市税の充当を行うと、そういうことが大変重要なことだと思います。こういった方法は、いろいろ市としてもやってみると考えますが、当市にとっては収納率の向上と滞納対策というのは急務でございます。こういったことを強く認識していただきまして、今後は何らかの強い対策を前向きに検討

していただくことを要望しておきます。

次に行きます。大きく2つ目の行政改革大綱についてでございます。

今回、行政改革大綱でございますが、本年10月に改定されました。また、後期実施計画書も提出されたところでございます。以前も少しお尋ねしたこともあるんですが、今回、改めて質問するわけでございますけど、いただいた行革大綱の改定版を読ませていただきました。そういったところからいろいろわかったところでございますが、全体の骨格部分についてはほとんど変わっていないように理解しました。市として、ここだけは改定したというポイントがあれば、お尋ねしたいと思います。

また、後期実施計画についても、検討しますとか、推進するとか、抽象的な表現がほとんどだと、そのように理解しました。具体的な取り組みが示されてなかったような感じがいたしました。検討とか推進、「検討」というふうな言葉は官僚用語では「やらない」と、そのように理解しております。そういった中で、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行財政改革大綱の改定について2点ほどご質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

亀山市行財政改革大綱におきましては、行財政改革の施策、取り組みが有効に機能しているかとの観点から、検証、見直しを行ったものでございます。その結果といたしまして、大綱の目標、政策、基本方針などの骨子については、その方向性を修正するものではなく、さらなる行財政運営の強化の必要性があることから、現在の取り組みについては、実効性を高め、また新たな取り組みを取り入れるなど、改定をいたしたところであります。

大きく3点ほどございまして、1点目につきましては、総合計画と行財政改革大綱のそれぞれの役割について、より明確にいたしました。市民サービスの向上など、財源を必要とする取り組みについては総合計画で推進し、資源の有効活用や新たな財源を必要としない取り組みについては、行財政改革大綱で推進していくというものでございます。

2点目につきましては、マネジメントシステムの充実と有効活用における主な事業といたしまして、施策評価の実施、事務事業評価の範囲の拡大を追加いたしております。施策評価の実施につきましては、現在、市では、個々の主要事業の評価は行っておりますが、個々の事業から構成する施策についての評価は行っていないため、新たに施策評価を実施するものでございます。事務事業評価の範囲の拡大につきましては、主要事業以外の事業にまで範囲を拡大して評価を行うものでございます。

3点目は、財政改革の基本方針の目標であります。改定前におきましては、平成26年度における財政収支の均衡、20億円の財源不足の解消となっており、平成23年度から平成26年度までの4年間で毎年5億円ずつ、20億円を削減するという数値目標を掲げておりました。しかしながら、歳出規模全体を抑制することに注視するよりも、一般財源ベースでいかに歳出を抑制していくということが重要でありますことから、今回の改定に際しましては、数値目標は設定せず、歳出構造の刷新、歳入改革の推進による財源不足の圧縮、行財政体質の革新と変更をいたしたところで

ございます。

この行財政体質の革新とは、市税収入の減収などのさまざまな変化に的確に対応できる強靱な行財政構造を確立するために職員の意識改革を図り、現在の行財政体質そのものを変革していこうとするものでございます。以上が3点の主な改正点でございます。

続きまして、後期実施計画で「検討します」とか「推進します」などの抽象的な表現にとどまっておるというふうなご指摘ではございますが、平成22、23年度の前期実施計画におきましては、平成24年度以降の本格的な取り組みに向けて、取り組み内容を検討したというふうな事業が多くございましたが、後期実施計画におきましては、極力こういった文言を避けて、事業の実施に向けた具体的な年度計画の策定に努めたところでございます。一例といたしまして、受益者負担の適正化の部分を見ていただくと、見直しの要否を決定する年度を設定するなど、期限を定め、計画的な実施に向けて取り組んでいくものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

3点に丁寧にご答えていただきまして、ありがとうございます。その3点が重立ったところと、そのように理解させていただきました。

今回の行財政改革大綱についても、市民の方々に対しましてパブリックコメントを行われまして、2件の意見公募があったと確認しております。また、その2つの意見もこの大綱の改定には反映されなかったと聞いております。そういったところから、これまでずっとパブリックコメントはいろんな事業に対してやってみえたと思うんですが、わかりましたら、これまでの実績とその反映状況をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

これまでの実績でございますが、亀山市のパブリックコメントにつきましては、市民の声を市政に反映することで、市政の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その声に込められた思いを実現する仕組みとして策定いたしました亀山市市長部局におけるパブリックコメント手続に関する指針に基づき、平成19年度から実施いたしましたところでございます。

この実績といたしまして、平成20年1月に亀山市男女が生き生き輝く条例案など、3つの案件についてパブリックコメントを実施したことが最初となります。これ以降、平成24年11月までの間に市の基本的な政策を定める計画や市の基本的な制度を定める条例などを対象としてパブリックコメントの手続を実施し、その件数は、計画が32件、条例が14件の合計46件となっております。これら46件のうち21件、45.7%、おおむね半分の案件に対して、延べ179名の方から850件のご意見をいただき、そのうち223件について各計画等へ意見の反映を行ってきたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

トータルすると850件ですか、それぐらいと今お聞きしたんですけど、事業によってはなかなか意見公募も少ないと聞いておりますし、こういったパブリックコメント制度も全体的に見て市民の方々にもまだまだ浸透してないと、私はそのように考えるところでございます。

今回の場合は2件だったわけでございますけど、たくさん意見公募があって、そういう場合はいいわけでございますけど、今の時点で、やはりパブリックコメント制度というのが完全には機能してないんじゃないかと私は考えます。

そういった中で、現時点で新たに少しこのパブリックコメント制度も考え直すことも必要ではないかと考えるわけでございますが、お考えがありましたら、お尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

パブリックコメントに対して考え直すことはないかということでございますが、各種計画や条例の策定に当たりましては、その過程において、検討組織へ市民の方に参加していただき、その議論に加わっていただくことや、アンケートにより幅広い市民の意見を集約するなどにより、市民の意見を取り入れながら、計画や条例の策定を進めておるところでございます。

パブリックコメントというのは手続でございまして、こういった経緯により策定いたしました市の最終案に対して、庁内での最終的な意思決定を行う前に市民の皆さんのご意見を募集しているところでございます。パブリックコメントに対する意見が少ないということは、こういった手続的な面も影響しているものと考えております。この周知については必要だというふうに思っておりますが、市民参画の指標につきましては、市議会等の意見の公募、ワークショップの開催、あるいは市民会議の開催など、さらにはアンケートの実施、それから策定途中における市民意見の募集など、不特定多数の人からの意見というふうなことも順次行っておりまして、その中の一つの手続といたしまして、パブリックコメントを行っており、これについては確立された手法だというふうに思っておりますので、パブリックコメントの手続については見直す予定はございません。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

パブリックコメントも、できるなら市民の方にたくさん意見公募ができるように努力はしていただきたいと思います。パブコメ以外にもいろんな方策をとってみえるということで理解させていただきました。

次に、基金の管理運用ということでございますが、これは基金の活用指針の作成でございます。年々当市も財政状況が厳しくなっていく中、将来的にも基金の有効活用というのは重要課題だと。これはもう前々から言っております。当市には活用指針がないので、今後は必ずこういったものが必要となってくるだろうと、そのようなことを考えるところから、基金の活用指針を作成していただきたいと、以前提案もさせていただいたところでございますが、いつごろをめどに作成されるお

つもりなのかをお伺いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

基金の有効活用に向けた方向性を示します基金の活用指針につきましては、現在、総務部の案として作成をいたしたところでございます。来年度の予算編成作業の中で、具体的に活用する事業等との整合を図った上で、最終的に市としての活用指針として策定をいたしまして、新年度予算案と同時に告示をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。来年の新年度予算と同時に提出していただくと、そのように理解させていただきました。

次に、数値目標ということでございます。以前質問した際に、市としての数値目標の考え方を聞きました。また、今回の行革大綱の中にも同様の数値が掲載してございました。具体的に言いますと、3つございます。経常収支比率が85%以下が望ましいと。それと、あと2つあるわけでございますが、俗に言われる経常収支比率は70%が望ましいと、そのようにある本には書いてあります。公債費負担比率が15%以下と。警戒ラインは10%を超えないのが良好と、そのようにも聞いておりますし、財調の残高20億円以上の維持と、この3つを上げておられますが、数値的には少し甘いんじゃないかと。確かに数値目標ですので、この数字ももう少し厳しくシビアに上げて、やはりそういった数値を設定したほうがいいんじゃないかと私は考えるんですが、それについて、お考えがありましたらお尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

経常収支比率の目標値といたしまして、85%以下の維持についてでございますが、平成22年度の決算におきます経常収支比率は、市税収入の大幅な減収といったこともございまして、前年比で8.8ポイント上昇いたしまして、85.2%となっております。平成23年度決算ではさらに上昇いたしまして、88.6%となっております。これらの要素に、今後、市税収入の減少により経常収支比率の上昇が見込まれる中で、行財政改革を強力に進める効果を勘案いたしました現在の目標値でございますが、85%以下が市の財政に即した数値であるというふうに考えているところでございます。

また、公債費負担比率の目標15%以下につきましては、財政運営上の警戒ラインとされます15%を超える部分に相当する額を減債基金から取り崩して、公債費の償還に充当いたしております。こちらも市の財政に即した数値であるというふうに考えているところでございます。

最後に、財政調整基金の残高20億円の維持でございますけれども、中期財政見通しでも告示をするように、年々残高が減少する見込みでありまして、行財政改革大綱及び後期実施計画に基づ

きまして、着実に行政改革に取り組むことで、残高20億円の維持といったものに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

財調も枯渇するようなお話も聞いておりますし、行政改革大綱全体にしましても、数値目標にしろ、できなかったら何なりません。市民ニーズが多岐にわたる中、限られた財源の中で市民満足度を高めるために、何遍も言うんですが、事業の選択と集中というのをしっかりしていただきまして、最大の成果を生み出すように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

お諮りいたします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 4時39分 散会）

平成24年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成24年12月12日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	最 所 一 子 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	三 谷 久 夫 君
上 下 水 道 部 長	高 士 和 也 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふ じ 子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 松村大
書 記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告がしてありますので、順次質問をさせていただきます。

答弁につきましても、よろしく願いをいたします。

最初に、平成25年度行政経営の重点方針と予算編成の考え方について質問させていただきます。

1点目に、議会への資料提出についてお尋ねをいたします。

平成21年の12月定例会の開会前に初めて平成22年度の行政経営の重点方針と予算編成の考え方が示されました。その後、平成23、24年度と3年間、議会に示されたわけですが、来年、平成25年度のこの2つの方針については、現在まで議会には示されておりません。平成25年度の行政経営重点方針と予算編成の考え方については、今回作成をされているのかどうか、まず確認をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質問に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

行政経営の重点方針につきましては企画部所管でございますので、そちらのほうでお答えさせていただきます。

この行政経営の重点方針につきましては、10月に基本的な方向は取りまとめておりますが、この重点方針を確定するのは来年2月としておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

平成25年度予算編成の基本方針は、編成作業を進める上で必要でございますので、本年度も定めておまして、亀山市予算の編成及び執行に関する規則第5条の規定に基づきまして、10月18日付で各部長及び室長に通知をいたしたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今のご答弁ですと、行政経営方針については現在取りまとめており、2月に策定、予算編成については、10月で策定をしたということでした。

先ほど言いましたように、3年間出ているわけなんです。多分その重点方針とともに私は出ていたというふうに記憶をしております。そうすると、これは当時の質問でも言いましたけれども、来年の予算編成の方針が前倒しで出てきたと。これまでの、前の田中市長のときにはなかったものが、櫻井市長になって初めて出てきたと。そういう意味では市長も当然そういう議論をしていただくということを出したんだというふうなことだったと思うんです。そうすると、過去3年間示されたものが、今の答弁だと、もう既につくってあるもの、案のものと、実際もう部長へ回したものと二つあるわけなんです。これがなぜ今回、議会のほうに提出されていないのかと。過去も調べたら10月か11月の全員協議会で配付がされております。ことしは11月は全員協議会がなかったので、私は何でかなというふうな確認、それで当然気にはなっておりましたけれども、開会まで出てこなかったと。非常に残念というか、とまってしまうということは、じゃあ来年もまた出なくなる可能性もあると。そういう意味からいくと、なぜ継続して出てこなかったのか。なぜ今回、議会にこの12月定例会までに提出をしなかったというのか、できなかったのかについて、理由を確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

竹井議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

この行政経営の重点方針につきましては、その是非も含めまして、市長の意向が強く反映されるものだというふうに考えております。そのため、来年度の方針につきましては、来年2月の市長選挙を考慮した中で、その確定及び公表は市長選挙後に行うことが適当という判断をさせていただいたものでございます。なお、来年度の予算編成時期にございます中で、その作業等に実務的な影響が出ないように、既に当該方針に係る基本的な方向を取りまとめて、その旨を各部長に指示をいたしておるところであります。

また予算編成方針につきましても、亀山市予算の編成及び執行に関する規則に基づき、既に策定を終えておりますが、その公表につきましては、市長選挙後に行うことといたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

初めて見解が示されたわけですがけれども、もう書類としてはでき上がっている。ただ行政経営方針は多分その新しい市長の意思があるということであれば、それはしようがないにしても、編成方針自体は出ているんですね。きのう、中村議員の答弁にでも部長は答えているんです。来年の状況はああだ、こうだと。そうなると、私としては3月の定例会で情報公開の条例も大幅に改正をされました。当時の情報公開の中で、市民の知る権利というものも保障されていなかったものが、知る権利も保障されてきたと。それから、公開請求権者も何人も公文書の公開をオーケーとした。そういう意味からいくと、市長の情報公開に対する思い入れというものも非常にこの3月の定例会で改正をされて、一気にこれは新しい形で亀山市も大きく情報公開というものが前進してきたと。さらにこれは議会からの要求もあって、9月定例会からは提出議案についてもその詳細が議会のホームページでこれも提示できるようになってきたと。これも、多分三重県下でもそう多くはやっていない。そういう意味では議会への情報提供というものは大きく前に私は進んできた、そんな評価しております。

そういうことからいくと、確かに市長選という一つの大きな節目があるにしても、やはり12月段階でどうなるか。きのうの答弁では、骨格じゃないんですね。それはそうですよね。今の市長は、出るというふうに言っているわけだから。これが、おやめになるというのであれば、それは今のお話は確かに骨格ということで話をしてもらえばいい。でも、何にしても、なぜじゃあそういうことを議会に言わないんだと。市長選後にこれを出すというふうに言えばいいじゃないですか。それが、今質問して初めてこういう答弁を返ってくるというのは、これまでの市長が進めてこられた情報公開の思いとか、それから議会に対しての情報提供も随分前向きに規定していただいているところで、非常に疑問が沸いてくるんです。市長選という一つの節目だけを捉えて、全くそれは議会に言う必要がないんだということであれば、これまでやってきたものと私は違いが出るんじゃないかと思うんですよ。だからもう一度、そういう意味からいけば、次にお出にならないということであれば、それでも骨格予算として組むんだということも12月に我々に提示すればいいんだと思うんです。これは質問しなければ全くわからないです。たまたまきのう中村議員がご質問いただいたんで、そういうことがわかってきましたけれども、そういうことからいけば、過去の3年間のこの12月における来年の予算編成の基本的な考え方を確認しておくということは、非常に重要な点だと思うんです。そうじゃないと、3月にしかこれできないんですね。ほとんどそれはもう固まったものの議論を3月にするんじゃなくて、12月に少しその流れを知る、それから去年との違いを知るという私は非常に重要なことだと思うんですが、改めて市長選があるにしろ、私はやはり12月に提示すべきであったと思いますが、もう一度見解を聞きたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政経営方針を示し、それに基づき予算編成方針が定まり、その後、予算編成のプロセスにつながっていくと。このことは大変重要な、そして私自身もご指摘のように、議会の皆さん、市民の皆さんとも共有する大変重要な取り組みであるというふうに考えておりますし、基本的にそのように

思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、新年度の行政経営にかかわる案件も組み込まれておるところでございますので、来年の2月に市長選が行われるというこのことをやはり配慮した上で、その確定及び公表についてはその市長選挙後に行うことが妥当であると、このような判断を総合的にさせていただいたものでございます。その点につきましては、深いご理解を賜りたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私が言いたかったのは、そういうことをなぜ12月までに言わなかったんですかということを知りたかった。だから、10月でも11月でも私は説明できるチャンスはあったし、ことし出せない理由としては、2月の確定後に議会にお示しをしたいと言っていたらよかったですんじゃないかと思えます。そのことがなかったことを私は知っているんです。だから、今のお考えは聞いたからわかった話で、もしここで質問しなければ、これ3月までずうっと何もなかったということになるんです。でも、過去3年間はお出しになったんです。これは予算に対して前向きに取り組む姿勢と、事前に議会に議論していただくと、そういうふうにおっしゃっておるわけです。そうしたら、市長選があるんで、2月の市長選後に例えば私か、新しい市長が確定した後に、その加味されたものでお出しをしたいというふうに10月か11月の段階で私はすべきだったということを言っているわけです。それについてもう一度確認したいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

実質的な予算編成に影響が出ないように、その方針の大きな流れにつきましては、私は各部長に指示をさせていただいて、現在取りまとめの作業に入っておるという状況でございます。

12月あるいは11月の段階で、それを議会のほうにお示しをすべきではないかということですが、それらの実務的な状況、それから組織的あるいは政治的な状況、これらを総合的に判断させていただいて、最終的には市長選後に確定し、公表させていただくべきものというふうに認識をさせていただいておるところでございます。その点については、重ねてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

別に市長の答弁を私は否定はしていないんです。

そのことをなぜ12月定例会までに言っていられなかったんですかということを知りたいだけなんです。だから、今回は2月以降じゃないと出ませんよということをお示しいただければよかったですんじゃないかということを知りたいだけです。だから、市長の今の見解に対して私は別に否定的なことは言っておりません。そのことをなぜ12月までにお出しになっていられなかったのかということを知りたいだけなんです。

だから、背景はわかる。ただそうなりますと、私の2点目の質問はできなくなってしまうんですよね、極端に言えば。行政改革大綱2年目の予算編成の考え方を聞きたいと私が質問して聞くわけですよね、今から。でもこれは今の市長の答弁からいけば、市長選が終わった後じゃないと確定しないというふうになってしまいます。するとこれは私が今から聞くのは当然、答弁としては市長選確定後にもう一度きっちりしたもので、この数字も背景も変わるというふうになってしまうのかどうか、先にそっちを確認したいと。きのうの中村議員の答弁の話もずうっと聞いておりましたけれども、比較的具体的性の高い答弁になっておりましたが、このことは今の段階では、これはあくまでも仮定の話となってしまうのかどうか、先にそちらだけ確認しておきます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたけれども、来年度の予算編成時期にある中で、その作業というのは実務的な影響が出ないように、その当該方針にかかわる基本的な方向を取りまとめ、その旨を各部長に指示をいたしたところでございます。同時に、それに基づく予算編成方針につきましても確定をし、各部に指示をさせていただいたところでございます。この予算編成の基本方針につきましては、後期基本計画の初年度ということが、本年度そうございましたけれども、これが動き始めておりますので、その年次目標の必達等を掲げ、そしてその方向性につきまして指示をさせていただいたところございまして、その上で新年度につきましては、後期基本計画の2年目に入りますことから、行財政改革大綱のさらなる推進も含め、持続可能な自治体経営に向けて創意工夫を図りながら歩みを進めることが大切であるとの基本的な考え方をその方針の中核に据えておいておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

暫時休憩します。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の答弁は中村議員にも答弁された内容ですけれども、そうなってくると、また聞きたくなるというのは、基本的には市長選後にある程度定まる骨格ができるわけですよね。今の市長選までのスタンスと、それから市長選後にきっちりと枠組みがさらに固まってくるという答弁だと思うんですよ。そうなってくると、これから私も聞こうと思っていたのは、つくられたんではないかなということ的前提に通告もしました。その中で、行政経営方針は少し横に置くとしても、予算編成方針については、今、部長のほうにも当然指示がされて、大きな枠として今編成されようとしてくると。そうなる、今言われたように後期の基本計画も始まりましたし、これは政策予算案として組み込まれてきていると。それから中期財政計画も、この3年間は整理がされてきたと。そうなる、市

長選後とおっしゃいますけど、基本的には大枠はもう決まっているんじゃないかなと。特に後期基本計画も議会で議決をしてきたという経緯もあって、今まででしたら後期基本計画は議決してないわけですから、極端な話、市長が極端にぐっと変えてもできるけど、今はできない。軽微なこと以外はこれもまたさらに議会の議決が要ると。そうすると、政策予算の大枠もほぼこれは固定化されてきていると。3年間の計画措置も出ているし、予算も立ててありますのでね。そうすると、今、市長が冒頭でおっしゃった市長選後という問題と少し私は違うと思います。やっぱり大枠はもうほぼ決まっています。それは、もう中期財政見通しもつくってある、それから政策も後期基本計画で組み込んである。そうすると、どこへその幅があるんだということ、もうそんなにないと思う。ましてや6月に補正なんてことはまずあり得ない。新市長が来てもですよ。それは再来年の予算に反映していくものというふうに思えば、私は勇退をする市長にこんなことは聞きませんよ。出るという市長のもとで組むわけだから、それは、それとともに後期基本計画や行財政改革大綱もつくった中で、ここが大きく3月に転換できないんだと思うんですね。これはもう我々が認めた部分もあるわけだから。そうすると、そういう流れからいけば、やはり予算編成方針が来年といえども、もうほぼこれ多分、8割、9割の精度でつくっていると思うんですね、ある意味ね。だから、冒頭の市長の答弁を細かく聞き出すと、ほとんどそれはニアリーイコール100%に近いものになってしまうと。そうすると、やはり冒頭で市長が答弁されたけれども、議会に対しては、やはり私としては確定できていないんで、今回お示しできないというふうに言われなかったところに私は問題があるだろうと。それがお示しできないということであれば、この段階で聞いたときに、お示しできないのであれば、これは聞いてもお示ししてはだめですよ、中身を。でも、お示しできないけれども、骨格的なこの部分をお示しできますということがあれば、私が今から質問することに関しては答弁ができる。でもこれは答弁って、正しい答弁かなんてわかんないですよ。お示しできないわけですから。だから、やっぱりその手順は、今回はきっちり踏むべきではなかったのかなということをおっしゃるわけですか。

ですからこの質問しようと思いましたがけれども、しづらくなってくるわけですよ。でも聞くとそうやって答弁されるわけですよ。だから、やっぱりそこはもうちょっと議会に対して、丁寧な対応をすべきであったというふうに考えますけれども、もう一度確認をしたいと思います。それをやはりほぼこれは、私は大枠的には100%に近い予算の編成を指示されているんじゃないかなと思うんです。もう一度確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、今やるべきことということは行政として後期基本計画、おっしゃるように議決をいただきました。これに基づいてすべきことは明確になっておるというふうに思っておりますし、この10月にお示しをいたしました行財政改革大綱につきましても、これを確実に推進をするという意味ではその方向というのは、おっしゃるようにそれを逸脱するものではないというふうに思っております。

重点方針の中の基本的な予算編成に対する考え方につきましては、その基本的な考え方を昨日も少し中村議員にも答弁をさせていただきましたけれども、その分につきましては指示をし、実務的

な影響が出ないようにというふうに考えさせていただいたところでございます。

また、議会への説明ということでは、手続上、本当にそこところは欠けておるのではないかと、ご指摘につきましては真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算編成方針でございますけれども、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、規則によりまして各部長、室長に通知をいたしておりますので、編成方針については、決定をしておるという状況でございます。ただ、状況に変化がございますれば、当然変更もあり得るところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

編成方針が規則によって決定されているのであれば、やはりこの12月定例会に私はお示していただきたいということを申し添えたいと思います。

ちょっと時間が随分食い込みましたので、次へ入らせていただきますけれども、私はやっぱりこれ4年に一遍起り得るテーマですので、やはりもうちょっと整理をして、一遍出したということに関しては責任を持ってほしいと思います。聞かなければこういうことができないというのは、非常に私は残念です。3月に情報公開条例を大きく変えられて、やはり情報を出すということは、非常に前向きになられたと。議会に対しても随分配慮していただき出してきたという中での対応だったので、やはり申し述べましたけれども、やはりここは出せなければ出せない理由をきっちり出して、やっぱり説明をすべきであったということを申し添えて、次に入らせていただきます。

次に、亀山市人材育成基本方針と長期研修計画についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、今回の改正の変更点についてをお尋ねしたいと思います。

人材育成基本方針は、平成18年に部室制を導入して、平成19年に、求められる職員像や人材育成の基本的な方向を定めて、もう5年経過し、昨年12月に方針案が議会へ提出をされ、平成24年度からの5年間実施することとなっております。これの内容を少し見ておりますけれども、過去の5年間についての実績については報告がされておりますが、その間の課題点等については余り触られていないような気がいたします。この平成19年からの5年間の評価なり検証については、それと今回、それを受けて新たな目標や方針について取り入れられたことについて確認をしたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

旧の人材育成基本方針の評価、検証と新たな目標や方針はというご質問でございます。

ちょっと少し長くなりますが、ご了解賜りたいというふうに存じます。

まず、平成19年に策定いたしました人材育成基本方針につきましては、当市におけます求められる職員像や人材育成の基本的な方向を市として初めて定めまして、組織全体で取り組むべき指針

を示したものでございます。その中におきまして、求められる職員像とともに、求められる姿勢・能力を明らかにしたところがございますが、これら求められる職員像や求められる姿勢・能力を育成するために、さまざまな制度の構築と方策を掲げて取り組んだところでございます。

この中で新たに導入を図ったものとしたしましては、平成20年度に人材育成を目的とした人事考課制度、平成21年度には新規採用職員に対しまして指導育成制度と自己啓発を支援いたします資格取得等助成制度がございます。一方、管理職員が一般職員への降任を可能とする希望降任制度につきましては、人材育成の面から有効な制度ではないというふうに判断をいたしましたことから、導入しないことを決定したところでございます。

これら基本方針によりますさまざまな制度を運用することによりまして、人材育成に一定の成果があったものと認識をしているところでございます。しかしながら、人材育成基本方針の策定から5年が経過する中で、その間、地域主権改革の進展や少子・高齢化、市民ニーズの多様化・複雑化、さらには平成24年度から第1次の総合計画後期基本計画がスタートするなど、市政を取り巻く状況が大きく変化をしてきていることから、本年の3月に基本方針の改定を実施したところでございます。

改定内容でございますが、まず求められる職員像のメインテーマといたしまして、市民力で地域力を高めるまちづくりに向かって市民とともに考え、意欲的に行動する職員を掲げました。さらに具体的な職員像として5つ掲げておりますが、これにつきましては、新たに地域づくり推進の視点などを加えながら、みずから地域の中に入って活躍できる職員と常にコミュニケーション、スピード、透明性を意識しながら行動する職員の追加と、一部見直しを行ったものでございます。

また、職員に求められる姿勢につきましては、亀山市に対する愛着に関する姿勢を追加いたしまして、職員に求められる能力につきましては、対人関係能力と地域づくり能力を追加するとともに一部見直しを図ったところでございます。これに伴いまして、具体的な方策につきましても実施または検討していくべきものと、検討の結果、実施が不要となったものを整理いたしましたところでございます。

さらに、研修に関する事項につきましては、基本方針の中では研修に関する概要のみ掲載することとしたし、具体的な研修の実施計画及び内容につきましては、新たに策定をいたしました職員長期研修計画におきましてお示しをさせていただいたところでございます。なお、研修は人材育成におきまして大きな役割を占めますことから、この長期研修計画は人材育成基本方針と一体をなすものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

るご説明がありました。余り課題的なものは、降任制度をやめたぐらいのところだったと思いますので、ちょっと新しい側で確認をさせていただきたいと思っております。

求められる職員像を見ますと、今ご説明ありましたが、市民力で地域力を高めるまちづくりに向かってということで、今回全てのものにそれが、長期研修計画にもそういう方針を掲げ、組織改正にもそのような文言が入っております。ただ基本方針の改定の目的には、今おっしゃいましたように、市民力で地域力を高めるまちづくりの実践をするという視点を加えて、今回、改定をしたとい

うことであって、これが最終の目標ではないような明記も片一方ではあると。それが長期研修計画を読みますと、ここには同じ文言も入っておりますが、さらにそこから矢印が入っていきまして、最終の目標としては、市民サービスの向上というふうなことが明記されておると。私は逆にその求められる職員像の最後の姿はそこではないかなというふうに思うんですけど、その人材育成基本方針でいう市民力で地域力を高めるまちづくりというその方向性と、それから長期研修計画でいう市民サービスの向上という最終の目的ですね、ちょっと差異があるんですけども、私としては、長期研修計画の持つ目的のほうが、より職員にとっては具体性があるというふうに考えますが、その差異について確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市民力で地域力を高めるまちづくりに向かって市民ともに考え行動する職員、これにつきましては、求められる職員像のメインテーマとして掲げているものでございます。

新たな人材育成基本方針におきましては、ほかに5つの求められる職員像を掲げておりまして、これら全てが目標とする職員像になっており、その1つに市民サービスの向上という明確な意識を持って職務を遂行できる職員といったものも掲げているところでございます。人材育成の目指すものは、求められる職員像に向け、職員の能力開発と資質向上を図ることによりまして、効果的、効率的な行財政運営を推進していくこととでございます。さらに、このことによりまして最終的な目的といたしますところは、やはり市民サービスの向上であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

最後に求めるのは市民サービスの向上、私は当然、市民力で地域力を高めるといふのは、これは2007年の新しい総合計画ができたときにこの目標が入ったんですね。当然新しい、多分当時は新しい公というかそういう観点の中から、行政が全部やるんじゃないと。やっぱり地域力によって補完していただく部分も今後出るだろうという。だからもう100%行政では持ちこたえられないという、そういうところからの発想であって、そのことが職員の究極の目的ではないと私は思う。だって、そのことを究極の目的にしてしまうと、多くのものがそっちへ行ってしまうと、本質的にやらなきゃいけない市民サービスの向上という一番重要なところが私は逆に抜けてしまうという懸念がありましたので、質問させていただきました。

それと、先ほどもありましたが、新たに亀山市に対する愛着という言葉が入ってきました。これもちょっと私としては非常に不思議というか、当然これは亀山市に就職という言葉がいいのかどうかかわからないですけど、お勤めになるわけですね。当然、それは試験もあり、面接や論文もありと。そういう中で亀山市という市役所、要するに市民に対するお仕事をするとところに入庁されるわけです。そこで、あえて亀山市に対する愛着というものをなぜ入れなければならないのか。ちょっと時間がどんどん過ぎていっているので、もう先に次の質問とかも入れさせていただきますけど、よく帰属意

識といいますよね。その会社に対してどれだけの愛着があるのかという。まさしく私は市役所に対する帰属意識イコール市民に対する愛着であると。それはもう当然のこととして私は市役所に入庁されるというか、お勤めになるというふうに思っていたんですが、あえてここをうたわなければならない理由について確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

求められる職員像、また求められる姿勢・能力につきましては、職員が当然持つべきことを含めまして、職員としてどのようにあるべきかを掲げているところでございます。特に亀山市に対する愛着につきましては、亀山市の行政運営を担っていく市職員として最も重要であることとともに基本となるものというふうに考えておりますことから、今回の改定で、あえて人材育成基本方針に加えさせていただいたといった考え方でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

多分、それはわざわざ書かなくても、採用する段階の話じゃないんですかね。やっぱりそれは論文があったり、面接があったり、さまざまなことをしてその職員を選んでいくわけですよね。その中でやっぱり見つけるものであって、あえてその後に、このものをうたわなければならないと、これは基本中の基本というような気がしましたので、あえて言わせていただきました。やはり市民サービスの向上であり、市役所にお勤めになるということは、当然そのことは、ある意味責務に近いものとして、やっぱり入り口できっちり私は押さえてもらうものではないかなと思いましたが、ちょっと質問させてもらいました。

次に3点目に、まちづくり基本条例の第9条には職員の責務というのがうたわれました。ちょっと時間がどんどん過ぎていきますので、中身までは言いませんが、今回の人材育成方針の中には余りこれが触れられていないんですね。でも一番ここは逆に触れられてもいいのではないのかなと。まちづくり条例にいう職員の責務について、やはりこれは十分尊重しとか、尊重する心とか、全くこれは触れていないところについて確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市まちづくり基本条例の第9条に規定しております職員の責務を十分に果たすことができるよう、人材育成基本方針の求められる職員像及び求められる姿勢におきましても、同じような内容となるものを掲げたところでございます。

具体的には、まちづくり基本条例第9条第1項に規定しております公正かつ能率的に職務を遂行することに関しましては、求められる職員像の中でコミュニケーション、スピード、透明性を意識しながら行動する職員といったことや、常にコンプライアンスを意識し、誠意ある態度で職務を遂行し、市民から信頼される職員といたしておきまして、求められる姿勢の中におきましても、ス

スピード、コスト意識を持つといったことを掲げたところでもございます。

また、まちづくり条例第9条第2項に規定をいたしております、みずからの知識及び能力の向上に努めることに関しましては、基本方針におきます基本方針の性格の項目におきましてお示しさせていただいておりますとおり、人材育成基本方針は、職員の能力開発、資質向上を図る人材育成の基本的な方針を示すもので、職員一人一人が求められる職員像に向けて、職員みずからが能力開発に取り組むことを促すものであることを定めているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

できればその大きな最初のところに、やはり平成22年にこれをつくったんで、やはりそこは職員としてはバイブルみたいなものも、議会もそれを受けて議会基本条例もきっちり整備をしたわけですので、やはり少しそこはまちづくり基本条例による職員の責務、ほかにもいっぱいありますけど、そういうところはやっぱり遵守というか、当然それは一つの目標として、職員は仕事をしなければならないようなしかけになっておると思うし、そしたらそこも明記があったほうがよりわかりやすかったのかということで質問させてもらいました。

次に、職員の意識改革ということでお尋ねをしたいと思います。

私も長いことちょっと議員をしておりますので、これまで徐々に変わってきた。例えば私が議員になったころにはスリッパ掛けであったのが、もう全部なくなってしまった。それから、制服も確か上っ張りがあったのが、なくなった。自由な服になってきた。それからお茶を出すのをやめて、給茶器を置いてきた。一番特徴的であったのは、外線を使って電話をする。今まで交換だったのが、外線から直接電話できる。当時思い出しますけれども、当時池田議員がそれを導入したらどうだという質問があったときに、役所は交換がないとだめなんだというふうな答弁もあったぐらいで、現実にダイヤルインを入れたときに職場名は名乗らないし、氏名も名乗らない。これは内線でもそういう状況は続いていた。ところが今、多分お電話をすれば、職場名、氏名をきっちり名乗るようになってきたと。そういう意味では随分市民目線というか、職員の意識もどんどん変わってきたというふうに思うんです。

そうすると、今回の育成方針の中で、私としては特にそういう職員全体の意識も大きく変わる中で今一番変わらなければならないのは、コストに対する意識ではないかなというふうに思うんです。交付団体から不交付団体になったときに、いよいよ本格的な財政再建というか、財政運用が始まってくる中で、コストに対する意識について基本方針では職員に求める姿勢の中に、スピード、コストの意識というのも書いておりますけれども、その辺についてはどのような指導、育成をしていくのか確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

コスト意識ということでございますけれども、市の財政状況、厳しくなっている現在におきまして、職員がコスト意識を持って予算を執行していくことは非常に重要なことだというふうに考えております。人材育成基本方針の求められる職員像におきましても、高いコスト意識、経営感覚を持

ち、環境の変化に柔軟に対応できる職員といたしておきまして、また求められる姿勢におきましても選択と集中や費用対効果を常に意識し、柔軟かつ新鮮な発想でスピーディーに業務を遂行し、経営感覚を持つ姿勢を掲げているところがございます。このコスト意識をどのように職員全体に浸透させるかでございますけれども、これにつきましては、各種研修におきまして意識改革を図ることだけでなく、経営会議やその他さまざまな機会におきまして、その重要性を周知しているところもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

この質問をするときに、ちょっと何か資料がないのかなと思って探してみましたら、東京都の総務局が平成12年に地方公務員制度を考える、そういうレポートがあります。平成12年というと、随分前のレポートです。そこにちょっと書いてあることですので、職員の方には辛辣に聞こえるかもしれませんが、地方公務員の閉鎖性や非競争性が住民の不信感を招くとともに、地方公務員の意識について特に民間企業と比較をしながら問題点を指摘したりということで、そこにコスト意識が低いということが書いてありました。生産性の概念が希薄であり、費用対効果を踏まえて成果を捉える。最少の経費で最大の効果。これは今、市長が言われていることですが、最少の経費で最大の効果を上げるという問題意識が弱いというふうなことも、東京都の総務局がまとめているわけなんです。こういうことは亀山市には書いていないですけれども、既に十数年前にそういう問題点が東京都あたりでは指摘され始めてきたと。そういうことからいくと、今もいろいろ経営会議とも通じて意識を醸成していくというふうにおっしゃいましたけれども、やはり相当長い間、シャープの誘致効果もあって、不交付団体が六、七年続いたと。そういう中で、やはり若干余裕がある中で財政運営がずっと進んできたというか、そこで一気にこれから急ブレーキをかけなければならぬ。ところがその200億円を超える予算規模の中からはなかなか減少し切れない。きのうも確か二百億という話だったと思いますが、なかなか200億円を切りきれない。だから、經常収支率も85%、要するに経費が随分ふえてきていると。そんなところ、思い切ったコストに対する意識改革を入れていかないと、3年後には枯渇するんですね。財調が。そこからいけば、これは去年つくられた人材方針ですけれども、コスト意識に対する取り組み、もう一度、これはより積極的にと、必死でやっつけていかれる気持ちがあるのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員の意識改革につきましては、さまざまな面から実施をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、議員ご指摘のとおりコスト意識を持つということは現在の市の財政状況を勘案いたしますと、最も重要な意識改革の一つというふうに認識をいたしております。先ほどご答弁申し上げましたが、職員に対しましてはコスト意識を持つことの重要性を機会があるごとに周知をいたしておきまして、予算編成方針におきましても明示しているといったところでもございます。

また、現在標準的予算案の編成でございますけれども、標準的経費の要求を現在受けたところでございますけれども、やはり保育所の増園だとか、高齢者の増加といったことで扶助費が非常に増

加をしてきておると。また公共施設の維持営繕工事といったものも増加をしてきておるということも顕著にあらわれているところでございます。

今後、予算編成の作業を進めていくわけですけれども、こういった中でやはり政策的な経費においても例外でなく事業費の削減といったことも視野に入れながら、いかに不足財源の圧縮を図るかといったことが課題というふうに現在考えているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

その中で、平成25年の4月の改正の新組織というふうに書きましたが、1点目の事務の効率化についてお尋ねをしたいと思います。

やはり今は、非正規職員も多かったり、時間外も多かったりという状況の中で、ある意味で本体の給料じゃなくて人件費全体の圧縮も非常に重要な視点になってくると。そうなりますと、コストとともに業務の効率化も重要な視点ではないかなと思うんです。そうなりますと、今回の組織・機構改革でも組織マネジメント機能の強化と事務効率化を図るというふうに、これもきっちりと明示がされております。そういう意味からいきますと、この事務の効率化というのは、大変重要な案件だというふうに考えます。その中で私は、特に民間ではよくやっておりますが、小集団活動というのがあります。職場で問題点等、いろいろ持ち出して自分たちで議論をして改善をしていく、そんな活動について少し聞きたいと思います。これに類似した取り組みとしては、自己啓発支援として、ワーキンググループ、自主研究グループ、資格取得への支援というものがうたってありましたし、それからあと長期研修計画でも自己啓発が活発な職場づくりをするんだというふうなことも明記がされております。そうなりますと、私はまだ余り細かくは見ていませんのではっきりは言えませんが、小集団活動的な職場改善活動的なものは余りないんじゃないかなという印象を持っておりますが、やはりコスト意識、またさらに事務効率を上げるという視点からこのような取り組みについて、職場を上げてのこんな職場の問題改善に取り組むような取り組みというのは考えておられないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

小集団活動につきましては、非常に有効な取り組みであるというふうに認識をいたしております。

本市におきましては、後期基本計画の策定に当たりまして、特定課題研究グループといたしまして3グループが調査研究を行ったところでございますが、ほかにも事業実施の際に調査研究が必要な場合にはワーキンググループを設置いたしているところでもございます。また、職員が自主的に調査研究を行う自主研究グループ活動もございます。特に本年度からは新規採用職員につきましてはこの自主研究を事業創造研修として位置づけ、実施しているところでもございます。

さらに職場単位での取り組みにつきましては、1室1事務改善など既に取り組みを行っております。この1室1事務改善につきましては、平成23年度から実施をしているところでございますが、具体的には、各室単位で事務改善1項目を設定いたしまして、所属職員全員で取り組むものでございます。また各室の事務改善内容につきましては、部単位で取りまとめておりまして、テーマを設

定いたし、部全体でも共有をしているところでもございます。事務の改善内容につきましては、各所属におきまして所属職員同士が話し合い、考えることによって設定をいたしております。このことから、各種の状況に応じた有効な事務改善の取り組みであるというふうに認識をしているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ1室1事務改善、自分たちの仕事の中だけでなく職場全体の問題を話し合っ解決をしていくという、仕事の中身じゃなくて、職場のいろいろな問題点を考えたりすると非常に有効だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それからあと、ちょっと短目に答弁をお願いしたいですが、ICTの関係ですね。亀山市地域力エンパワーメントプランにも職員のスキルアップは全く触れていないですし、私は以前からこの情報技術を使う能力については、ゆっくりゆっくりでも研修を含めてやるべきだというふうに言ってきました。今回の育成計画にもそこは特には触れられておりません。ただ組織としては、今度は人材育成と情報化と一体となった組織になってまいりますので、やっぱり人材育成と情報化というのがちょっと強固に進められるんじゃないかなと思いますけど、この職員のそういう情報教育についての見解を求めたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員の長期研修計画の中では、専門機関等派遣研修に含まれておりまして、その内容といたしましては、三重県市町総合事務組合において開催をされます情報処理研修がございます。この情報処理研修におきましては、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイントなどに関しましてパソコン処理能力のレベルに応じた研修となっております。現在は処理能力のレベルに応じまして希望した職員が受講する状況でございますが、組織全体の情報処理能力を高める研修方法についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また一方で、今回の組織・機構改革におきまして、情報部門と人材育成部門の統合を図るといったこともございます。情報リテラシーの向上に向けて取り組む姿勢を明らかにしたといったところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ何度も言っておりますので、全体の底上げが図れるような研修についてお願いをしたいと思います。

最後にちょっと時間がなくなりましたが、ファシリテーターの養成についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回の人材育成の1つの目標でもある市民力で地域力を高めるまちづくり、そうなりますと職員が地元に入っているいろいろ調整をします。これは3月も質問させていただきましたが、そういうところ

ろでいろいろ動ける人材づくり、要するにファシリテーターをどうつくっていくのかということで質問させていただきました。改めて今回のこの組織や人材育成で目標になっているこの目標に対して、職員のそういう能力づくりについて確認をしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、ご提案をいたしております組織・機構改革の中では地域づくり支援部門の強化を実施することといたしております。

また、平成25年度には地域づくり事業を推進していくため、モデル地区に地域担当職員の配置をする予定でございます。この地域担当職員につきましては、地域に入っの調整能力も必要となつてまいりますので、ファシリテーターといった職員を養成することも重要というふうに考えているところでございます。このファシリテーターにつきましては、第1次総合計画の後期基本計画の策定時におきまして、部会を設置した際に、その役割を職員に担わせたところでございます。しかしながら、地域づくり事業の推進に当たっては専門的な研修の実施も必要と考えていますことから、その準備を進めているところでもございます。

○議長（櫻井清蔵君）

20番 竹井道男議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、伊藤危機管理局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君）

先ほど、午前9時49分に防衛省から連絡がありまして、北朝鮮からのミサイル、北朝鮮の西側から南の方向に向けて発射されたという連絡がございました。午前10時01分には沖縄の上空を通過しまして、最終、フィリピンの東側の太平洋に着弾というようなことで連絡を受けてございます。以上、ご報告させていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、ご答弁のほうもよろしくお願い申し上げます。

まず第1に、防災・減災対策についてお伺いをしたいと思います。

ことし6月の定例会で、東日本大震災を受けて市内の地震対策の現状や、市職員の危機管理意識

は変わったのか、また個々の職員の家庭の地震対策についてお伺いをしました。その後、庁内のデスクトップパソコンなど、またプリンターなどの耐震対策をすぐさまやっていただきました。そして、8月には正規の職員に対して防災対策アンケートをとっていただきました。非常に素早い対応で感謝申し上げます。そして、この11月の総務委員会協議会でこのアンケート結果が提出をされました。対象者534人、回答者522人、97.8%という結果でありました。内容に関しまして、住宅の耐震補強がされているのか、家具の固定がされているのか、住宅用火災警報器を設置しているのか、非常持ち出し袋を準備しているのか等々、細かく聞いていただきました。

まず最初に、このアンケート結果を受けて率直な感想を市長にお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

7番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員の質問にお答えをいたします。

危機管理意識とあわせてのアンケートの結果についての市長の感じ方ということでもございました。先ほどもテポドンの情報がございましたけれども、やはり国民保護計画や、防災や、こういうものを含めて危機管理意識は、組織として職員の意識としてさらに向上させていく必要があるというふうに思っておるところであります。

さて、その職員の防災対策のアンケートでございますが、ことしの8月に全職員を対象に実施をさせていただきました。このアンケート結果から感じましたことは、防災に対します意識が市職員としてまだまだ低いというふうに認識をいたしましたところでございます。

市の職員は、災害が発生した際には市民の生命、身体、財産の安全を守るという非常に重大な責務がございます。一方で、市職員も地域住民でありますことから、災害発生時におきましては職員が居住します各地域におけるリーダー的な役割も当然期待をされておると考えております。これら責務と役割をしっかりと果たすためには、まずは職員自身の身体と財産の安全を確保することが必要であります。このようなことから、市職員は常に市民の皆様より防災に対します備えをもっと強く意識をしてまいらねばならないというふうに改めて感じさせていただきました。今回のアンケートの実施を契機といたしまして、改めて市職員全体の防災に対します意識改革の必要性につきましても大変重要であるということも改めて感じさせていただきましたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

率直に市長の今、お言葉を聞かせていただきましたけど、おとといですか、機構改革のことで危機管理のことも少し議論をさせていただきましたけど、やっぱり市職員の全体の意識の向上というのが本当に大事になってくるんじゃないかなあとと思います。

亀山市は本当にこの住宅の耐震補強に関しては補助制度も設けていただいて、これは平成23年度には補助金も拡大をしていただいております。今回のこのアンケート結果を受けて、耐震性を確保している方が7割、裏返せば3割は確保ができていないということ。市長も先ほど触れられましたが、本当に地域の中でリーダー的な役割を持っていただければならないという、そういう市

職員としての意識を持っていただくということは非常に大事だと思いますので、このアンケートをすぐさまやっていたいただいたということに関しては、私は評価をしたいと思います。

次に、市職員のコンプライアンス（法令順守）についてお伺いしたいと思います。

ここでは2点についてお聞きします。

1点目は、住宅用火災警報器の設置についてであります。これは消防法によって、三重県では平成20年6月に設置が義務化をされております。このことは市の広報や自治会の回覧で周知をされてまいりました。

2点目は、市職員として災害時における非常参集基準を知らない職員がいるという結果でありました。この結果を受けての見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

住宅用火災報知機の設置に関しましては、消防法で設置が義務づけされているにもかかわらず、アンケートにおきまして、設置していると回答した職員は76%にとどまる結果となりました。これにつきましては、設置していない場合は法令に違反していますことから、コンプライアンスという点から勘案いたしますと、大変問題であるというふうに認識をしているところでございます。

また、災害発生時におけます非常参集基準につきましても、全職員が職務の一部として当然知っておくべき内容にもかかわらず、知っていると回答した職員は89%となつてございました。これにつきましても、非常参集は職務の一部であるということを考えますと、大変問題であるというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

大方の職員はきちっと対応されているというふうにアンケート結果に出ておりますが、この1点目に関して、火災警報器につきましては、今年度の広報にも掲載をされておりましたが、消防職員がみずほ台と関町木崎を訪問して周知をしていくというふうに、その結果も回覧のほうで回っておりました、みずほ台に関しては、非常に努力をされているということですが、本当に灯台もと暗しではありませんが、やっぱりここに大きな課題が私もあるんだなあと思います。

縦割り行政の中で市民に対してしっかりと徹底をしていただいて、それぞれの部署に関してはしっかりと対応されてきていることが職員自体には伝わっていない。そこら辺はどうされているのか、少しお聞きをしたいと思います。亀山市にはコンプライアンスの推進に関する規定も今つくっていただいている中で、徹底はされていますが、この1つ例をとっても、消防に関して、こういうことが市職員には伝わっているのかどうか、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の住宅用火災報知機の設置に関しましてのPRにつきましては、市の消防本部におきまして市民の皆様に対しましては市広報の掲載だとか、リーフレットの配布、また行政出前講座などによりまして継続的に普及活動を行っているところでもございます。

市職員に対しましては、これも市消防本部により全職員へ周知を行っております。しかしながら、今回、アンケートの結果を受けまして、いまだ不十分なことが判明をいたしましたので、副市長から全職員に対しまして、防災対策の重要性とアンケートの各項目が守られているかについて確認を行うよう通知をしたところでございます。

さらに、所属長に対しましては、各所属におきまして防災意識の啓発と災害発生時におきます職員の任務に関しまして周知徹底を実施するようあわせて通知をいたしましたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

3番についてお答えいただいたんですかね、今後の対応について、今、そうしたら多分そうかなあと思いましたので、非常にこのことについて、このアンケートを通して市職員に対する意識改革に私はつながったのではないかと思いますので、これはいいふうに捉えて、今後、やっぱり見えてきた課題に対しては取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。

国民健康保険事業についてお伺いをしたいと思います。

厚生労働省は、9月27日に平成22年度にけがや病気などの治療で医療機関に支払われた国民医療費が前年度比3.9%増の37兆4,202億円になったと発表しました。1人当たりの国民医療費も前年度比で3.5%増の29万2,200円となり、いずれも4年連続で過去最高を更新しました。年齢階層別に見ると、65歳以上が全体の55.4%を占め、1人当たりの医療費で見ると65歳未満の4倍強になっていると報告をされております。

今の医療費に関しては、生まれてからお亡くなりになるまでの医療費の状況ですが、国民健康保険事業に対しては74歳までと少し違いますが、現在の亀山市における国民健康保険事業における医療費の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

亀山市における医療費、国民健康保険でございますけれども、医療費の状況につきまして平成23年度決算で申し上げますと、昨年度はインフルエンザ等の大流行により1人当たりの医療費は32万9,017円となり、平成22年度と比較しますと2万1,386円、率で6.9%増加をいたしております。

また、本年度10月末現在でございますけれども、医療費の状況は前年度比で1%程度の伸びにとどまっているところですが、今後、インフルエンザやノロウイルス等の流行が懸念されているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、亀山市における国保の1人当たり32万9,017円ということは、全国の国民医療費よりも高いということで、全国的な動向と変わりのない状況がわかりました。

国保の加入者は高齢者の占める割合が高いことから、全国的にも各自治体における国保運営は非常に厳しいものであると言われております。亀山市においても同様だと思っております。持続可能な医療保険制度を維持しようとするならば、さまざまな角度からの取り組みが必要になると思います。

その中で、2点目に移りますが、平成23年度からジェネリック医薬品、後発医薬品ですけど、これの希望カードを保険証と一緒に送っていただいております。私も保険証の裏側にそのカードを切って入れておりますが、国もこのジェネリック医薬品に関して推進をしているところですが、まだまだ周知に関しては不足しているところもあると思います。

医療費に関しては、保険年金室からはがきが送られてきて、自分の医療費の医療総額も記していただいております。これは私の分ですけど、これ全額払ったらこれだけかかるんだということも示していただいております。本当にそのはがきの10割の金額を見ると、この保険というのは本当にありがたいことだなあと感じます。全国の自治体の中には、さらにジェネリック医薬品の差額通知をされて、ジェネリック医薬品の積極的な推進をされ、市民の皆さんへの意識啓発や医療費抑制への取り組みをしているところがありますが、当市のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の抑制策といたしましては、中・長期的な取り組みといたしまして特定健診や人間ドックの受診勧奨をすることで、予防することにより病気は防げるという意識づけを各被保険者の方に浸透させ、医療費の適正化を図ることが大切であると考えております。

また、すぐに医療費に影響となる取り組みといたしましては、かかりつけ医の推奨による重複受診の削減や議員が申されますように、ジェネリック医薬品を普及促進することが医療費の抑制につながるものと考えているところでございます。このジェネリック医薬品につきましては、国の方針では平成24年度までに数量ベースで30%達成に向け取り組むこととされており、三重県では平成22年度が22.7%、平成23年度が23.5%と、ほぼ全国平均と同様でございしますが、本年4月、5月の状況では、28.1%と全国平均を1%程度上回っている状況となっております。

そのような中、当市といたしましては、ジェネリック医薬品の普及に向けた取り組みとして、平成23年度から保険証の送付時期に合わせてジェネリック医薬品希望カードを同封させていただいております。これは議員今さっきお示しをいただいたこととございします。さらに平成23年度には代表的な生活習慣病における先発医薬品とジェネリック医薬品との薬品代の違いのチラシを送付し、普及促進に努めているところでございします。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

全国平均よりはいいという形ですかね。でも30%達成は、これは国の目標ですけど、本当にこのジェネリック医薬品がどんどん普及をしていくことが1つは大きく医療費の抑制につながるのかなと思いますので、また積極的な推進もお願いをしたいと思います。

今、部長が少しお触れになりました平成23年9月に国保世帯に配付をされた差額通知の資料なんですけど、高脂血症の場合の先発医薬品を使うと1万4,235円であるが、ジェネリック医薬品を使うと8,760円で、差額が5,475円、それから糖尿病の場合、先発医薬品であれば3,285円、一般的なものだと思うんですけど、ジェネリック医薬品では1,095円で、差額が2,190円。こういう通知を出していただいたということで、今年度の私のところに来ましたものにはついていませんでしたので、多分これは23年度だけに配っていただいたんだと思うんです。これをさらにたくさん医療にかかっていらっしゃる方とか、個別的に通知に関してご見解をお伺いしたいのと、これを配られたときの市民の皆さん、受け取られた国保世帯の皆さんの反応はどうだったのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今後の取り組みと反響といったことをございます。

窓口や電話によるこのチラシに対する問い合わせ等も多くいただき、反響があったものと思っております。今後につきましては、個別の差額通知の送付を検討、実際にかかったものの差額という意味で送付を考えてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

反響があったということで、やっぱり意識を持っていらっしゃる方がいらっしゃるんだなと思います。こういう広がりを持っていくことが大事だと思います。個別通知をしたからといって、すぐ医療費の抑制にはつながってはいかないと思いますけど、やっぱりその積み重ねというのは大切だと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に、特定健診についてお伺いをしたいと思います。

大きく医療費を抑制していこうと思うと、やっぱり市民の皆さんに健康でおっていただくということがもう第一だと思います。ピンピンコロリじゃありませんけど、そういった一生でありたい。これは誰でも思うことだと思います。意識を持った健康づくりの推進が何よりで、これは福祉部門でこの特定健診に関しては取り組んでいただいておりますが、今回、福祉のほうから配っていただいた毎日コツコツカレンダー、配っていただきましたよね、部長。これ物すごく私の周りでは好評で、家に張って毎日、これは曜日ごとにありますので、健康のために運動しているという、体操しているということで私の周りでは非常に好評であります。

この平成20年度からこの特定健診、通称メタボ健診というんですけど、行われております。健診によって生活習慣病の該当者や予備軍に保健指導をしていく、これは70歳から74歳までの方に健診が義務づけられておりますが、まず1点目の受診者について、亀山市の受診率と受診者の動向についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成23年度の特定健診につきましては、対象者8,129人に対しまして、受診者2,649人、受診率で申しますと32.6%となり、前年度より363人、3.6ポイント増加をいたしております。また、特定保健指導につきましては、平成23年度対象者115人、利用者13人、利用率といたしまして11.3%という状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

32.6%って、今まで29%ぐらいでしたかね。非常に努力をしていただいているのかなというふうに思います。本当に評価をさせていただきたいと思います。国の目標が65%でしたか。そこまではなかなか厳しい部分はありますけど、本当に努力されているんだなあと思います。

もう一つ、その保健指導に関してです。これは動機づけ支援と積極的支援という通知が行くと思うんです。今、115人の保健指導を受けなければならない人に対して、受けた方が13人という結果、これに関してどのように感じられるのか。これももう少し中の動機づけ支援がどれぐらいいらっしゃるのか、積極的支援がどれぐらいいらっしゃるのか、もしわかればお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

特定保健指導でございますが、国民健康保険被保険者の40歳以上の方を対象とした特定健診の検査値と問診票の結果から生活習慣の改善が必要と認められる方を対象に、レベルに分けて先ほどご紹介いただきました動機づけ支援と、積極的支援の利用券を発行する形で実施をしております。また、特定保健指導は、市内の医療機関で受診する個別健診とあいあいを拠点とした集団健診があり、実施機関も異なっているところでございます。

先ほど市民部のほうからご紹介しました受診率でございますが、平成23年度で見ますと115人に対し13人、11.3%ということで低くなっております。この内訳を見ましても、動機づけ支援の方が83人のうち8人、率ですと9.6%、それから積極的支援ですと32人のうち5人が受診をされたということで15.6%となっております。年々対象者数も減少している傾向にはありますが、受診率も最近といたしますか、当初は相当高かったんですけども、30%台だったんですけども、平成23年度の場合は合計で11.3%と低くなっている状況でございます。特定保健指導を受けていただいて、メタボとかそれから生活習慣病、こういったものの予防と、これは非常に大切なこととなりますので、ぜひとも受診率を上げていきたいと思っております。この今の低い状況、大変憂いている状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

非常に低いということがわかりました。これ、ほかの保険、社会保険なんかでありますと、厳し

い指導が入ってくるんですよね。ぜひ受けなさいというのが何度も言われて、保健指導を受けなければならないような状況に、これ私はよくわかりませんが、ペナルティーがあるのかわかりませんが、そういう中で一生懸命取り組まれております。今、部長がおっしゃった11.3%、動機づけであれば9.6%、積極的支援であれば15.6%、やっぱりここら辺に私は課題があるのかなあと。もっと追っかけていかなければならないのかなと。健康を守るのは個人の責任ではありますが、やっぱり国保を運営している事業主としては、やはりそこら辺も力を入れていく必要があると私は思うんですけど、何かご所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたが、受診率が相当低いということで、私どももその部分については十分認識をいたしております。

議員がご紹介のように、他の保険者においては私も共済でございますけれども、何遍か電話をいただいております。そういうようなことで国保についても、国保は被保険者については裾野が広いというか、対象者が広くございますので、その辺はなかなかそこまで他の保険者みたいな形では難しいかなと思っております。そうは言えど、低いですので、今後については健康福祉部と連携を十分図りながら目標に向けて推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当にこれを放っておくと、結局はメタボ健診と言われるように、生活習慣病で重症化をしていくという、そこを阻止していかなければならないというところから入ってきておりますので、やっぱり取り組む姿勢というのは大事かと思っておりますので、幅広いとかというところにくくらないで、やっぱり積極的な姿勢、国保の事業主としてはしっかりと行っていただきたいと思っております。

それから2番目の未受診者について、これは昨年度にこの健診結果と診療報酬明細書、レセプトのデータを亀山市で分析をされておりますが、結果と課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

未受診者の方についてご質問でございます。

特定健診の未受診者への勧奨につきましては、毎年10月ごろ受診勧奨のダイレクトメールを送付し受診を促すとともに、広報等にも掲載をいたしております。また、平成23年度には未受診者に対してアンケート調査を実施しており、その結果として、継続的に医療機関で受診中という方も半数ほどお見えになりましたので、レセプト等の分析により対象者の受診状況の把握を行っております。

このレセプト分析業務につきましては、特定健診及びレセプトデータをクロス分析することで、疾病状況や医療状況を明らかにし、効率的な保険事業の推進に役立てていくため、平成22年度から実施をいたしております。平成23年度に実施いたしました分析の主なものとして、疾病大分類

別で特定健診受診者、未受診者ともに循環器系の疾患が高くなっております。また、生活習慣病の罹患率数は、脂質異常症が最も高く、次いで高血圧症、糖尿病の順になっており、さらに罹患率では特定健診の受診者より未受診者の方が高い結果となっております。また、未受診者の中で健診を受けるべき方の把握として、疾病により医療機関に継続して受診している方を除くと平成21年度では2,067人の方が受診すべき方と把握できますので、この方々を主として受診勧奨をしております。なお、この分析結果は市ホームページにも掲載し、公表いたしております。今後も継続してこのような分析を行いながら、より効率的な保険事業を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

やっぱり受けていただく人と、受けていただいていない人と、未受診者のほうが罹患率が高いという結果も出ておりますし、やっぱりそこら辺、またしっかりと取り組みをしていただきたいのと、このアンケート、私も市のホームページで見ました。議会には提出をしていただいておりますので、素晴らしいこの結果はやっぱり議会にも報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、特定健康診査、これは実施計画というのが平成24年度で終了いたしますが、今後の計画について何か特徴がありましたら伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

特定健診の実施計画についてでございますが、現在、亀山市特定健康診査等実施計画は平成19年度に策定をいたしまして、平成20年度から平成24年度の5年間の実施計画を定めております。特に特定健診の実施率、平成24年度で65%、特定保健指導の実施率、平成24年度で45%となっております。平成25年度以降の実施計画につきましては、現在、策定に向けて作業を行っておりますが、国からの指標として市町村国保の目標は平成29年度までに特定健診、特定保健指導とも60%の実施率を目標としておりますので、第1期実施計画における検証や他市町の状況を踏まえて十分検討した上で策定をまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今後の国の方針としては、65%を60%にするということですので、余りにも高過ぎたということもあろうかと思いますが、保健指導に関しては上がるということですよ。だから、やっぱりそれが今現在で11.3%ですので、非常に低い状況からまた目標値が上がるということは、本当に大変な思いをしていかなければいけません。基本的にはやっぱり市民の皆さんの健康を守っていくということですので、やっぱり国保だけではなく健康づくり対策もありますので、しっかりと連携をしながら取り組みをしていただきたいと思います。

では、次に移らせていただきます。

循環型社会の推進について伺いをしたいと思います。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法、使用済小型家電機器等再生資源化促進法がことし8月に成立をし、来年4月から施行します。既にリサイクル法の対象となっている家電4品目、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機以外の全ての電気・電子機器で約96品目が対象となっております。主なものとして、電子レンジ、ポット、炊飯器、携帯電話、デジカメ、ビデオカメラ、電話機など非常にたくさんのものでありますが、まず1点目としまして、この制度導入に対する認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この使用済小型電子機器等の再資源化の促進に係る法律でございますが、この内容につきまして現在、政省令の審議が国により進められているところでございます。

この法律は、議員ご所見のように、レアメタルなどの希少金属がリサイクルされずに処分されていることに対する対応ということで制定をされた背景がございます。この法律制定の目的でございますが、この電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることによりまして、廃棄物の適正な処理、また資源の有効な利用の確保を図ることがありまして、法が制定されたと。制度の概要といたしましては、市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り、確実にリサイクルを行う処理業者を国が認定をいたし、広域処理などの廃棄物処理法の特例措置を講じるというものでございます。

この法律が来年4月1日から施行する中で、市町村は可能な範囲で使用済小型電子機器等の分別回収及び再資源化処理認定業者への引き渡しに努めなければならないという形になっておりまして、その回収方法につきましては、各自治体の特性に合わせて選択ができるということになってございます。このような中で、亀山市といたしましても、資源の有効利用の観点から国の動向も見きわめた上で、当市の実情も考慮いたしまして段階的な取り組みを進める必要があるという認識をしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

そこが大きなポイントかなあって、努力義務なんですよ。義務ではないということで、促進型の制度というふうに乗ってございましたけど、だからこそ地域の実情に合わせた形で推進していくので、亀山市がどういうふうを考えているのかということも問われるんじゃないかなと私は思います。

今後のリサイクルの推進についてですが、一気に96品目ということは不可能だと思いますが、どんなふうこれから取り組みをされていこうとしているのか、具体的に決まっておればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今後の推進でございますが、この法自体、現在大枠が固まっている状態でございます。詳細についてはまだ確定していないという要素も多くございます。そのような中で亀山市といたしましては、現在、自治会や子供会、また婦人会さんなどで取り組んでいただいております資源物の集団回収におきまして、この使用済み小型家電を対象品目にするというようなことも含めてこの集団回収制度の見直しを現在検討しているところでございます。

その際におきましても、この品目の中でもパソコンとか携帯電話とか、そういう記憶装置の関係もありますことから、その辺は慎重に考えていきたいということも考えてございます。そういったこともありまして、今後はこの各種団体の集団回収の枠組みの中にこの取り組みを入れて、まずはそれを入れて、その回収方法、売却ルートなどの検証もあわせて考えていくというふうに考えています。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

集団回収でとりあえずはやってみようかということでお聞きをさせていただきました。

本当に、日本というのは資源の少ない国でありますから、だからこそこういう法律ができたのかなあと。使い捨て時代から、資源を生かす、循環させる、そういった意識を持っていただくという意味においては、やっぱり市民の方にもこういう法律ができたんだよ、小型家電はごみではないということの周知はしていただきたいなと思います。亀山市では循環型社会形成推進計画や環境基本計画を策定して取り組みもされておりますので、ぜひそこら辺の周知、お願いをしたいと思います。

もう1点、この回収をした小型家電、これはそんなに頻繁に先ほど言いましたポットや電子レンジや炊飯器とかというものが毎週毎週出てくるものではないと思うんです。こういうものを回収した家電の引き取り先があるのかどうか、その回収後の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

引き取り先でございますけれども、今、私どもが入手しておる情報でございますが、三重県下にはございません。今、動きがあるのは愛知県にそういった業者を設立するという動きがあるということでお聞きしているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

愛知県にあるということで、そこまで運ぼうと思ったら、やっぱり運ぶお金もかかってこようかと思っておりますので、そこら辺の検討もこれからされていくのかなあとと思います。

もう1点、国の方針として少し書かれてあったのが、こういうリサイクル業者で小型家電を引き取ってもらうとか起業してもらうという、新たにこういうレアメタルとかそれからいろんなこの金属を取ってもらうというので、起業してもらう。これは亀山市の中ではなくて、広域的にやっただけということも一つの方法として書いてありました。それは、雇用を生んでいくということと、もう1つ私は、障がい者の方なんか特に就労が非常に難しいという中において、そういうこ

とも考えられるというようなことも書いてあったんですけど、もしそこら辺のご所見があればお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市といたしましても、今後この制度を取り組み、また進めていく上で、県内にこういった事業者さんが起業していただくということは、今議員が申されました雇用の関係もあり、また遠くに搬出するという費用の関係もそれらから考えますと、三重県内で起業していただくということは非常にありがたいことかなというふうに考えておりました、市といたしましては三重県にも働きかけをしまして、この身近な地域で処理が可能となるように三重県のほうにも働きかけを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（森 美和子君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

午前中という予定でございましたが、午後になりました。私の持ち時間、きょうは60分いただいておりますので、よろしくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

まず1点目でございますが、市長の任期全うの思いと、次期市長選への表明についてということで、3点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目の、市長は任期を終えようとする中、どのような評価であったのかということでお尋ねしたいと思います。市長は当初、市長になる前にマニフェストを出されて、3つの戦略と7つのカタチということでマニフェストを出されております。

その中でのマニフェストの達成した部分については、我々にも報告はいただいております。76%でしたかな、いただいておりますが、その中でできなかった部分についても含めて、この4年間の思いを、評価をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長1期目の評価についてということ、できなかった部分についても含めて評価をということでございました。

私が就任をさせていただきました平成21年は、前年秋のリーマンショック直後の経済、雇用の急激な減速、中央集権から地方分権への加速など、本市が転換期に差しかかった局面にございました。平成18年からの普通交付税不交付団体によります新市スタートダッシュの基盤となりました産業集積による強固な市税収入に支えられた行財政運営から、税収構造の変化に適応した行財政運営への転換が求められておったときでもございました。

これらを踏まえまして、まずはマニフェストでお示しをさせていただいた、お約束をさせていただいた事項68項目ございましたけれども、まずは市政の透明性のために情報の公開と共有を進めるとともに、選択と集中によります大型事業の見直し、起債発行の抑制など、将来への備えを重視いたしてまいりました。

その一方で、これもお約束させていただいておりましたが、地域医療の再生ということで、三重大学との連携による地域医療の再構築を初め、義務教育終了時までの医療費助成制度の創設、子ども総合支援室のセンター化、木造住宅の耐震化の促進、JR井田川駅前の再生など、市民の暮らしの質を高める取り組みが一定程度実現できたものというふうに考えております。

また、本市のまちづくりの基本原則を位置づけるまちづくり基本条例の制定や、市民活動団体への支援強化、コミュニティ活動の拠点施設の整備などによりまして、基本構想が掲げております「市民力で地域力を高めるまちづくり」に向けた基盤や風土が培われてきたものというふうにも感じております。さらには、本市の中期的な戦略を盛り込んだ後期基本計画を策定し、本年春、その具現化に向けて始動したところでございます。

当時、マニフェストでお約束をさせていただいてできなかった部分ということでは、外部監査の導入でありますとか6点あるわけでございますけれども、本当に非力ながらその実現に至りませんでしたことは、本当におわびを申し上げたいと考えておるところでございます。

10月19日に、マニフェストレポートという形で総括しお示しをさせていただいたところではございますが、これら一連の取り組みの成果につきまして、議会並びに市民の皆様へレポートとしてお示しをさせていただきました。

したがって、この4年間の評価につきましては、皆様方のご判断、ご評価をいただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

マニフェストについては、国政の中でもやられております。民主党政権で、いわゆる過多のマニフェストも掲げられ、非常に混乱を来したと私は判断しております。実施できなかった部分が多々あると。

市長は、今の報告の中で76%ですか、達成したということでございます。私の手元にも先般の報告をいただいたものを持っておりますけれども、未着手について、特に今後、また次の項目にも出しますけれども、今後の考えも含めてお聞かせ願いたいと。反省として未着手の反省は、もう一

度お尋ねしたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

未着手の6点につきまして、反省も含めて今後の対応はというご趣旨でございました。

未着手となりました6点につきましては、若干思い違いをしておったものも一部、それから少し具体的に、非常にマニアックになり過ぎておったものが一部等々ございます。そういう意味では、反省という点になろうかというふうを考えております。

ただ、その前提となりました、例えば市内の主要街道を緑でつなぐ緑の回廊計画でありますとか、あるいは水源の管理条例の制定、保全条例の制定でありますとか、こういう部分の前提になります環境保全とか景観行政というか、こういうものにつきましては、さらに今現在も進めておるところでございますが、その推進の中でバージョンアップをしまいたいというふうを考えております。

それから、コミュニティの活性化を図るということで地域予算制度の創設ということ、これは未着手ではございませんが、現在進行形でございまして、何とかそういう地域の形としてそれらが今後の展開に具現化をしていきますよう臨んでまいりたいというふうにも考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今、反省点も踏まえ答弁をいただきました。

いわゆる市長の反省の中でも、今後も考えていくということですが、それまでに市長の点数をつければ、100点満点として何点ぐらい、自己評価で点数がつけられますか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、私自身の自己評価としてマニフェストレポートを皆様に提示させていただきました。その評価、点数につきましては、皆様方にそのご判断をお願いしたいと、このように考えておるものであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

自己での採点はできないようでございますので、まあそれは市民の皆さん、さらには議会の皆さんに自分なりに採点をしていただきたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。

2番目の、次期市長選に出馬表明されましたが、どのような思いを持っているのかお尋ねしたいと思います。

昨今は、国においても、政権が変わるとかいろいろなことがやられております。特に、この総選挙をつかまえて政権奪還とか、いろいろな話がございます。そういう中で、市長の次の市長選に出

られるということの中での思いをお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

1月19日に改選へ、新たな気持ち、決意をもって臨ませていただきたい旨を発表させていただいたところでございます。

この市長の思いはということでございますので、簡単に申し上げたいと思うんですが、ご案内のように本市は少子・超高齢社会の進展、あるいは先行き不透明な経済情勢、それから安心・安全への市民意識の高まりなど、変化と厳しさの中にごさいます。一方で、地方分権も一層加速するというふうに考えております。

これらを背景に、本年の4月、重点的に取り組むべき現在のこのまちの政策課題として、防災、まち磨き、健康、子供、この領域を4つの戦略プロジェクトとして位置づけました後期基本計画がスタートをいたしまして、現在、その推進に努めておるところでございます。

また、去る10月、開かれた市政と行財政運営の強化に向けて行財政改革大綱、並びに実施計画を改定し、再スタートをさせていただきました。

この環境の変化とやるべきことは明確になっておるものというふうに考えておりました、2期目への思いといたしましては、引き続き「小さくともキラリと輝くまち」の実現に向け、後期基本計画と行財政改革大綱、これら2つの計画を着実に実行することに尽きるものでございまして、微力ながら全力で臨んでまいりたいというふうに現在決意をするものでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いは聞かせていただきました。市長の思いは非常に強く感じたわけでございます。それまでも、私は感じておるわけでございます。

けさほどの竹井議員の質問、さらにはきのうの中村議員の質問等を含めて、予算編成、また今回議案に出ております組織条例の改正についてのことを私も考えますと、市長は私になるんだという強い意志を持たれて、これを取り組まれたんかなというふうに私は感じ取ったわけでございます。それで間違いございませんか。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その思いで考えておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

その思いということでございますが、そうすると、議案で出ておりました組織についても、皆さん方、今後も委員会でいろいろ議論するところでございますが、そうすると、我々は市長の強い思いをやはりくむべきかなあというふうにも感じ取りますが、その点、委員会ではそれなりの議論も

発展するだろうと思っております。

予算編成につきましても、やはり市長の熱い思いは感じ取れました。しかし、我々は、一般的に考えますと、市長が変わるときには、やはりこの時期であれば骨格予算が妥当かなと、組織についても、次の方がまず考えるかなあというふうに思うわけでございます。

市長は、強い思いで次の市長になられるということは、私は強く受け取れました。その中で、今後の市長の方針を、思いを委員会あたりでも強く出されてはいかがかないというふうに思います。今までの議論の中では、何かしっくり答弁がされてないという思いがございますので、さらにそういう部分もしっかりと自分の思いも訴えていただいでやっていただきたいなど、かように思いますが、市長の考えを伺いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

強い思いで、そしてその推進にご理解・ご協力をいただけるような、そういう思いで委員会の審議にも臨ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、3点目でございます。

現在、全国で総選挙が行われておりますが、地方の首長である市長はどのように受けとめているのかというのをお聞かせ願いたいと思っておりますが、夏から非常に政局も混乱し、解散がいつにやというふうに我々も思っておったわけでございますが、その中でこの16日に総選挙が行われるということでございます。

その中で、地方としても、やはり政局が混乱した中で地方にも迷惑がかかり、負担もかかった部分があると思っております。そういう中での市長としての思いを聞かせていただきたい。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総選挙に係る市長としての思いをとということでございました。

ここ数年来の国政におけます対立と混乱は、地方自治体や国民生活に少なからず影響を与え、私自身、違和感を覚えてまいったところでございます。

第一線の地方行政の現場におきましては、どのような政権であれ、どのような政策方針であれ、それに振り回されることなくしなやかな自治の力、地域の力を高めなくてはならないと、そのことが大変重要だというふうに改めて受けとめておるところでございます。

そういう中でのこのたびの衆議院議員総選挙におきましては、ご指摘のように、既成政党と第3局などの多党化が起こったりいたしておまして、論点も、原発、エネルギー政策、TPP参加交渉の是非、社会保障改革と消費税増税、景気対策などの争点が絡み合う、かなり複雑な様相を呈しておるといふふうに感じておりますが、有権者には、ムードや風に流されるのではなくて、それぞれの公約や考え方を踏まえた、よりよい選択がなされることを地方自治体の長としては期待してお

るという思いでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今回の総選挙については、先ほど市長も申されましたように、脱・卒原発、原発問題、それからTPPの問題、経済の問題、消費税の問題等々が争点になっております。

そういう中で、我々自民党議員としても、それなりに皆さん方にもお話はさせてもらっておりますが、市長らもじかに地方に影響はないかと思うんですが、やはりその部分、消費税とか経済再生については非常に地方にはかぶってくるだろうというふうに思っております。特に経済再生については、亀山市も工業都市としてどのようにこれから再生していくのか、やはり市長の思いにもかかっておると思いますので、そこらをお聞かせ願いたいなど。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは亀山市におきましても、他の自治体にとりましても、やはりおっしゃるような経済、地域の産業、雇用というのは本当に大変基本になるところでございますので、国政のこの選挙はどういうことになってまいるかわかりませんが、私どもは亀山市として適切な産業施策をしっかりと展開していく、そういう思いで臨んでいかななくてはならないというふうに考えておるところであります。

国政全体の問題としては、本当にそれぞれ総選挙で論点としてご議論いただいて判断いただくものであろうというふうに、こう考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

1番目の質問につきましては、以上で終わります。市長、いろいろ思いを聞かせていただきましてありがとうございました。

それでは次の、教育行政についてお尋ねしたいと思います。

けさほどの新聞にも出ておったんですが、小学生の理・数学力向上ということで、文科省が脱ゆとりで改善という新聞記事が出ておりました。

そういう中で、教育については、昨今非常に環境が難しい問題が出てきておると私は思います。特に、子供を取り巻く環境については、非常に多々毎年のように問題が出てきております。そういう中で、亀山の教育としてどのように考えているのか、まず4点ほどお尋ねしたいと思います。

それでは、1点目でございますが、「みえの学力向上県民運動」のキックオフ宣言がなされましたが、亀山市としてどのような計画をなされているのか、考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

宮崎議員の質問にお答えしたいと思います。

知事の肝いりで、キックオフ宣言ということで「みえの学力向上県民運動」、11月2日に成立されました。亀山市といたしましても、当然のことながら、これ以前からこの件についてさまざまな施策を取り入れて進めているところでございます。

現在の状況ということでございますが、三重県、亀山市もその中でございますけれども、今年度、抽出で実施されました全国学力・学習状況調査において、三重県は小学校が45位、中学校では38位という厳しい状況でございます。

特に、いろいろな問題の活用力というところに弱さが全体的に見られるということ、それから生活習慣などにさまざまな課題があるということが明らかになってきております。亀山市におきましても、県と同様の状況であることから、これらの状況を真摯に受けとめ、亀山市の学力向上に向けた取り組みを現在進めているところでございます。

平成22年度から、学習規律の徹底、授業改善、学習習慣の定着の学力の三本柱の取り組みを行っておるところでございますが、学習規律の徹底では、各校の実態に合わせて、落ちついた学習環境をつくる取り組みを現在行っているところでありまして、これは私もいろいろな学校を訪問させていただき折に、大分落ちついた環境で子供たちが学習を前向きに進めつつあるなあということを感じさせていただいております。

それから、授業改善では、校内研修を充実させるとともに、外部講師の活用とかICTの活用などにより、子供たちが意欲的に取り組む授業の構築について工夫をされているところでございます。

学習習慣の定着では、家庭の協力を得ながら家庭学習の充実や朝の学習等、それぞれの取り組みを行っているところでございます。

それから、予算化しておりますレディネステストの検証も行ってきました。3年間の取り組みにおいては、期待するような成果はまだまだ見られておりませんが、先ほども申し上げましたように、市全体として子供たちが諦めず落ちついて学習に取り組む姿や態度が見られるようになってきているということを感じております。

それから、議員の皆様方もご承知かと思いますが、12月の「広報かめやま」におきまして、家庭での生活習慣の見直しというところで、市民の皆様方にも啓発を行わせていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

今いろいろの考えを聞かせていただきまして、対応策もされておるということでございますが、この中で小学校45位、中学校38位というのは県下ですか、三重県の順位ということで、亀山の順位はわかりませんか。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほども申し上げましたように、県と同じような状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

全国何県という中で、この順位は私どももいただけないなあというふうに感じておるわけでございます。

特にこれ教育長の話にあるこのキックオフという宣言は、鈴木英敬知事の肝いりということでございますね。私どもも知事がかわって、若い知事が来て、非常にこの辺についても危惧されたと思います。我々も知事になられる前に、鈴木知事らといろいろ話ししておる中で、非常にこういう部分は感じ取れたわけでございます。知事になられて、それを肝いりで出されたというのは非常にありがたいなというふうにも思っております。

そういう中で、今後、亀山市として向上させるためにもいろんなことも考えられております。学校、教育関係者については、私も非常に努力されておることに感謝を申し上げたいと思います。しかし、成績は数字で出てきますので、今後もさらに皆さん方のお力を得て、子供たちが学力をつけることをお願い申し上げたいと思っております。そういうふうにして、先ほどの報告を私は感謝して、この件については終わりたいと思います。

続いて、放課後子ども教室の成果と今後さらにどのように進めるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

放課後子ども教室は、平成19年度から始まった国の事業で、市内の小中学校を単位として放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域の人々の協力を得て子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、交流活動などを取り組みを行うことで、子供たちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する事業でございます。

三重県下における放課後子ども教室の実施状況でございますが、平成23年度におきましては、県内14市の小学校325校のうち43小中学校区で実施されているところであります。亀山市におきましては、平成19年度に補助事業が始まったと同時に、川崎小学校、関小学校、加太小中学校区で実施をされ、現在のところ11小中学校中10小中学校区で実施をされているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

全校というわけやないんですね。まだ残っておる学校があろうと思いますが、私これ、市長のマニフェストにも入っておったかと思うんですけども、私は全校するべきではないかと。4年たつて1校だけが残ると、これはどういうわけかわかりませんが、再度お尋ねしておきます。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会では、小学校全校区で実施をするように努力を重ねてまいりました。

今までに、平成19年度に3校、平成20年度に1校、平成21年度に2校、平成22年度に1校、平成23年度に1校、今年度に入りまして2校、ようやく実施ができて、1校を残すのみとなっておりますのでございます。

あと1校残っておるのはなぜかと申し上げますと、後期基本計画でも3年間の中で全校実施をするという基本目標を掲げまして、まずは1校残っているのは東小学校区で残っておりますが、範囲が広いということもございまして、コーディネーターになっていただく人をなかなか見つけられないという状況にありまして、学校と一緒に今探しておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

後期基本計画の中でという話がありました。

市長のマニフェストでいったら、この4年間には全部できておらなければならんと私は思うんです。今の市長の報告では、こういう部分も含めて達成はされたというような報告を私受けましたんですが、そこらですね。やはりもっと早くから地域に出向き、各学校に出向き取り組んでいかなければならないと私は思います。

この年の差というのは、今の教育行政の中では非常に動きが速い中で、この4年も5年もの差があつていかがかなというふうに思いますが、教育長の考えを聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私自身も加太小学校に勤務しておりましたときに、初めてこの制度を活用して、地域の方々が非常に子供たちとの触れ合いを含めてすばらしい実践をしていただいている状況を目の当たりに見てまいりました。

今、最終的に亀山東小学校、1校残っているわけですがけれども、やはり各学校にはそれぞれの学校を取り巻く地域の状況というのが異なっております。ただいま亀山東小学校につきましては、来年度の創立記念事業にあわせて、このことをより一層地域に広めて、コーディネーターの養成も含めて、現在その取り組みを行っているところでございますので、来年度の開設を期待しているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当初から創立記念事業にあわせてという頭があつたんですかね。

私は、この発想が出た時点で、せめて1年に3校ずつぐらいはやっていってもらいたいという考えを持っておりました。特に、私も南小学校校区の議員でございます。私どものコーディネーターというのか協力人というのかよくわかりませんが、私もしておる一人でございます。そういうような部分で、やはりその学校間の格差をなくすためにでも同時にやっていただきたかったと思いますし、聞くところによりますと、野登小学校ですか。これ文科大臣表彰まで受けられることも耳にしておりますが、そんでよろしいですか。

片やもう実績ができて、文科大臣の表彰まで受けるまで行っておるのに、片やまだそれができていないというのは、私はいかがかと思いますが、教育委員長、考えがありましたらお聞かせ願いたい。

○議長（櫻井清蔵君）

肥田教育委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

今教育長が申しあげましたところでございまして、引き続き精いっぱい努力したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

その問題については今さら言うても始まりませんので、あとよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

次に、いじめ問題の亀山市の状況と今後の対策についてお尋ねしたいと思いますが、いじめ問題につきましては、昨今、全国的な中での問題に取り上げられております。

私、先般テレビを見ておりましたから、いじめの問題については愛知県の西尾市の中学校だったと思うんですが、生徒会ぐるみでの取り組み、さらにはいじめられて亡くなった方の親御さんの訴え等、私は胸に響いて、そういうのはやはり全国的にも訴えられておるんだなというふうに感動を覚えたわけでございます。

そういう中で、当市の状況と対策をお聞かせ願ひたい。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山市におけるいじめ問題の発生状況であります。本年9月に実施をされました文部科学省のいじめ調査では、市内で37件、小学校で18件、中学校で19件のいじめが各学校より報告をされたところであります。9月以降は3件、小学校で3件の事案が新たに発生しており、合計40件となっているところであります。

そのうち13件、小学校が4件、中学校9件は既に解決しており、残りの27件、小学校17件、中学校10件については、指導の後、現在も見守り支援を継続しているところであります。

また、9月から開設をいたしました教育委員会内の相談窓口には6件の相談があり、そのうち4件がいじめ相談でありました。なお、この相談件数は先ほどの数字に含まれておるところでございます。

次に取り組み状況でございますが、亀山市では既にご承知のとおり、本年8月に亀山市いじめ問題対応マニュアルを作成し、いじめ問題の対応について周知・徹底を図ってきたところであります。これまでもいじめ問題に限らず、生徒指導に関する問題行動が発生した場合は、学校体制の中で組織的に対応するよう各校に指導してきたところであります。担任1人だけで対応するのではなく、管理職を含む生徒指導対策委員会を組織し、丁寧な情報収集と組織的で迅速な対応を行うようにしてきているところであります。

また、事案によっては、子ども総合センター子ども支援室や警察などの関係機関との連携も含め、専門家の助言もいただき、取り組みを進めていくこととしています。

各校では、全てのいじめ事案において被害児童・生徒の保護を優先するとともに、加害児童・生徒の家庭背景などにも十分配慮した上で、保護者や関係児童・生徒への指導を丁寧に行っています。

また、指導後も継続的に被害児童・生徒の支援や見守りを行うなど、再発防止に努めているところ
であります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

亀山の対策も講じられておるといふことでございます。

けさほどのテレビでのニュースの中で、大津の中学校、大津市の教育委員会の問題が出ておりました。教育長は、今度何か退職されるという中で、皆さんに会ってももらえないということでございます。

亀山市としても、教育関係者の皆さん方をお願いしておきたいのは、やはり逃げずに、前向きにぶつかって対応していただきたいなというふうには私は思っております。

そういう中で、教育長の考えを聞かせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

何事においても、常に前向きに進んでいく覚悟でございますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いじめ問題については、今社会的にも大きな問題になっておりますので、十分教育関係者だけじゃなくして市民の皆さん、さらには行政の皆さん、我々も含めて真剣に考えていただきたいなというふうにご願しておきます。

それでは、4番目でございます。

今からの時期にインフルエンザとかノロウイルスが流行しようとしておりますが、その中の予防策として、幼稚園、保育園、小学校、中学校に対する対策はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

○議長（櫻井清蔵君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返す最大の感染症の一つでございます。また、ノロウイルスによる感染症胃腸炎の患者発生は、12月中旬ごろにピークを迎える傾向があり、三重県においても今年度は感染症発生動向調査でこの10年間で3番目に早い流行が予想されているところ
でございます。

教育委員会といたしましては、学校医とともに共有できる感染症情報収集システム、サーベイランスというシステムがございまして、このシステムによりまして市内各幼稚園、各小学校、県内他市の流行状況をリアルタイムで確認しておるところでございます。きょう現在では、保育園で1件出ているところでございました。

その中で、11月より、教育委員会といたしましては、注意喚起や予防啓発について、校長会や園長会はもちろん、複数回、文書にて通知をいたしたところであります。

まずインフルエンザ予防対策としましては、手洗い、うがいの徹底、咳エチケット、十分な睡眠を含めた規則正しい生活、教室の換気、バランスのよい食事などであります。次に、ノロウイルスの予防対策としましては、食事前やトイレ後にはもちろん、日常の手洗いやうがいの心がけ、調理における十分な加熱、調理器具使用後の徹底洗浄と滅菌などであります。

また、例年11月上旬に教育委員会から手指消毒液及びマスクを、農政室よりうがい用のお茶を各園、各小学校へ配布し、早期の対策を行っております。

さらに平成24年、ことしの4月から、学校保健安全法施行規則の一部が改正をされまして、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日」から「発症後5日が経過するとともに、解熱後2日を経過するまで」と変更になったところであります。

このことにより、感染力が弱くなるまで登園・登校を控えることにつながり、蔓延を防ぐことができるとも思っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所にもお触れいただきましたので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

保育所におきましても、サーベイランスによりましてインフルエンザや下痢、嘔吐等による休園状況を把握しているところでございます。また、インフルエンザ対策としましては、園児が日ごろから十分な栄養と休養をとることや、予防接種の大切さにつきまして、広報や園便りにおきまして保護者にも啓発をしているところでございます。

そして、園では外遊びの後や食事の前のうがいと手洗いの励行を園児たちに習慣づけているほか、園内は適宜換気を行い、食事前にはテーブル等の消毒を行うなど、日常生活の中での予防を心がけております。

また、ノロウイルスにおきましては、園児に対して食事の前やトイレの後の手洗いを徹底しているほか、もし児童が感染により園内で嘔吐し、職員が吐物を処理する場合には、手袋、マスクを着用し、汚染箇所を次亜塩素酸ナトリウムを含ませたペーパータオル等で拭いて消毒し、2次感染を予防しております。

また、給食に関しましても、自園調理をしておりますので、加熱が必要な食品は85度以上1分間以上の加熱を実施してのほか、果物などにおいても表面を次亜塩素酸ナトリウムで消毒しております。その他、調理器具につきましても、使用後に洗浄滅菌作業を実施するなど、細心の注意を払っております。

なお、公立保育所におきまして、11月以降本日までにインフルエンザで休園した園児は2名と、先ほど1名ということでしたが2名、それから感染性胃腸炎で休園した園児は9名に上っております。

これからの時期、流行しないように、児童だけでなく保護者や職員にも予防を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろな取り組みをされておると思います。

特にこちらでお願いしておきたいのは、保護者への徹底もお願いしておきたいなというふうに思っております。集団感染になれば、また臨時休校もしなければならん、教育のおくれが出てくる、そういう問題も出てこようと思しますので、万全の対策をお願いして終わりたいと思います。

続きまして、次に防災対策と安全対策についてでございます。

昨日、新議員が防災についてのお尋ねをされておりました。私は私なりのほうでちょっとお聞かせ願いたいと思います。

中央道の笹子トンネルの事故につきましては、私、あれ2日だったと思いますが、この通告するまでには十分な情報がとれなくて出しておりませんでした。その部分についてもちょっと触れさせていただきたいと、かように思っております。

まずそれだけお尋ねをしたいと思いますが、トンネル火災事故については、消防にしても、私は消防職員のOBでございますが、鈴鹿トンネルで昭和42年にトラックが13台焼失した事案がございました。私も現場へ駆けつけた一人でございます。

今の職員の中では、誰も経験がないだろうなというふうに私は思っておりますが、そういう中でいろいろな事故対策の中では、高速道路の連絡協議会とか近辺の市町の相互応援協定の中でも訓練されておると思いますが、今の状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

高速道路など主要幹線道路で、突発的に発生する消防事象を想定した消防活動といたしましては、隣接の消防本部との有機的な広域連携を強化する等万全を期しております。

具体的には、事象に即応するため警防計画を策定し、かつ関係機関合同による実践的な訓練を計画的に実施し、救出・救助及び救急に関するスキルの向上に努めているところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ご苦労さんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それじゃあこの中の4点お尋ねしたいと思ひますが、まず台風17号により市内において被害が発生したが、その被害状況についてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

9月30日に襲来しました台風17号は、当市の全域に短時間で200ミリを超える降雨となり、住家や農林業施設を中心に大きな被害となりました。

この被害状況でございますけれども、まず人的被害はございませんでした。この後、危機管理局のほうからは住家及び公共施設の被害についてご答弁申し上げます。

まず住家被害につきましては、椿世町や能褒野町などで河川の増水や水路の越水によって、床上浸水9棟、床下まで浸水した家屋が11棟となっております。次に、公共施設でございますが、亀山南小学校東側ののり面の崩壊のほか、学校、文化及びスポーツ施設11カ所で雨漏りなどの被害がございました。

そのほか、道路や河川、農林業被害につきましては、各担当部長のほうからご答弁をさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

道路、河川の災害につきましては、11月臨時会では92カ所として報告をいたしました。その後、自治会長等から被害報告がございまして、11月末現在で、道路災害78カ所、河川災害17カ所、全体で95カ所となっているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

農業用施設等災害につきましては、11月臨時会では全体で352カ所と報告させていただきました。その後、自治会長などより被害報告がありまして、11月末現在で、農地133カ所、農業用施設250カ所、全体で383カ所となっているところでございます。

また、林道施設につきましては、全体で69カ所でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

状況を聞かせていただきましたが、このような対策、今後この被害の対策として、農地のほうにつきましては先般の臨時会にも補正予算が出てきております。そういう中でも債務負担がございしますので、それとできるだけ来年の耕作、作付に間に合うようにも、よろしく願いもしたいなあと要望しておきます。

それから特に住家、椿世町の床上浸水、床下浸水の部分について、行政としてどのようなバックアップをしたのかお尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

被災された世帯への対応でございますが、特に被害の大きかった椿世町に対しましては、台風が通過した翌日に被害調査に入り、社会福祉協議会等と協力して家財道具の搬出を行ったほか、家屋の消毒、床下滞留水のくみ取り、それと災害廃棄物の回収、また床上浸水の世帯に対しましては、亀山市罹災者見舞金等支給要綱による見舞金の支給や、白鳥の湯の入浴券、お風呂に困ってみえた世帯もでございますので、入浴券等の交付を行うとともに、市税の減免から、家屋調査も実施してきたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

時間が大分迫ってきておりますので、その部分については今後も万全を期していただきたい。今後の対策として、やはり行政挙げての取り組みをお願いしておきたいというふうに思っています。

4番目の、道路環境の整備はどのように考えているのかということでございます。

例えば、地震が発生した、災害が発生した場合の避難経路で歩道のない道路等、たくさん亀山市はあると思います。そういう部分から、やはり避難対策としても道路環境の整備で歩道の確保とかいろいろ考えていただきたいというふうに思っておりますが、今のお考えはどのようなかお尋ねしたいと思います。

それから、特にこの問題と道路の環境整備については、通告は和賀白川線以南の野村楠平尾線について通告してございます。

この件については、安全対策について、楠平尾の交差点、今改良工事をやってもらっておりますが、それで前向きに進んではおるとは思いますけれども、これから先を見通せば通過車両はふえると思います。その中で、やはり地域住民の安全確保のためにも、歩道整備とかいろいろなことを考えておるのかお聞かせ願いたいと思います。

これについては、後ほど前田議員も尋ねられると思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

今、市内の道路の整備につきましては、道路の安全性や防災機能を向上させるため、歩行空間の確保や橋梁の耐震化を進めるとともに、狹隘道路の改善や地域の実情に合った生活道路の整備を進める必要があるというふうに考えてございます。

また、市道野村楠平尾線の安全対策につきましては、見通しを改善するために道路沿いの樹木を伐採する対策を実施しましたほか、経年劣化した舗装を、開通後の交通量を考慮した舗装構成に補修する事業を平成17年から進めておりまして、来年度に安知本町地内の工事を施工して完了する予定でございます。

しかし、当初にここは農免道路として整備されたということに起因します道路のアップダウンが厳しいという構造面や安全面の課題に対して、さらに改善に向けた検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

当初は農免道路でありましたが、今管理しておりますのは市道でございます。市道であれば、私はまちの中の道路も都市計画道路も同じだと考えを持っておりますので、その点考えて今後の対策をお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後でございます。

市民参画、協働の地域づくりについてということでお尋ねしたいと思いますが、地域コミュニティの仕組みづくり支援事業についての推進はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

地域コミュニティの仕組みづくり支援事業の取り組みにつきましては、これまで自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会の会議の場で、なぜ今地域コミュニティの仕組みづくりが必要なのかを議論してきたところでございます。

そのような中、去る9月26日に開催をいたしました自治会連合会、地区コミュニティ連絡協議会合同によりますまちづくり研修会では、冒頭、市長から、各地域でまちづくり協議会を立ち上げていただき、地域の課題解決に向けて話し合う場づくりや、自治会や地区コミュニティを初めとして民生委員や老人会、子供会などさまざまな主体の皆様が参画をして協働できるような仕組みを構築していただきたいとの意思表示をさせていただいたところでございます。

また、自治会連合会会長からは、自助・共助・公助の精神のもとに、地域の住民がまちづくりのために積極的に取り組みを進めていただきたいと、地区コミュニティ連絡協議会の会長からは、各コミュニティ会長と自治会連合会支部長が、ともにまちづくりに関して勉強を進めていく必要があると意見があったところでございます。

そういうことから、講師の四日市大学の岩崎先生から社会的な背景についてご説明をいただき、今後のまちづくりについて地域の自治組織として協働で支える体制が急務であると講演をいただいて、理解をいただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これ、まちづくり研修会というのは自発的に自治会連合会、コミュニティ連絡協議会でやられたのか、それか市がまちづくり協議会を求めることによって開かれたのか、どちらですか。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この研修会につきましては、自治会連合会、コミュニティ連絡協議会と市と協議をした中で、研修を一回やろうということで四日市の先生をお迎えして研修したということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私どもの南部地域を一つ例をとってみますと、私はコミュニティの中でそれぞれの各団体が協働していろいろこういう地域の問題点、さらには親睦、交流、お遊び含めていろいろな事業もやっております。

今、この事業をなぜここで起こさなければならないのかというのは、私はちょっと不思議に思うんですが、そこらの流れを聞かせてください。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

仕組みづくりにつきましては、議員が今おっしゃられた地域も、進んだ地域もございます。まだまだそういった課題とか、全部のそういった組織が集まって会議をする場が持たれない地域もございます。

そういう中で、今みずからが住む地域、社会が大きく変化している中で、1つには価値観の多様化や地域における連帯感が希薄し、地域の本来持っている相互扶助の機能が低下していること、それから2つ目に、少子・高齢化など社会情勢の変化に伴って、高齢者や子育て家族に対する支援、環境保全、防災・防犯など、住民の生活に直結するさまざまな課題が発生をしております。3つ目として、地域分権が進み自己決定、自己責任の原則のもと、住民が主体となって地域の課題は地域みずから解決する地域分権型社会の実現が求められていることなどで、そういった背景をもって今後進めていきたいと思っておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

そういう部分から、やはりまちづくりについてのご協力を求めるのに、そういう皆さんの各地域のご協力を仰いでいただきたいと思っております。

それから最後ですが、モデル事業の内容ですが、昼生と川崎地区でしたかね。モデル事業になっておりますが、あそこの組織を見ますと、モデルであるのでよそに見せるためにしたのかどうかちょっとわかりませんが、あそこは十分推進されておる地域だと私は思っておりますので、そのためのモデルとしてこの事業を起こしたのかどうか、確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

梅本部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

ことし、2地区をモデル地区として取り組みを進めていただいております。

その地区につきましては、議員がおっしゃるよう従来型のそういった地域の問題点とか、そういうのは各区がさまざまな状況で解決をお願いしておったわけですが、このモデル地区については、地域の課題を全体で掘り起こして、解決に向けて多くの住民の方々が参画をしやすい環境づくり、まず環境づくりに向けて地域の多様な組織が主体的に協議、または活動できるような組織づくりをモデルとして、今回進めているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ地域活性化のためにも、市民部長、大変ご苦労だと思いますが、自治会連合会、コミュニティ連絡協議会の皆さん方も大変だと思いますが、よろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 2時07分 休憩)

(午後 2時17分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

質問通告に従いまして、今回は高齢者医療についてということで、1つ目に認知症高齢者の支援について、2つ目といたしまして高齢者への訪問診療についてということでお聞きをしたいというふうに思います。

去る9月の敬老の日を前にして、総務省の人口推計というものが発表されております。それによりますと、65歳以上の人口の推計が発表されておまして、65歳以上の人口が初めて3,000万人を突破して、前年から100万人ふえ、総人口に占める割合が24.1%に達し過去最高になったという報道がございました。そして、そのうち75歳以上が1,500万人、80歳以上が890万人ということで、それぞれ11.9%、そして80歳以上の方が7%ということで、75歳以上の方が1,500万人を超えたのも初めてだということでございます。また、100歳以上の方が、ことしは5万人を突破したということで、まさに超高齢化社会に日本が突入したということであろうかというふうに思います。そして、日本では2055年に超高齢化社会のピークを迎えるということも言われておるところではございます。

このような状況を考えますと、私は安心社会へは公助をより手厚くするという方向に向かうべきではないかと、向かわざるを得ないんじゃないかというふうなことを思いまして、今回の質問にしたいと思います。

それでは、認知症高齢者の支援についてお聞きしたいと思います。

超高齢化社会では、認知症のケアの充実というものは、私は喫緊の課題だというふうに思っております。

新聞報道によりますと、認知症の高齢者数は全国で300万人を超え、10年前から比較して、倍増したということでございます。そして、65歳以上の人口が3,000万人を突破したということで、この300万人という数字は10人に1人がこの認知症という病に直面する時代になったということだと思います。そして、2025年には470万人に達するというような推計もされているところでございます。

介護に耐えかねて医療機関や介護施設に頼ることになる、そしてまた精神科へ入院するケースも少なくなく、厚生労働省の調査によりますと、2008年には5万人の方が精神科へ入院しているというようなことでございます。そして、高齢化社会の進展に伴いまして、こういうケースがだんだんとふえてくる。しかし、医療機関は生活の場ではない、そしてまた入院されると長期化するということですから、これはことしの6月に厚生労働省がケアの考え方を、入院から在宅へ転換したということでございます。

これらのことを踏まえて、いかに高齢者の認知症を在宅でケアしていくのかということは、本当に大きな課題になるということを私は懸念しているところでございます。

それで、質問に入らせていただきます。

まず最初に、平成23年度で本市におきまして認知症サポーターの登録数が約700人というふうなことで聞いておりますが、このサポーターの皆さんの具体的な役割と、そして活動状況、またこのサポーターの方が今後活躍する場、どのような場をつくっていくのか、その3つについて最初にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

ただいまご紹介いただきましたように、85歳以上の4人に1人、65歳以上の10人に1人が認知症と言われており、本年10月1日現在では、本市の65歳以上の方は1万1,351人、その10%では1,135人になります。

また、最近の厚生労働省の発表では、2025年には65歳以上の12.8%の方が認知症になると推計されておりました。もはや認知症は誰にでも起こり得る病気であります。ただ、認知症になったといたしましても、家族や周囲の方々の気遣いによりまして、住みなれた地域で暮らし続けることも可能でございます。このため、認知症に対する理解を深め、正しい知識を持ち認知症の人やその家族を見守り、支援するための認知症サポーター養成講座を開催しております。

そこで、その役割でございますが、認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではございません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守る応援者としての自分のできる範囲で活動していただくものでございます。また、認知症サポーターの活躍の場でございますが、認知症を自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えていただくこと、それから認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努め見守ることもサポーターの活動でございます。

したがって、特別な会議に出ていただいたりイベントを企画するなどではなく、身近な地域での見守りや老人会活動等の中で生かしていただきたいと考えております。

なお、昨年度までに講座を受けていただいた方は、民生委員、福祉委員さんを中心に765人、本年はこれまでに3回開催し56人の方に受講をいただきました。さらに、その後も去る10日と本日、養成講座を受講いただいた方を対象にステップアップ教室を開催しており、具体的な支援技術を身につけていただくことで、より住民の方に寄り添った支援活動につなげていただければと考えております。

認知症の家族の方に対しましても、近くに理解者や支援者がいることをわかってもらうことも大切であり、またこのことが家族の負担軽減にもつながることから、既に地域にはサポーターの方が多くおられることを含めまして、広報などを活用して周知に務めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、部長のほうからサポーターの役割とか活動の場とかということを発言いただいたわけでござ

いますけれども、認知症の高齢者の人がその地域で生活をしていくというのが一番いいわけですし、いますけれども、その家族の方とサポーターだけではとてもそれは対応し切れないし、それだけではいけないというふうに思っておるわけですが、その地域で生活していくためには、地域住民の協力というものは、これはもう本当に不可欠であるということは間違いないわけですが、そういう地域の住民の皆様との協力、ネットワークづくりといいますが、そういうものを構築していくにはどのようなことを考えてみえるのか。

例えば、商店とか公共交通機関とか、ガソリンスタンドとかいろんなところで情報を得るとか、例えば徘徊されたとかという場合に、そういうネットワークづくりについて、そういう構築はどのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、地域の皆様の見守りや手助けなどの力が重要でございます。高齢者ががやき・安心プランでもお示しをしておりますが、地域ごとに高齢者の見守りネットワークの構築が図れるよう、本年度から取り組みを進めております。

まず試行地域といたしまして、介護認定結果、それから2次予防対象者、レセプトデータなどの分析結果をもとに2地区を選定いたしまして、民生委員さん、福祉委員さんに協力をいただきながら、アンケートや訪問調査などを行っております。それらの結果を踏まえまして、それぞれ地域ごとの強みや弱み、また地域の多様な見守り支援などの特徴を把握した上で、弱みを補完する機能や課題解決の方法について協議を行い、ネットワークの構築へと進めていきたいと考えております。

これによりまして、コミュニティの役員さん、民生委員さんや福祉委員さんはもとより、ご紹介をいただきました地域の商店だとか公共交通機関、ガソリンスタンド等にも参加をいただいたネットワークづくりを行うことで、徘徊が疑われる方を見かけましたら声かけをするなど、地域の福祉力の向上にもつながっていくというふうに考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

そして、今いろんなネットワークの構築に向けて取り組んでいただくということをお聞きしたわけですが、今後、認知症高齢者の介護者、その介護を実際してみえる方の支援をより一層、今以上に充実させる必要があるというふうに私は思っておるんですけども、まずは支援者の方のその支援策というのはどのように考えておられるのか、今後どのように進めていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

審査ということでございますと、日常サポーター等、それから地域活動等いろいろ、今までご答弁させていただいたとおりです。

それから、家族介護者への支援ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

在宅で認知症の方の介護を担っておられる家族の方のストレスや孤立の軽減のため、家族同士の交流を図り悩みを分かち合う場として、定期的に介護者の集いや家族の会、交流会を開催しております。内容といたしましては、排せつ介助の方法、介護食の調理実習、音楽療法などのほか、介護経験者からの助言をいただくとともに、ご自身の困り事も聞いていただくような座談会なども開催をいたしております。

また、在宅での生活を支える制度といたしましては、おむつ等の介護用品の支給、それから訪問給食サービス、ひとり暮らしの緊急通報装置の設置などもございますので、広報などで制度の周知にも取り組んでいるところでございます。

なお、介護保険サービスをうまく組み合わせることで、介護する側の心の余裕も生まれ、よい介護にもつながってくる、このようにも考えているところでございます。まずは健康福祉部、あいあい窓口がございますので、4番までご相談をいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

いろいろと答弁をいただいたわけですが、認知症を患ったということで、その認知症の方のケアということは今いろいろ私も質問させていただきまして、答弁もいただいたというわけですが、私はこの認知症の新しいケアの鍵というのは、もちろんこれはどんな病気でも言われることですが、早期発見・早期治療だというふうに思っております。

そういうことを鑑みまして、認知症に対する専門家チームが家庭訪問をしてすぐ治療につなげるとか、認知症の診断がスムーズにできるように医療機関の整備も今後は必要ではないかというふうに思うんですが、その辺はどのようにお考えになっておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

本年の6月、厚生労働省が取りまとめを行いました今後の認知症施策の方向性の中で、早期診断、早期対応方策といたしまして、かかりつけ医との連携やそのバックアップを担う身近型認知症疾患医療センターの整備、また地域包括支援センター等への認知症初期集中支援チームの設置などを行うこととしております。

また、平成25年度予算概算要求とあわせまして策定されました認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）でございますが、こちらでは認知症初期集中支援チームにつきまして、平成27年度以降の制度化を検討することといたしております。

こういった国の動きもございますが、認知症につきましては日々の生活の様子の中で気づくことが多く、ふだんから生活状況を把握されている身近なかかりつけ医の方々との連携を努めていくことがより重要だと考えております。

このため、来年1月19日には医師会との共催によりまして、認知症講演会を開催する運びとなっております。また、医師会におかれましても、これからの在宅医療に力を入れておられるほか、認知症の早期発見や早期治療、進行緩和の研究に取り組んでおられる医師もお見えになり、地域医

療での比重も増してくるものと考えております。さらに、今後は早期発見につながる認知症のスクリーニング、拾い出し方法なども検討していければと思っております。

なお、従来から保健師等によるひとり暮らしや高齢者世帯訪問、またあいあいでの相談によりまして認知症の早期発見に努めるとともに、広報やケーブルテレビでの啓発を行っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今答弁いただきましたら、平成27年度から国も積極的に痴呆症に関する施策を展開していくことだろうというふうに思いますが、国の施策を待ってはなかなか前に進まんという思いもありますので、本市としましてはこの高齢者の認知症については本当に積極的な施策展開というものをお願いしたいと思います。ひとつよろしくをお願いしたいというふうに思います。

次に、高齢者への訪問診療について聞きたいと思います。

本市の高齢者のうち、ひとり暮らし世帯が1,263世帯、それから2人暮らし世帯が1,343世帯、合わせて2,606世帯あると、今現在ですね。調査をされたと聞いております。今後も高齢者の世帯は、核家族化の進展とともにますます増加していくということが考えられるわけでございますけれども、特に75歳以上の世帯では、運転免許証を持っていない方、運転がもうできなくなったとかいう方がたくさん見えて、病院に行きたくても交通手段等の関係や事情があつて、なかなか医者の診療もままならないということも考えられる。そういう方もたくさん見えるということでもございまして、自分は体の調子が悪いということでも、えてして辛抱をする。辛抱してなかなか病院にかかれない、そういう世帯が増加していくという懸念はあると私は思っておるわけでございます。

せんだつても、ちょっと友達に会いまして、どう、お父さんやお母さんも元気ということをお聞きしましたら、母親なんですけど、体の調子が悪かった。悪かったんですけども、息子さんと離れて高齢者だけ、おじいさん、おばあさんだけで住んでいるものですから辛抱していた。そして、胃の調子が悪いもんでということで、もうどうしてもこれは病院で見てもらわなあかんということで、息子さんに電話をしまして、息子さんは名古屋に住んでおるんですけども、名古屋から会社の休暇をとってきたと。それで病院にかかったんですね。それで病院で先生に診てもらった。そしたら、診察が終わって、後で私の友達が先生に呼ばれまして、何で今まで病院に連れてこなんだんと。もっと早う連れてきたら何とか手を施せたやないかというようなことでした。

ということで、お年寄りの方、地域の方も自治会の方も民生委員の方も、いろいろ協力して地域のために活動、そういうお年寄りの見守りもしていただいておりますけれども、お年寄りの方というのは本当に遠慮深いです。せんだつても地元のお年寄りの方に、ちょっと話しする機会がありましたもんで、そんな他人には迷惑はかけれやんでという言葉がすぐ出てくるわけでございます。

そういった事例もあつて、私、そのときに本当に高齢者への訪問診療ということは必要不可欠ではないかというふうに考えておるんですが、いろいろ往診とかそんなのが今あるんですが、高齢者への訪問診療について市は今後どのように考えていくのか、実施していくのか、そういう計画があるのか、そういう研究をしているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

私が聞いたところによりますと、ある市では医師会も含めてこういう訪問診療についてももう研究会も発足しておるといような市も聞いておりますので、その辺、亀山市はどのような今状況になっておるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁を求めます。

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在の医療制度の中では、患者の依頼によってかかりつけ医等が患者宅を訪問し、診察、治療する往診と、それから主治医が計画を立てて患者の自宅を定期的に往診して診察する訪問診療がございます。

市内の状況といたしましては、議員ご質問の訪問診療として、定期的に往診をしている医療機関は聞いておりませんが、病状によってはみずから医療機関を受診できない方につきまして、これも全てではございませんが、かかりつけ医等が往診を随時行っていると伺っております。また、寝たきりの方など対象者は限定されますが、医療機関まで出向くことが難しい方には、市社会福祉協議会が実施しております福祉移送サービスもご利用いただけることとなっております。高齢者の方が必要な医療が受けられるということは、地域で生活を送る上で重要なことであり、高齢者の方の安心につながることを考えております。

しかし、議員ご質問の訪問診療につきましては、医師の体制や医療環境の面から課題も多く、現状では医療機関との間で話し合いの場を持つなど、行政から検討を働きかけると、そういった状況には至っていないというのが現状でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今のご答弁いただいたわけですが、訪問診療ということは非常にいろんな課題があるし難しい面もありますし、市独自で実施していくということももちろんできないわけではございまして、もちろんこれは医師会との連携、医師会のご理解、いろんな面で調整も要りますし費用も要りましょう。すぐにこれが実施されるというようなことは、私も思っておりません。

しかし、今言ったような、経済大国日本で本当にお年寄りの方が満足にお医者さんにかかれぬ、診てもらえない、そして病気が進行していく、そういうことをなくしていくといえますか、お年寄りが本当に安心して暮らせる。病気ということが、一番お年寄りは心配されておるわけではございませぬから、そういうことは緊急に話し合いの場を持って、医師会、いろんな関係機関と調整をして、訪問診療というように一歩でも二歩でも踏み出していただきたいと思いますというふうに私は思います。

そして、今言った非常に難しい問題もございまして、訪問診療その前段として、さまざまな課題が、いろんなことがあると思うんですけれども、訪問診療が構築されるといいますか制度化されるといいますか、その前に私は地域の集会所とかいろんなコミセンとか、いろんな施設があるわけではございませぬから、亀山市の周辺地域で医師の診療とか健康相談などが定期的に受けられるようにということができないか。それができたら、まずは訪問診療の前に、お年寄りも安心して、近くの集

会所とかそういうところですから、そこへお話や診察に行けるということですので、そういうことができないかというようなことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

訪問診療の前段としてできることはということでございますが、市民の方の受診意識が多様化している中で、訪問診療の前段として医師が地域の公民館や地区コミュニティセンター等に出向き、診療や健康相談を行うということにつきましても、先ほどご答弁をいたしましたとおり、医師の確保等、それから現在の医療を取り巻く環境から考えますと難しいと考えております。

しかしながら、ふだんの病状や健康状態を把握され、日ごろの診察のほかにも気軽に健康相談ができ、必要なときには専門医を紹介してもらえるかかりつけ医を持つことは大切でございます。また、介護保険の介護サービス等を利用するための要介護・要支援認定でも、主治医の意見書が必要となり、大切な役割を果たしていただいております。このことから、かかりつけ医を持つことの重要性につきまして、市民の皆様継続して周知してまいります。

なお、訪問診療の前段にかわるものではございませんが、現在、市ではさまざまな事業を行っておりまして、主なものといたしましては、高齢者世帯が増加する中で保健師、看護師や、それから在宅介護支援センター職員が高齢者世帯への訪問を行い、身体状況や生活環境を把握し、支援が必要な高齢者に対しましては高齢者福祉サービスや介護サービス等の利用につなげております。

また、老人クラブや地区コミュニティからの依頼を受けまして、地域の方が集まる機会に保健師等が地域の公民館や地区コミュニティセンターで健康管理についての講話や健康相談を行う出張出張前講座を行い、生活習慣病や介護予防についての健康支援を行うという事業を実施している状況でございます。

まずは自分の健康は自分で守ることが大切でありまして、医療を必要とする前、また介護を必要とする前の一人一人の健康づくりに対する意識というものも啓発しまして、自覚を持ってもらうことが重要でございます。さらに、周りの人々が協力し合えることで、健康の実現はより容易になってくるものと考えております。また、健康づくりを支援する環境づくりを行うことも、健康の実現を助けることになるという考え方に立って行っております。

長寿化が進みまして、健康な高齢者がふえるとともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯、日中独居の方も多くなっております。受診のために出かけることが難しい方もありますので、高齢者訪問、地区コミュニティや老人クラブの出張出張前講座などの機会を活用いたしまして、医療ニーズを把握して福祉の観点から医療とどう連携できるのか、こういった研究も必要であるものというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ答弁をいただきましたが、こういうこともやりたい、ああいうこともやりたいということでございますけれども、とにかくこれは具体的にどういうふうにやっていくんだということを、具体的に施策を講じて、庁内でもいろいろ議論をしていただきたいというふうに思います。

最後に今の、私が2つの質問をさせていただきました。高齢者の認知症、それから訪問診療について質問させていただいたわけですが、最後に、こういう私の質問に対して、市長が今後どのようなお考えを持っておられるのかということを一言お聞きしたいと思いますので、お願いします。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

超高齢化社会を迎えておりました、亀山も22%を超えておるという状況でございます。

今問題提起をいただいた案件というのは、本当に私どもとして、現状としても重要な課題と考えて、本当に健康づくり、あるいは介護予防、予防医療、高齢者の認知症の対策というのは今後一層増加していくという予測をしております中で、やはりまずは自助・共助・公助ではございませんけれども、お一人お一人が健康に気をつけていただくこと、あるいはかかりつけ医を持っていただくこと、それから地域であったりそれぞれのグループであっての健康づくりや、そういうものを地域の力も含めてしっかり作り上げていくこと。そして、公としてそういう各種施策をしっかりと推進していく。前段のご質問の地域包括ケアの問題につきましても、やっぱりセンターを中心にそういう環境を整えていくということの重要性を強く認識させていただいております。

少しお触れいただきましたが、亀山の国保なんかのレセプトの分析をいたしておりますと、75歳以上の高齢者の方は三重県の平均の医療費よりも低い医療費なんです。その背景は、少し触れていただいた我慢強いとか、あるいは遠慮なされておるとか、かかりつけ医を持っておられないとか、いろんな要素が多分あろうというふうに思っておりますので、そういう問題もしっかり我々は認識をさせていただきながら、後期基本計画はもちろんでありますけれども、各種計画の中でしっかり今の亀山の状況と未来を見据えた自助・共助・公助の取り組みを一層強化していく必要があるというふうに思っております。

訪問診療につきましても、医師会の先生方、本当に限られた中で頑張らせていただいて、非常にいい連携を今つくりあげて、今日、地域医療が回っておる状況でございますけれども、若い先生方の中には、この訪問診療につきましても問題意識を強く持っておられる方もお見えでございますので、そういう中で情報交換を進めながら、地域社会全体としていい状況がつけられるように努力をする必要があるというふうに感じさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

どうもありがとうございました。

最後に、長寿化で人生の90年時代を迎えようとしておるというふうに思っております。健康で活動してみえる高齢者の方もたくさん見えます。この高齢化社会の中で、ますます核家族化が進み、独居高齢者が増加していく状況に接しまして、支える人を地域で地道にふやす努力をしていくということが本当に痛感しているところでございます。

質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時53分 休憩）

（午後 3時03分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 前田耕一議員。

○12番（前田耕一君登壇）

市民クラブの前田でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私、3件の質問を予定しているんですけども、ほとんどが過去に再三、再四質問させていただいて、その結果についての検証も十分されないまま現在に至っておる部分がございますので、改めて質問をさせていただきます。

まず1件目として、亀山市スポーツ推進計画についてお伺いをいたします。

平成19年3月に亀山市スポーツ推進計画が策定されておりますが、平成23年8月にスポーツ基本法が施行されたことに伴い、亀山市スポーツ振興計画の中間年である平成23年度に市民意識調査を実施し、現状に即した見直しを行い、より一層総合的かつ計画的にスポーツの推進を図るため、亀山市スポーツ振興計画を改定し、亀山市スポーツ推進計画に名称を変更したとなっております。

そこでまず1点目として、亀山市スポーツ振興計画のうち、亀山市スポーツ推進計画で改定した内容について、主な改定点をお示しください。

○議長（櫻井清蔵君）

最所文化部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

平成19年3月に策定いたしました亀山市スポーツ振興計画の見直しに当たりましては、アンケート調査をもとに現状に即した見直しを行うとともに、ただいまおっしゃられましたスポーツ基本法が平成23年8月に施行されまして、それに伴い、名称につきましても亀山市スポーツ推進計画に変更いたしましたところでございます。

主な変更点といたしましては、前期計画では、市民一人一人の年齢、性別、体力、技術、目的、興味などに応じたスポーツ環境を整備充実しますという基本目標を達成するために、子供たちを取り巻くスポーツ環境の充実、地域におけるスポーツ環境の充実という2つの重点目標を掲げておりました。

今回の見直しに当たりましては、この2つの重点目標の達成度を検証し、そして評価いたしますとともに、基本目標を達成するためにはもう少し踏み込んだ施策が必要であると、そういった考えのもとでスポーツに取り組む機会の充実、地域のスポーツ活動の推進、スポーツ環境の整備、自主

的・自発的なスポーツ活動の促進の4つの基本施策を定めまして、それぞれに目標となる成果指標を設定いたしました。

そして、市民がそれぞれのライフスタイルに応じたスポーツに取り組んでいますというスポーツの推進計画の目指す姿、スポーツの推進により目指す姿というのを新たに明記いたしまして、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

言葉、文章上の表現はわかりましたけれども、具体的にどのような中身があるかというのは、もうちょっと細かくお示しいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

具体的な取り組みといたしましては、成人の週1回以上のスポーツの実施率というのがアンケート調査では34.1%でございましたので、裾野を広げ、そして総合型とか各種団体の皆様のご協力を得ながら、目標値であります40%に近づけるような努力をしていくと。そしてまた、子供たちの全国平均値にぎりぎり達しないような体力の状況でございましたので、運動能力調査の結果はそのような状況でございましたので、それを徐々に上げていくと、それを目標といたしました。

そして、市内の運動施設の稼働率につきましても、現状値では70.6%でございますけれども、これを平成28年度には75%まで上げると、そういった目標のもとに取り組んでいくということでございます。

それから、各種関連団体の構成者の数につきましても、平成22年度末で4,326人でしたが、目標値を4,550人とし、その達成に向けて連携しながら取り組んでいくと、そういったことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

アンケート結果に基づいた数値はよくわかりました。これはあくまでも数値目標であって、実際に運動に携わる、運動されるのは個々の方です。この数値によって動いているわけじゃないわけですね。

そういうことで、これ以上質問してもそういう数字しか出てこないようでございますので、2点目の質問をさせていただきます。

2点目の質問としまして、先ほど数値を上げていただきましたけれども、実際に市民の方々がスポーツ、運動に取り組む場合、やっぱり場所、施設が必要になってくるんですけども、現在、この市内のスポーツ施設、たくさんありますけれども、いつごろできたのかということを確認したいんで、施設の供用年を確認したいのでちょっと教えてください。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

運動施設の供用開始日でございますが、主なものですけれども、西野公園体育館は昭和50年8月でございます。同じく西野公園野球場は昭和51年10月、西野公園運動広場が昭和52年4月、西野公園庭球場は昭和52年4月で同じでございます。西野公園のプールは昭和56年7月、供用開始です。東野公園につきましては、全ての施設が平成6年11月に供用を開始しております。

それから、関のB&G海洋センターの体育館、プールにつきましては、平成4年6月の供用開始でございます。それから、関総合スポーツ公園につきましては平成4年7月の供用開始となっております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

東野公園は平成6年、それからB&Gスポーツ公園が平成4年と比較的新しいんですけれども、西野公園の施設は国体を契機にということもございまして、昭和50年から昭和56年にかけて建設されております。

今、私スポーツ施設の現状ということでご答弁を求めましたけれども、平成15年6月に当時の所管課の答弁を見てみますと、市内の運動施設は都市公園の附帯施設で、本格的なスポーツ専門の施設ではなく、地域住民の健康増進や福祉の向上に資することを目的とした施設であり、維持管理をするにしても特別な知識などを必要としないと。よって、改修、改善も含めて見直しは必要ないということでご答弁いただいております。

それを振り返ってみますと、スポーツ施設よりも言うてみたら運動施設、健康福祉目的の施設と位置づけているように感じておるんですけれども、その辺のお考え、現在のあの施設をスポーツ施設として位置づけるようになっているのかどうか。

スポーツといいましても、学校スポーツあるいは生涯スポーツ、レクスポーツ、あるいは競技スポーツといろいろありますけれども、現在あるこの施設、ほとんど細かい改修、修理はやっていますけれども、大規模な改修、修理あるいは新設も全然行われていない中で、この施設は今の辺のところに位置づけされた施設として行政は考えてみえるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

大規模改修工事につきましては、先ほどやってないとおっしゃられましたけれども、平成20年度に西野公園体育館のほう、地震の耐震補強も含めまして大規模な改修を行っております。

そして、施設の位置づけというようなことでございますけれども、生涯スポーツ活動や日常的なスポーツ活動の場、そして大きなスポーツ大会等、大きなというか、全国的なスポーツ大会もあの場で使っていただいておりますので、そういうこともできる場であると考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

本当に大きな大会ができる本格的なスポーツ施設と考えているということであれば、本当に時代

おくれも甚だしいんじゃないかなと、ちょっと厳しい言い方かわかりませんが、私は考えます。

平成19年にできた亀山市スポーツ振興計画を見てみますと、施設の問題について、広い多目的グラウンドや陸上競技場、サッカー場などの建設整備を検討しますとうたっています。それから、競技種目の専門的視点や大会運営から見た施設の整備に努めますという表現で亀山市スポーツ振興計画はできておりました。それが、平成23年に改定された亀山市スポーツ推進計画では、トップレベルの競技スポーツが実施できるよう競技種目の専門的な視点から見た施設整備に努めますということになっております。

ところが、昨日、同僚の片岡議員からも陸上競技場の話が出ました。亀山には陸上競技場はございません。昔は200メートルのトラックのある運動場がありました。しかし、陸上競技場といえれば当然400メートルが当たり前ですから、その件について建設等も含めて質問があったわけですが、そのときの答弁を見てみますと、鈴鹿市の石垣池の陸上競技場やスポーツガーデンなんかを利用してほしいと。亀山市内で施設がないからというので、当然利用したくてもできないわけですが、平成22年9月の答弁では、近隣の施設、県営の施設を効果的に広域的な視点で利用してほしいと、よく意味はわからないんですけど、要は言うことは亀山にないからほかで競技や大会があったらエントリー、参加してきてくれということやと思うんですけど、きのうのご答弁の中にも、県内の9市1町やったかな、陸上競技場がある自治体は、亀山ほか三、四件かな、競技場がないんですけど、どこの施設もその地域の利用が結構多くて、そこへ他市の人間が行って遠慮なしに使わせてくれよというのは、そんな調子でいくような時代じゃないです。

特に、亀山市内には陸上、本当に活発に活動してみえる企業もございまして、仕事を終わってから練習に行かれるのは桑名まで行って、桑名で競技場を借りてやるとか、あるいは亀山の中学校なんかでも大会前になれば市外へ出向いて、そこで強化練習をやっているのが現状です。市内でできないんですね。これは誰もがわかってみえると思いますけれども、200メートルの競技練習するのに、1周200メートルの施設では本格的な練習はできません。

何度も言いますが、昔、西野運動公園に200メートルのトラックができたときに100メートル走るのに当然直線ですわね。200メートルのトラックがあるのになぜ100メートルが走れんのやと言うた職員の方もお見えになったようですけれども、その認識がどうも私自身、今でもまだ行政の中にあるのかなと気がしてしょうがございません。

特に陸上競技場の件については、施設の充実としては絶対スポーツ振興を図る上でなければならぬ施設だと思います。施設の現状について、特にこの辺のところは私は強調したいと思います。

なぜ陸上400メートルと申すかといいますと、やっぱりスポーツ原点、走る、投げる、飛ぶ、この三拍子そろった運動といえればやっぱり陸上競技です。これからどんなスポーツでも、競技もスタートすると思いますので、このための施設がなければ、はっきり申しましてスポーツというものを語る資格がないんじゃないかなと、このように私は考えております。

現在の社会情勢の中で、あるいは厳しい財政状況の中で施設をすぐにつくるつくらんということは非常に難しいお答えになってくるとは思いますけれども、絶対必要なんだという認識が行政として本当にあるのかどうか、それさえ疑わざるを得ないと私は思います。

そこで市長に、一言だけで結構です。今、亀山にそういう意味で言うところのスポーツ施設がな

い現状、何かお考えあれば一言だけで結構です、お示しいただければありがたいです。

○議長（櫻井清蔵君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

昨年にスポーツ推進計画を策定させていただきました。その過程で、これは本当に20代から60代までのそれこそスポーツを実践いただいておる、あるいは教育の場の方も指導者の方もおられる、そういう方々も入ってさまざまな意見を集約して計画を策定させていただきました。体協さん初め、それぞれの団体の皆さんにもご参加いただきました。

そういう中で、今ご指摘のそういう競技種目、特に陸上競技の施設が本市にあるべきかどうかということ等々を含めて、施設整備のあり方についても現状の状況とか時代背景とか、それから目指すべきものを総合的に判断してこの計画をつくらせていただいたものでございます。

確かに議員おっしゃる視点というのは認識をさせていただいておるんですが、400メートルの、きのうもそうでございますけれども、トラックを本市が新たに整備していくというような内外の環境には残念ながらというふうに認識をさせていただいておるところであります。

いずれにいたしましても、平成33年に三重国体が開催をされる予定でございますけれども、これにあわせて、今後各市町等々を含めてどのような、総体的に三重県のスポーツ施設は老朽化しておりますし非常に量・質ともに限界がありますので、そういう問題につきましてもどのような方向になっていくのかというのは今後示されてくるというふうに考えておるところでありますけれども、400メートルの陸上競技場を亀山にということでありますならば、現状としてこれは独自でそれを整備していくということは限界がある、難しいというふうに考えております。

したがって、周辺の他都市との連携とか他の施設をうまく補完し合うような関係の中で、この陸上競技場については対応すべき課題というふうに思っておるところであります。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

私がこれを申し上げているのは、推進計画の中に、先ほども申しましたけれども、スポーツ施設の整備ということで、トップレベルの競技スポーツが実施できるよう競技種目の専門的な視野から見た施設整備に努めますと表記してあるから確認しているんですよ。

今の話だと、これはうそと言うことになりますわな、できないんやから、気もないんやから。そういうことでいろいろ確認させてもらったんです。わかりました。いつまで言うておっても、またこれ水かけ論になりますので、3点目の質問にさせていただきます。

競技スポーツの奨励ということで、確認したいと思います。

具体的な取り組みとして、3点、4点、5点ほど上がっておりますけれども、その中でトップアスリートの育成を支援するとともに、競技者がスポーツ活動に邁進できる環境づくりに努めますと。これもやっぱり施設だと思えますわ。それから、東海、全国、国際大会に出場するトップアスリートなどに奨励金を支給するなど、その活動を支援しますと。それから、ハイレベルな大会や全国規模の大会などの開催を促進します。それから、優秀選手などの顕彰制度の創設を検討しますとあり

ますけれども、競技スポーツとしてトップアスリートを目指している選手が、ここに入っている奨励金を目的にするとか、あるいは顕彰を受けるのが目的で競技は誰もやってないと思うんですよ。やっぱり自分の自己研さんも含めての努力によっていい結果を出す、目標数値を高く上げて練習に邁進するというのが選手の心理ですので、この競技スポーツの奨励のところ、奨励金を払いますとか顕彰の創設を検討しますと上げてあるようなのは、これちょっとおかしいんじゃないかと私は考えます。

結果としてこれはついてくるものですから、その辺のところをどのようにお考えか確認したいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

奨励金は奨励のための施策ではないのではないかとというようなご質問ではなかったかと思えます。

奨励金につきましては、亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する奨励金支給要綱に基づきまして支給しております。目的としましては、アマチュアスポーツの振興と競技力の向上を図ることとしておりまして、直接的ではございませんけれども、競技スポーツの奨励につながるものと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ですから、私が申し上げているのは、奨励金の支給制度はあっても構いませんよ。これが競技スポーツの奨励にはならないんじゃないかということをお願いしたいんであって、これも言うておいたら切りがないので、この件については終わりますけれども、ともかくもう一度このスポーツ推進計画、せっかくできたんでありますから、再度検証していただいて、実践できるものは実践していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは2点目として、これ私が勝手につけた名前の施策になってくるとは思いますけど、ふるさと応援プログラムの策定についてお伺いします。

まず1点目として、ふるさと納税の実績についてお尋ねいたします。

ふるさと納税制度は、今さら言うまでもございませんが、納税者が地方公共団体へ寄附を行った場合、個人住民税から1割程度を上限として寄附金金額を控除できる税制で、制度発生から5年目を迎えております。

亀山市へ納税をいただいた方も見えると思っておりますので、現在の納税者の状況について、人数と件数をお示してください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

ふるさと納税の実績でございますが、この制度については平成20年度より導入しているところでございます。

これまでの実績でございますが、平成20年度は1件で5万円、平成21年度は4件で2,01

2万円、平成22年度が2件で10万円、平成23年度が6件で73万5,000円、平成24年度につきましては、現在のところでございますが2件で6万5,000円と、導入以来15件2,107万円のご寄附をいただき、寄附者のご意向に沿って基金に積み立て活用させていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

15件、約2,100万のふるさと納税をいただいておりますけれども、これらの方、リピーターといたら、言葉を使うのはちょっと語弊があるかわかりませんが、一回きりじゃないに2回、3回と納税いただいた方は見えますか。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

いずれも県外の方でございますが、平成20年度から毎年していただいている方、あるいは平成22年度から毎年していただいている方ということで、確認をとった部分では2名の方がしていただいているということでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

2名の方が毎年のご寄附をいただいたということでございますけれども、納税をいただいた方々へのお礼も含めたフォローはどのように行ってみえるか、お示してください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

寄附いただいた方に対するフォローでございますが、感謝の意を込めまして、市長署名入りの礼状をお送りさせていただいているほか、亀山市をより身近に感じていただけるように、広報紙やパンフレット等を送らせていただいております。

また、今年度から予算化をさせていただきます、1万円以上のご寄附をいただいた方に対して、返礼品としまして、お茶など亀山市の特産品を送付させていただいたところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

礼状、広報紙、パンフレットなんかを送っていて、ことしから特産品をお礼としてお送りになられていると。県内を見ても、お礼の特産品や名物等を送付している自治体は、津市や四日市市など9市ございました。全然行われてなかったのが、亀山市を含めて、亀山市、鈴鹿市、志摩市、伊賀市、松阪市と5市だったんですけれども、やっぱりこれからずっとこの制度を利用してもらうというのはおかしいですけど、納税いただくのであれば、何がしかの形の亀山とつながりの持て

る特産品とかいうのをいろいろ考えて送付いただいて、できるだけ長くおつき合いしてもらうのが非常にいいことだと思いますので、ぜひ中身の濃いフォローをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから2点目としまして、これ私が勝手につけた名前でございますけど、ふるさと市民制度の創設についてということでお伺いをいたします。

これも過去に同じような中身で質問させてもらっているんですけども、亀山市を後にして県外に生活の拠点を構えて幾久しい方は少なくありません。また、転勤などにより亀山市に転居され、また転勤などにより亀山市を去っていかれた方などもお見えになろうかと思えます。

これらの方々の中には、現在は亀山市とは疎遠になっていても、機会あるごとに亀山市を思い出して懐かしく感じられる方もあろうかと思えます。私はこれらの方々にふるさと市民として登録をいただき、「広報かめやま」や、ふるさと通信とこれも勝手に私が名前つけたんですけど、というような情報紙を発行して、これらの定期購読などによりまして、いま一度亀山市を身近に感じていただければ、機会あるごとに亀山市を訪れていただくきっかけづくりになればと思えますので、ご所見をお願いします。

私も自分の趣味というか道楽で結構県外へ、大会あるいは交流会なんかに行きまして、そうするとグラウンドで結構声かけられるんですね。例えば、大会のプログラムとか胸のチームのマーク、三重、亀山と入っていますから、亀山市から見えられたんですかというような形で。聞くと亀山市出身者であったり、あるいは転勤で、それから工事で亀山市にいつか住んでおられた方なんかで、当然グラウンドでしか話をする機会はないんですけども、関宿がどうのとか、最近みそ焼きうどんが有名になったなあとか、あるいはシャープはどうなっていますかとかいうようなことも話に出るわけですね。

そういうことで、結構ほんの二、三年のこちらの勤務経験しかない方でも亀山市を意識してみえる方、気にしている方もいるんですね。そういう方をつかまえてといたら語弊がありますがけれども、つながりを持っていくのも一つの方法かと思えますので、そういう方をどうやってつかまえるかというのは本当に難しいかわかりませんが、企業の転勤日誌なんかを見てもいいと思えますし、市内在住者で転出された方、見る方法もいろいろあるかと思えますので、うまくこの制度的なものを創設して、今疎遠になっている方と亀山市とのつながりをできるような手だてを考えていく気がないかどうか、お考えがあればお示ししていただきたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

議員申されましたように、全国には、学校卒業を機に亀山市を離れた方や、都会で生まれた方々がみずからを育ててくれた思いで、また豊かな自然や歴史への憧れなど、何らかの御縁から、先ほどのふるさと納税制度による寄附者も同様でございますが、亀山市をふるさととして懐かしみ大事に思っておられる方々がお見えになり、そのような方々との絆を持ち深めることは大切であるというふうに認識をしております。

亀山市におきましては、さまざまな機会を通じて亀山市出身の方やゆかりのある方などとのつながりを深めているところでございます。また、多彩な魅力をさまざまな情報媒体を活用し発信する

シティプロモーションを推進しているところでもございますので、これまで以上に亀山市に御縁のある方々が亀山市をより身近で大切に感じていただく機会がふえるものと考えております。

今の申された部分については、大切かとは思いますが、まずはこうした取り組みをさらに充実させながら、さまざまな分野における幅広い交流を促進していくことがまずは大事かなというようなことを現在思っているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

過去の、これも答弁の中で、ネット社会やからふるさと通信的なもの何かよりもホームページで地元の情報を発信するほうが有効だというような答弁をいただいたこともあるんですけども、やっぱり手紙というのは非常に重要な媒体かと思っておりますので、ぜひそんなところもご検討いただければと思いますのでよろしくをお願いします。

次に3点目として、ふるさと大使の委嘱についてお尋ねいたします。

現在、観光大使を初めとして大使制度を設けている自治体が少なくありません。一般的には、地元出身の有名人、著名人に大使を委託して、地元の観光地や歴史・文化などの魅力をPRしてもらったり、イベント参加の協力を要請していると思います。

しかし私は、有名人、著名人にこだわらず、さまざまな分野で活躍している方々や、亀山市にゆかりのある方に大使を委嘱して、亀山市に関する情報の発信、PRにこだわらず、有益な情報の取得、あるいは本市の活性化に有意義な提言をいただけたらと思いますので、ご所見をお願いいたします。

これにつきましても、過去に答弁いただいておりますね。平成22年9月の答弁でした。その答弁では、観光大使あるいはふるさと大使の委嘱については、現在、部内で考え方の整理をしているところで、今後、候補者のリストアップも含めて、本年度中には制度を固めたいと考えているというご答弁をいただいております。これ平成22年の9月です。それ以降、どう進展しているかも含めて、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

最所部長。

○文化部長（最所一子君登壇）

平成22年度中に制度化するといったご答弁をさせていただいてあるということですが、名称も含めてあり方について検討をしたけれども、結果として、残念ながらまとめることができなかったということはお聞きしております。

現在、ふるさと大使の委嘱につきましては、平成26年度からかめやま文化年がスタートすることもあり、観光のPRだけでなく幅広い分野で本市の魅力を全国に発信していただけるよう、文化交流大使といった位置づけも視野に入れながら、現在、整理をしているところでございます。

今年度末までには設置要綱の整備をし、そしてあわせて候補者のリストアップを行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

平成22年の時点から全然進展するというよりも、計画が頓挫しているのかな。

しかし、大使制度を設けるのはそんな難しいことはないかと思うんですね。これがもっと早くにスタートしておれば、残念ながらお亡くなりになりました登山家の尾崎さんとか、あの辺なんかもご依頼すれば当然承諾いただいたと思いますし、もたもたしていたら、ほかの地域へ大使として委嘱を受けてとられてしまう方も見えるやもしれません。早くに制度を確立して、生かしていただきたいと思いますので、平成26年という言葉が出ましたので、それから今年度中に計画をとということでございますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に3点目として、和賀白川線鈴鹿川橋梁完成後の周辺道路整備についてお伺いをいたします。

和賀白川線鈴鹿川橋梁は、平成25年度末の完成を目指して、順調に建設工事が進んでいると理解しております。

そこで、この橋梁完成後の関連する周辺道路の整備についてお尋ねをいたします。

まず最初に、先ほど宮崎議員からのご質問ありましたが、和賀白川線の以南、南のほうへ走っている野村楠平尾線の改修について確認をいたします。この道路は、当初農免道路として整備されて、その後、市道に昇格した極端な、三谷部長もおっしゃっておいりましたように、アップダウンのある道路で、危険この上ない道路と考えますが、行政としてどのように判断しているかご所見をお願いします。

この道路につきましては、平成6年に南部地区で大規模自然公園の計画がありまして、その後ちょっと縮小して自然の森公園という名前に変わって進んでいて、平成21年に白紙に戻ったといういわくつきの公園計画でございますけれども、私たち南部の人間は、あの公園整備が終わったら、あるいはその公園整備と並行してこの道路も整備されるんじゃないかと大きな期待を寄せておりました。ところが、公園計画がなくなったと同時にこの道路の整備の計画もなくなって、現在に至っておるわけでございますけれども、今回、和賀白川線が開通したのを契機に、当然、ある程度の手直しを期待しているんですけれども、その辺のところどんな計画になっているか、あればお示しいただきたいと思えます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げたところでございますが、舗装構成とか、それから樹木の伐採等は一定程度進めてまいりまして、来年度には安知本町地内の工事のほうも施工を完了していくということでございます。

また、確かに先ほどご指摘いただきました、当初農免道路ということで整備されたことで、道路のアップダウンなどの構造面とか安全面、こういう課題がございますので、さらにこれを改善に向けた検討を進めていく必要はあるというふうな十分認識をいたしておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

また今検討を進めていくというお言葉をいただきましたけれども、検討は要らないんですよ。実

際に進めていくという方向性を示していただかないと、また3年、5年、10年と日がたってしまうんじゃないかと思しますので、危険ということは認識していただいていると思しますので、検討を通り越して計画を進めていくという形で期待しますので、ぜひその方向でお願いしたいと思しますのでよろしくお願いたします。

2点目として、県道鈴鹿関線の整備についてお伺いします。

この道路は、市内の内環状線の位置づけにあると理解しておりますが、通行車両も多い道路であるにもかかわらず、特に東部方面はカーブも多く、天神町方面ですね。天神町のほうへ行く方向、東部のほうへ抜けてはカーブも多く、従来から改修要望も出されている道路ですが、整備の状況はどの程度まで具体化されているのかお伺いします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

県道の鈴鹿関線につきましては、和賀白川線とも連携した市内環状線の一部であり、名阪国道関インターと鈴鹿市の工業地域を最短距離で接続する重要性の高い道路であります。やはり農免道路として整備された経緯から、カーブを緩くしたり交差点の改善など、通行車両の安全性や利便性を向上させる対策を進める必要があるため、道路を管理する三重県に対して継続して要望を行っております。

これを受けて、三重県では天神町地内の県道亀山白山線との信号交差点に右折レーンを新設する事業を進めていただいております。今年度は詳細設計を行っていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

とりあえずは県道亀山白山線の天神の交差点のところ、右折レーンをつくるということで、工事はそこをスタートとして全体に着手していただけると期待はしたいんですけども、やっぱりこれも早くスピーディーに対応してもらわないと、せっかく和賀白川線ができて、いい交差点をつくってもらっても十分に機能しないかと思しますので、またよろしくお願いたします。

3点目でございます。

国道1号線高架下以北、住山方面への未整備部分の整備計画の現況についてお伺いをいたします。

この区間が開通、あるいは整備されて初めて市内内環状道路としての道路整備が完了することになると思しますので、早期の供用に期待が持てる、明るい見通しの答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

和賀白川線の鈴鹿川の部分が供用できると、市内環状線の未整備部分は和賀白川線の国道1号亀山バイパス交差点から北側への延伸と、市道亀田小川線の市道野村羽若線との交差点から西側部分の道路拡幅だけとなるため、市内道路ネットワークの結合が図れるように、早期の供用開始に向けまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

前田議員。

○12番（前田耕一君登壇）

またここでも検討という言葉をしていただいていますけれども、せっかく橋梁が完成して、本当であればその完成と同時に、先ほど申し上げた3線がうまく整備されて運用できるのがベストかと思うんですよ。

それが現在の経済情勢下では無理な部分もあるやもしれませんが、今のお話を聞いておきますと、これから検討ですね。そうすると、また3年、5年、10年先、おくれる一方です。やっぱりこういう関連する道路とか施設につきましては、今例えば鈴鹿川の橋梁をつくっておきましたら、それに並行して、1年や2年おくれるのはやむを得んかと思えますけれども、ここができたらかここがこうなるんやという姿が見える形で工事も進捗していただかないと、多分、10年先になったら、私らは全く利用することない道路になってしまうと思いますので、早急にこれも計画を立てて、姿の見える形に持っていただきたいと思いますということを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

12番 前田耕一議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時50分 休憩）

（午後 3時59分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、民間保育所整備事業について、行政情報番組について、刈り草コンポスト化センターについての3点について質問をさせていただきます。

まず民間保育所整備事業について、補助対象工事における亀山産の木材の使用についてということで通告させていただいておりますが、民間保育所のこの補助対象工事なんですけれども、市の手法に準じて入札を行うことになったということになっておるようで、その中で、地元の木材を使うということで、亀山産の木材を50%使用すると、そういうのを契約の条件とした。

ところが、この短期間でそれだけの亀山産の材を集めるのが難しく、結果的に地元の建設業者さんではなくて他県の建設業者さんが工事を行うことになったとか、そんな話を耳にしたわけなんですけれども、これにつきまして、まず市のつかんでいる状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この民間保育所整備事業におきます補助対象工事でございますが、募集要綱によりまして決定いたしました法人が工事の入札を行っております。

その入札の方法では、市の手法に準じてとはいえますものの一般競争入札がされたということで、その辺はクリアされるのかと思いますが、亀山産材を50%というのが市の手法というふうにはなっていないところでございます。

先ほどおっしゃられましたように、県外の方が落札されたということは伺っております。私どもの情報としては、そういうことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

入札は行われたと。

ただそんな中で亀山産の木材が50%使用と、こういう条件が出されたと、そんな話なんですけど、その情報は市としては確認はされてないんですかね、その点を。

○議長（櫻井清蔵君）

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

公共建築物の木材の利用につきましては、社会福祉法人募集要綱配付後の説明会資料の一部として、亀山市公共建築物等木材利用方針、これは市の方針でございますが、これを配付しまして、この方針に配慮していただくよう出席者へ説明するとともに、ホームページにも当該資料を掲載したところでございます。

この方針には、地元産材の使用について率の定めはございませんし、私どもとしましては、地元産材を含めて施設整備に対する木材使用量につきまして、特に具体的な条件設定は行っておりません。ご指摘のような、地元産材をどれだけ使用されるかは、事業者である社会福祉法人のご判断によるものでありまして、その情報につきましては、亀山産材50%としたということは、仕様に対する質疑応答の中で回答されたというふうには伺っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

長々と言っていて、ただ最後の一文だけでよかったんです。質疑応答の中で50%お願いしますというふうに、その事業者さんから入札参加業者さんに言われたと。まあこういうことで、それが一応事実ということが確認されたわけなんですけれども、市の確認状況としまして。

これ一応50%使用ということは、専門の方から、さすがに木材というのが必要やからというて切り出してきて、それをそのまますぐ使うわけにはいかない。ある程度乾燥期間が要るとか、そんなんもありますもんで、急に亀山産材が要るからといって、すぐに山から切ってきたらいいというものではないということもあって、実際これでは正直この民間保育所整備、1年どころかもう半年も切っておるか切っていないかというような、急ピッチで行われる。

こんな状況で、そんな条件をよう出したなというぐらいのもあるんですけど、それはさておき、この亀山産の木材を50%使用するということに対して、地元の業者さんがお手上げ状態になった

という話も出ておるわけですよ。状況はちょっとわからんのですけれども、私もそこまでは。ただそんな話が出てい以上は、そうするとこの亀山産材、時間があればそれは用意できるけど、この短期間で準備するのが難しいという話が出ておる以上は、ほんまに亀山産材、どういうふうなものなのかとか、ほんまにどこの山で切って、どこの製材屋さんがやってとかいうぐらいのこの情報とかは確認できないのかなと。

確認すべきなのかなというふうにも思うのですけれども、その辺の要は亀山産材50%であるというこのことはどういう形で証明というか確認すべき、されるものなのか。ちょっと市の認識としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

答弁願います。

山崎部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

地元産材、亀山産材の使用量の確認につきましては、先ほどご紹介いただきました公共建築物等木材利用方針におきまして、その中で受注業者からの材料承認願等によるものとする、という記載がございます。

これによりまして事業者は確認されるというふうに住じますので、私どもとしまして、時期を見まして法人に対しまして情報提供の協力を求めたい、そこで確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

その辺、自己申告に任せるしかない、ということなんでしょうかね。

具体的に、どういうふうな形で証明できるのかというのがもうちょっとあったほうが、より説得力があるのかなというふうには思うんですけど、なぜこんなことを言うかという、今回、50%というのは大概すごいなという話らしいんですけど、逆に言ったら50%じゃなく100%でもいいんじゃないかというような素人的に言えば、そんな意見も出てくると思います。

ただそんな話が今回もこういうふうな形で出てくると、亀山産材50%とか何パーセントとか、そういう話が出てくると、やはり素直に出てくるのが産地偽装というのが出てくるんじゃないかとか、例えばこの急ピッチの工事やったら、一見公平な入札に見せつつ、50%ここは持っておるなと。そこに仕事を与えるために、そういうふうな、言うてみれば事業者の締め出しみたいな、そんなおそれも発生するかもわからんなど。そういうことも今後起こってきかねないなと思いましたが、限界もあるとは思いますが、やはりその辺もうちょっと詰めたとか、限界はあるとは思いますが。私も地元産の食材に、仕事にかかわっていますけれども、やはりこれはもう業者を信用してもらえないという部分が一番大きいんですけど、うちのなりわいとしてのお茶でも生産履歴とか、そういうので三重県産のお茶というのをきちっとするのもありますんで、そういうふうな確認していただくということですので、ぜひ確認していただきたいなというふうに思います。ちょっと意見のようになってしまいましたけれども、これで次に行かせていただきます。

次に、行政情報番組についてということで通告させていただいております。

現在、市がケーブルテレビを通じて行政情報番組を配信しているわけですけれども、これをインターネット配信する考えはないのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行政情報番組は、現在ケーブルテレビを活用し市内で、10月1日現在でございますが、1万3,300、83.3%、この率につきましては昨年度に総務委員会でも示しました広報配布世帯数による加入率算定でございますが、の世帯で視聴できる環境でございます。

放送内容は、市が行う主要事業の説明や市内での行事紹介、お知らせなど、30分番組を繰り返し放送し、毎週更新しているものでございます。

議員お尋ねの当該番組のインターネット配信につきましては、配信に係る導入経費、形態、手法などを研究しておるところでございます。大変厳しい財政状況の中、事業の費用対効果を見きわめなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、インターネットでの動画配信につきましては、コスト削減のため無料の動画配信サイト、YouTube等でございますが、活用している市町村もございますが、この動画配信サイトの危険性についてはあるというふうに考えております。また、有料動画サイトでも同様でございますが、この2次使用が今以上に容易になるというようなこともあって、肖像権侵害になる可能性もあります。

このことから、地域力エンパワーメントプランにより設置しておりますアドバイザリー委員会、この中には専門家も入っておりますので、その中で十分議論を深め、委員会の意見を参考にしてみたいと現在考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

費用の面が非常に大きいということで、あと2次使用というふうなことを言われましたけど、肖像権侵害、あとの辺ですね。危険もYouTubeとかある、この辺の話でした。

先ほど言われたYouTubeですね、あとインターネットの動画共有サービス、やはりこれが経費の部分、これは無料でとにかく利用できるということで、実際、東京都の町田市がやっていると、こういうことがあります。

正直、これを使えばええやないかというのが、私もそうは思うんですけれども、そこで危険性があると、こういうふうなことです。2次被害というか、そういうことではあるんですけれども、その辺を一言であらわして肖像権侵害とか、その辺もあるんやろうと思いますけれども、この肖像権云々の問題とかその2次被害というのは、もう既にケーブルテレビで放送しておる以上は、その辺の部分は解消された上で本来はやるべきやと思うんです。たしかこれ、この間の決算委員会で豊田議員がその辺指摘されておって、それに対する答弁も、インターネットは非常に開けた世界やけど、ケーブルテレビは閉じた世界なのでということではあったんですけれども、ただもう放送とい

うふうな場面に載った以上は、やはり本来は肖像権の問題も、その辺の危険性の問題もクリアされていなければならないはずなんですよね。

その辺は、ZTVという専門のメディア業者らと一緒にやっておるわけで、この辺、実際本当にクリアされていないのかどうか、クリアされていないんやったら、今のこのケーブルテレビの放送でも問題になってくるとは思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

肖像権侵害というようなことを申しましたが、2次的な肖像権侵害というふうなことで、もう少し丁寧ないうとそういうことでございまして、今さまざまな番組を作製しておりますが、全て了解を得ております。この了解につきましては、行政情報番組を放送するというこの了解でございまして、この部分につきましては、先ほど申しました例えばインターネットですとインターネットの動画を違うところに張りつけるというようなことも可能であります。そういった部分については、そういったことをしないようにすると、また別のセキュリティーがかかって費用がかかるというようなこともございます。

ただ、ほかの市ではそこまでの考え方をやっていないところもございまして、こういった部分も含めて先ほど言いました、専門家も入っているアドバイザー委員会でももう少し深く議論を進めたいというふうに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。

先ほど言いましたこのYouTubeとか、私もたまに利用させていただいております。そこにどういふふうなリスクがあるのかというのは、いろいろ私も感じる部分もあるんですけども、ただもしその2次被害とかどこに張りつけられるかわからんとか、この辺の話であるんやったら、私は単に、このYouTubeでできるかどうかわかりませんが、この情報を見に行くときに利用者に全員ログイン、IDとあとパスワードを発行しておいて、そこでチェックをすればいいだけじゃないのかなと思うんですけどね。そもそもそれぐらいの管理はできるはずと思うんですよ。この範囲をケーブルテレビ契約者に限るのか、市民全員に限るのかわかりませんが、ケーブルテレビで放送しておるんやったら、はっきり言って、市民レベルで市民の中だけで使ってください、完全に閉じられるわけではありませんけれども、ある程度市民に向けた、あるいはケーブルテレビ契約者に向けたIDの発行でこれはクリアされるのではないかなというふうに思われます。

もう一つ、費用の問題、自分のところのサーバーで行う場合ですね。何かこれは聞き取りのときに、また新たなサーバーを入れなあかんで400万ぐらいかかりますんやわというようなことではあったんですけども、議会も配信サービスを今してますけれども、これは5年間か4年間で320万ぐらいということでした。ただ議会の場合は、割と長い動画なんです。過去、何年間分も見られるようにしておかなあかんというんですけども、まずこの行政情報番組については、過去のをさかのぼって見たいというような用途よりも、まず今何をしておるんかとか、ちょっとこの間見

逃したわという程度で、せいぜい1カ月分ぐらいをそこから見られるようにしておけばいいと。

それを思うと、特に高精細である必要もないし長時間でない。多分これDVD1枚あれば、大体そのぐらいの情報は足りると思うんですね。それを載せるのに何で400万もかけてやる必要があるのか。これ多分、個人の趣味のレベルでクリアされるぐらいのレベルやと思うんですよね。と思うんですけれども、その辺を思うと、正直そこまで立派なものをいきなりする必要があるのかという気がするんですけどね、まずその辺どうでしょうか。DVD1枚分載せるんでも、サーバーの業者さんが400万請求してくるといふんやったら話は別ですけども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず動画サイトの危険性についても少し触れさせていただきたいと思いますが、無料のサイトということで、第三者が提供しておりますのでサイトのデータが勝手に削除されるというような危険性があると。あるいは、有害なバナー広告が同一ページにあるということも、そういった危険性があるというようなことでございます。

それから、先ほど申し上げました部分につきましては、載せるとなればやはりアーカイブ的な資料としての価値も考えておりますので、議員が申されたような1枚で載せるというようなことではなしに、載せるのであれば全てを検索できるようなシステムのほうがベターだと思っておりますし、そういった部分について費用対効果が十分発揮できるかということを考えるというようなことでございます。

それから、実際には今、見逃したと言われる方についてはDVDの提供は行っておりますので、市民の方からのご要望があればDVDはお貸ししておるといふ状況でございます。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

将来はアーカイブ的なことを考えているからということではあるんですけども、それは結構なことです。すばらしいことだと思います。

ただ私が言うているのは、そこまでのものは、それはそれで考えてもらってもいいけれども、まずはそういう簡単なものをつくったらどうやということをおっしゃるだけですわ。ログインする、そんな画面をつくったり、それはそんなえらい技術やないと思うんですわ。

たしかCMSですかね、コンテンツマネジメントシステムというのを亀山市の電算系で導入して、何年前やったか忘れてはいますが、職員が自分らで自分らの担当の部分の情報の更新できるようにされておるわけですね。多分、そのレベルでやってもろたらいいということをおっしゃっているだけです。企画部の中の一部分に、ここから今やっておるものはここからダウンロードできますよと、これぐらいのもんでいいと思うんですけども、そういうもんから始める気もありませんか。これやったら、はっきり言って無料に近い状態でできて、費用対効果もへったくれも、費用はかからんと思います。かかるのは職員の人件費だけですけども、人件費が莫大やと言ったらそれまでですけども、その辺もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井清蔵君）

古川部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず動画サイトの話でございますが、行政情報番組を動画配信するというふうな考え方については先ほど申したとおりでございます、ホームページのあり方についてはまた別途、今おっしゃられた部分も含め検討は必要だというふうに考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

動画サイトの問題は特に言っていないですわ。確かに民間というか、無料サービスソフトはいつそれが途切れるかわからん。ただ、暴論かもしれませんが、市民の方でも、ただやったらしやないわなというぐらいの思いでおってもらおうとは思いますが、そういうふうな試みでやっている部分に関しては。

ですので、それでもきちっとしたもんをつくりたいと言われるんやったら結構なことですけども、費用対効果とか言われるんやったら、まずそういうふうな試行的なことをしていてもいいんじゃないのかなというふうに私は思いますので、これ以上言っても、もう無限ループに陥るだけのような気がしますんでやめておきますけれども、そうしたら次へ行かせていただきます。

3番目としまして、刈り草コンポスト化センターについてということで通告させていただいております。

まずこの刈り草コンポスト化センターですけども、導入当初から議論もありまして、最近では鈴木議員からもちょっと指摘があったと思うんですけども、採算性についてはやはり赤というような感じを言わざるを得ないと、そんな感じやったかと思えます。

やはりそれなりに稼働はしているとは思いますが、このまま行くのか、あるいは次の展開があるのかというふうなことをちょっと感じるわけですけども、ここの刈り草コンポスト化センターにつきまして、今後の展開という考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

刈り草コンポスト化センターは、ごみの減量化と資源物の有効利用の観点から、平成18年度から刈り草の堆肥化事業を開始して、現在約年間1,000トンの刈り草を堆肥化して利用者から好評をいただいております。

そんな中で、今後の展開でございますが、し尿処理施設の長寿命化の統合を現在考えておられて、その統合の時期がちょうど工事が平成27年、平成28年、またもう1つ、今年度コンポストにするための歯の取りかえということで約1,400万をかけて取りかえを行いました。これは4年間で1回かえたというふうなところでございますが、今度またそれぐらいの時期に消耗というふうなことも考えられますので、それも踏まえてコストも踏まえた中で今後の利用というのは検討していかなあかんかなというふうに思っています。

この検討の中では、コストを考えていきますと民間活用も含めた検討が必要ではないかというふ

うに思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

結構まだお金もかかりそうな話も出てました。

先ほどもちらっと言いましたけれども、やはり採算性という部分では、採算性という言い方はおかしいかもしれませんが、やはりコストも結構かかるシステムやということで、ただ私個人としては、試みという部分では評価はできるんじゃないのかなというふうには以前から思っておりました。

今回、このコンポストということなんですけど、コンポストといえば堆肥という意味ということで、今議会、その前に鈴木議員ともちょっとその辺話しておったんですけど、ちらっと。鈴木議員から、家畜のふんとかまぜたら結構良質の堆肥ができたりとか、そういうふうなこともできるんやでということをお教えしてもらったりしまして、そんな話をしていたときに、ペットボトルとか、あと白色トレイの回収の話が市の話として出ていました。このペットボトル、白色トレイの分別回収というのは、リサイクルということでやはり物を大切にするという意識の醸成とかの上では非常に大切なことやとは思うんですけども、ただもともとはこのペットボトルとかトレイというのは非常によく燃えるので熔融処理においてはむしろプラスであると、そういうふうなこともあって、むしろ厄介なのは生ごみの問題やと、こんな話も聞いておりました。

特に、水分を含んだものを焼却するということがどれだけ大変かというのがありまして、生ごみをごみに入れる前に絞って水切りを行うだけでも、その辺の処理コストであるとか処理負担が全然違ってくるんやというのも大分前から私も聞いていたこともありまして、7月に産業建設委員会のごみ処理問題の先進地視察ということで訪れた徳島県の吉野川市でも、水切り道具を市民に配布して、実際どうなんやという試みを行うと、こういうふうなこともされていたというのが非常に記憶に残っておるんですけども、やはりそもそもこの生ごみというのは土を掘って埋めればいいというのが結構通説でして、これがそもそも日本の生ごみ処理の原点のようなものやっただと思います。

午前中にも森議員のほうから、循環型社会とか言われていましたけれども、やはりそういう循環型社会とかその辺の日本の原点である土に埋めるというふうなことを、そういう意識の醸成ですね。そういうふうなことからやっついていかないかんんじゃないのかなというふうに感じるんですけども、今回、コンポストという話で、生ごみ処理として入る堆肥ということがあると思うんですけども、大型コンポストの設置とかいうのをやっておるところもありますけれども、やはりまずこの生ごみを堆肥化するコンポスト、堆肥化ということの情報発信するための拠点施設としてのそういう期待ができないのかなというふうを感じるわけなんですけれども、その点につきまして、情報発信のようなことはできていかないのか、この点見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫻井清蔵君）

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員申されました生ごみの水分の関係ですけれども、一般ごみのうち約4割が生ごみでございまして、その半分以上が水分であると。その水分が多いことによって、ごみを処理するときにコーク

スなんかの資材を多く投入しなければならないことから、経費の高騰にもつながってくるというのがあります。

そんな中で、生ごみの堆肥化につきましては、現在、亀山市の取り組みといたしましては、生ごみ処理容器の補助というのをやっておりますが、今、議員ご提案していただきましたように、生ごみの堆肥化、また水分の水切りの必要性というのを十分PRして、市民の方に理解をしていただくためにも、今ご提言いただきました刈り草コンポスト化センターで今までの枯れ草の堆肥と生ごみの堆肥化というような実証実験の場所にしてPRしていくというのも一つの方法かなと考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

先ほど非常に前向きな答弁いただいたとは思いますが。試みとして評価できるというふうに最初に言いましたけれども、試みということの最大のメリットは、意識啓発とかそういう情報によって意識の醸成、そういうふうなことができるというのが私は非常に大きなメリットやと思います。

これ以前、同じく旧関町から出てみえます小坂議員からちらっと聞いたことがあるんですけども、もともと今の刈り草コンポスト化センターのあった施設ですね。イノシシを飼って、関ロッジから出た食材の残りを食べさせて、それで育てたイノシシを関ロッジでまた肉として提供するとか、そういうふうな今モクモクファームとかでやっているような構想も練られていたらしいんですけども、実際それは関ロッジからの残飯は塩分が多いから、やっぱりそれはさすがに無理やったとか、そんなことではあるんですけども、その辺の思いというのは、結構関ロッジででも食べ残しを堆肥化する機械を導入されたりとかにつながっていたりもしますもんで、ちょうどそういうふうな生ごみを新しい展開にするような施設ということで、その辺の小坂議員の話がちょっと重なりましたもんで、ちょっとこの辺も含めて言わせていただきました。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はございませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明13日から20日までの8日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明13日から20日までの8日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの21日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時32分 散会)

平成24年12月21日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

3番	尾崎邦洋君	4番	中崎孝彦君
5番	豊田恵理君	6番	福沢美由紀君
7番	森美和子君	8番	鈴木達夫君
9番	岡本公秀君	11番	伊藤彦太郎君
12番	前田耕一君	13番	中村嘉孝君
14番	宮崎勝郎君	15番	片岡武男君
16番	宮村和典君	17番	前田稔君
18番	服部孝規君	19番	小坂直親君
20番	竹井道男君	21番	大井捷夫君
22番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画部長	古川鉄也君	総務部長	広森繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	最所一子君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	三谷久夫君
上下水道部長	高士和也君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	松村大
書記	山川美香	書記	高野利人

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（櫻井清蔵君）

これより、本日の会議を開きます。

会議の前に、去る12月17日にご逝去されました故坊野洋昭副議長に対し、心からの弔意を表するとともにご冥福をお祈りするため、議席に生花をささげたいと存じます。全員のご起立をお願いいたします。

続いて、黙祷を行います。黙祷。

(黙 祷)

○議長（櫻井清蔵君）

お直りください。

黙祷を終わります。ご着席願います。

故坊野洋昭副議長に追悼の意を表し、亀山市議会を代表し弔辞を述べさせていただきます。

去る12月17日にご逝去されました故亀山市議会副議長 坊野洋昭様の急逝を悼み、議員一同を代表して哀悼の意をささげます。

きょう、平成24年12月定例会閉会に当たり、議場を見渡してみますと、議席にあなたのりりしい姿がありません。何ともせつなく悲しい思いでいっぱいです。68歳、余りにも早過ぎたですね。坊野議員、つくづく人生の無常を感じます。

思い起こしますと、あなたは平成15年4月に初当選されて以来、亀山市議会議員として、市政の発展のため遺憾なくその手腕を発揮されておりました。また、穏やかな人柄と強い責任感で、誰からも深い信頼と期待を得ておりました。この11月に副議長に就任されました。私議長として、よき同僚として、この1年の任期を全うすべきと思いのやさきでありました。

以前、あなたに市政のことはもとより、四日市工業高等学校、上野工業高等学校の教師として多くの生徒を指導されたころの逸話を聞かせていただきました。その中で、特に印象に残っていることの中に、生徒指導において家庭訪問をし、その親との会話の中で酒を飲み交わし、問題解決を図ったとのことでありました。その九州男児としての気骨、一本気な性格に、その親がほれ込んだとのこと。また、行政に対しても独特な手法で課題を指摘されていました。あなたが市政発展のためにささげられました崇高な志と、これまでの活躍の足跡は、私たちの心に永遠に刻まれるものであると思っております。

仙台藩主の伊達政宗公の遺訓に、「仁に過ぎれば弱くなる。義に過ぎればかたくなる。礼に過ぎればへつらいとなる。智に過ぎればうそをつく。信に過ぎれば損をする。」という教訓を出されています。私も仁、義、礼、智、信ということを忘れることなく、亀山市議会議員として全身全霊を注ぎ、市民の皆様のために努力することをお誓い申し上げます。

いつまでも名残はつきませんが、ここにありし日の坊野洋昭さんの遺影をしのび、ご冥福をお祈り申し上げ、そしてご家族の前途と我々議員のこれからの活動をお見守りいただくことをお願いして、お別れの言葉といたします。坊野さん、本当にご苦労さんでございました。そして、ありがとうございました。亀山市議会議長、櫻井清蔵。

ただいまから、故坊野洋昭副議長の議席の氏名標を議場よりお送りいたします。

全員のご起立をお願いいたします。

(全員起立)

○議長（櫻井清蔵君）

ご着席を願います。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 2時08分 休憩)

(午後 2時17分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（櫻井清蔵君）

ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長（櫻井清蔵君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱を点検)

○議長（櫻井清蔵君）

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

1番 高 島 真 議員

2番 新 秀 隆 議員

3番 尾 崎 邦 洋 議員

4番 中 崎 孝 彦 議員

5番 豊 田 恵 理 議員

6番 福 沢 美由紀 議員

7番 森 美和子 議員

8番 鈴木 達夫 議員
9番 岡本 公秀 議員
11番 伊藤 彦太郎 議員
12番 前田 耕一 議員
13番 中村 嘉孝 議員
14番 宮崎 勝郎 議員
15番 片岡 武男 議員
16番 宮村 和典 議員
17番 前田 稔 議員
18番 服部 孝規 議員
19番 小坂 直親 議員
20番 竹井 道男 議員
21番 大井 捷夫 議員
22番 櫻井 清蔵 議員

○議長（櫻井清蔵君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（櫻井清蔵君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、議長におきまして立会人に

7番 森 美和子 議員及び

12番 前田 耕一 議員

を指名いたします。

したがって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

それでは開票願います。

（開 票）

○議長（櫻井清蔵君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票12票、無効投票9票、有効投票中、前田 稔議員12票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

したがって、前田 稔議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前田 稔議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

17番 前田 稔議員、ご挨拶をお願いいたします。

○17番（前田 稔君登壇）

ただいま当選をさせていただきました前田 稔でございます。議長の補佐をしっかりさせていただき、また二代表制の中、議会と執行部の調整役として、また議会基本条例が策定されておりますので、その指針に沿った議会改革などを進めていき、副議長の職をしっかりと遂行していきたいと思っております。何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫻井清蔵君）

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 2時36分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。先ほど、総務委員会の前田 稔委員長から委員長の辞職願が提出され、委員会において許可された旨の通知に接しましたので、ご報告いたします。

続いて、常任委員会の所属変更の申し出がございました。

ここでお諮りいたします。この際、常任委員会委員の所属変更を本日の日程に追加し、議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員の所属変更を本日の日程に追加し、議題といたします。

総務委員会委員の前田 稔委員が、教育民生委員会委員へ所属を変更されたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。前田 稔議員の委員会を所属の変更することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、前田議員の申し出のとおり、教育民生委員会へ所属を変更することに決しました。

次に、ただいま議会運営委員会委員の前田 稔委員から辞職願があり、議長においてこれを許可いたしました。したがって、議会運営委員会委員の1名が欠員となっております。

ここで、お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の選任を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任を本日の日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、3番 尾崎邦洋議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました尾崎邦洋議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

(午後 3時02分 休憩)

(午後 3時12分 再開)

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告を申し上げます。先ほど、総務委員会において、正・副委員長の互選が行われ、その結果、総務委員会委員長に4番 中崎孝彦議員、副委員長に2番 新 秀隆議員が選任されました旨の通知に接しましたので、ご報告いたします。

次に、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました。日程第2、議案第76号から日程第19、報告第21号までの18件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第79号	亀山市行政組織条例の一部改正について	原案可決
議案第91号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第92号	指定管理者の指定について	原案可決

平成24年12月18日

総務委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第76号	亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第77号	亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第78号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について	原案可決
議案第80号	亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	亀山市都市公園条例の一部改正について	原案可決
議案第82号	亀山市公共下水道条例の一部改正について	原案可決
議案第83号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決

平成24年12月14日

産業建設委員会委員長 前田耕一

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第84号	平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第85号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第86号	平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

議案第 87 号	平成 24 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 88 号	平成 24 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 89 号	平成 24 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 90 号	平成 24 年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
報告第 21 号	専決処分した事件の承認について	承認

平成 24 年 12 月 20 日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

初めに、中崎孝彦総務委員会委員長。

○4番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る 10 日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、18 日、委員会を開催いたしました。

まず、議案第 79 号亀山市行政組織条例の一部改正について、部内に局を設け局長を配置し、二層管理体制にするとあるが、部長と局長では責任の度合いや担う室数も異なるのに、同じ部長級であることから決裁権限の上でも問題であり、給与体系も同等では組織が混乱するのではないかと質疑があり、これについては、組織マネジメントの強化を図るため、権限移譲に伴う事務の増加に弾力的に対応し、大きな部に再編することで職員の柔軟な配置が可能となる等の説明がありました。

また、部長と局長の給与体系は、管理職手当で差をつけるなど今後において検討していくとのことで、後期基本計画に掲げる事業を推進するため、二層管理体制としたい旨の答弁でありました。

さまざまな議論を経て、討論では、部長と局長の関係や局長の役割が不明確であり、組織マネジメントの低下を招くこととなり、二層管理体制に問題があることから反対討論がありました。

一方、市民ニーズに対応するために十分検討された組織・機構改革であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 91 号及び議案第 92 号指定管理者の指定については、指定管理者を選定した経緯について質疑があり、これについては、安定して継続した経営を求める運営計画に重点を置いた配点の結果、選定委員会で決定したとのことであります。

また、基本協定書の内容について質疑があり、改修等については基本協定の規定に基づき行うも

ので、また、運営協議会については、よりよい経営を行っていくことから第三者の意見を受けるために設置するものであるとのことでした。

この2件の指定管理者の指定については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、前田耕一産業建設委員会委員長。

○12番（前田耕一君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る10日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、14日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長などから付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました。

議案第76号亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、議案第77号亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第78号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について、議案第80号亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第81号亀山市都市公園条例の一部改正について、議案第82号亀山市公共下水道条例の一部改正について、議案第83号亀山市営住宅条例の一部改正については、いずれも共通して政省令で定める基準を参酌しているが、今後、市独自の基準を考えていくのかとの質疑がありました。

今後については、国の基準は残るため参酌しつつ、その基準の範囲内で状況により一定程度動かしていけるものと考えており、国の基準に沿ってやってきた経緯も踏まえ、地域によってふぐあいがあれば検証し、その都度磨き上げていきたいとのことでした。ただし、議案第80号については、資格の関係であるため、今後独自に考えていくことはないとのことでした。

採決の結果、全議案について、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、小坂直親予算決算委員会委員長。

○19番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で付託のありました議案第84号から議案第90号までの平成24年度各会計補正予算の7議案と報告第21号専決処分した事件の承認については、10日に当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することと決定し、14日に産業建設分科会、17日に教育民生分科会、18日に総務分科会を開催して審査を行いました。

20日の市長、副市長初め関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論もなく、議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決し、また、報告第21号については、承認することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。
次に、議案第76号から報告第21号までの18件について、討論を行います。
通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

今回の条例の一部改正は、平成22年4月に組織・機構改革を実施して約3年が経過する中で、市政を取り巻く状況の変化に対応するものとして、組織マネジメント機能の強化と事務の効率化を図ることを目的としたものだと説明をされています。

今回の組織・機構改革の最大の狙いは部内に局をつくり、部長、局長という2人の部長級を配置し、二層管理体制による組織マネジメント機能の強化を図ることです。10日の議案質疑では、この二層管理体制なるものがわかりにくく、組織をより複雑にし、本当に組織マネジメント機能の強化につながるのかという声が多く議員から出されました。

そのため、総務委員会ではこうした議会の声を受けて、新たに部、局の考え方についてという資料が提出をされました。ところが、これが理解を深めるどころか逆に問題点を露呈するものになりました。部長と局長が同等の決裁権を持ちながら、局長は限られた室のみを所管するだけ、一方の部長は部の最高責任者として全ての室を所管するという職務の範囲も責任の度合いも大きく異なるのに、給料は同じ7級に格付されるのです。

地方公務員法第24条第1項には、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」という職務給の原則があり、これに反するものであります。また、局長の役割も曖昧で、部長をフォローをするという立場ではスタッフ的な役割といい、もう一方では室を所管し、室長から局長、局長から部長というラインの一角を担っているのであります。スタッフなのか、ラインなのか、非常に曖昧な位置づけであります。

反対の理由の第1は、今まで述べてきましたように、この二層管理体制が職務給の原則に反する上、組織マネジメント機能の強化になるどころか、かえって複雑にし、混乱を招くものになるということでもあります。

反対の理由の第2は、議案質疑でただしましたが、この3年間の検証、総括を十分に行い、これまでの組織・機構でどこに問題があり、そのためにどう変えるのかを示すべきであるのに、答弁では、今回の組織・機構改革は問題点があったというより、市政を取り巻く状況が変わったことが理由だと言われました。しかし、あれほど華々しく打ち上げた文化部を十分機能したと成果を語りな

がら、市民部の年金、戸籍、国保など文化部とほとんど関連のない部署と統合するという改革は、状況が変わったというだけでは説明がつかないわけです。また、二層管理体制に至っては、現在の部・室制の問題点を明らかにすることなく、突如として部内に局を置くことが出されました。

反対の理由の第3は、文化のカタチとか文化年などと文化を重視する看板を掲げながら、図書館や歴史博物館を室から格下げし、他の室の所管にするというおよそ文化の軽視としか言いようのない改悪をしていることであります。個々に見れば、室名をわかりやすくしたなど評価できる改革もありますが、全体として見れば、以上の3点の問題が大きく、賛成できるものではありません。

以上のとおり、問題のあるこの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（櫻井清蔵君）

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

私からは、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の組織・機構改革では、組織マネジメント機能の強化、内部管理部門の再編、組織のスリム化及び事業推進に対応した組織の4つの基本方針に基づいて取り組まれました。改革に至ります背景については、第1次総合計画後期基本計画の策定及び行財政改革大綱の改定において、それぞれ組織のスリム化による効率的な執行体制の確立と、大きな部に再編することで、職員の柔軟な配置を可能とするため実施いたすとのことであります。

これに基づき、市長部局の8部を企画総務部、財務部、市民文化部、建設部の4部に再編いたし、新たに再編いたしました4部を補完するために、危機管理局、文化振興局、関支所及び上下水道局を設置されました。まず私は、このことにより、一部肥大化しておりました組織のスリム化が図られて1部局6室が減少したことは、行財政改革の視点においても大いに評価すべきところであると考えております。

また、設置しましたそれぞれの局に、後期基本計画の戦略プロジェクトの中心的役割を担わせるために、まち守りプロジェクトに危機管理局長を、まち磨きプロジェクトに文化振興局長及び関支所長を、子ども輝きプロジェクトに子ども総合センター長を配置する予定ということで伺っております。このことは、後期基本計画における各種施策、事業を積極的に推進していくという市長の強い思いのあらわれであると考えており、大いに賛同するものでございます。

さらには、市民にわかりやすく、かつ市民ニーズに的確に対応できる組織を目指して、市民文化部に地域づくり支援室を設置し、またこれまで不明確であった分掌事務を明らかにし、わかりにくい室名を速やかに変更されたことは、市民目線に立った改革であると認識するものでございます。

以上のことについて、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正につきましては、賛成するものでございます。議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

21番 大井捷夫議員の討論は終わりました。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、議案第92号指定管理者の指定について、反対の立場で討論させていただきます。

今回、道の駅関宿地域振興施設の指定管理者の選定ということで、さまざまな理由のもと、優先交渉権者として株式会社安全、こちらが指定されることになりました。ただ、この理由に、幾つか首をかしげる記述がありました。

まず、次点とされた事業者の劣る理由として、類似施設の運営実績のなさや組織力の弱さが挙げられておりました。この事業者は市の観光協会ですが、類似施設という意味では、前身の関町観光協会がこの道の駅そのものを運営しており、また、現在でも同じロケーションで機能的にも近い関駅の売店も運営しており、必要とされる運営実績を満たしていないとは思えません。今回の選考において不適格な業者はないということでしたが、そうでありながら組織力の弱さを理由に挙げられる点も矛盾していると思われます。

また、ほかの落選となった事業者の中には、市に支払われる納付金が今回の優先交渉権者のほぼ倍に近い約4,100万円を提示された事業者もいました。しかし、地域振興の弱さを理由に落選ということになっていましたが、業者選定において顧客の把握、集客方法の明確さや実現性や経営の安定が強調されており、私はこういった要素は、この幾ら納付金が出せるかという金額面に集約されていると思います。同時に、この地域振興という部分では、5年間で2,000万、つまり年間400万円余分に入ってくるわけで、この金額を地域に回せば、それこそ大きく地域振興につながると思われます。

また、今回の選定において、ターゲットとなる顧客をしっかりと捉え、その集客方法も明確、実現性が高い、こういったこととしての具体策としては、週末の観光バスの誘致が上げられていましたが、現在でも週末の道の駅の満車が非常に頻繁になっており、また、観光バスが観光駐車場まで行く途中に、地藏院前でのすれ違いの困難さから、車が四苦八苦している状態が頻繁に見受けられます。その対策も全く講じられない状況で、いたずらに集客を目指しては混乱が生じるおそれもあると思います。

そもそも関の町並み保全においては、町並みの生活というのを重要視し、観光よりも文化としての町並み保存を強調される方もおられ、観光化を目指すべきという意見も少なくないはないものの、観光化というものに対してそのことを感じさせることを余り言わない部分もあります。こうした状況下では、関を知る事業者としては集客方法を訴えることをしない傾向もあり、それを理由にすることは、余りにも地域の状況を知らないと言わざるを得ないと思います。実際、この理由を見て、道の駅をドライブインにするつもりかという意見も耳にしたところです。

そもそも今回の選考において、現場で関宿を初め、市内の観光や地域振興、地産地消など、さまざまな点について向かい続けてきた商工業振興室、観光振興室、まちなみ文化財室、農政室などがノータッチで、関支所と行政改革室のみで行われたということで、これでは地域の状況がわからなくても無理はないと思いますし、地域振興よりも行政改革の視点が優先された、こういうふうと言わざるを得ません。赤字となって経営の立て直しということが言われていた関ロッジであれば、まだ行政改革の視点が最優先というのはわかりますが、道の駅のほうは黒字経営が見込めるということで、やはり地域振興の視点が優先させられるべきであったと思われます。

そして、この辺の状況を確認するために、今回の選考の詳細を知りたいと選考委員会の議事録の公開を求めたところ、率直な意見が委員さんが言えなくなる、ノウハウに関する発言もあるので事

業者の利益が損なわれるという理由で、真っ黒に塗り潰された議事録が出てまいりました。事業者の利益という意味では、選考された事業者は当然そのノウハウが発揮されるわけで論外として、ほかの3事業者についても議事録の公開は構わないという見解をいただけてきましたし、6人の選考委員さんのうちの3名が行政の幹部職員ということで、行政の選考委員ですら率直な意見が言えないということはないと思いますし、これで、もう少し公開すべきではないかということをお聞きしましたところ、この公開を広げるという答えは最後まで得られませんでした。

以上のことから、選考の際の理由が具体的にどこにあったのかということが最後まで明確にならず、地域振興よりも行政改革の視点が優先されたという懸念を拭い去るまでに至らなかったということから、この議案について反対するものです。

最後に議員各位の賛同を求めまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（櫻井清蔵君）

11番 伊藤彦太郎議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第79号亀山市行政組織条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第92号指定管理者の指定について、起立採決をいたします。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第92号指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第76号から議案第78号及び議案第80号から議案第91号までの15件、並びに報告第21号について、一括して起立採決を行います。

本各案についての各委員長報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、

- 議案第76号 亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
- 議案第77号 亀山市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第78号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の制定について
- 議案第80号 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第81号 亀山市都市公園条例の一部改正について
- 議案第82号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第83号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第84号 平成24年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第85号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第86号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第87号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第88号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第89号 平成24年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第90号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第91号 指定管理者の指定について

は、いずれも原案のとおり可決及び

報告第21号 専決処分した事件の承認について

は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第20、請願の審査報告を議題といたします。

請願2件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成24年12月17日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別表

受 理 番 号	請 7
受 理 年 月 日	平成24年11月16日
件 名	学校給食の食材の産地公開の拡大を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市南野町6-38-2 子供の未来を考える会亀山 代表 櫻井 恵美子
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、中村嘉孝、竹井道男、鈴木達夫、服部孝規、伊藤彦太郎
委 員 会 の 意 見	主旨を了とする
審 査 の 結 果	採 択
措 置	請願の写しを教育委員会へ送付する

受 理 番 号	請 8
受 理 年 月 日	平成24年11月19日
件 名	亀山西小学校区学童保育所（おひさま）の公設を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市羽若町508 おひさま運営委員長 稲垣 賛郎
紹 介 議 員 氏 名	前田耕一、中村嘉孝、伊藤彦太郎、尾崎邦洋、鈴木達夫、岡本公秀、服部孝規、新 秀隆
委 員 会 の 意 見	主旨を了とする
審 査 の 結 果	採 択
措 置	請願の写しを市長へ送付する

○議長（櫻井清蔵君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願2件に対する討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、請願第7号及び請願第8号の2件については起立により採決を行います。

各請願についての委員長の報告は、いずれも採択となっております。

各請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、請願第7号学校給食の食材の産地公開の拡大を求める請願書、及び請願第8号亀山西小学校区学童保育所（おひさま）の公設を求める請願書の2件の請願については、いずれも採択することに決しました。

次に、日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第98条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「補助金制度のあり方」について
2. 理 由 亀山市の各種団体等に対する支援として、公平・公正な観点から市の補助金制度について調査・研究を行う。

平成24年12月18日

総務委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「学校等における防災教育」について
2. 理 由 亀山市の子どもの防災意識の向上を図るため、学校等における防災に関する教育について調査・研究を行う。

平成24年12月17日

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「地域における産業振興」について
2. 理 由 亀山市の産業の活性化を図るため、企業誘致や雇用対策及び企業に対する支援施策等について調査・研究を行う。

平成24年12月14日

産業建設委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 櫻 井 清 蔵 様

○議長（櫻井清蔵君）

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成24年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

（午後 3時47分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月21日

議 長 櫻 井 清 蔵

5 番 豊 田 恵 理

15 番 片 岡 武 男